令和３年第１回白馬村議会定例会議事日程

令和３年３月２日（火）午前１０時開会

（第１日目）

１．開　会　宣　告

日程第　１　諸般の報告

日程第　２　会議録署名議員の指名

日程第　３　会期の決定

会　期　自　令和３年　３月　２日

至　令和３年　３月１８日

日程第　４　村長挨拶

日程第　５　議案第　２号　白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定について

日程第　６　議案第　３号　白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について

日程第　７　議案第　４号　白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定について

日程第　８　議案第　５号　白馬山麓事務組合規約の変更について

日程第　９　議案第　６号　白馬村放課後子ども教室設置条例の制定について

日程第１０　議案第　７号　白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１１　議案第　８号　パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１２　議案第　９号　ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について

日程第１３　議案第１０号　白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第１４　議案第１１号　令和２年度白馬村一般会計補正予算（第８号）

日程第１５　議案第１２号　令和２年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）

日程第１６　議案第１３号　令和２年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第１７　議案第１４号　令和２年度白馬村水道事業会計補正予算（第３号）

日程第１８　議案第１５号　令和２年度白馬村下水道事業会計補正予算（第３号）

日程第１９　議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算

日程第２０　議案第１７号　令和３年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第２１　議案第１８号　令和３年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

日程第２２　議案第１９号　令和３年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

日程第２３　議案第２０号　令和３年度白馬村水道事業会計予算

日程第２４　議案第２１号　令和３年度白馬村下水道事業会計予算

日程第２５　予算特別委員会の設置について

令和３年第１回白馬村議会定例会（第１日目）

１．日　　時　令和３年３月２日　午前１０時より

２．場　　所　白馬村議会議場

３．応招議員

第１番	太谷修助	第７番	加藤亮輔
第２番	丸山勇太郎	第８番	津滝俊幸
第３番	田中麻乃	第９番	横田孝穂
第４番	太田正治	第１０番	田中榮一
第５番	伊藤まゆみ	第１１番	太田伸子
第６番	松本喜美人	第１２番	北澤禎二郎

４．欠席議員

なし

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村長	下川正剛	副村長	横山秋一
教育長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	下川啓一	上下水道課長	酒井洋
税務課長	田中克俊	住民課長	山岸茂幸
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	関口久人	総務課長補佐兼総務係長	田中洋介

６．職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	太田洋一

７．本日の日程

１）諸般の報告

２）会議録署名議員の指名

３）会期の決定

４）村長挨拶

５）議案審議

議案第２号から議案第２１号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

６）予算特別委員会の設置について

８．地方自治法第１４９条第１項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

１．議案第　２号　白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定について
２．議案第　３号　白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について
３．議案第　４号　白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定について
４．議案第　５号　白馬山麓事務組合規約の変更について
５．議案第　６号　白馬村放課後子ども教室設置条例の制定について
６．議案第　７号　白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
７．議案第　８号　パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
８．議案第　９号　ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について
９．議案第１０号　白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
１０．議案第１１号　令和２年度白馬村一般会計補正予算（第８号）
１１．議案第１２号　令和２年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）
１２．議案第１３号　令和２年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
１３．議案第１４号　令和２年度白馬村水道事業会計補正予算（第３号）
１４．議案第１５号　令和２年度白馬村下水道事業会計補正予算（第３号）
１５．議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算
１６．議案第１７号　令和３年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
１７．議案第１８号　令和３年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
１８．議案第１９号　令和３年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
１９．議案第２０号　令和３年度白馬村水道事業会計予算
２０．議案第２１号　令和３年度白馬村下水道事業会計予算

開会　午前１０時００分

１．開会宣告

議長（北澤禎二郎君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。これより、令和３年第１回白馬村議会定例会を開会いたします。

２．議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君）　直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１　諸般の報告

議長（北澤禎二郎君）　日程第１　諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員から、令和３年１月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書と令和２年度財政援助団体等監査の結果報告が提出されております。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、白馬山麓事務組合議会令和３年第１回定例会が、２月２２日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第２　会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君）　日程第２　会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第１１９条の規定により、第２番　丸山勇太郎議員、第３番　田中麻乃議員、第４番　太田正治議員、以上３名を指名いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、これらの文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第３　会期の決定

議長（北澤禎二郎君）　日程第３　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和３年第１回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から３月１８日までの１７日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から３月１８日までの１７日間と決定いたしました。

△日程第４　村長挨拶

議長（北澤禎二郎君）　日程第４　村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　令和３年第１回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

世界中で猛威を振るい、我が国でも深刻な状況にある新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、私たちの生活は大きな変容を余儀なくされ、また、我が国の経済は引き続き厳しい状況下にあります。

国においては、昨年１２月以降の首都圏を中心とした感染拡大を受け、緊急事態宣言を発出するなど、感染拡大防止対策と医療体制の確保、雇用の維持や事業の継続に向けた支援、そして新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重傷者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図るものとして、大きな期待をしている新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、先月１７日より、医療従事者を対象にしたワクチンの接種が全国の医療機関で始まり、続いて、高齢者から順次、住民に対する接種を開始をする予定としております。

しかしながら、ワクチン優先接種の対象となる医療従事者の数が、当初の想定を大幅に上回る見込みであることや、ワクチンの市町村への配布時期や数量などがいまだ不透明であることなどから、今後ワクチン接種のスケジュールに大きな影響が出る可能性も報道をされているところであります。

村といたしましては、健康福祉課を中心に、大北医師会、地元医療機関、県や関係市町村などと十分に課題等整理をしながら、当初の国が示すスケジュールに沿って４月以降、迅速かつ適切にワクチンの住民接種が実施できるよう、今後もワクチン接種体制の構築など、準備を進めてまいります。

長野県では、２月１６日に県内の感染状況が落ち着いたことから、新型コロナウイルス注意報を解除し、全圏域の感染警戒レベルを１に引き下げました。いまだ緊急事態宣言が発出されている地域もあり、今後、長野県にも影響が及んでくる可能性もありますので、県民及び事業者の皆様には、引き続き感染防止に十分注意をしていただきたいとしております。

本村におきましても、これまでの間、特に酒類の提供を行なう飲食店などの皆様には、厳しい経営状況の中、休業または営業時間短縮を行ない、感染拡大の抑止に御協力をいただき誠にありがとうございました。

感染警戒レベルが下がったとはいえ、今後も気を緩めることなく、住民の皆さん一人一人が、感染しない・させないという意識を常に持ち予防対策を続けるよう、引き続きご協力をお願いします。

観光課関係の状況についてですが、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を受けて、かつてない窮状に陥っているこの冬のシーズンの状況について、途中経過ではありますが報告をさせて

いただきます。

１月末の村内５スキー場の利用者数は２１万５，０００人余りで、昨年に比べれば５０％にまでに落ち込んでいます。

昨年は、暖冬と雪不足の影響を大きく受けたシーズンでありましたが、その半分にまで落ち込んでいるということは、新型コロナウイルス感染症の影響がスノーリゾートにとっていかに大きく深刻であるのかを物語っています。スキー場利用者数の落ち込みと同様に、宿泊施設も大変厳しい経営状況に陥っていると伺っています。

昨秋は、ＧｏＴｏトラベル事業の効果もあり、前年を若干上回っていたものが、緊急事態宣言の発令や、ＧｏＴｏトラベル事業の一時停止に加えて、長野県医療事態宣言の発令、村内における新規の陽性者の相次ぐ確認、感染警戒レベルの引上げといった難しい局面を迎え、観光団体の報告から察すると、１月から２月にかけての宿泊施設の稼働は、前年の２０％にも満たないのではないかと見ております。

１０都府県に対する緊急事態宣言は３月７日まで期間を延長され、ＧｏＴｏトラベル事業の一時停止措置も同日まで継続をされていますので、全国から積極的に誘客を進めるという状況にはありません。

ただ、長野県では、感染警戒レベルの引下げに伴い、段階的に需要喚起策を実施することとしておりますので、村としては県と歩調を合わせ残るシーズンの誘客に取り組み、少しでも巻き返しを図りたいと考えています。

それでは、各課における事業実施状況についてご報告をさせていただきます。

総務課関係では、本年度までの２か年で実施した新防災情報配信システム事業ついては、防災アプリ、配信メールを含め、４月の本格運用に向け、最終調整をしております。４月からは、屋外子局、家庭内での戸別受信機のほか、防災アプリ、登録制メールを公開し、新たに情報の多重化発信が実現します。

有事への備えとして、多くの村民の皆様から、防災アプリ、登録制メールについてもご利用をいただきたいと考えております。なお、このアプリは地区総会等での説明を予定しておりましたが、コロナの状況により要望がないことから、弾力的にお知らせをし、操作説明などの方法を考えたいと思います。なお、ダウンロードの方法については、広報誌でもお知らせをいたします。

ふるさと納税の見込額でありますが、予算で想定している３億９，０００万円に今週中には達する見込みです。１月末の状況では、対前年比１１６％で、品目については、現在２０１件で昨年から６０件の増加となっております。

多くの納税者の皆様に感謝するとともに、このコロナ禍で増額につながったことは、返礼品事業者、指定管理者、そして職員の努力も大きいというふうに思っているところであります。

返礼品といたしましては、白馬産米、民宿の補助券、電子感謝券、スノーピーク関係の商品が多

い傾向となっております。

ふるさと白馬村を応援する条例につきましては、村に対して寄附をする方の意向を反映するための事業区分について追加をしたいため、本議会での条例の一部改正を提出をさせていただきますので、ご審議をよろしくお願いをいたします。

第５次総合計画後期計画については、パブリックコメントを実施し、５名の方から１４件の意見と白馬村議会からご提言をいただき、このご意見・ご提言につきましては、再度担当課で検討を行い、計画案が修正されたもの、されなかったものがありますが、これらを踏まえて策定作業を全て終了をいたしました。

計画期間となるこれからの５年間、白馬に集う皆さんが、白馬の豊かさとは何かを問い続けることによって、激しい社会変化にもお互いに知恵を出し合い、手を携えながら乗り越える、そして一人一人が豊かさを感じながら成長することができる村づくりを推進してまいりたいと思います。

観光課関係では、新型コロナウイルス感染症対策事業について、前定例会以降の実施状況について報告をさせていただきます。

まず、白馬村・小谷村地域支えあいプレミアム付の商品券事業についてですが、商品券の使用期限は１月末日でありましたので、現在は商品券の換金、事業費の精算段階に差しかかっています。

両村で販売した商品券は、合計１万７，１９９冊、額面にして１億７，１９９万円になりますが、この９９．２％に相当する１億７，０７０万円の換金が終了をしています。

利用を業種的に見ると、８割弱が小売業で利用され、２割弱が飲食・サービス業で利用されております。また、大型店における利用率は３６％であったことから、大型店に偏ることなく地域内で広く利用されたと見てよいと捉えています。

次に、第４号補正でお認めをいただきました観光割引クーポン発行支援金、白馬宿泊割事業についてですが、９月上旬にクーポン原資３，０００万円余りを宿泊施設に配分し、９月１９日から事業を開始をしたところですが、これまでの利用としては、換金ベースでは約１，０００万円、全体の３分の１の利用にとどまっているという状況です。

冬の誘客に備え、配分額を抱えていたものの新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、これまでは活用できる状況ではなかったと言えます。

また、第６号補正では、リフト券付宿泊クーポン事業費の増額補正をお認めいただきましたが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により、着手できていないという状況にあります。これら観光割引クーポン事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、長野県の需要喚起策が再開されてきますので、県と歩調を合わせて、かつ、県事業との併用による値頃感を前面に打ち出せるような仕組みを考え、残るシーズンの巻き返しにつなげることができるように取り組んでまいりたいと考えております。

住民課関係では、北アルプス広域連合が事業主体として整備を進めております、白馬リサイクル

センター建設工事の進捗状況でありますが、広域連合によりますと、２月１０日時点での進捗率は９３％で、主に舗装工事を残すだけとなっており、当初の予定どおり４月から開設できる見込みとのことであります。

また、広域ごみ処理負担金の負担率に直結をする焼却ごみ量について、令和２年１月から１２月までの暦年統計の速報値が公表をされました。速報値によりますと、３市村とも減少し、焼却ごみの総搬入量は1万５９７トンで、前年比７０７トン減少しました。このうち、白馬村からの搬入量は2，６９３トン、前年比８．１％、２３９トンの減少となり、暦年数値の把握が開始された平成２９年以降、最少の般入量となりました。

健康福祉課関係では、今年度において策定を進めている第６期白馬村障害福祉計画、第２期白馬村障害児福祉計画及び白馬村高齢者福祉計画につきましては、３月１６日までパブリックコメントを実施しております。

新型コロナウイルスの感染症対策の観点から、策定委員会については、思うような開催はできませんでしたが、本村の高齢者福祉、障害者福祉の基本となるこれらの計画を今月中に策定をしてまいります。

農政課関係では、国の基本指針に掲げる令和３年度主食用米等の生産量を受け、長野圏域の生産目安値は１８万6，６１５トンであり、うち北アルプス管内の割り当ては、昨年の生産数量目安値の９７．６％で、１万9，１９４トン、面積換算で3，１５４ヘクタールにとどまりました。

当村については、地域間調整後の数字が２，２７１トン、４１６ヘクタールで、ほぼ昨年の作付実績並みに落ち着く予定であります。

令和３年産の作付に向け、適正生産の達成がなければ需給の緩和、価格の下落は避けられず、政府による出口対策（買入等）は期待できないことを認識し、産地交付金を十分活用しながら水田活用に取り組む必要があると考えます。

農業振興の基盤となる圃場整備事業についてですが、新田地区の圃場整備５８ヘクタールにつきましては、昨年ＪＡや農業改良普及センター、地元圃場整備推進協議会等で協議を重ね、営農計画を作成し、県にお認めをいただきました。今後は、次のステップとして事業の実施計画や概要書の作成に進んでまいります。なお、各事業の進捗は、地権者の同意なくして進むことができないことから、引き続き、ご理解とご協力を願うところであります。

建設課関係では、本年度の除雪関係について１２月中旬以降断続的に降雪が続きましたことから、１月末現在の実績では、平年を上回る降雪量となっております。ご承知のとおり、昨年は少雪のシーズンだったことも踏まえ、本年度除雪委託費の単価の見直し等も行い、円滑な除雪体制の構築と安心・安全な道路環境の維持に努めておるところですが、除雪の委託に係る経費が予算規模を上回る見通しとなりましたことから、本議会でご審議いただきますよう補正予算において所要額を追加計上させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

上下水道課関係では、今年度は上下水道事業を広く知っていただくことを目的に、広報番組を数本制作し、ユーテレ白馬で放映しました。

広報はくばには、上下水道関連の記事を毎月掲載しており、上下水道といった身近なインフラへの関心が一層高まるよう引き続き取り組んでまいります。

今年度の上下水道の使用料につきましては、新型コロナウイルスの影響により減収見込みとなっています。首都圏に２回目の緊急事態宣言が発令されるまでは、ＧｏＴｏトラベルの恩恵もあり、わずかな減収にとどまっておりましたが、緊急事態宣言が延長されたことなどにより減収の幅が広がるものと予想をしており、新年度予算においても使用料収入の減収を見込んでおります。

教育委員会関係の教育課では、スクールバスの運行は大きな事故や問題もなく２月をもって終了をいたしました。試験運行ということから、路線の変更や時間設定の変更などを細かく行ないました。

現在、利用者にアンケート調査を実施をしており、新年度には学校、保護者へ報告をし、今後の事業検討に生かしてまいりたいと思っております。

ＧＩＧＡスクール構想に基づく１人１台のタブレット整備は、既に学校に機器は納品をされておりますが、校内ネットワーク整備が今月末を目標に工事を進めているところです。

小学校の教職員も事前に機器に触れて扱い方の研修を進めており、新年度から本格運用を目指しております。

３月は卒業のシーズンであります。村内小中学校でも、この定例会の会期中に卒業式が執り行われます。しかし、新型コロナウイルス感染症が終息しない状況から関係者のみの参列で行なわれることとなりました。児童生徒はそれぞれの希望を胸に小中学校を卒業いたします。議員の皆様も卒業式にはご参列いただけませんが、陰ながら卒業生にエールを送っていただきたいと思います。

子育て支援課関係ですが、来年度のしろうま保育園の入所状況でありますが、３歳未満児６２名、３歳児３６名の申込みがありました。

保育士の確保に難航しておりましたが、何とか確保することができ、またこの２月から村内で民間事業者による家庭的保育施設が開設をしたことに伴い、児童の調整をさせていただいたことにより入所辞退者及び入所基準を達しない者を除く、申込者全員の受入れが可能となり入所を決定いたしました。

来年度、保育園では、３歳未満児５１名を含む１５４名のお子様をお預かりすることとなり、家庭的保育施設では、３歳未満児５名のお子様をお預かりすることとなります。

例年、未満児保育の希望者数に対して保育士が不足をしている状況については変わっておりませんが、今後も保育士の確保と併せまして民間事業者と連携をし、保育の充実に向けた取組を引き続き進めてまいります。

生涯学習スポーツ課では、図書館等複合施設につきましては、令和２年度において基本計画を策

定し、ＪＲ白馬駅を最優先候補地に選定をし、今年度においてＪＲ東日本長野支社との協議や、官民連携の可能性を探るためのサウンディング調査、駐車場の確保なども含めて、基本計画で課題としていたことを中心に条件整備をしてまいりました。

官民連携のサウンディング調査では、多くの民間事業者に白馬村の図書館複合施設の案件に興味・関心を持っていただき、多様なご意見やご提言を頂くことができ、基本計画で候補地を選定した際には、官民連携の可能性が高いと思われたことを理由にＪＲ白馬駅を最優先候補地といたしましたが、民間事業者からは、他の候補地のほうが望ましいというご意見も多く頂く結果となりました。

また、駐車場や屋外広場の確保のために、駅東側を視野に入れた計画案の検討をすることとしておりましたが、ＪＲ東日本長野支社との協議の中でも複合施設本体の建設工事に加えて、東西を結ぶ自由通路の新設予算的に大きな負担となることが確認され、新型コロナウイルス感染症の影響により、村の財政も想定以上に厳しい状況となっていることから、駐車場や屋外広場の確保を含めて現実的には厳しいものと判断をいたしました。

そして、多くの皆様が住民目線の白馬らしい施設を望んでいることや、村有地を有効に活用することで財政負担も軽減できる可能性があることから、令和３年度において、現在の子育て支援ルームがあるＣ候補地を中心として、候補地の見直しを進めることといたしました。

今後も引き続き、官民連携の可能性を探るための官民対話を重ねるとともに、住民の皆様にも情報を共有し、ご意見を伺いながら施設の詳細を検討していく所存であります。

また、繰り返しになりますが、厳しい財政状況を考えると、建設費や運営費の財源につきましても、しっかりと確保をすることが必要となりますので、次年度以降にどういった手法で財源を確保していくのかということも検討をしてまいりたいというふうに考えております。

図書館複合施設につきましては、当初の予定よりもスケジュールが遅れておりますが、時間がかかってもしっかりと検討・議論を重ね、多くの村民に長く愛されるようなよりよい施設にしたいと考えております。

延期となっておりました東京２０２０オリンピック聖火リレーが、４月１日に白馬村で実施されます。このリレーには、オリンピックムーブメントの推進に寄与され、長野冬季オリンピックの感動がもう一度知っていただけることを望んでいます。

庁舎入り口や多くの方が見てもらえる場所に、懸垂幕や聖火リレーコース上に横断幕等を設置をしました。運営については、長野県の実行委員会と協力をし、コロナの状況等含め運営をしてまいります。

令和２年度白馬村一般会計補正予算（第８号）について若干説明させていただきます。今回の補正予算は、歳入歳出予算総額に８，３７１万４，０００円を減額をし、予算総額を７５億９，０４４万円とするものです。

補正の主なものとしましては、歳入は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第３次分による増額と、財政調整基金繰入金の減額であります。

歳出は、全般的に事業が完了した予算の精算によるものが主なものでありますが、新型コロナウイルス感染症防止のため、介護施設従業員に対してＰＣＲの自主検査費用の補助を新規に計上し、飲食店の時短営業などの影響を大きく受けた村内タクシー事業者の支援についても新規に計上しました。また、平年を上回る降雪量による除雪委託料の増額です。

次に、令和３年度白馬村予算では、一般会計の予算編成方針を、第５次総合計画の基本理念を実現させるための事業に取り組むことはもちろんですが、全世界に蔓延をしている新型コロナウイルス感染症対策を継続をし、その感染症が村民生活や地域経済に与える影響を可能な限り抑えることを意識して、全職員が一丸となって予算編成を行いました。

具体的な手法といたしましても、長期的に健全財政を堅持するため、令和３年度も一般財源の枠配分方式を用いて、歳出の徹底した圧縮を行なうものの、新型コロナウイルス感染症対策、経済対策に最優先で取り組まなければならないため、令和３年度に予定している事業であっても令和４年度以降で実施可能な事務事業は極力延期することといたしました。

予算規模は５６億３，６００万円で、前年度当初予算５９億４，５００万円に比較すると３億９００万円、５．２％の減となります。

令和３年度における重点事業は、２０１９年１２月に行なった白馬村気候非常事態宣言と、２０２０年２月に行なったゼロカーボンシティ宣言の理念に基づいて、具体的な行動計画を策定をするための事業に６００万円余り、犬川に小水力発電施設を建設するための事業に２，３００万円余り、地域の中核となる企業の取組を支援するためなどとして、昨年度に引き続き、地方創生推進交付金事業に１億６，２００万円余り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止して、住民の生命及び健康を守るためのワクチン接種事業に４，２００万円余り、村内事業者の業績悪化などによる資金繰り対策及び感染防止対策を支援するための事業に３，２００万円余りを計上しております。

続いて、令和３年度特別会計等の予算規模でありますが、国民健康保険事業勘定特別会計の予算規模は１０億５，３８９万円で、前年比４，７２１万７，０００円の減額、後期高齢者医療特別会計の予算規模は１億５５５万６，０００円で、前年比３１６万９，０００円の増額、農業集落排水事業特別会計の予算規模は４５４万９，０００円で、ほぼ前年と同規模となっております。

水道事業会計予算は、収益的収入が３億１，０００万円余り、収益的支出が２億５，８００万円余りで、資本的収入は６，７００万円余り、資本的支出は１億６，０００万円余りです。不足する額は、損益勘定留保資金建設改良積立金等で補填をいたします。

大町建設事務所による国・県道の改良工事に伴う移転補償工事費や、北城南部地区の圃場整備新設村道への配水管工事費として８，３００万円余りを計上をしております。

下水道事業会計予算は、収益的収入・支出とも５億１，２００万円余り、資本的収入は３億

４，０００万円余り、資本的支出が４億５，６００万円余りで、不足する額は損益勘定留保資金等で補填をします。

水道事業と同様に、大町建設事務所による国・県道の改良工事に伴う下水管の移転補償工事費として２，８００万円余りを計上をしております。

本定例会に提出します案件は、議案２０件であります。

議案につきましては、担当課長などに提案理由の説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、本定例会の開会に当たりましての挨拶といたします。

議長（北澤禎二郎君）　これより議案の審議に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第５５条の規定により、１議員１議題につき３回まで、また、会議規則第５４条第３項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第５　議案第２号　白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定について

議長（北澤禎二郎君）　日程第５　議案第２号　白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君）　それでは、議案第２号　白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第２４４条の２第６項及び白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第６条の規定により、指定管理者の指定をしたいため、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンター、指定管理者となる団体の所在及び名称は、白馬村大字神城１８００５番地１、白馬村　堀之内区、区長　山田寿穂、指定の期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間でございます。

当該団体は、平年２８年４月１日当初から５年間、指定管理者として施設の管理を行なってきており、今回１回目の更新となります。

説明については以上でございます。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め質疑を終結いたします。

△日程第６　議案第３号　白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について

議長（北澤禎二郎君）　日程第６　議案第３号　白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　議案第３号　白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第２４４条の２第６項及び白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第６条の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称、白馬村白馬町交流センター、２、指定管理者となる団体の所在及び名称、白馬村大字北城７０７１番地２、白馬村　白馬町区、区長　内川明、３、指定の期間、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間でございます。

本施設の指定管理者の候補者であります白馬町区は、これまで白馬町交流センターの指定管理者として管理を行なっており、指定期間終了に伴い再指定をしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第７　議案第４号　白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定について

議長（北澤禎二郎君）　日程第７　議案第４号　白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君）　議案第４号　白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定について。地方自治法第２４４条の２第６項及び白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第６条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので議会の議決を求める。

１、公の施設の名称、白馬村飯田交流センター、２、指定管理者となる団体の所在及び名称、白馬村大字神城２１４３２番地、白馬村　飯田区、区長　田中敏明、３、指定の期間、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間となります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第８　議案第５号　白馬山麓事務組合規約の変更について

議長（北澤禎二郎君）　日程第８　議案第５号　白馬山麓事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君）　議案第５号　白馬山麓事務組合規約の変更につきましてご説明いたします。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、白馬山麓事務組合規約の一部を変更する規約を定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第２９０条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。現在、白馬山麓事務組合では、北アルプス広域連合からの受託業務として、旧清掃センターにおいてごみの収集を行なっておりますが、４月から白馬リサイクルセンターが開設することにより、白馬山麓事務組合としてのごみ処理に関する業務が終了することから、規約の改正を行なうものであります。

２枚目裏面の新旧対照表を御覧ください。

第３条は組合が行なう事務を規定しております。４つの事務のうち、ごみ処理に関する規定の第２号を削除し、以下の２つの号を１号ずつ繰り上げるもので、第１１条第２項は、構成２村の負担比率の基準日等を規定しております。

３行目の利用割に関する規定の、「、じん芥」の文言を削除するものであります。

表の改め文を御覧ください。

附則として、組合規約の施行日を令和３年４月１日とするものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第９　議案第６号　白馬村放課後子ども教室設置条例の制定について

議長（北澤禎二郎君）　日程第９　議案第６号　白馬村放課後子ども教室設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君）　議案第６号　白馬村放課後子ども教室設置条例の制定についてご説明いたします。

放課後子ども教室は、今年度、試験的に白馬北小学校を対象に実施してまいりましたが、令和３年度から本格的に実施していきたいため本条例を制定したいものでございます。

第１条では設置及び目的、第２条では事業内容を、第３条で名称及び位置、第４条で管理運営、第５条で対象児童、第６条で利用料について規定させていただいてございます。

この条例の施行日は、令和３年４月１日としてございます。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１０　議案第７号　白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君）　日程第１０　議案第７号　白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君）　議案第７号　白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、別表中、学校医の項を改めたいものであります。

最終面の新旧対照表を御覧ください。

学校医の項のうち、薬剤師の欄、「５０，０００」を「７０，０００」に改めたいものです。

学校薬剤師については、水質検査などの業務も増えていることなどから総合的に検討し、改正したいものであります。

なお、この条例の施行は、令和３年４月１日としたいものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１１　議案第８号　パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君）　日程第１１　議案第８号　パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君）　議案第８号　パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

３、４歳児の眼科検診につきまして、保健師等で実施してまいりましたが、視覚の発達する年齢は限られており、就学前からの治療が重要であることから専門技術職である視能訓練士を任用するため、本条例を改正したいものであります。

最終ページ、新旧対照表を御覧ください。

「視能訓練士、日額９，０００円以内」として定めるものでございます。

施行日は、令和３年４月１日でございます。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１２　議案第９号　ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君）　日程第１２　議案第９号　ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　議案第９号　ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、最終ページの新旧対照表を御覧ください。

第２条第１項の白馬村に対して寄附を行なう者の意向を反映する事業の区分に新たに第９号として、「豊かな心を育てるための文化・芸術の振興に関する事業」を加えるものでございます。

改め文に戻っていただきまして、この条例の施行日は、令和３年４月１日から施行したいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１３　議案第１０号　白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君）　日程第１３　議案第１０号　白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君）　議案第１０号　白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が２月３日に公布されたことに伴い、条例附則の改正を行なうものであります。

２枚目裏面の新旧対照表を御覧ください。

附則第５項において、新型コロナウイルス感染症の定義を「法附則第１条の２の規定」と定めておりますが、今回の法律改正により法附則第１条の２が削除されたことから、国の準則に示された定義に改めるものであります。

表の改め文にお戻りいただき、附則として条例の施行日を公布の日とするものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１４　議案第１１号　令和２年度白馬村一般会計補正予算（第８号）

議長（北澤禎二郎君）　日程第１４　議案第１１号　令和２年度白馬村一般会計補正予算（第８号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　議案第１１号　令和２年度白馬村一般会計補正予算（第８号）につきましてご説明をいたします。

第１条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８，３７１万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を７５億９，０４４万円とするものであります。

第２条繰越明許費につきましては、５ページをお開きください。

第２表繰越明許費として、令和２年度から令和３年度へ繰り越す事業は、４事業ありまして、まず２款２項賦課徴収事業２６４万円は、村税の納付書をコンビニ収納でも対応可能とするためのシステム構築業務委託料です。

同じく７項スポーツ振興事業８５万円は、東京２０２０オリンピック聖火リレーのウエルカムプログラムやパラリンピック聖火フェスティバルの運営委託料です。

７款２項村道改良国庫補助事業１億２３０万円は、大和出踏切拡幅改良事業の実施設計委託料と、姫川通橋ほか２橋の改良に係る実施設計委託料と工事費です。

同じく５項村営住宅管理事業８００万円は、村営住宅白馬団地解体に係る工事費で、以上の合計額１億１，３７９万円を次年度に繰越しをしたいというものでございます。

第３条債務負担行為の補正につきましても、５ページを御覧ください。

第３表債務負担行為の補正として、新たに雪置用公園や北アルプス広域連合施設の敷地に係る馬畔共有地の地上権設定契約を結んだため、昭和５８年度から令和２４年度までありました清掃センター等用地賃借料契約を廃止するものであります。

第４条地方債の補正と廃止につきましては、６ページをお開きください。

第４表になりますが、地方債の変更は、庁舎等屋根改修事業と落倉自然園木道改修に係る観光施設改修事業及び道路新設改良事業は、精算による限度額の減額で、村営住宅除却事業は、設計積算の中で減額が見込まれたため限度額を減額するものであります。

地方債の廃止は、小学校の情報通信ネットワーク整備に係る学校教育施設等整備事業であります

が、財源を地方債から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に組み替えたことにより廃止をするものでございます。

９ページ、歳入明細を御覧ください。

主なものについてご説明をさせていただきます。

１２款１項１目民生費負担金６２万８，０００円の減額は、新型コロナウイルス感染症などの影響により児童クラブなどの利用者数が減ったことによるものです。

１３款１項１目総務使用料１，３５３万３，０００円の減額も、新型コロナウイルス感染症の影響によりジャンプ台リフト使用者数が減ったことによるものです。

１４款１項１目民生費国庫負担金３４７万３，０００円の減額は、対象児童数の減少により児童手当負担金を減額するものです。

１０ページを御覧ください。

１４款２項２目衛生費国庫補助金１６０万５，０００円の減額は、浄化槽設置基数及び国庫補助対象基数の確定による浄化槽整備事業費補助金１５４万円の減額などによるものです。

６目観光商工費国庫補助金７９５万円の減額は、地方創生推進交付金がドローン事業の事業未実施、縮小に伴う減額とグランピング事業の事業縮小による減額です。

７目総務費国庫補助金６２０万５，０００円の減額は、１人一律１０万円を配布した特別定額給付金事業の事業費確定による給付費と事務費の１，９８０万４，０００円の減額と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第３次分による１，３６２万１，０００円の増額によるものです。

１１ページを御覧ください。

１５款１項１目民生費県負担金７８万４，０００円の減額も、主に対象児童数の減少により児童手当負担金を１００万９，０００円減額するものです。

２項２目民生費県補助金４４４万４，０００円の増額は、主に小学校放課後児童クラブと子育て支援センター利用者支援事業と子育て支援ルームに対して交付される新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金２５０万円の増額によるものです。

同じく４目農林水産業費県補助金２５９万３，０００円の減額は、１２ページを御覧ください。

主に経営体育成支援事業費補助金の要望なしによる３００万円減額です。

同じく１０目商工費県補助金５１６万６，０００円の増額は、白馬村・小谷村地域支えあいプレミアム付商品券事業に対する地域支えあいプラスワン消費促進事業の増額交付決定によるものです。

３項１目総務費県委託金１，０３６万３，０００円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響額に対する補填金としてジャンプ台管理委託金の増額によるものです。

１３ページを御覧ください。

１６款１項１目財産貸付収入５３５万６，０００円の減額は、白馬村振興公社の経営状況を鑑み、賃借料の免除による指定管理対象施設貸付収入の減額などによるものです。

２項２目物品売払収入１５５万８，０００円の増額は、白馬クロスカントリー競技場圧雪車とウイング２１の除雪機の売却によるものです。

１８款１項１目財政調整基金繰入金２，８２４万９，０００円の減額は、事業完了による歳出の精算などによるもので、今年度の財政調整基金繰入金は、今のところ１億２，７０８万３，０００円となる見込みでございます。

同じく２目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金７２３万円の減額も、充当予定事業の精算による減額です。

１４ページを御覧ください。

２０款４項１目雑入１３８万１，０００円の増額は、主に北アルプス広域連合への派遣職員に対する人件費６２７万５，０００円の増額と白馬山麓事務組合への派遣職員に対する人件費４９６万５，０００円の減額によるものです。

２１款１項村債に関しましては、先ほど第４条の地方債の補正、廃止で説明をさせていただいたとおりです。

１６ページ、歳出明細を御覧ください。

全般的に、事業が完了した予算の精算によるものが主なものでございます。

１款１項１目議会事務事業１０５万９，０００円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により会議等が中止となったための減額などによるものです。

２款１項１目一般管理事業３７９万９，０００円の減額は、１７ページを御覧ください。主に勤怠管理システムの導入先送りによる１２７万６，０００円の減額などです。

２款１項６目情報化対策事業３８９万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響によるリース期間変更のための減額です。

同じく特別定額給付金事業２，００３万５，０００円の減額は、事業精算による減額です。

１８ページ、３項１目戸籍住民基本台帳事業３２３万３，０００円の減額は、主に法改正に対応するための電算システム改修委託料５１１万円減額などによるものです。

少し飛びまして、２１ページを御覧ください。

３目スキー大会推進事業２９０万円の減額は、新型コロナウイルス感染症による全日本スキー選手権コンバインド競技の開催地が札幌に変更となったための減額です。

３款１項２目老人福祉事業３７５万５，０００円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため敬老会未実施などによるものです。

２２ページ、同じく高齢者移動支援事業７８０万円の減額は、高齢者のタクシー乗車券使用実績見込みによる減額です。

５目地域包括支援センター・地域支援事業２６２万５，０００円の増額は、介護施設内の新型コロナウイルス感染防止のため介護施設従業員に対してＰＣＲ自主検査費用を補助するものです。

６目後期高齢者医療事業６６３万４，０００円の減額は、長野県後期高齢者広域連合からの精算通知に基づく減額です。

２３ページ、２項１目児童手当等給付事業５９０万円の減額は、事業完了による減額です。

飛びまして、２５ページを御覧ください。

２目子育て支援事業１３９万７，０００円の減額は、主に事業負担額変更による北アルプス広域経常費負担金１４６万５，０００円の減額です。

２６ページ、３目子育て支援ルーム運営事業１００万円の増額は、先ほど歳入でも説明をいたしました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を活用して子育て支援ルームの消毒費用６６万円と、施設洗浄後のコロナ対応の備品購入費３４万円です。

２７ページ、４款１項１目合併処理浄化槽整備事業２６２万４，０００円の減額は、歳入でも説明いたしましたが、浄化槽設置基数の確定による減額です。

２８ページ、母子健康事業２２４万５，０００円の減額は、事業終了による減額です。

２９ページ、２項１目塵芥処理事業１８１万円の減額は、主にごみ処理広域化推進分の減額などによる北アルプス広域連合負担金２０６万４，０００円の減額です。

２目し尿処理事業４３７万４，０００円の増額は、浄化槽汚泥処理料、し尿処理料収入の減と、白馬、小谷の搬入比率の構成により白馬村の比率が２％増えたことによる白馬山麓事務組合負担金の増額によるものです。

５款１項３目農業振興事業２９７万１，０００円の減額は、歳入でも説明いたしましたが、主に経営体育成支援事業費補助金の要望なしによる３００万円減額によるものです。

３０ページ、同じく農地集積協力金交付事業４６２万２，０００円の増額は、北城南部地区圃場整備対象農地において第１、第２工区の機構集積が実施されるため、これに対する協力金の交付です。

４目多面的機能支払交付金事業３２４万９，０００円の減額は、新規参入予定であった地区の活動組織が参入を断念したことなどによる多面的機能支払交付金の減額です。

３１ページ、２項１目有害鳥獣被害対策事業５３万３，０００円の増額は、主に秋に熊の出没が多かったことと、猿、イノシシ、鹿が各地に出没したことにより実施隊員の出動回数が増えたことによる鳥獣被害対策実施隊員報酬６２万４，０００円の増額です。

３２ページ、６款１項２目平地観光施設管理事業２４１万６，０００円の減額は、先ほど地方債の補正でも説明いたしましたが、事業完了による落倉自然園木道改修工事費の減額です。

３３ページ、３目地方創生推進交付金事業１，５９０万円の減額は、歳入でも説明いたしましたが、地方創生推進交付金対象のドローン事業の事業未実施などに伴う減額と、グランピング事業の事業縮小による減額です。

同じく観光割引クーポン発行支援事業９００万円の減額は、スキーシーズンに向けた新たな観光事業喚起支援のための観光割引クーポン発行支援金で、年度内執行不可能な額を減額いたしました。

２項１目新型コロナウイルス感染対策事業４万円の減額は、緊急事態宣言外出自粛、飲食店の休業、時短営業協力要請の影響を大きく受けた村内タクシー事業者を緊急的に支援するため事業継続緊急支援交付金９６万円を増額、注文システム構築費用や配達費用といった泊食分離形態への促進支援金の年度内執行不可能な額１００万円を減額いたしました。

３４ページ、７款２項２目除雪事業５，０００万円の増額は、今年度は１月２９日時点において過去７年間で２番目に多い積雪となっており、村道除雪が適切に行なわれるよう地区や受託事業者と十分に調整しておりますが、除雪委託料が不足したためでございます。

３目道路改良起債事業１，３１３万８，０００円の減額は、事業精算による減額です。

３５ページ、５項１目村営住宅管理事業３８３万３，０００円の減額は、地方債の補正でも説明いたしましたが、設計積算の中で減額が見込まれました村営住宅白馬団地解体工事費の減額によるものです。

３６ページ、８款１項４目防災事業１６０万円の減額は、主に新防災情報配信システムに係る施工管理委託料が実施不能となったことによる減額です。

３７ページ、９款１項２目学校環境整備事業５７２万６，０００円の減額は、ＧＩＧＡスクール構想による小学校の児童用タブレット整備で、市町村総合事務組合が行なった共同調達による入札の結果、減額となったためです。

３８ページ、４項１目社会教育一般事業１８７万７，０００円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策により事業中止に伴うものです。

３９ページ、４項４目文化財保護事業１９８万１，０００円の減額は、主に氷河調査委託料で、長野県北アルプス地域振興局分が直接支払いとなったことによる１８８万３，０００円の減額です。

４０ページ、５項３目学校給食センター事業８２万５，０００円の増額は、新型コロナウイルス感染症に係る給食センター殺菌消毒実施による消毒等業務委託料の増額です。

１１款１項２目公債利子事業２７０万円の減額は、利子の支払い終了による減額でございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから５分間休憩といたします。

休憩　午前１１時１６分

再開　午前１１時２１分

議長（北澤禎二郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第１５　議案第１２号　令和２年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第

３号）

議長（北澤禎二郎君）　日程第１５　議案第１２号　令和２年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君）　議案第１２号　令和２年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）につきましてご説明いたします。

第１条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，１７６万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を１０億９，３６８万８，０００円とするものであります。

今回の補正は、長野県に納付する各納付金の額が確定したことによる減額補正及び財源の組替えを行なうものであります。

５ページの歳入明細を御覧ください。

５款繰入金２項１目国民健康保険財政調整基金繰入金１，１７６万３，０００円の減額は、歳出の減額により繰入額を減額するものであります。

６ページ歳出明細を御覧ください。

３款国民健康保険事業費納付金１項医療給付費分５２１万８，０００円、２項後期高齢者支援金等分６２７万１，０００円、７ページになりますが、３項介護給付金分２７万４，０００円の減額は、いずれも納付金額の確定により減額をするものであります。

４款保健事業費１項１目特定健康診査等事業は、財源の組替えを行なうものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１６　議案第１３号　令和２年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議長（北澤禎二郎君）　日程第１６　議案第１３号　令和２年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君）　議案第１３号　令和２年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

第１条として、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を１億３２３万２，０００円とするものです。

５ページの歳入明細を御覧ください。

１款１項１目後期高齢者医療保険料は、普通徴収分の納付被保険者数の伸びが見込まれることから３０万円増額するものです。

裏面の歳出明細を御覧ください。

２款１項１目広域連合負担金は、納付される普通徴収保険料の伸びを見込み広域連合に納付するための費用として３０万円を増額するものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１７　議案第１４号　令和２年度白馬村水道事業会計補正予算（第３号）

議長（北澤禎二郎君）　日程第１７　議案第１４号　令和２年度白馬村水道事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君）　議案第１４号　令和２年度白馬村水道事業会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

第２条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収益的収入予定額２２０万４，０００円増額いたしまして、３億９１０万４，０００円とします。収益的支出予定額３８８万４，０００円を減額いたしまして、２億６，７２８万１，０００円といたします。収入では加入件数の増加により加入分担金等が増額になるものでございます。また支出では配水量の減少に伴い、運転に伴う動力費等が減額となるものでございます。

第３条資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

資本的収入予定額２，１９１万２，０００円減額いたしまして、４，５６７万８，０００円とします。資本的支出予定額は１，１７０万円減額いたしまして、１億３，８８２万９，０００円といたします。収入支出とも長野県大町建設事務所発注の道路改良工事の一部が、令和３年度施工に変更になったことなどによる減額でございます。

第４条では起債の限度額について補正を行なっております。また、第５条では職員給与費について補正を行なっているものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１８　議案第１５号　令和２年度白馬村下水道事業会計補正予算（第３号）

議長（北澤禎二郎君）　日程第１８　議案第１５号　令和２年度白馬村下水道事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君）　議案第１５号　令和２年度白馬村下水道事業会計補正予算（第３号）について説明を申し上げます。

第２条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収益的収入予定額４００万円減額いたしまして、5億2，０１８万円といたします。収益的支出予定額は２３０万円減額いたしまして、５億2，０１６万6，０００円といたします。収入では一般会計からの補助金を減額いたし、支出では実績に合わせ汚泥処理に係る委託費、また運転に係る動力費を減額いたします。

第３条資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

資本的収入予定額６２３万7，０００円減額いたしまして、3億7，７３０万3，０００円とします。資本的支出予定額は1，０３７万4，０００円減額いたしまして、５億1，１０１万7，０００円といたします。収入支出とも主な減額は水道事業と同様に、長野県大町建設事務所発注の道路改良工事の一部が、令和３年度施工に変更になったことによる減額でございます。

第４条では起債の限度額について補正を行なっております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第２号から議案第１５号までにつきましては、お手元に配付してあります令和３年第１回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　異議なしと認めます。よって、議案第２号から議案第１５号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第１９　議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算

議長（北澤禎二郎君）　日程第１９　議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算につきましてご説明いたします。

私からは歳入と議会、監査及び総務課所管の歳出につきましてその概要を説明し、その他の歳出につきましては担当課長が順次説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

一般会計予算書２ページを御覧ください。

第１条令和３年度白馬村一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ５６億3，６００万円と定める

ものであります。

第２条債務負担行為の期間及び限度額につきましては、１０ページをお開きください。

第２表債務負担行為として、まず北アルプス広域連合施設などの敷地に係る馬畔共有地の地上権設定契約であります。債務負担の期間は令和３１年度までで、限度額は9，２３６万1，０００円であります。

次に、北アルプス広域連合が行なう旧清掃センター解体撤去工事などの負担金に係るマテリアルリサイクル整備事業であります。債務負担の期間は令和１３年度までで限度額は５，７２２万５，０００円であります。

第３条地方債の目的につきましても１０ページになります。

第３表になりますが、まず交付税の不足を補うための臨時財政対策債を２億５，０００万円、以下、各種事業になりますが、庁舎等改修事業として庁舎の屋根改修に９９０万円、農業基盤整備事業として、圃場整備事業に1，３００万円と、省水力発電事業に６４０万円、観光レクリエーション施設改修事業として辺地対策事業債を活用した、落倉自然園木道改修に1，５００万円、道路新設改良事業に1億1，２５０万円、学校教育施設改修事業として公共施設等適正管理推進事業債を活用した学校環境整備事業に３３０万円、合計４億1，０１０万円の借入れを予定しております。起債の方法につきましては、証書借入れまたは証券発行で利率３．５％以内でございます。

続いて１３ページからの歳入明細を御覧ください。

１３ページから１４ページにかけまして、歳入の２１．６％を占める１款村税では１２億1，８２１万8，０００円で、内訳は村民税が３億8，３２８万9，０００円、固定資産税が６億9，７８９万8，０００円、軽自動車税が3，４５７万2，０００円、村たばこ税が6，５００万円、入湯税が3，７４５万9，０００円で、どの税目も新型コロナウィルス感染症の影響などにより前年度と比べると減額で見込んでおります。

１５ページ、２款地方譲与税７，０１７万円も県の推計乗率や過去の実績、新型コロナウィルス感染症の影響により前年度と比べると２００万円減額で見込んでおります。

１６ページ、７款地方消費税交付金１億９，０００万円も新型コロナウィルス感染症の影響により前年度と比べると５００万円減額で見込んでおります。

１７ページ、９款地方特例交付金の２項１目新型コロナウィルス感染対策地方税減収補填填特別交付金１億9，６４０万4，０００円は、新型コロナウィルス感染症対策による固定資産税の減収分を補填填するために新設をされたものです。

１８ページ、歳入の３０．５％を占める１０款地方交付税１７億1，７００万円は、普通交付税では国の地方財政計画や測定単位である５年に１度の国勢調査の結果により、特別交付税では地方創生推進交付金事業や特殊事情などを踏まえ、合わせて１億4，７５２万1，０００円の減額を見込んでおります。

１８ページから１９ページ、１２款分担金及び負担金は１項１目民生費負担金の保育所保育料負担金が７２万８，０００円増額となっておりますが、３目農林業費負担金の土地改良事業受益者負担金が６２５万円減額となり、２項１目総務費分担金に新防災情報配信システムの戸別受信機設置工事受益者負担分４５万円を新たに計上、計１億５６万８，０００円で２９４万９，０００円の減額となります。

２０ページから２１ページにかけまして、１３款使用料及び手数料では１項１目総務使用料のジャンプ台リフト使用料が３００万円減額と、５目観光使用料のシャトルバス利用料が８０万９，０００円減額により６，５３４万１，０００円で５１４万４，０００円の減額です。

２１ページ、１４款国庫支出金１項国庫負担金１億６，７３３万９，０００円は、１目民生費国庫負担金の障害者自立支援給付負担金が５３１万３，０００円の増額となったことにより５１０万４，０００円の増額です。

２２ページから２３ページにかけまして、２項国庫補助金２億７，８２８万２，０００円は、１目民生費国庫補助金の子供のための教育・保育給付国庫負担金２，３８４万９，０００円増額、３目土木費国庫補助金の防災安全交付金６，７３６万８，０００円減額となっていますが、２目衛生費国庫補助金の新型コロナワクチン接種事業補助金４，５９０万円の新規計上などにより１，２２８万１，０００円の増額です。

２３ページ、３項国庫委託金１，９４２万円は、１目総務費国庫委託金のナショナルトレーニングセンター委託金８４０万４，０００円の減額により８２０万３，０００円の減額となります。

２３ページから２４ページにかけまして、１５款県支出金１項県負担金は１億１，１４３万４，０００円で、１目民生費県負担金の障害者自立支援給付負担金２６５万７，０００円増などにより１４８万３，０００円の増額です。

２４ページから２６ページにかけまして、２項県補助金は１億３，３９８万７，０００円で、２目民生費県補助金の子供のための教育・保育給付県費交付金１，１１２万５，０００円増額、４目農林水産業費県補助金の地籍調査事業補助金７５０万円の計上などにより、１，４００万２，０００円の増額であります。

２６ページから２７ページにかけまして、３項県委託金は７，７２９万３，０００円で、１目総務費県委託金に衆議院議員総選挙事務委託金６７６万５，０００円と参議院議員補欠選挙委託金４４６万４，０００円を新たに計上したことなどにより、８２９万８，０００円の増額です。

２７ページから２８ページにかけまして、１６款財産収入の１項財産運用収入は１，５４０万９，０００円で、１目財産貸付収入の支店管理対象施設貸付収入１２０万円の減額などにより、９２万６，０００円の減額です。

２８ページ、１７款寄附金は１億５，５０９万９，０００円で主なものは、ふるさと白馬村を応援する寄附金１億５，０００万円、１，８４５万４，０００円の減額となっています。

２９ページから３１ページにかけまして、１８款繰入金は5億1，４１７万7，０００円で財政調整基金は前年度より2，２００万円減額して1億2，８００万円、ごみ処理広域化のための施設整備に係る村債と給食センター建設に係る村債の元金償還が始まることによって、公債換金事業が７，９７０万2，０００円増額しておりますので、その特定財源とするため、減債基金を7，０００万円、白馬村を応援していただいた皆様の期待に沿えるよう有効に活用させていただくため、ふるさと白馬村を応援する基金からは1，４０９万4，０００円減額の2億9，８６８万8，０００円、３１ページに移りまして福祉基金から、かしま荘改築事業のための北アルプス広域連合負担金に４５０万円、ふるさと白馬人づくり基金から、ふるさと人材奨学金返還補助金に９８万9，０００円、中小企業融資利子補給補助金に中小企業融資利子補給基金から1，２００万円の繰入れを予定しております。１９款繰越金は3，０００万円です。

３１ページから３４ページにかけまして、２０款諸収入全体では1億4，２４５万8，０００円で、主なものは、1項延滞金加算金及び過料に村税延滞金等２６５万2，０００円、３２ページに移りまして、3項貸付金元利収入に白馬村商工振興資金預託金回収金2，０００万円、4項受託事業収入に今までは5項雑入にありました介護保険地域支援事業受託金3，６６５万6，０００円、３３ページに移りまして、5項雑入に塩島区公民館建て替えに関するコミュニティー助成事業助成金1，５００万円を含んでおります。

３４ページに移りまして、高齢者の保険と介護予防等の一体的な実施事業に関する長野県後期高齢者医療広域連合補助金７９３万3，０００円などです。村債の内容につきましては先ほど地方債で説明したとおりでございます。

続いて３６ページからの歳出明細を御覧ください。

1款議会費7，５６７万5，０００円は、議員１２名の報酬手当、職員2名の人件費などですが、今年度は新たに本会議場音響システムリース料１２０万9，０００円を計上しております。

３７ページ、2款1項1目一般管理事業2億3，４５７万3，０００円は特別職2名、総務課及び会計室職員１５名、会計年度任用職員6名分の人件費などを計上しております。

飛びまして４０ページ、2目財産管理事業5，６０４万9，０００円は庁舎等の維持管理費が主なものであり、今年度も庁舎屋根等改修工事費1，７９１万8，０００円を計上しております。

４１ページ、3目交通安全対策事業４８万円は、白馬村交通安全協会への補助金、4目防犯対策事業４０万円は、白馬村防犯協会への補助金であります。

４２ページ、5目姉妹都市提携事業４６７万1，０００円は、静岡県河津町、和歌山県太地町等との姉妹提携交流費であります。

４２ページから４６ページの6目企画費2億8，６２１万5，０００円の主なものは、企画一般事業のいこいの森借り上げ料６９０万円、北アルプス広域経常費負担金1，５８０万9，０００円、４３ページ、コミュニティー推進事業の各地区に対する地域づくり事業等補助金５４０万円と、先

ほどの歳入でも触れました塩島区公民館建て替えに関するコミュニティセンター補助金２，０００万円です。

４３ページから４４ページ、ケーブルテレビ白馬管理運営事業の主なものは、電柱添架使用料等７２０万1，０００円、４４ページ、ふるさと納税事業7，８７７万5，０００円の主なものは、返礼品業務委託料6，８５５万4，０００円です。

４５ページから４６ページ、白馬高校支援事業は白馬高校の運営に参加する地域案に基づいた事業といたしまして1億２２０万3，０００円、４５ページから４６ページ、移住、交流、集落支援事業は地域おこし協力隊及び集落支援員の報酬や補助金、ふるさと人材奨学金返還補助金など、２，３９２万1，０００円を計上しております。

４６ページ、７目会計管理事業３１２万4，０００円は、口座振替手数料など会計業務に関する経費です。

４６ページから４７ページ、８目電算事業3，１４８万6，０００円の主なものは、総合行政システム委託料1，２９７万5，０００円、北アルプス広域連合への共同化システム負担金1，１３５万８，０００円です。

９目地球温暖化対策事業1，３７７万4，０００円の主なものは、二酸化炭素排出抑制事業委託料５００万円と気候非常事態宣言の理念の具現化に向けた再生可能エネルギーに関する基本方針調査等業務委託料６６８万8，０００円などであります。

少し飛びまして５１ページ、４項選挙費でありますが１目選挙管理委員会事業は選挙管理委員会委員の報酬、研修旅費などで３１万4，０００円、５２ページ、２目明正選挙推進事業１０万5，０００円は、明正選挙推進委員の報酬です。

５２ページから５３ページ、３目衆議院議員総選挙事業６７６万6，０００円は、令和３年執行予定の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の経費を計上し、５３ページから５４ページ、４目村議会議員選挙事業８６４万9，０００円は、4月２５日執行予定の村議会議員選挙の経費です。

５４ページから５５ページ、５目参議院議員補欠選挙事業４４６万5，０００円は、村議会議員選挙と同日執行となる参議院議員補欠選挙の経費です。

５５ページから５６ページにかけまして、5項1目統計調査総務費１６２万3，０００円は統計調査総務事業、統計調査事業、経済センサス事業の経費であります。

５６ページ、6項1目監査事業６１万1，０００円は、監査員の報酬、研修旅費及び県協議会への負担金などであります。

飛びまして、１０５ページから１０６ページを御覧ください。

８款1項1目非常備消防事業2，７９０万2，０００円は、消防団員の報酬、公務災害補償の掛金、退職報奨金などであります。

１０６ページ、２目常備消防事業は北アルプス広域連合への負担金などで1億4，９７０万

７，０００円、３目消防施設管理事業は消火栓設置工事費などで４５１万円、１０７ページ、４目防災事業は新防災情報配信システムの保守委託料などで１，０４３万６，０００円を計上しております。

飛びまして１２７ページを御覧ください。

１１款公債費７億１，５５７万３，０００円は、長期債償還の元金及び利子、一時借入金の利子であります。１２７ページから１２９ページにかけ、１２款１項基金費１億１，７６６万８，０００円は、財政調整基金利子及び減債基金利子、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金、地域情報化施設基金への積立金、ふるさと白馬人づくり寄附金に基づく積立金であります。

１３０ページ、１３款予備費といたしまして２００万円を計上しております。

飛びまして１４０ページにつきましては、債務負担行為に関する調書であり御覧いただくことで説明は省略をさせていただきます。

１４１ページは地方債に関する調書で令和２年度末現在高は７０億９，６１１万２，０００円となり、平成２６年度以降初めて現在高が減少する見込みで、令和３年度末現在高はそれよりもまだ２億円ほど減少する見込みであります。

恐れ入りますが、２ページにお戻りいただきたいと思います。

第４条一時借入金の借入れの最高額は１５億円としてございます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

議長（北澤禎二郎君）　それでは次に、長澤会計室長。

会計管理者会計室長（長澤秀美君）　それでは会計室関係につきましてご説明をいたします。

予算書４６ページを御覧ください。

２款１項７目会計管理事業は３１２万４，０００円でございます。主な支出内容につきましては口座振替手数料が１０８万３，０００円、大北農協役場出張所の負担金が８０万円でございます。

会計室関係は以上になります。

議長（北澤禎二郎君）　それでは続きまして、田中税務課長。

税務課長（田中克俊君）　それでは税務課所管事項につきましてご説明いたします。

予算書は４８ページをお願いします。

２項徴税費１目税務総務費６，６６１万４，０００円は一般職員１０名と会計年度任用職員２名の人件費が主なものでございます。

なお、一般職員には長野県地方税滞納整理機構へ派遣する職員１名の人件費も含んでおります。

４９ページ、２目賦課徴収費３，３６３万４，０００円のうち、賦課徴収事業３，０４１万６，０００円の主な内容ですが、会計年度任用職員報酬１８７万１，０００円は課税準備、確定申告相談、外国人対応に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。

賦課収納業務、電算委託料１，１９７万５，０００円は各税目の賦課及び徴収のための電算処理の委託料でございます。この中には令和３年度から運用を開始いたしますコンビニ収納とスマホ決済

のための収納システム委託料も含んでおります。

地番図更新等作成委託料５１９万２，０００円は庁内で活用するＧＩＳシステムの地番図情報を更新するための委託料で、登記履歴管理や次期評価替えのための支援業務も含んでおります。

納税システム使用料等１５４万６，０００円は口座振替、コンビニ収納、Ｙａｈｏｏ公金支払いの各システムの利用料のほか、ＧＩＳと連携した固定資産税システムのライセンス料でございます。

おめくりいただき５０ページを御覧ください。

債権回収事業３２１万８，０００円の主な内容ですが、長野県地方税滞納整理機構負担金１６７万５，０００円は滞納整理機構の規約に基づき、滞納案件の移管件数１５件と徴収実績割等により算出しました負担金を計上してございます。

税務課関係の説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君）　次に、山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君）　続きまして住民課関係につきましてご説明いたしますので、予算書５０ページをお開きください。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費２，２５９万円は職員２名分の人件費のほか、戸籍住民基本台帳に係る電算システムまたはそういった委託料が主なものになります。

それから、１８節の北アルプス広域連合負担金につきましては、住基ネット戸籍システムの共同サーバーの運営費用になります。同じく１８節番号カード関連事務交付金３４２万８，０００円は地方公共団体情報システム機構への個人番号カードに関する負担金であります。

飛んで６７ページ御覧ください。

３款１項６目住民総務費説明欄、住民総務事業１，１２７万３，０００円は職員１名及びパートタイム会計年度任用職員１名分の人件費が主なもので、このほか令和２年度で開催を中止しました社会を明るくする運動、白馬・小谷地区推進大会を白馬村で開催するための講師費用等を計上しております。

住民国保事業１億９１４万８，０００円は、国民健康保険事業勘定特別会計の繰出金であります。後期高齢者医療事業１億１，４４６万４，０００円は、６８ページにまたがりますが、高齢者の保険事業と介護予防等の一体的事業を実施するための費用として、１節会計年度任用職員報酬９１万３，０００円は、管理栄養士、理学療法士、作業療法士の人件費で、このほかに事務を遂行する職員１名分の人件費、このほかに１０節の消耗品費、１１節の通信費を含む１，０６０万３，０００円が一体的事業の事業費となります。この財源としては長野県後期高齢者医療広域連合からの補助金として７２１万２，０００円を充当しております。

１８節医療給付費負担金７，６２５万４，０００円、その下の長野県後期高齢者医療広域連合負担金３８９万２，０００円は、いずれも広域連合の試算によるもので、このほかに２７節後期高齢者医療特別会計への繰出金として２，３７１万５，０００円を計上しております。

６８ページの７目福祉医療費４，３８９万６，０００円は、１８歳までの子供や重度心身障がい者などへの医療給付費が主なものであります。

続いて飛びまして７６ページになります。

３款３項１目年金総務費４１２万５，０００円は、職員１名分の人件費が主なものであります。

次に７７ページになりますが、４款１項１目環境衛生費説明欄環境衛生事業３，００３万３，０００円の主なものは、職員３名分の人件費のほか、１２節雑排水収集処理委託料３１８万８，０００円、１８節北アルプス広域連合負担金３８３万円は広域葬祭場の運営負担金、その下の水道事業会計補助金１０３万６，０００円は簡易水道事業債の償還利子の２分の１及び職員の児童手当、２３節水道事業会計出資金２３２万３，０００円は、簡易水道事業債償還元金の２分の１を計上しております。狂犬病予防対策事業１７万９，０００円は、予防注射の委託料が主なものであります。公衆トイレ管理事業７６９万７，０００円は、村内公衆トイレ１６施設の維持管理に要する費用で主なものは、７８ページ、１０節光熱水費３６６万８，０００円、１２節トイレ管理委託料２２９万円はトイレの清掃をシルバー人材等に委託するための費用であります。

飛びまして８２ページ御覧ください。

４款２項１目じんかい処理費１億６，７８０万７，０００円は前年比５，６３１万８，０００円の減となっております。これは旧白馬山麓清掃センターの解体撤去等に係る白馬村負担金の財源として、広域連合のふるさと基金５，６８８万１，０００円の貸付けが広域連合議会で認められ、またふるさと基金につきましては白馬村に収入することなく広域連合の必要会計に収納されることなどにより、広域連合負担金が４，１６６万１，０００円減の１億４９１万円となったことなどによるものであります。

じんかい処理費の広域連合負担金以外の主なものは、１１節一般廃棄物処理手数料９３１万２，０００円は、大町市が所有する最終処分場へのガラス、陶磁器くずの埋立費用、１２節じんかい処理委託料４，０１７万３，０００円は地区集積場等からのごみの収集運搬処分等に要する費用、１３節土地借り上げ料５３０万８，０００円は、リサイクルセンター等の敷地の借地料、同じく１８節ごみ集積所使用設置補助金５００万円が主なものであります。

なお、令和２年度までじんかい処理事業で予算措置をしておりました白馬山麓事務組合負担金は、ごみ処理業務の終了に伴い皆減となりました。

２目し尿処理費８，８９０万６，０００円は、クリーンコスモ姫川の維持管理等に関する負担金で、前年比８９６万７，０００円の増となりますが、これは昨年度までじんかい処理事業の負担金に含まれていました白馬山麓事務組合予算の総務管理費に計上された、人件費等の白馬村負担分を計上したことが主な要因でございます。

住民課関係は以上です。

議長（北澤禎二郎君）　それでは、ただいまから午後１時まで休憩といたします。

休憩　午後　0時０６分

再開　午後　1時００分

議長（北澤禎二郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君）　白馬村一般会計予算のうち、上下水道課関係について説明いたします。

予算書は７８ページでございます。

１目保健衛生費の説明欄中ほどでございますが、合併処理浄化槽整備事業でございます。下水道排水区域外に設置される合併処理浄化槽に対する補助金ということで1，５３１万8，０００円でございます。設置件数は３８件を見込んでおります。また、青鬼、通といった小規模水道施設の集落の小規模水道の維持管理事業としまして修繕費を見込んでおります。

上下水道課の関係、以上でございます。

議長（北澤禎二郎君）　続きまして、松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君）　それでは、健康福祉課関係についてご説明を申し上げます。

予算書６０ページをお願いいたします。

３款１項１目社会福祉総務費の本年度予算額ですけれども、５，７６８万2，０００円は、説明欄にございます職員人件費のほか、民生児童委員会委託料、シルバー人材センターや社会福祉協議会への補助金などでございます。

２目老人福祉費は、予算額5，３１８万円で、説明欄を御覧ください。老人福祉事業2，５７５万2，０００円は、次ページの老人福祉施設措置費2，３２１万円が主な支出でございます。

次に、介護予防・地域支え合い事業1，３０３万6，０００円は、高齢者に対する配食サービス事業委託料４３４万2，０００円、温泉施設利用高齢者等助成金２４０万円が主なものでございます。

６２ページを御覧ください。

乗合タクシー運行事業1，３３５万8，０００円は、乗合タクシー運行に要する燃料費ですとかタクシー会社への運行委託料でございます。

３目障害者福祉費は予算額1億4，５１８万8，０００円で、前年比９２１万円5，０００円の増となってございます。こちらは説明欄にございます心身障害者福祉事業のうち自立支援給付費を1億８９０万円と、今年度の実績からサービス利用日数等を多く見込みましたことによるものでございます。

ページの一番下になりますけども、地域生活支援事業は８１６万7，０００円で、次ページをお願いします。主なものは、障害者自立支援センター運営委託費１９９万4，０００円、日常生活用具給付費１８０万円、日中一時支援事業給付費１３６万5，０００円などでございます。

続いて、４目社会福祉施設費は1，２０６万6，０００円で、保健福祉ふれあいセンター維管理事業としまして６０７万3，０００円、次ページの社会福祉施設事業は鹿島荘の改築等に係る費用の北

アルプス広域連合への負担金５９９万３，０００円でございます。

次に、５目介護保険費は予算額２億９３２万７，０００円で、説明欄介護保険事業１億６，７４９万１，０００円は、主に介護保険の給付に係る北アルプス広域連合への負担金でございます。

続きまして、地域包括支援センター地域支援事業は４，１８３万６，０００円で、職員人件費のほか、次ページをお願いします。介護予防日常生活支援総合事業等委託料としまして、通所訪問型サービス一般介護予防等の委託に係る費用として７３８万円を計上してございます。

そのほか社会福祉協議会負担金１，５０４万３，０００円は、地域包括支援センターに勤務します社会福祉協議会職員２名分の人件費でございます。

続きまして、少し飛びますが７８ページをお願いします。

４款１項２目保健予防費予算額８，０７２万６，０００円、前年度比３，８９４万９，０００円の増は、新型コロナワクチンの住民接種に係る費用を計上しているためでございます。この関係は、若干、説明欄の保健予防事業で説明をしますが、保健予防事業８，００９万１，０００円の中で申し上げますと、会計年度職員報酬９３１万１，０００円などコールセンターに従事します職員の人件費や接種券等の郵送代としまして通信運搬費１８５万１，０００円、接種券の代行プリント電算委託料２２８万３，０００円、健診等委託料にはワクチン予防接種委託料２，４２２万２，０００円等を含めて計上させていただいていますので、よろしくお願いいたします。

最後になります。８０ページを御覧ください。

３目医療対策費は８２４万５，０００円の予算額です。説明欄を御覧いただき、主なものは医療対策事業の病院群輪番制の運営等に係る北アルプス広域連合への負担金５７１万９，０００円と、スキー傷害診療事業の負担金２００万円となってございます。

健康福祉課関係については以上です。

議長（北澤禎二郎君）　続きまして、下川農政課長。

農政課長（下川啓一君）　農政課関係について説明をいたします。

８３ページをお開きください。

５款１項１目農業委員会費１，１６４万７，０００円は農業委員１２名、農地利用最適化推進委員２名、計１４名の報酬２６７万３，０００円、職員１名分及び会計年度任用職員１名分の人件費、現在のシステムの期限の終了に伴う新システムの再構築に係る委託料８８万円及び使用料８４万円、８４ページをお開きください。北安曇地区の農業委員会協議会負担金、農業者年金の業務受託料事業につきまして主なものとなります。

２目農業総務費４，１５８万２，０００円は、職員６名分の人件費と農協から派遣いただく職員の人件費及び農業推進協議会等団体への負担金が主なものでございます。

３目農業振興費３，２５６万４，０００円は、まず農業振興事業１，５１８万４，０００円の内訳として、会計年度任用職員１名分の人件費、農業施設に係る燃料費、８５ページを御覧ください。光

熱水費７７万9，０００円、公用車に係る借り上げ料５５万8，０００円、融資を活用して農業機械施設導入を支援する経営体育成支援事業補助金が３００万円、白馬村農業再生協議会への経営所得安定対策等推進事業への補助金として２６４万2，０００円、村単事業として認定農業者に対する農業機械等導入支援補助金１５０万円が主なものとなります。

次に、産地づくり対策事業１５６万2，０００円は、８６ページをお開きください。水稲病害虫防除及び収入保険加入促進への補助金６５万2，０００円余り、村の重点作物の産地化を推進する事業として負担金９０万円が主なものです。中山間地域等直接支払事業８７６万6，０００円は、農業生産条件が不利な6団体へ交付するものであり、棚田加算も含まれております。特産品事業１２５万2，０００円は、特産品開発に取り組む団体支援や販売促進を図るものであり、特産品開発団体支援補助金６６万円が主なものでございます。

農地集積協力金交付事業１３０万円は、農地中間管理機構を活用して農地を貸し付けた方に交付するものということで、主に北城南部地区の圃場整備事業集約に活用予定でございます。青年就農給付金交付事業４５０万円は、新規就農者就農初期段階での支援事業で、対象者は3名となります。

次に、4目農地費は1億4，２４３万円です。多面的機能支払交付金事業3，５６６万4，０００円の主なものは、８７ページを御覧ください。交付金3，５３２万4，０００円で、農地の多面的機能維持の地域活動、また営農活動を支援するため活動組織１２団体に交付をするものでございます。村単土地改良事業1，７２９万1，０００円は、会計年度任用職員2名の人件費、中部電力二股発電所の老朽化による改修工事に伴い、木流用水が松川予備取水口からの取水となることから、その維持管理業務の委託ということで３９６万円、村単土地改良事業工事費として各地区の取水施設の土砂上げ等に係る重機借り上げ１３５万円、地区要望等で上げられた農業用施設の改良工事２３１万3，０００円、８８ページをお開きください。農業集落排水事業特別会計への繰出金３５９万1，０００円が主なものとなります。

奈良井湿原保全事業１２０万8，０００円は、奈良井エリアの環境保全のための草刈りが主なものでございます。圃場整備事業6，３８１万2，０００円は、県営で行なう経営体育成基盤整備事業として北城南部地区圃場整備に係る負担金4，４３１万2，０００円であり、令和3年はオリンピック道路より東エリアの第2工区１５．4ヘクタールの面工事を行います。また、新規事業として、新田地区エリアの圃場整備事業５８ヘクタールの測量設計、それから換地等の調整業務の委託料として1，９５０万円が主なものとなります。

地域用水機能増進事業１４５万5，０００円は、木流川施設の維持管理及び老朽化した木橋等の修繕が主なものです。新規事業として犬川用水電動ゲート設置小水力発電事業は、地域資源を活用した再生可能エネルギーの創出とスマート農業の導入による農業水利施設維持管理の低減により環境と農業の一体的な課題解決が見込まれます。また、小水力の発電収入につきましては、白馬村全体の農業用施設の維持管理に当てることを目的とし、一級河川犬川の用水を活用した事業であります。

総事業費は１億円を見込んでおり、令和３年から５年の３年計画の実施予定であります。令和３年度は、発電施設及び電動ゲート等の詳細設計、また用地測量の委託料２，３００万円を計上しております。

８９ページを御覧ください。

２項１目林業振興費１，６９５万４，０００円の内訳として、林業振興・林道維持補修事業１６４万６，０００円は林道の維持管理に係る修繕やペレットの購入が主なものとなります。森林整備事業１６８万３，０００円は、緩衝帯整備ナラ枯れ伐倒駆除に森林づくり推進支援事業委託料８９万９，０００円、村内間伐に係る業者等へのかさ上げの補助６０万４，０００円余りが主なものでございます。森のエネルギー推進事業ペレットストーブ購入補助金３０万円は３台分を予定しております。有害鳥獣被害対策事業７６５万４，０００円は、鳥獣被害対策実施隊員への出動に係る報酬３００万円、９０ページをお開きください。昨年購入した実施隊のわなの見回りに有効なトレイルカメラの通信費４５万８，０００円、有害鳥獣駆除委託料、貸出し用電気柵等の設置の委託でありますが、６２万７，０００円、銃所持許可取得及び免許更新、狩猟登録の補助金５２万円、有害鳥獣被害防止事業補助金、これは個人用の電気柵の購入に係るものでありますが、５０万円、有害鳥獣被害防止対策協議会が行なう公営の電気柵購入に係るもの、また新年度は猿の出没対策に係る生息調査として負担金１９６万２，０００円が主なものとなります。森林経営管理制度推進事業５６７万１，０００円は、林地台帳管理システム保守業務委託料として５１７万円、西山のナラ枯れに係る被害木の伐倒委託料１５８万４，０００円が主なものであり、残金につきましては基金への積立てとなります。

９１ページを御覧ください。

３項１目地籍調査事業２，４４８万８，０００円は、新規地区、北城２４区八方集落の西のほうでございますが、約１１ヘクタールの調査、また継続地区として整理・閲覧・認証事務を行います。職員２名分の賃金、数値測量業務委託料１，１０５万５，０００円、事務のＯＡ機器借り上げ料、公用車の借り上げ料が主なものとなります。

農政関係につきましては、以上でございます。

議長（北澤禎二郎君）　続きまして、太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　それでは、観光課関係について説明してまいります。

予算書は９１ページ、下段からになります。

６款観光商工費１項観光費１目観光総務費は４，６２６万円です。

説明欄を御覧ください。

観光総務事業３，８７６万８，０００円は、一般職員と会計年度任用職員の人件費のほか、白馬の夏祭り協賛金や八方駐車場管理組合負担金等の観光総務関係負担金が主なものです。９２ページに移りまして、長野県観光協会事業７４９万２，０００円は、観光施設整備事業費の償還金で、山小屋

の改修や白馬尻荘の基礎撤去、親海湿原の遊歩道改修に係る事業費の償還金です。

次に、２目観光施設整備費は、３，４２８万９，０００円です。平地観光施設管理事業２，４１７万３，０００円では、白馬駅前観光案内業務や駅前休憩所の運営業務の委託料、観光施設の修繕費等のほか、９３ページに移りまして、令和２年度から２年計画で進めている落倉自然園木道改修事業２年目の工事請負費として１，４７０万円を計上しています。山岳観光施設維持補修事業は１，０１１万６，０００円です。山小屋等施設の修繕費１２３万１，０００円、登山道の維持管理業務や山岳情報提供業務等の施設維持管理委託料４６２万３，０００円、頂上宿舎の内装を修繕するための工事請負費１２８万円、国有地借り上げ料６６万８，０００円が主なものです。

次に、３目観光宣伝振興費は２億５，６１６万１，０００円です。２１観光戦略事業７，３１９万９，０００円では、９４ページに移りまして、白馬村観光局負担金４，９９５万円、アルペンライナーや北陸新幹線シャトル、白馬バレーシャトルバスの運行負担金や、広域型DMOである白馬バレーツーリズムの運営負担金を含む観光振興負担金等１，８２３万円が主なものです。令和３年度は、白馬バレーツーリズムが中心となって、北アルプスエリアに存在する氷河の観光資源化に向けた広域連携事業を実施します。現存氷河の観光活用に向けた検討と、潜在氷河の可能性調査に取り組むこととしており、その負担金１１７万２，０００円を新たにこの観光振興負担金等に含めています。また、令和２年度から３年計画で取り組んでいる宿泊産業イノベーション研修事業２年目の事業費として、委託料４７４万円も計上しています。

海外観光客受け皿整備事業１，３５０万３，０００円は、ナイトシャトルバスの運行に関係する費用が主なものです。この事業では、新たに観光地域づくり重点支援事業負担金３００万円を計上していますが、これは白馬バレーツーリズムが実施するエリア周遊バスの体制整備拡充事業に対する負担金です。具体的には、デザインコートに基づく共通デザインの停留所を３市村及び索道事業者協議会で共同整備する計画であります。ゆるキャラ活用事業は１９２万８，０００円です。

９５ページに移りまして、サイクルツーリズム事業は４５８万１，０００円です。地域おこし協力隊員の人件費のほか、サイクルイベント出店委託料等を計上しています。

次に、９５ページから９６ページにかけまして、地方創生推進交付金事業は、１億６，２９５万円です。令和３年度は２つの交付金事業を実施します。１つ目の事業は、４年目となるグランピング等によるアクティビティ強化、魅力増進事業で、予算額は１億２，４００万円です。グランピング施設の拠点整備に対する補助金が４００万円、白馬マルシェの運営、アクティビティのプロモーション等に要する費用が１億２，０００万円です。２つ目の事業は、３年目となるドローンを活用した次世代型山岳観光創造事業で、予算額は３，８９５万円です。山小屋への物資輸送をはじめとするドローンを活用した事業に１，７９５万円、滞在環境を向上させるためのトイレの改修事業に６００万円、情報発信事業に１，５００万円を計上しております。

次に、４目観光安全浄化対策費は、６１１万３，０００円です。高山植物やライチョウ保護活動、

八方尾根自然研究路植生回復事業に対する負担金が主なものです。

次に、５目観光特産費は、２７８万6，０００円です。道の駅白馬の敷地の借り上げ料のほか、売店の壁紙を修繕する費用として工事請負費９１万3，０００円を計上しています。なお、道の駅敷地鑑定評価委託料２８万8，０００円は、賃借契約期間が令和3年7月に満了になることに伴い、用地の取得に向けて土地の鑑定を行なうための費用になります。

９７ページに移りまして、６目遭難対策費は２９７万7，０００円で、遭難防止対策に係る登山相談所の設置に要する費用、山岳遭難防止対策協会の負担金が主なものであります。

続きまして、９７ページ下段から９８ページにかけまして、２項商工費１目商工振興費6，９８９万7，０００円です。商工振興事業は、3，７３４万6，０００円で、白馬商工会に対する負担金や補助金として融資制度事務経費負担金３０万円や、経営改善普及事業補助金９０５万2，０００円、地域総合振興事業補助金等を計上しているほか、マル経資金の利子に対する補助金として小規模事業者経営改善資金利子補給補助金５０万円や創業支援事業補助金５００万円も計上しております。

次に、新型コロナウイルス感染対策事業は3，２５５万1，０００円で、コロナ禍における中小事業者の資金繰り支援として中小企業融資利子補給補助金1，２００万円、信用保証料補給事業負担金1，６００万円を計上しているほか、交通手段を持たない旅行者や住民に輸送サービスを提供する受診支援対策協議会負担金５３万6，０００円、店舗や事業者等が実施する感染予防対策に要する費用の一部を補助する事業者等支援事業補助金４００万円も計上しております。

観光課関係の説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君）　続きまして、矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君）　続きまして、建設課関係、予算書の９９ページからお願いいたします。

７款１項１目土木総務事業は4，８８１万円で、職員５名の人件費のほか、白馬駅前無電柱化工事等に伴う県単事業負担金1，７２２万円などが主な内容です。

その下、７款２項１目道路橋梁総務事業は３４０万円で、道路台帳の補正委託料２９１万9，０００円などが主なものです。

１００ページに入りまして、２目道路維持費のうち、道路維持補修事業3，７４０万円は、道路の維持管理に要する費用でございまして、道路照明の電気料など光熱水費として２００万円、舗装修繕など工事費に2，１００万円、各地区への資材支給等原材料費として７５０万円を計上しております。

その下除雪事業につきましては、２億2，２６２万4，０００円で、前年度に比べ７３０万円ほどの減額となっております。

次の１０１ページにかけまして、光熱水費５１０万円は、ロードヒーティングや無散水消雪施設の電気料などであります。除雪委託料1億8，９００万円は、近年の除雪費の実績を勘案して計上いたしました。原材料費の８５０万円は凍結防止剤の購入費用であります。

その下、３目の道路新設改良費です。道路新設改良事業９３７万８，０００円は、職員及び会計年度任用職員各１名分の人件費が主なものです。

次の１０２ページに入りまして、村道改良国庫補助事業は４，２７１万９，０００円、道路改良起債事業は９，００６万６，０００円を計上いたしました。継続で行っております橋梁や舗装の修繕事業が主な内容でございますが、投資的事業の縮小・先送り方針を踏まえまして、総体では前年比１億５，０００万円余りの減額となっております。村道改良単独事業は、７５６万４，０００円で、会計年度任用職員１名分の人件費のほか、南神城駅前整備期成同盟会負担金４８４万８，０００円などが主なものです。

７款２項４目の交通安全施設整備費２５０万円は前年と同額の計上です。

１０３ページ、７款３項１目河川総務事業は７８１万８，０００円で、前年に引き続き重要河川の支障木伐採の工事請負費として６２５万円を見込んでおります。

７款４項１目都市計画事業は、前年に引き続き景観計画の策定委託料として５５８万８，０００円を見込んでおります。

その下、都市計画マスタープラン改定事業は、新たに改定時期を迎えます都市計画マスタープランの策定経費として４５０万円を計上いたしました。

次の１０４ページに入りまして、７款４項２目の都市公園維持管理事業では、主は大出公園及び周辺施設の維持管理経費として１８５万４，０００円を計上いたしました。

７款５項１目村営住宅管理事業１２６万６，０００円は、村営住宅に係る修繕など経常的な費用を見込んだものであります。

その下、２目の住宅費は、克雪住宅普及促進事業補助金で前年の実績を勘案し、９０万円を計上いたしました。

建設課関係の説明は以上になります。

議長（北澤禎二郎君）　続きまして、横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君）　それでは、教育課所管事項についてご説明いたします。

予算書ちょっと戻っていただきまして、４４ページ下段から４５ページにかけてお願いいたします。

２款１項６目企画費のうち白馬高校支援事業１億２２０万３，０００円は、地域おこし協力隊３名の人件費、白馬山麓事務組合等負担金、地域おこし協力隊助成金が主なものであります。地域おこし協力隊助成金２７４万円余りは今年度から計上したもので、地域おこし協力隊員の活動経費について白馬山麓事務組合負担金に含めず、一般会計から支出することで使途の明確化を図ることにしたものであります。

では、予算書のほう飛んでいただいて１０８ページお願いいたします。

９款１項１目教育委員会費、教育委員会総務事業１８４万３，０００円は、教育委員４名の報酬と

大北市町村教育委員会連絡協議会負担金が主な内容です。

２目事務局費７，９１３万６，０００円のうち、教育委員会事務局一般事業６，４２３万２，０００円は、教育長と教育課職員４名、会計年度任用職員２名の人件費が主なものですが、教育委員会の職員及び会計年度任用職員の退職手当組合負担金が一括計上されております。

１０９ページ下段、学校環境整備事業１，４２７万９，０００円は、学校施設の修繕や設備投資を計画的に実施しているもので、令和３年度は北小の地下タンク、トイレ、床、ほかの修繕を予定しております。

１１０ページ、２項１目学校管理費２，０８１万３，０００円は、南小学校管理事業９３０万９，０００円、１１１ページの北小学校管理事業１，１５０万４，０００円で、ともに学校用務員各１名の人件費と学校施設管理に係る経常的な経費です。

同じ１１１ページの下段、２目教育振興費７，９２３万９，０００円のうち、南小学校教育振興事業２，２３８万１，０００円は、白馬南小学校の教育振興に係る費用で、学習支援講師３名ほかの人件費と学校教育に係る消耗品などの経常経費です。１１３ページ下段、北小学校教育振興事業４，１３２万円は、北小学校の教育振興に係る費用で、学習支援講師５名ほかの人件費と学校教育に係る消耗品などの経常経費です。

１１５ページ下段、スクールバス運行事業１，５５３万８，０００円は、令和２年度に引き続きスクールバスの運行に係る経費を計上しました。４か月の運行を計画しています。

３項中学校費１目中学校管理事業９０８万４，０００円は、白馬中学校用務員１名の人件費と施設管理に伴う経常的な経費です。

１１６ページ下段、２目中学校教育振興事業５，５８５万３，０００円は、学校講師４名ほかの人件費と学校教育に係る消耗品等の経常経費です。中学の学習指導要領が改訂されたことに伴い、指導書を購入するため、消耗品費５３７万円余りは前年度よりも大きく増額となっています。

続きまして、１２５ページをお願いします。

中段の５項３目学校給食費１億１０７万７，０００円は、給食センターの運営に係る費用で、栄養職員１名と常勤調理員１１名ほかの人件費や施設の光熱水費、１２６ページ、賄い材料費や施設保守委託料が主なものとなっております。給食食材を購入するための賄い材料費には、第３子以降の給食費の無償化や地産地消推進を目的に１食当たりの給食単価を小学校で１０円、中学校で２０円を村が補填するようにしており、子育て世代の負担軽減と食育の推進を図っております。

教育課は以上です。

議長（北澤禎二郎君）　続きまして、下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君）　子育て支援課関係につきましてご説明させていただきます。

６９ページを御覧ください。

３款２項１目児童福祉総務費２億２，８９５万円のうち、児童福祉総務事業２，２７９万

３，０００円は一般職３名の人件費、７０ページ、放課後子どもプラン事業１，０８４万９，０００円は、放課後児童クラブ指導員４名と放課後子ども教室のコーディネーター１名、指導員２名の人件費が主な内容でございます。児童手当等給付事業１億９，５３０万８，０００円の主な内容は、施設型給付費委託料４，７９６万円余りは白馬幼稚園が国の制度であります子ども・子育て支援新制度の幼稚園に移行したための委託料、地域型保育給付費委託料１，２００万円余りは村内において家庭的保育事業の施設が開設したことに伴う委託料、７１ページ、そのほか児童手当１億２，７３０万円など計上してございます。

７１ページから７２ページにかけまして、２目子育て支援費２，２５６万２，０００円は、相談員２名と一般職の保育士２名の人件費が主な内容でございます。また、ホームページ改修委託料４４万円は、既存の行政ホームページをスマートフォンからでもより見やすくするための改修費、北アルプス広域経常費負担金１５７万円余りは、昨年度から北アルプス連携自立圏事業として開設しました病児・病後児保育事業の負担金でございます。

７２ページから７４ページにかけまして、３目保育所費１億７，９２４万６，０００円のうち、しろうま保育園運営事業１億５，５４８万円余りは、一般職及び臨時的任用職員、会計年度任用職員の各保育士の人件費と、給食等賄い材料費１，０５９万円余りなどが主な内容でございます。

７４ページ、子育て支援ルーム運営事業２，４７６万円は、なかよし広場など地域子育て支援拠点事業と休日保育や一時預かりなどの保育サービスに係る費用で、一般職２名と会計年度任用職員２名の常勤保育士の人件費が主な内容でございます。

７６ページ、工事請負費３０８万円余りは雨漏り対策として屋根の改修費を計上してございます。

少し飛びまして、８０ページを御覧ください。

４款１項４目母子健康費４，３０１万６，０００円のうち、母子健康事業４，１９７万６，０００円は一般職、保健師２名と事務及び専門職の会計年度任用職員の人件費、８１ページ、医薬材料費７７３万円余りは予防接種のワクチンの購入費、健診等委託料１，１８５万円余りは、予防接種や妊婦一般健康診査等の委託料が主な内容でございます。母子保健衛生事業１０４万円は、産後ケア事業等委託料２６万円、産婦健診委託料４４万円などが主な内容でございます。

以上で、子育て支援課関係の説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君）　続きまして、関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君）　それでは、生涯学習スポーツ課関係の説明をさせていただきます。

５６ページをお開きください。

５６ページ下段、２款７項１目スポーツ事業総務費は、一般職員と会計年度任用職員の人件費でございます。

続いて、２目施設管理費１億１，１２５万６，０００円は、スノーハープとジャンプ競技場の維持

管理費で、スノーハープ維持管理事業は１，９８４万８，０００円、ジャンプ競技場維持管理事業は９，１４０万８，０００円で、どちらも施設の維持管理に係る燃料費、光熱水費、施設の管理委託料が主なものでございます。

続いて、３目スポーツ事業振興費は２，０９４万９，０００円で、前年比７８２万６，０００円の減額で、各種負担金や補助金が主なものでございますが、東京２０２０オリンピック聖火リレーの運営、あるいはイベントに係る委託料が減額となっております。

続いて、４目ナショナルトレーニングセンター費７３６万１，０００円となっておりますが、ジャンプ競技場やクロスカントリー競技場利用料等を含め、国からは１，５４５万７，０００円の委託料があり、北京オリンピックに向けて選手強化と地域振興となるコンテンツ化を図ります。

少し飛んで、１１８ページをお開きください。

中段の９款４項１目社会教育総務費は１，８７３万８，０００円で、一般職員と会計年度任用職員の人件費、社会教育委員の報酬、ウイング２１芸術文化実行委員会への負担金が主なものでございます。

続いて、２目公民館費は６９４万５，０００円で、各地区分館長の報酬と会計年度任用職員として公民館長の人件費、各種講座講師謝礼等講座に係る費用が主なものでございます。

次のページを御覧ください。

３目図書館費は１，２６６万８，０００円で、主な内容は図書館の運営に係る経費で、会計年度任用職員としての図書館司書の人件費や図書等の購入費、システムに係る経費でございます。

４目文化財保護費は２３５万円で、前年比１，１３０万１，０００円の減額で、氷河調査、神城断層地震アーカイブ、伝統的建造物群保存事業補助金等の減額によるものです。

１２２ページ後段より、５項保健体育費１目保健体育総務費は１，８００万９，０００円で、スポーツ推進員９名の報酬と、一般職員及び会計年度任用職員の人件費、スポーツ祭、スポーツ教室の委託料、並びにスポーツ少年団の助成、体育協会の補助が主なものでございます。

２目体育施設費は４，０２９万５，０００円で、体育施設維持管理事業１，５１７万４，０００円とウイング２１管理事業２，５１２万１，０００円で、主な内容は、施設の維持に関する光熱水費、各種の委託料、施設等の受付等に係る会計年度任用職員の人件費となっております。

以上で、生涯学習スポーツ課の説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２０　議案第１７号　令和３年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

議長（北澤禎二郎君）　日程第２０　議案第１７号　令和３年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会

計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君）　議案第１７号　令和３年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算につきましてご説明いたします。

特別会計予算書４ページをお開きください。

第１条として、国民健康保険事業勘定特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億５，３８９万円と定め、前年度当初予算と比べ４，７２１万７，０００円の減となっております。

第２条として、一時借入金の限度額を５，０００万円と定めました。

歳入予算の概要を説明いたしますので、１０ページをお開きください。

１款国民健康保険税は、新型コロナウイルス感染症の影響から、被保険者の所得の減少を想定し、前年比８６３万７，０００円減の２億２，１３６万３，０００円を見込んでおります。

１１ページ、３款県支出金１項１目保険給付費等交付金は６億９，５４１万円を見込み、１節普通交付金６億７，９３７万５，０００円は、保険給付費へ充当する財源となります。

２節特別交付金１，６０３万５，０００円の主なものは、保険者努力支援制度交付金６００万円、県繰入金４１０万６，０００円、特定健康診査等負担金３４０万６，０００円は、特定健康診査等事業費の財源となります。

なお、特別調整交付金２５２万３，０００円には、令和２年度分の新型コロナウイルス感染症に起因する国民健康保険税の特例減免分に対する国庫補助分２２２万３，０００円を見込んでおります。

１２ページを御覧ください。

５款繰入金１項１目一般会計繰入金１億９１４万６，０００円の主なものは、１節保険基盤安定繰入金７，２２４万６，０００円、４節人件費繰入金１，６２５万４，０００円、２項１目国民健康保険財政調整基金繰入金は、前年比８９９万円増の１，１９９万円を計上しております。これは国民健康保険税の減収見込みが主な要因であります。

１３ページに移ります。

６款繰越金は、前年比１，６００万円減の１，４００万円を計上し、１３ページ中段から１４ページにかけての７款諸収入は、国民健康保険税の延滞金などとして１８３万４，０００円を見込んでおります。

続いて、歳出を説明いたしますので、１５ページを御覧ください。

１款総務費１項１目一般管理費２，００８万９，０００円は、職員２名分の人件費、電算共同委託料などの経常的な費用が主なものであります。

１６ページを御覧ください。

１款２項１目賦課徴税費３３７万１，０００円は、国民健康保険税の賦課徴収に要する費用であります。

１６ページから１７ページの２款保険給付費１項療養諸費６億９２４万５，０００円は、被保険者等への給付費用が主なもので、前年比２，１７６万５，０００円の減となっております。

１８ページに移ります。

２款２項高額療養費は、前年比１，００５万円減の７，００５万円を計上いたしました。ただいま、ご説明しました療養諸費高額療養費の特定財源として、長野県から交付される普通交付金を充当しております。

１９ページ中段になります。

２款４項１目出産育児一時金５０４万３，０００円、５項１目葬祭費３０万円は、いずれも実績を勘案しての計上であります。

２０ページ下段から２３ページ上段にかかりますが、３款国民健康保険事業費納付金３億１，７５５万４，０００円は、県に支払う医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護給付金分の納付額を県の試算に基づき計上したものであります。

２３ページ、４款保健事業費１項１目特定健康診査等事業１，５８４万４，０００円の主なものは、検査実施機関への委託料で令和３年度も循環器病の早期発見と重症化予防を目的として、受診者全員の心電図検査の無料の実施を行ないます。

２４ページ、４款２項１目疾病予防費６６９万２，０００円は、３０歳以上４０歳未満を対象とする若年健診の実施機関への委託料、人間ドック補助金が主なものであります。若年健診につきましても、令和３年度から受診者全員の心電図検査の無料実施を行ないます。

２目医療費適正化事業費１４１万９，０００円は、パートタイム会計年度任用職員１名分の人件費のほか、医療費の削減に向け被保険者への医療通知、ジェネリック医薬品利用差額通知に要する費用を計上しております。

２７ページから３１ページは、給与費明細ですので、後ほど、ご確認をお願いいたします。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２１　議案第１８号　令和３年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

議長（北澤禎二郎君）　日程第２１　議案第１８号　令和３年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君）　議案第１８号　令和３年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

予算書３４ページをお開きください。

第１条として、後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ１億５５５万６，０００円と定め、前年度当初予算と比べ３１６万９，０００円の増となっております。

第２条として、一時借入金の限度額を１，０００万円と定めました。

歳入予算の概要説明をいたしますので、３９ページをお開きください。

１款後期高齢者保険料は８，１５５万９，０００円で、前年比３７１万４，０００円の増となっております。

３款繰入金１項１目一般会計繰入金は２０１万円で、前年比１１４万６，０００円の減となっております。これは前年度当初予算に計上しました税制度改正に伴う電算システム改修費の減が主な理由であります。

２目保険基盤安定繰入金は２，１７０万４，０００円を計上しております。

４０ページを御覧ください。

４款繰越金、５款諸収入は、いずれも前年度と同額を計上しております。

続きまして、４１ページの歳出につきまして説明いたします。

１款総務費１項１目徴収費１２９万円は、保険料徴収に要する費用で、前年比１１７万３，０００円減となっております。これは歳入でご説明しました電算委託料の減によるものであります。

２目保健事業費７２万円は、後期高齢者の人間ドック補助金であります。

２款分担金及び負担金１項１目広域連合負担金１億３２７万６，０００円は、当村に納付された保険料及び保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するための費用で、前年比４３１万５，０００円の増となっております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２２　議案第１９号　令和３年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

議長（北澤禎二郎君）　日程第２２　議案第１９号　令和３年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君）　議案第１９号　令和３年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。

予算書は４３ページからなり、まず４４ページをお開きください。

３年度の予算は、第１条にありますとおり、歳入歳出それぞれ４５４万９，０００円といたします。

２年度に比べ６万４，０００円の増額となります。

歳入歳出明細により概要を説明いたします。

４７ページをお開きください。

歳入の関係でございます。

１款使用料及び手数料の関係８９万６，０００円を、また２款一般会計の繰入金として、３５９万１，０００円を見込んでおります。

３款諸収入、雑入は償還金に対する地元負担金でございます。

４８ページをお開きください。

歳出の関係になります。

２目施設維持管理費は、汚水処理場の稼働に関する支出でございまして、２６７万７，０００円。処理場運転管理委託料１６７万４，０００円が主な支出でございます。

４９ページです。

３款公債費の関係でございますが、１目元金は１５１万８，０００円、２目利子は２８万１，０００円を見込んでございます。

５０ページをお開きください。３年度末の地方債残高の見込額でございますが１，５９８万５，０００円となります。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２３　議案第２０号　令和３年度白馬村水道事業会計予算

議長（北澤禎二郎君）　日程第２３　議案第２０号　令和３年度白馬村水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君）　議案第２０号　令和３年度白馬村水道事業会計予算について説明いたします。

予算書５１ページからでございまして、まずは、５２ページをお開きください。

第３条の関係、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収益的収入では3億1，０３１万9，０００円を、収益的支出では2億5，８０４万1，０００円を予定してございます。

続きまして、第４条の関係です。

資本的収入及び支出の予定額でございます。

資本的収入では6，７８９万7，０００円を、資本的支出では１億6，０９０万6，０００円でございます。不足する額9，３００万9，０００円は、地方公営企業法の定めにより、減価償却費等の損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補填することとしております。

５４ページをお開きください。

第６条一時借入金の限度額１億円と定めてございます。

また、第９条棚卸資産の購入限度額ですが、２，０００万円を限度として定めてございます。

予算の実施計画を説明いたします。

７１ページを御覧ください。

収益的収入の関係でございます。水道使用料２億6，４０８万3，０００円が主なものでございますが、コロナ等の影響で減少という形で見込んでございます。

７２ページの関係です。収益的支出の明細の関係になります。

水道事業費用のうち、１目浄水費の主なものは、１８節の委託料、浄水場の維持管理に係る委託料の関係でございまして2，１５８万9，０００円。

また、２５節の動力費の関係ですが、施設の電気料等でございまして４４０万1，０００円でございます。

７３ページの関係行きます。

２目配水及び給水費の関係ですが、配水管及び配水池等の維持管理に係る経費でございまして、１８節の委託料、水質検査また水道台帳との補正等に係る委託料５７０万6，０００円。

２１節工事請負費の関係ですが、水道メーターの交換に係る工事請負費７５１万9，０００円です。

２５節動力費ですが、これも配水池等の電気料でございまして1，４８９万7，０００円を予定してございます。

続きまして、７４ページの関係になります。

４目総係費でございますが、水道料金の賦課徴収に係る経費であります。

１８節の委託料1，１０６万8，０００円でございますが、メーターの検針委託料のほか各種保守それから監視システム等の委託料でございます。

支出の関係でございます。７５ページです。

６目減価償却費につきましては１億２６７万7，０００円を、それから２項営業外費用の関係でございますが、起債償還リストの支払利息と消費税で2，２５１万7，０００円を見込んでございます。

続きまして、７６ページでございます。

資本的収入と支出の関係になります。

１款資本的収入の分担金及び負担金でございますが、工事負担金のうち７９７万5，０００円でございますが、長野県大町建設事務所が施工する道路改良事業に伴う物件移転の補償費でございます。３年度も引き続き白馬駅前の無電柱化事業や県道白馬美麻線の道路改良工事に伴う布設替工事が予

定されてございます。

２款の企業債ですが５，６６０万円を計上しました。北城南北地区圃場整備事業に併せた新設村道に配水管を布設する予定でございます。また、老朽配水管の布設替工事も進めていく予定でございまして、そのための企業債でございます。

３款出資金ですけれども、統合前の簡易水道事業で借りた起債の元金償還に関する一般会計からの出資金でございます。

４款国庫補助金の関係ですが、水道施設台帳整備事業において、交付金を見込んでございます。

７７ページの関係です。

資本的支出の関係です。

１項１目排水設設備工事費の関係ですが、２１節工事請負費の関係ですが、先ほども申し上げましたが、大町建設事務所が施工する道路改良事業の配水管の布設替工事、それから北城南部地区の圃場整備事業に係る配水管の布設工事、また名鉄地区等の老朽配水管の布設替工事を順次進めていく予定で計上してございます。

２目営業設備費の関係９３２万７，０００円でございますが、計量法の規定により８年ごとに行なう水道メーターの交換に係るメーターの購入費用でございます。

２項企業債償還金の関係でございますが５，５３０万５，０００円、今まで借りた企業債の償還でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２４　議案第２１号　令和３年度白馬村下水道事業会計予算

議長（北澤禎二郎君）　日程第２４　議案第２１号　令和３年度白馬村下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君）　議案第２１号　令和３年度白馬村下水道事業会計予算について説明いたします。

予算書８０ページをお開きください。

第３条収益的収入及び支出の関係でございます。

収益的収入、支出とも５億１，２３３万３，０００円を予定してございます。

８１ページの関係です。

第４条資本的収入及び支出です。

資本的収入は3億4，１８５万2，０００円、資本的支出は4億5，６９２万3，０００円でございまして、不足する1億1，５０７万1，０００円は、地方公営企業法の定めにより、損益勘定留保資金等で補填することにしております。

第５条企業債の関係です。金利３．５％以内として1億1，４００万円を限度額としてございます。

８２ページでございます。

６条の一時借入金の限度額を3億円と定めました。

９条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から3億3，９５０万円の補助を受ける予定でございます。

実施計画の明細の関係で予算の概要を説明いたします。

少し飛んで９７ページからになります。

収益的収入及び支出の関係でございます。

収益的収入では、営業収益としまして、下水道使用料1億7，７７２万8，０００円が主なものでございます。これもコロナの影響で減収というふうに見積ってございます。

営業外収益といたしましては、一般会計補助金で1億3，０００万円、長期前受金戻入として2億４２３万7，０００円、雑収益といたしまして、東部地区からの負担金といたしまして２７万7，０００円を見込んでございます。

９８ページに参ります。

支出の関係になります。

下水道事業費用のうち1目の環境費の主なものは、１８節委託料マンホールポンプの補修管理委託料といたしまして２３４万7，０００円。

２２節修繕費といたしまして、マンホールの修繕その他弁等の修繕合わせまして２５１万4，０００円。

２５節の動力費は、ポンプの電気料等の関係で４０４万2，０００円でございます。

2目の処理場費の関係ですが、浄化センターの維持管理に係る経費でございます。

１８節の委託料は、浄化センターの運転管理委託料また脱水汚泥の処理委託料が主なものでございまして5，３３５万8，０００円を予定してございます。

９９ページです。

3目総係費ですが、下水道料金の賦課徴収に係る経費であります。

１８節委託料は、料金システムの保守管理委託料や下水道台帳の補正業務の委託料といたしまして６９０万3，０００円を計上しています。

続いて１００ページになります。

4目減価償却費の関係、3億3，５６４万9，０００円を、また2項の営業外費用の関係でございますが、償還の利子等の利息5，２８８万5，０００円、消費税及び地方消費税の関係で1，３５０万

円をそれぞれ見込んでございます。

１０１ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の関係になります。

１款資本的収入の主なものは、企業債としまして１億１，４００万円、また一般会計からの補助金を２億９５０万円、区域外流入分担金、受益者負担金、東部地区の負担金、合わせまして６９８万１，０００円を計上してございます。

また県の補償金といたしまして、大町建設事務所が施工する道路改良事業に伴う物件移転の補償費といたしまして１，１３７万１，０００円を見込んでございます。

続いて、１０２ページでございます。

資本的支出になります。

１項１目管路建設改良費の２１節工事請負費の関係でございます２，８０５万円でございますが、大町建設事務所が施工する道路改良事業に伴う、県道白馬美麻線白馬駅前無電柱化事業等による下水道の配水管の布設替また公共ますの設置費用でございます。

２項企業債の償還金の関係でございますが、４億１，８１０万円を見込んでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２５　予算特別委員会の設置について

議長（北澤禎二郎君）　日程第２５　予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１６号から議案第２１号までは、いずれも令和３年度予算の案件であります。この審議につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審議を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　異議なしと認めます。よって、議案第１６号から議案第２１号までの議案は、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

これで本定例会第１日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日、３月３日午前１０時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　異議なしと認めます。よって、明日３月３日午前１０時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会　午後　2時１５分

令和３年第１回白馬村議会定例会議事日程

令和３年３月３日（水）午前１０時開議

（第２日目）

１．開　議　宣　告

日程第　１　一般質問

令和３年第１回白馬村議会定例会（第２日目）

１．日　　時　令和３年３月３日　午前１０時より

２．場　　所　白馬村議会議場

３．応招議員

第１番	太谷修助	第７番	加藤亮輔
第２番	丸山勇太郎	第８番	津滝俊幸
第３番	田中麻乃	第９番	横田孝穂
第４番	太田正治	第１０番	田中榮一
第５番	伊藤まゆみ	第１１番	太田伸子
第６番	松本喜美人	第１２番	北澤禎二郎

４．欠席議員

なし

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村長	下川正剛	副村長	横山秋一
教育長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	下川啓一	上下水道課長	酒井洋
税務課長	田中克俊	住民課長	山岸茂幸
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	関口久人	総務課長補佐兼総務係長	田中洋介

６．職務のため出席した事務局職員

議会事務局長　　太田洋一

７．本日の日程

１）一般質問

開議　午前１０時００分

１．開議宣告

議長（北澤禎二郎君）　おはようございます。ただいまの出席議員は１２名です。

これより令和３年第１回白馬村議会定例会第２日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１　一般質問

議長（北澤禎二郎君）　日程第１　一般質問を行ないます。

会議規則第６１条第２項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は７名です。本日は、通告された方のうち、４名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた１時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第６３条の規定により、１議員１議題につき３回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は、議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

第５番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第５番伊藤まゆみ議員。

第５番（伊藤まゆみ君）　５番伊藤まゆみです。今期最後の定例会、一般質問のトップバッターとして登壇させていただきました。ここでこけないように、こけてみんなの足を引っ張らないように頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず１問目であります。

昨年初めから世界経済に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症は、この年末年始には第３波が押し寄せ、雪に恵まれた今冬のスキー客入り込みの期待をよそ目に、当村の経済に多大なダメージを与えました。このピンチをどうチャンスに変えるのか、今までの在り方を見直し、こういった災害にどう備え、強い経済へと立て直すのかが問われています。

そこで、以下について伺います。

１、今回のコロナ禍でどのような教訓を得られたとお考えか。

２、こういった災害に対して弾力性がある地域、経済システムはどのようなものとお考えか。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　伊藤まゆみ議員から、新型コロナウイルスの感染症について、２項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、今回のコロナ禍での何の教訓を得たかについてお答えをいたします。

新型コロナウイルスは、感染により、元気な方でも急激に悪化し亡くなることがあるなど、これまで有効なワクチンもなく、現在でも誰もが感染する可能性があるといった感染症であります。

国内における新型コロナウイルス感染症の蔓延に関しましては、緊急事態宣言が発出され、外出自粛など感染者数の減少に向けた取組が各方面でなされているものの、事態の収束までは数年を要するとの見方もあり、新型コロナウイルス感染症への社会・企業等による対応は長期化を視野に取り組まざるを得ません。

新型コロナウイルス感染症が短期間で終息しないことを前提とした場合、この間に、社会全般に被害をもたらす水害や地震などの自然災害が同時に発生する可能性も高いと言えます。

これまで行政では、近年頻発する自然災害を想定をした対応マニュアルや新型コロナウイルスに係る事業継続計画を策定をしたり、訓練を重ねたりして備えてまいりましたが、これほどまでに代替的や有効なワクチンを持たなく長期化する感染症対応という、新たな要素を加えた複合災害を想定をしなければなりません。

併せて、従来の生活様式の変容や勤務の在り方及び社会経済全般についても変革が求められたことから、これらの点については教訓と言えると考えます。

次に、弾力性のある地域、経済システムについてですが、昨年度、白馬村の経済産業構造分析事業を実施をしましたので、まずそこから経済産業構造を確認をさせていただきます。

売上高の高い産業を主要産業であると位置づけると、主要産業は、宿泊業、飲食業、総合工事業、索道業であると推測をすることができます。それぞれの産業の売上高の構成比は、宿泊業が２６．７％、飲食業が３．４％、総合工事業が１５．３％、索道業が１４．９％となっており、売上高としては観光関連が４５％を占めているということになります。

また、事業所数にあっては６０％、従業者の数にあっては５２％を観光関連が占めており、これらから観光業が白馬村経済にとって極めて重要であることが分かります。

関連して、観光関連産業を需要面から見ると、宿泊業が総需要１２７億円のうち、村外への販売は１２０億円となっており、村外観光客がその大半を占めていることが分かります。そのうち飲食業と索道業にあっては、総需要のうち、村外への販売が２分の１を占めております。

以上から、白馬村の経済は、村外観光客の来訪と消費により成り立っていると言えますので、人の動きが滞ってしまうと、それに応じて消費も落ち込み、経済も低迷するということになります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、海外からの人の動きは消滅し、国内都市圏における緊急事態宣言の発令により、大きな人の動きがほぼ失われてしまいましたので、それに相当する需要も失うことになってしまい、白馬村経済全体が縮小してしまったと考えます。

弾力性がある経済システムについてでありますが、様々なリスクに対する備えと、これにより困難な状況にしなやかに適応するということが求められると考えます。

以上、１つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

すいません。落としましたので、追加答弁をさせていただきます。

また、全国的な感染の波が白馬村の観光のハイシーズンにぶつかってしまったことで、観光にブレーキがかかり、地域経済が止まっていくという姿を目の当たりにしました。これまでも言われておりましたが、季節変動の平準化、通年型観光の必要性を改めて認識をいたしましたし、通年型観光による産業と雇用の安定化は、この冬のような感染例の減少にもつながるものと考えております。

以上で、１つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第５番（伊藤まゆみ君）　まず、１つ目の教訓のところですけれども、このコロナというものが、長期の対応しなくてはいけないんではないかと。その間に、自然災害等、複合災害を想定するなど、変革を求めることが必要だというふうにおっしゃっていたかと思いますけれども、これまでの考え方が対応できずというのは、どんな考え方をされて今までいらしたのかなと、その点ちょっとお聞かせ願えますか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君）　今までの考え方というと、そういう考え方があるというのではなくて、要は、今回の新型コロナについては、今までの考え方の中に入っていない現象、感染症だったということが言えるかと思います。

そこら辺、いつ起こるか分かんないということを想定すべきということもあるかもしれませんが、想定を超えるような事態だったということで、今までの考え方が及ばなかったということで答弁をさせていただきました。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第５番（伊藤まゆみ君）　やはり私どもの基幹産業である観光がもう大打撃を受けまして、もうにっちもさっちもいかないそんなような状況かと思います。

それで、先ほど答弁で頂いたように、観光が主産業であるにも関わらず、人の動きが滞ると、全く需要を失うと、そういう状況になったわけでありますけれども、それにしなやかに対応していかなければいけない、通年型の観光にしていかなければならない。通年型の観光というのは、もう何年も前からやってきているんですが。言われてきています。なのに、なぜできないんでしょう。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　お答えします。

観光地経営計画でもありますとおり、通年型のマウンテンリゾートということで、事業者含めて、村の観光を推進してまいりました。

その成果といったらちょっと大げさなんですけども、それによって、秋以降、特に昨年の９、１０、１１月はアウトドアアクティビティー、そういった需要に応じて観光地づくりを進めてきたことで、秋はしっかりとお客様に来ていただいて楽しんでいただいたというふうに理解しております。なの

で、これをまた来年以降は春もという形で、特にグリーンシーズン、進めてまいりたいというふうに考えております。

特に、昨年を例に見ますと、こういうような感染症の広がりによって、やはり外で遊ぶというか、少人数で人との接触を避けて自然の中で遊ぶというような傾向が見られて、そういった需要に応じて、キャンプとかアウトドアアクティビティーが人気、注目されたというふうに認識しております。

来年度もそういった方向、しっかり力を入れていきたいと考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第５番（伊藤まゆみ君）　もうちょっと違う答えを期待していたんですけれども、まだ山に依存している、そういう感じを受けました。そもそも山しかないのか、この村はと思います。私たちには、長い歴史のある文化だとか慣習とか、そういったものがあるはずです。そういうものを全く生かせないで来ている、そのツケが、今、来ているんじゃないか、私はそのように思います。

ちょっと時間もありませんので、また同じような質問が出るかもしれませんが、あとは次に移りたいと思います。

２つ目に移りたいと思います。持続可能な村づくりについてであります。

上記でも述べているように、このコロナ禍で、今までの価値観、特に経済活動の在り方の見直しが迫られています。実体経済は疲弊しているにも関わらず、金融経済の羅針盤である東証株価は３万円を上回るという、我々庶民の生活とは全くかけ離れた動きを見せています。

２０１６年の世界ＧＤＰは約７６兆ドル、これに対し、クレディ・スイス銀行のグローバル・ウェルス・レポートによると、個人資産だけでも２８０兆ドル、それだけでも実体経済の４倍近く。しかも、これには法人のデリバティブの金融資産は含まれていないとの記述を見つけました。

今の資本主義体制を続けていけば格差は広がるばかりで、縮まることは絶対にありません。そのふくれ上がった金融資産は、インフレになると株価を下げるため、インフレを好まず、インフレになる前に実態のあるものに換物される方向に動くと思われます。これは、私の私感です。

一番手堅いのは不動産、特に土地であると私は考えています。そして、その波は白馬村にも来るのではないか。もう既に来ているかもしれません。そんな予感がしています。

そんな大きな流れからどう村を守り、村の強みをどう生かし、何を子供たちに残し、持続可能な村にしていくか。今、真剣に議論していかなくてはいけない。その時期だと私は思っております。

そこで、以下について伺います。

１、前回の一般質問で、学校の在り方検討は統廃合ではないとの答弁をもらいました。しかし、まだ根強い統廃合推進論があると思われます。

辰野町は１月に、町立の全５小中学校の学区を廃止し、児童が減少している小学校も存続させ、各キャンパスで特色ある教育を展開し、子供が好きなキャンパスを選べる制度の導入案を示しまし

た。私は、これは勇断であると思います。教育長はどのように思われますでしょうか。

２つ目、前定例会の大型施設建設や大規模開発を推進する方向かとの一般質問で、規模でなく、良質の開発か否かが重要との答弁を頂きました。良質の開発の定義をお聞きしたいと思います。

３つ目です。

前回の一般質問で、みらい観光税、いわゆる宿泊税の導入は、社会経済や地域の状況を慎重に見極めて行なう必要があり時期は未定と、導入に前向きの答弁を頂きました。

私は、経済学の初級クラスで、税金とは排気ガスなどの抑制したいものにかけるべきものと教わりました。例えば消費税の率を５％から８％、１０％に上げるたびに消費は落ち込みました。意図する、しないに関わらず、消費が抑制されたのは事実であります。経済学に照らし合わせれば、課税対象の宿泊は抑制したいもののカテゴリーに入りますが、この導入予定のみらい観光税は、抑制したいものに課す税金とどこが違うのかをご説明いただきたいと思います。

４つ目です。

コロナ禍で、国から第１次として交付された６，８６６万９，０００円について、白馬村は６００もの事業者がおり、全国でもまれだ。余ったお金はほかに使えるというがほとんど残らず、不公平だとの村長の弁をよく耳にいたします。

この全国でも稀な個人事業主が多いという事実は、村にとって、強み、弱みのどちらと思われているのか伺います。

５つ目、地域経済の要はいかに域内循環をよくするかであることは、産業連関表策定時にも周知されていることと思います。コンサルなどへの委託料、前回の一般質問でも尋ねたふるさと納税の外部委託、藤本元副村長の起用もまさにアウトソーシングで、村内を循環しないお金であります。

また、アウトソーシングのデメリットは、庁内や村内の人材育成につながらない。人任せで人材が育たない点と思いますが、その両面をどうお考えなのか伺います。

６つ目です。

スキー大会の村負担をなくすべきとの意見があります。スキーで多くのお客さんを呼び、この村は発展し、そしてオリンピックをはじめとする多くのスキー大会で、世界で活躍する選手を輩出し、それによって村は知名度を上げてまいりました。この事実は、ニセコにはまねのできない白馬村の強みであり文化であると私は信じております。自分たちが持つ強みを知らず、どう生かすかでなく捨て去る方向に持続可能な道があると思われるのかを伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　伊藤まゆみ議員から、持続可能な村づくりについて、６項目の質問を頂いておりますので答弁をさせていただきますが、１点目は、後ほど教育長のほうから答弁をさせますのでよろしくお願いをいたします。

まずは、２点目の前回議会において、大規模開発を推進する方向かとの質問に対して、私はどちらとも言えませんとお答えをした上で、現在の白馬村環境基本条例及び施行規則は、大規模開発を抑止することを目的としたものではなく、良質の開発は受け入れていくという考えに基づいたものである旨の答弁をさせていただきました。

この良質な開発につきましては、具体的な定義や線引きがあるわけではありませんが、一般的な考えとして、人口の増加や雇用の促進あるいは地域経済への波及効果とそれに連動した税収の増加などにつながる開発と言うことができると思います。

ただし、開発の規模に関わらず、法律や条例、規則の内容を遵守するということは大前提でありますし、逆に、小・中規模であっても、基準を無視した開発については反対であるとの考えは、前回の答弁で申し上げたとおり、変わってはおりませんことを申し添えさせていただきます。

３点目のみらい観光税は、抑制したいものに課す税金とどこが違うかとの質問ですが、伊藤議員は恐らく、経済学で言うところの外部の不経済において、課税、補助金制度、デポジット制度等の経済的手段によって外部不経済の内部化を図る手法について学ばれたのではないかと推察をいたします。

伊藤議員が例に挙げられた排気ガスはまさしく外部不経済であって、こうした外部不経済を生み出す生産要素に課す税を提唱したイギリスの経済学者の名前を取って、通称ピグー税と呼んでおります。平成２４年１０月に施行されました地球温暖化対策のための税が代表的なものであります。

一方、観光振興のための新たな財源は、将来にわたり本村が観光立村として生き残るための観光振興施策の財源となるものでありますことから、観光に訪れる大切なお客様を、伊藤議員がおっしゃるような、抑制したいもの、すなわち外部不経済と捉えるのは、そもそも筋違いの話ではないかと考えます。

平成３０年度に議論した財源確保検討委員会でも、将来にわたり白馬村が観光立村として生き残るため、官民を問わず観光施策への継続的な投資は必須であり、そのための新たな観光財源を確保することは必要であると報告を受けております。

４点目の個人事業主が多いという事実についてのご質問ですが、初めに結論を申し上げますと、多様な事業者がいるということは、村にとって強みであるというふうに考えています。

なぜならば、スキー場をはじめ、宿泊施設や飲食店、交通事業者などの多様な業種の事業者が存在することで、国際的なマウンテンリゾートを構成することができているというふうに考えるところであります。

５点目のアウトソーシングのデメリットに関するご質問でありますけども、まず、国の地方創生人材制度という正規な手続を経た藤本前副村長の起用をアウトソーシングという言葉でくくる考え方は、明確に否定をいたします。藤本氏が退任後、伊藤議員から一般質問で藤本氏の名前が出るのは今回で３回目になりますが、その都度申し上げているとおり、村の幅広い業務、難しい課題に対

してもひるまず取り組む姿勢は、まさに若手職員のお手本であり、まさに人材育成であったと思います。

ちなみに、議員がおっしゃった産業連関表策定も、藤本氏が若手職員を巻き込み始まった事業であります。

また、例示されたふるさと納税業務の委託でありますが、今年度の納税件数は１万２，０００件を超え、そうした膨大な量の返礼品の発送業務をミスなく、そして遅滞なく行なうことこそ、業務の効率化、働き方改革かと存じます。

ちなみに、現在委託をしている業者は村内の業者であり、返礼品は当然、白馬村にゆかりのある品でありますので、お金はほぼ１００％村内を循環をしていると自負しているところであります。

さらに申し上げますと、村が何もしていないわけではなく、納税者対応や礼状作成に返礼品の新規開発などの企画は村が中心になって対応しているところであります。

確かに様々な業務をいわゆる丸投げの形で安易に外部委託することは、職場内に技術やノウハウが蓄積されず、職員の能力向上につながらないというデメリットはあると感じてもいます。そのような考え方から、今年度策定の第５次の総合計画後期計画に関しましては、コンサルタント業者への委託は行なわず、全て職員の手で行なったところであります。

今後も明確な理由がない安易な外部委託は慎んでいきたいと思いますし、委託業務であっても、あくまで事業主体は村でありますので、決して業者任せにはせず、適正に指示や協議をしながら業務を進めてまいります。

最後の項目について、伊藤議員のご質問のとおり、白馬村は雄大な北アルプスの麓、恵まれた環境でスキー産業が発展し、１９９８年には長野冬季オリンピックの開催地ともなり、スキー産業は村の根幹であると認識をしているところであります。オリンピック開催地として、オリンピックムーブメントの理念の下、多くの国内大会、国際大会を開催をしているところでもあり、地元白馬村からも、国内大会、国際大会でも活躍する選手を輩出しております。渡部暁斗選手、元フリースタイルモーグルの上村愛子さんに続く選手も徐々に活躍をし始めており、地元白馬高校からも全国高等学校スキー大会での優勝や世界選手権への出場など、若い選手も活躍をし、成果が出始めているというふうに感じております。

スキー大会の開催については、白馬村スキークラブと協力をしながら運営を行なっておりますが、昨今の財政事情に鑑みて、今後、スキー大会が村の財政を圧迫することのないよう、計画的に大会を誘致をしていくことが望ましいと考えており、関係団体と協議の上、開催について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の白馬の強みや文化については、従前より実施をしてきたものをそのまま実施するのではなく、どのように生かして、どのように活用していくか検討しながら進めているところでありますので、決して捨て去る方向に向かっていることではないということをご理解をいただきたいと思い

ます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君）　それでは、続けて答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君）　持続可能な村づくりについて、辰野町長居町長の私案であるキャンパス化のご質問でありますが、私も勇断であると思います。

児童生徒が入学時にキャンパスを選択するほか、１年または学期単位でも移動ができ、共通課程に加え、音楽、美術、スポーツ、自然と特色ある体験学習を行ない、運動会、音楽会といった行事は全体で実施するという町長の大胆な発想であります。学校教育法等関係法令とのすり合わせや教員の配置など、実現させるためには様々な課題もあると思われますが、全国的に少子高齢化が進む中で、魅力ある学校づくりで子供の個性に寄り添う教育を目指したいという町長の思いであります。

本村においては、白馬南小は裏山にスキー場を有し、北小はジャンプ台があり、それぞれに特色あるスキー学習を実施するなど、全国に例を見ない教育活動を行なっております。これらの財産をどのように次世代につなぎ、深化させるか、その方向性などについても、現在、学校あり方検討委員会で議論をしていただいているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第５番（伊藤まゆみ君）　ご答弁ありがとうございました。

まず、本来ならば、１つ目の学校のあり方のことから行けばいいのかなと思ったんですが、一つだけ、私が藤本元副村長のことを３回取り上げていると。なかなか皆さんに分かっていただけない。私、個人的に藤本副村長のこと、嫌いとかそういうこと全然ありません。ただ、なぜ、副村長がもういるのにも関わらず、もう一人雇う必要性があったのかというところを聞いているつもりです。

ですから、これ、アウトソーシング云々ではないんですね。村からお金が出ているじゃないのと、その分。それをどう考えるんですか。しかも、こういう本来ならば職員の皆さんが考えていただくべきところをほかの人に任せていないですかというところを尋ねています。どうしてもそこのところが食い違うので、３回目になりました。申し訳ございません。

それで、その点と、あともう一点、一番最後の、ここの文化を捨て去るものではないとおっしゃっておられたかと思います。以前、大分前なんですが、私、オリンピックのロゴ、八方口の街路灯のところにある、あれをきれいにしたらどうかとか、アルペンリフトの横のスタート台、あれ、みすぼらしいので何とかしていただけないかといった質問いたしました。結果、どうなったかといいますと、あそこの八方口の街路灯のロゴはなくなりました。これ、守っている形になりますでしょうか。ちょっとその点だけよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君）　藤本前副村長の件に関しては、恐らく何度言い合ってもお互い理解できない

のかなと、この３回で思っております。

最初のご質問のときに答弁したかと思うんですけれども、当時、震災明けでいろんな課題が山積している中、いろんな国とのパイプをつなげるためもありますし、なかなか震災復旧にばっかり目が行なっていたところに、村づくりという観点を取り入れたいというところから、国の制度を取り入れたということであります。要は、例えば職員が１０人、国へ研修に行くんではなく、１人の国の職員を村へ来ていただいて、職員全体が研修を受けるというような観点もあったかというふうに考えておりますので、それについては効果が非常にあったというふうに認識をしております。

あと、オリンピックロゴの関係につきましては、私もオリンピック開催時、オリンピック課に属しており、オリンピックについては非常に熱い思いはあります。そうしたものを残したいという思いはありますが、例えばスタートハウスについては、もう現地の索道事業者にお渡しした物件であるというふうに認識しております。そうした中で、老朽化が激しいというところについては、ちょっとまた対応は検討していきたいというふうに考えております。

とりあえず、以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第５番（伊藤まゆみ君）　藤本元副村長のお話について、ちょっとまた後で同じような形のことが出るかと思いますので、そのときにお話できればと思います。

学校の在り方、そちらのほうに移りたいと思います。

皆さんのほうに、資料を配ってあるかと思います。そちらを参照させていただきたいと思います。

１ページ目の、地域に小学校があることというところの２段落目、左のほうですね、上の段の。こちらのほうなんですが、これ、この「自治が育つ学びと協働　南信州・阿智村」というところのそこの部分であります。

「さらに、この３年間、地方創生政策の下、総務省が全ての自治体に公共施設等総合管理計画の提出を要請したことによって、統廃合の圧力は強まっている。将来、自治体が公共施設を改善していくためには多くの赤字が算定され、それを解消するために公共施設の床面積を減らしていく数値目標が掲げられる」と。これ、皆さんご存じのとおりで。

下の段に行きまして、２番目の段落です。

「そんな中で、公共施設の延べ床面積の４割から５割を占める小中学校は、どこでも格好のターゲットになっている。合併した旧町村の複数の学校をまとめて小中一貫校にしてしまう、幼稚園と保育園をまとめて認定こども園にしてしまう、そんなむちゃな政策が教育的効果、適正規模を口実に行なわれている。しかし、学校は地域にとって、ただの公共施設ではないし、延べ床面積として切り捨てられるべきものでもない。学校が中心になってコミュニティーをつくってきた歴史があり、それを失うことは容易に地域を壊していくことにつながる」、後ろのページに行きます。

それで、上段のほうでは、１７歳の少年が教師を刺殺するという事件、著者の娘さんが通う小学

校の校長が、ＰＴＡの挨拶で、学校を守るのは地域のソフトの力ですよと述べているようなことが述べられています。

下の段であります。

「そのとき、学校が、そしてそこに通う子供たちが、長い時間をかけて積み上げられてきた見えないものに守られていることを強く感じた」、これ、お母さんですね。「伝統とか特色ある教育とか、そんなものを含み込んだもっと大きなものに守られている。そして、公立の学校であっても、それぞれ異なった個性があり歴史がある。そして、廃校はそれを一瞬で失わせてしまう。子供の成長や発達にとって地域が果たす役割については、もっと科学的に実証されていく必要があるとは思う。しかし、今行なわれている活力のなくなった地域を切り捨て、大多数の子供たちに安上がりな教育をあてがっていくような教育改革に対して、自治体が小学校を守っていくということは最大の対抗軸になるに違いない」、こうおっしゃってます。

こういった考え方、こういった価値観に支えられて、白馬村のような弱小地方は自治体として残っていくと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君）　すいません。質問の趣旨とちょっと違うような答弁になりましたらご勘弁願いたいと思いますが、伊藤議員のおっしゃるような考え方もあろうかと思います。教育長答弁のとおり、そういったものをいろんな方向から検討を今しているというところで、村も今、決して統合のほうに向かっていることではありません。こういった考えもありますし、そういったことをみんなで議論することが大事かなというように思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第５番（伊藤まゆみ君）　すいません。ちょっといつも、イエス・オア・ノーという答えではないので、ここはどうしても皆さんに知っていただきたい、そう思って用意させていただきました。

それで、同じ資料の左上のほうです。教育大綱が願う子供の姿ということで、こちらは、出典のところにありますように、子どもがまんなか教育大綱、池田町の町民懇談会、こちら２月１１日、先月行なわれた懇談会のユーチューブ、そちらの写真を撮りまして載せてあるものです。

これは、左下の挑戦というところがありますよね。ここがまず初めなんです。それで、その挑戦をして、自然保育なので、成功体験、失敗体験して、自己決定の経験をする。達成感を得て、幸せな気持ちになって安定してくる、気持ちが。自己肯定感が生まれて、自信につながって、また挑戦すると、そういうループになっていると。こういうことをやっていきたいんだということを、池田町の教育長、こういうふうにおっしゃっていました。これ、すごくいいなと思ったんです。

まさに、ここが、先ほど藤本副村長云々というところで言っていた。これ、子供だけでなくて、職員の皆さんにもやってもらう必要があるんじゃないかなと。自分たちで考え、失敗して、それで

やっていく。そういう必要があるんじゃないかなと、私はこれをたまたま見たときに、ああ、これ、こっちにも言えるなと思ったんです。

その下にありますように、なぜ私がそこまでしつこく言うかなんですが、皆さんに責任を持ってもらわないといけない。職員の皆さんに責任を持ってもらわないといけない。そう思っているんです。自分でつくったものじゃなきゃ、責任なんか持てません。そのうまいループをどうやってつくっていくかというところなんです。それがこの庁舎の中でされていないんじゃないか、そういった思いがあります。

その下のところなんですが、ここには企業についてですが、この企業というところは、ドラッカーという、経営者とか大企業の管理者なんかは皆さんよく読まれている方らしいんですが、ドラッカーという人の本で、左にありますように、「現場のドラッカー」、國貞克則さん、この方の書いた本ですが、そこからの抜粋であります。「大きな責任を担い、自ら成果を上げ貢献することにより、人は自信と誇りを得ます。自信と誇りは、人から与えてもらうことはできません。自らが自らの仕事を通して獲得するしかないのです。そして、自らの仕事を通して自信と誇りを得た人は、自ら進んで新しい課題に取り組んでいく」と。2行目飛ばして、「短い時間で大きな成果を上げるために、会社や上司からの指示は、命令でなく、自らの意思決定によって仕事をするという働き方に変えていくということだ」、こういうふうに書いてあるんです。まさに、これ、一般企業のことを言っています。これ、私、自治体にも当てはまると思うんですが、いかがでしょうか。そういう形になっていますか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君）　ご提言としては非常にありがたいお話だとは思っております。

ドラッカー、私も十数年前、女子高生マネジャーがドラッカーで高校野球をやったらというような本は興味深く読ませていただきました。その印象で行きますと、私はドラッカーというのはマネジメント能力だったというふうに考えています。マネジメントとイノベーションだったかと思いますので、多分これは指示や命令でなく、サジェスチョンというか、そういった方向へ職員たちを意識づけていかせる、それが上司の務めなのかなと、それがマネジメントにつながるのかなというふうな感想を持ちました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第５番（伊藤まゆみ君）　感想を持っただけじゃなくて、ぜひともこういった考え方を取り入れて、こういうことをやりたいという人が人材だって言います。そういう人たちを中心に、一生懸命村のことを考えていただきたい。ここが一番情報の集まるところです。そして、皆さんがこうしてほしい、ああしてほしいというのが集まるところなので、それをどうやって横のつながりを持ってやっていくかというところを問われています。これがマネジメントだと思いますし、そこが、私からし

てみると、足りないんではないかなという気がいたします。

次に入りたいと思います。

次、ちょっと飛ばしまして、みらい観光税のところでありますけれども、こちらのことですが、先日、２月の終わりにありました観光地経営会議、それの後期の取組に、また宿泊税という文言が幾つか出てまいりました。それで、やっぱりそういう方向に後期計画ではなっているんだなと、宿泊税を取る方向で行くんだなという印象を持ったわけであります。

それで、私、前回、１０月の２３日、第２回の観光地経営会議があったときに、宿泊税の税金、資金が足りないと言われた方に、実は個人的にメールを打ちました。何と書いたかというと、村はお金ないし、宿泊業者も廃業するか否かと大変なときなので、ハクバツーリズムとか観光局の財源をお手伝いすることはできないと。それで、「あの観光地経営会議は、どのような事業をどう実現させていくのかを検討する場と考えていますが、本日の会議ではそのような具体的な内容には全く触れられず、次回への持ち帰り課題も示されておらず、ただ集まっているだけのように見受けられました。財源のことを言えば、お金があってやるなら誰にでもできます。財源がないのなら、財源がなくてできる事業をまずは考えていただけないでしょうか。そういう経験と知恵をお持ちの方があそこに集まっているのだと思っていますが、違いますでしょうか。我々は一つの船に乗っている共同体です。ぜひともこの難局を、力を合わせ、知恵を出し合い、財源なしで上向きになる方策を考えていただきたくよろしくお願い申し上げます」とメールをいたしました。

しかし、明確なお答えは頂けませんでした。その後、観光地経営会議でこのような、財源なしでやってみようよというようなことは話されましたでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　経営会議の中では、観光財源、一度検討、導入に向けて、ストップをしているんですけれども、これから先を見据えて継続的な投資というのは観光には必須ですので、導入に向けた検討を進めていきましょうという話でありました。

財源なしでという件ですけども、そういった議論は正直ありませんでした。ただ、観光財源ありきではなくて、当然ですけども、外部財源、国とか県の補助金、そういったものを活用していくというのは大前提で皆さん認知していると思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第５番（伊藤まゆみ君）　この観光地経営会議の後期の計画の中に、３ページ、「観光と連動した法定外税で、宿泊税を使った地域イノベーションの仕組み」とあるんですが。イノベーションと、よく使われていますね、強みとかイノベーションとか。企業の中ではイノベーションが必要だ。

イノベーションという定義、御存じですか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　こちらの観光地経営会議の資料の中で、世界水準リゾートの要件の具体的な項目として、今の伊藤議員のおっしゃったコメントあるんですけど、ここでイノベーションというのは、私なりの理解ですけども、地域において変革を起こしていくというようなふうに理解しております。ここで言えば、継続的な投資によって観光地のレベルを上げて、それによって人を呼び込む、産業を呼び込む。それによって地域に変革をもたらす。それが持続可能な観光地づくりにつながるんではないかというふうに私は理解しております。

ただ、この資料については、伊藤議員も確認いただいていると思うんですけども、経済産業省で作成したものですので、今、私が申し上げたイノベーションの解釈と若干違っているかもしれませんけども、私の理解を申し上げました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第５番（伊藤まゆみ君）　ちょっと、やっぱり企業というか、経済界で使っているイノベーションとは全然違うかなという感じがいたします。お国のやることというのは、イノベーションというのはお金をかけてやる、そんな感じなんですかね。お金は税金ですので、自分たちで、ない知恵を絞ってやらなくてもいいのかな、そこの違いが大きく出るのかなというような印象を持ちました。

先ほどご紹介した「現場のドラッカー」なんですが、ここでいうところのイノベーションというのは、顧客は自分の本当のニーズや欲求がよく分かっていない。企業は顧客が望みもしない、要求もしない、想像さえしない商品やサービスをつくり出していかなければならない。そのために何が必要かというと、マーケティングだと言っています。ここでお金を云々、財源がないとかそういうことは一切言っていません。みんなの知恵だと言っています。みんながそういう方向に向かわないとイノベーションってできないんだと。新しいモノ、全くお客さんが想像もしていないようなものをつくり出すこと、それがイノベーションだと言っています。そういうものがないところは衰退すると言っています。淘汰されるからです。

ですので、もう一度その定義を考え直して、財源がないことに頼らないでいただきたい。そのようにしていただけないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　ただいまの質問に対してお答えさせていただきますが、まず、現在取り組んでおります新たな観光財源については、村長答弁にもありましたとおり、状況が非常に厳しいというものはありますけども、その中で何とか見いだしていきたいということは答弁のとおりです。

まず、お答えをするのに当たりまして、議員のご質問の中にありますとおり、観光の法定外税を課した場合に抑制につながるかといった点について、これまでの村の議論と考え方のほうを整理をさせていただき、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、観光とは、人間の社会生活における所得の出口の消費に当たるというふうに考えます。そこで、これが抑制につながるかどうかということになりますけども、過去に観光客を対象といたしました支払いの意識調査において、観光客からの金銭的協力については、過半数を超える６２％が使途が明確であれば協力をしたいというまとめとなっております。

併せて、財源確保の検討委員会では、新たな観光財源の議論の基本は、応益性として宿泊行為について課税するわけではなく、その応益に見合う対価を宿泊した人から徴収をするという考え方であり、宿泊行為自体に担税力を見いだして課税するということではないことが議事録でも記載されておりますし、確認をされていることかと思います。

最後に、報告書では、この使途を二次交通整備や景観の整備、ツアーの開発といった観光振興施策のみに充てるといった応益税を基本と考えておりますので、これに基づき開発を進めていきたいという考えでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第５番（伊藤まゆみ君）　あまり時間がなくなってきました。本当はもっといろいろお聞きしたいところがありますけれども。

最後に村長と教育長にお聞きしたいんですけれども、これから生まれてくる子供たちも含めてなんですが、子供たちに何を残してあげたいですか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　第５次総合計画にもありますけども、この白馬村、山岳景観のすばらしいこの環境を次の世代に残していく、これは我々今生きている世代にとって絶対に必要だというふうに思っております。いろいろ各観光地、いっぱい競争相手があるわけでありますけども、この白馬村のすばらしい山岳景観、どこにとってもすばらしいというふうに自負をしております。そんな中で、先ほど言ったように、次の世代にこの環境は残していかなきゃいけないということは常々思っているところでありますが、そんな中で、村民の皆さんも、そしてまたあらゆる方々も、この白馬のすばらしさというものを認識をしていただきたいなと、こんなふうに思います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと６分です。教育長。

教育長（平林豊君）　村長からも話がありましたけども、私としては、財産は白馬村のすばらしい景観だと思います。これから生まれてくる世代にもこの財産というものを残したいと思います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問時間は答弁を含め、あと６分です。質問ありませんか。伊藤議員。

第５番（伊藤まゆみ君）　まさにそのとおりであると思います。すばらしい景観とおっしゃいました。今、里山を守る会というグループが、石垣を残してほしいと。あそこを前に五竜を見る、あれが絶

景だと。あそこにはシマヘビでしたかね。ヘビがいて、それを餌にするノスリがいる。そういうものは私は財産だと思うんですが、どうでしょう。それは財産で残していくべきものではありませんか。村長、いかがでしょう。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　伊藤議員、先ほど言ったとおりでありますけども、本当に白馬村はいろいろな財産があります。農業しかり、それから山があり、それからスキー場があり、雪渓があり、これをいかに生かしていくか、これが今、我々のこれからの使命だというふうに思っております。特に観光、観光という、前にもそういうお話をした経緯がありますけども、農業だって観光に非常に貢献しているというようなことで、観光と農業を今回もう一度再認識する中で、この地元の産業、観光がこけたら村全部終わっちゃったじゃあ、本当に大変だということが今回のコロナで強く感じたところでありますけども、違う財布も何とか稼げるような、そんなふうにしていかなければならないということを改めて感じたところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第５番（伊藤まゆみ君）　これで私の議員生活で最後の一般質問を終わりたいと思います。

このように、私が村に関わるような、村のことに関心を持つようになりましたのが、飯森の焼却炉建設――ごみ焼却ですね――であります。

私がそれに反対した理由が２つありまして、１つは、長野オリンピックを見て、ここがきれいな村だって、それで私が当時やっていた英会話教室の求人広告を見て応募してきたのが夫なんですが、夫に、ここはカエルが多いと、すごくカエルが多いと驚かれたんです。カエルはきれいな空気のところしか生きていけないんだと、すごく大切なんだ、それがすごく印象に残っていまして。ああ、これは守っていかなきゃいけないんだ、白馬のこれからの子供たちのために守っていかなきゃ駄目なんだって、そこがすごく一番思ったことと、もう一つ、青木湖から佐野坂に入りまして、どんと盆地になっているわけなんですが、そこに６０メーター弱の煙突を立てても、多分ガスはこの盆地から出ていかないだろうと。そうなると、もしかしたら雪が降らなくなるかもしれない、そんな懸念がありました。それで、私は大きく反対したわけであります。その活動を通して、亡くなられました渡辺俊夫さんを知ることになったわけであります。渡辺さんに推していただいて、この場に立つことができました。

添付の省エネ新聞なんですが、私、これ、４年前の信大がやっているプロフェッショナルゼミというのに参加したときの参加前の事前課題で、こういうのを書きなさい、何か自分の課題。５年後にはこうなっているよみたいな未来新聞を書きなさいということで、課題で書いたんですが、そのときに地域交通のこと、村バスの会というのをたまたまやっていまして、それを題材に挙げたんですが、そこをちょっともう一つ前進させて、再エネでバスを走らせるのはどうかなというふうに思

って書いたわけなんです。

それで、私は自分のオリジナルだと思っていたんですがこれ、考えてみたら、渡辺さんが昔、生きてられた頃、よく私におっしゃってくださったことで、本当にこうやって今考えてみるに、渡辺さんがおっしゃっていたことは、今、少しずつ現実になってきているなという感想を持ちました。そして、改めて、夢やビジョンを持つこと、描くことの大切さというのを渡辺さんがから教わりました。

同時に、私をこの議会に押し上げていただいた方にも深くお礼を申し上げたいと思います。皆さんのおかげで、ばあちゃんの眠る大切な白馬について、一生懸命考える時間を与えていただいたと、そう思っております。

最後になりますけれども、一昨年、鬼籍に入りました父が、ここにいる役場の皆さん、ＯＢの方も含めてですけれども、とても助けられたと、ありがたいと言っておりました。父は、ちょっと言葉は悪いんですが、やんどもと言っておりまして、やんどもは本当に一生懸命やってくれる、ありがたい、そう言っておりました。これは、当然、ジャンプ台のことですとかスキー大会のことですなんですけれども、本当に――それでは何か皆さん、たくさんお酒を飲まされて体を壊したというようなことも聞いて、申し訳ないなという思いもありますけれども。それで、本当に生前よく私にそういうことを話してくれました。ここで、父に代わり、感謝を述べたいと思います。本当にありがとうございました。

皆さんが思ったような議員活動ができなかったかもしれませんけれども、これで最後とさせていただきます。本当にありがとうございました。

以上です。（拍手）

議長（北澤禎二郎君）　質問時間が終了しましたので、第５番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから５分間休憩といたします。

休憩　午前１１時０４分

再開　午前１１時０９分

議長（北澤禎二郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

第１０番田中榮一議員の一般質問を許します。第１０番田中榮一議員。

第１０番（田中榮一君）　１０番田中榮一です。今回の質問事項、一つだけであります。令和３年度の取組についてであります。

早速、質問の要旨に入ります。

新型コロナウイルス感染拡大に収束が見えない中、令和３年度予算執行の時期となりました。

コロナ禍による、観光立村白馬の経済的損失は甚大と言わざるを得ません。村民と共にこの難局を乗り越えていくために、行政の果たす役割は極めて重たいものがあります。

令和３年度は、第５次総合計画後期計画が、総合戦略と統合してのスタートとなりますが、各課の後半に向けての課題や対策を念頭に答弁いただければと思います。次のことについて伺います。

（1）第２期の総合戦略がスタートしています。国の総合戦略であります。国は、新型コロナウイルス感染症を踏まえた地方創生の取組を求めていますが、考えを伺います。

（2）地方創生推進交付金の使い道として、全国的なモデルとなる事業を支援とあるが考えを伺います。

（3）第５次総合計画後期計画の中に、自治体行政に期待されるＳＤＧｓの取組についてが、第５章として追加されているが、予算を計上されている事業はあるのかを伺います。

（4）国は、コロナ禍により孤立、孤独問題に対応するため、多角的なコロナ対策に乗り出しました。村としても早急に専用窓口を開設すべきと思いますが、考えを伺います。

（5）多文化共生支援システムの進捗状況をお伺いをいたします。

（6）将来に向かっての、小学校区と地域コミュニティーの存続について、現在の考えを伺います。

以上、６点よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　田中榮一議員から、令和３年度の取組について、６項目の質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

なお、最後の項目につきましては、教育長より答弁をさせますので、よろしくお願いをします。

１点目の新型コロナウイルス感染症を踏まえた地方創生への取組の考え方についてお答えをいたします。

国では、感染症にも経済危機にも強い、強靭かつ自律的な地域経済の構築に向けて、自治体が地方創生臨時交付金を活用して取組むことが期待される２０の政策分野を地域未来構想２０と例示いたしました。さらに、これらの取組を推進するためには、各分野に関心のある自治体、各分野の課題解決に向けたスキルを有する専門家、関連施策を所管する府省庁の連携が重要だと考え、第三者の連携を図るための官民プラットフォーム地域未来構想２０のオープンラボを開設をしました。

併せて、地方創生臨時交付金の活用事例や活用状況を広く紹介する地方創生臨時交付金ポータルサイト（地方創生図鑑）を公開をし、好事例の見える化と横展開を図ることとしております。

また、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて、内閣府はＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を原動力とした地方創生を推進をしており、これらを共通言語として活用することで、地方創生の課題解決が一層促進されることを期待をしており、本村といたしましても、この考え方に基づき地方創生を推進をしてまいりたいと考えます。

２点目の全国的なモデルとなる事業支援についての考えについてをお答えをいたします。

令和２年度より地方創生推進交付金、Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０タイプが新設をされ、この制度につき

ましては、地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業を国が支援をしていくといった制度になります。

この制度の活用方法につきましては、ＡＩの活用やＩｏＴ、スマートモビリティによる生活交通や物流、自動運転、ドローンの活用、遠隔医療、小型電動モビリティ等が考えられます。本村にいたしましても、行政運営の中で抱える課題解決に向け、今後取組むべき事業について財源と調整を図りつつ、効果的な方法を検討をしてまいりたいというふうに考えております。

３点目の自治体行政に期待されるＳＤＧｓの取組について予算を計上をしている事業があるかについてをお答えします。

第５次総合計画後期計画に記載をしていますとおり、基本構想に掲げられている基本理念「白馬村の豊かさとは何か・多様であることから交流し学びあい成長する村」の実現に向けて取組んでいくために示されている四つの目標と、それに向かって取組むべき方向性は、国際社会全体の開発目標であるＳＤＧｓの目指す１７の目標と、スケールは違うものの、持続可能な社会を目指すという方向性は同様であることから、本計画の推進と図ることでＳＤＧｓの目標達成を資するものと考えています。

このため、第５次総合計画後期計画の施策とＳＤＧｓの１７の目標の関係につきましては、計画の中で表示をしております。

また、令和３年度当初予算編成方針でも、新たな時代を見据え、村政運営の基本となる白馬村第５次総合計画後期計画に掲げる基本理念の実現に向けた事業を推進をしていくこととしていることから、すなわち、令和３年度の予算編成全てがＳＤＧｓを意識をした取組という考え方です。

あえて、具体的なＳＤＧｓを意識をした各課の代表的な事業を申し上げますと、総務課では地球温暖化対策事業、コミュニティ推進事業、情報化対策事業、防災事業。観光課では地方創生推進交付金事業、２１観光戦略事業、商工振興事業。農政課では犬川用水電動ゲートの設置・小水力発電事業。健康福祉課では保健予防事業、地域包括支援センター・地域支援事業、地域生活支援事業。建設課では道路改良事業、都市計画マスタープラン策定事業、住宅事業。上下水道課では合併浄化槽整備事業。住民課ではじんかい処理事業、後期高齢者医療事業、公衆トイレ管理事業。教育課では北小学校教育振興事業・南小学校教育振興事業・中学校教育振興事業、スクールバス運行事業。生涯学習スポーツ課では保健体育一般事業、図書館事業、公民館一般事業。子育て支援課では子育て支援事業、児童手当等給付事業、しろうま保育園運営事業といえます。

４点目の村として早急に相談の専門窓口を開設すべきとの考えについて、お答えをいたします。

少子高齢化の進行や人口減少に伴い、人とのつながりが希薄化している中、世界中に猛威を振るっている新型コロナウイルスの影響により、外出や人と触れ合う機会がますます少なくなり、孤独や孤立による自殺や、子供の貧困などの問題が一層顕在化しております。

この状況の中、政府は２月１９日に、このような各省庁にまたがる問題に横断的に対応するため、

孤独・孤立対策担当室を内閣官房に新設をいたしました。これにより、社会的な孤独・孤立を防ぎ、人と人とのつながりを守る活動を推進をしていくこととしております。

白馬村では、高齢者人口の特に７５歳以上の人口は今後増え続けると予想され、核家族化の進行による高齢者のみの世帯、また配偶者を亡くし、ひとり暮らしになった世帯も増加しております。

また、コロナ禍で外出を控える傾向があり、そのため人と話す機会が少なくなり、健康面においても影響が心配をされております。

子供や高齢者、障がい者などが抱える問題については、社会情勢の変化とともに、複雑化・複合化していることもあり、関係する各課において相互に情報の共有を図りつつ、県が実施する相談支援事業や、民生児童委員などの組織との連携をして対応しているところであります。

そのようなことから、ご質問の専用窓口の開設につきましては、村の規模から見ますと、専用窓口の設置し、専門職員を配置することは困難であると考えておりますし、必要に応じ、緊密な連携も現状ではとれておりませんので、各担当部署において相談や対象者の発見を行ない、関係機関で協力をしながら取組んでまいりたいと考えております。

５点前の多文化共生支援システムの進捗状況に関するご質問でありますが、まず支援サイトにつきましては、１０月下旬にサイト構築作業が終了し、既に１１月中旬から公開しております。

支援サイトに掲載する各種の情報につきましては、８月の定例課長会議で担当する税務課から、掲載情報の基本方針や、優しい日本語表記などの掲載上のルールについて全庁的な統一が図られ、各担当課において掲載情報を作成をしてまいりました。

サイトは、行政サービス、防災関連、白馬村のルールの三つを柱に、日本語を含め１１か国語が翻訳表示されるようになっております。１２月から１月の２か月間のホームページのアクセス件数は5，９０６件で、同じ時期の白馬村ホームページ英語版のアクセスの件数２５７件を大きく上回っている状況であります。

次に、外国人所有の不動産のデータベースシステムですが、１１月末にシステム構築が完了し、村が持つ固定資産課税台帳情報や、法務局からの不動産登記情報の入力作業を税務課において鋭意進めております。また、今後は、システム化された多文化共生支援員からの提供情報を付加して、データベースの充実を図っていくこととしております。

私からの質問に対しての答弁とさせていただきます。

すいません。先ほどの専門窓口の開設につきまして緊密な連携も現状では取れておりませんと答弁をいたしましたが、現状では取れておりますので訂正をさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君）　引き続き答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君）　将来に向かっての小学校区と地域コミュニティーの存続について、現在の考えとのご質問でありますが、今年度、各学校で学校運営協議会を設置をしました。

学校運営協議会は、学校と保護者や地域が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、

協働しながら子供の成長を支える趣旨で設けたものであります。また、小学校は児童の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティーの核としての性格を有しており、防災、地域の交流の場など様々な機能を持ち合わせております。

教育委員会としましては、学校をよりよくすることを目的とした地域との連携によって、地域の活力が高まり、地域がよくなれば、学校への支援が強力になるという好循環を形成したいと考えております。

ご質問の令和３年度の取組として、小学校区及び地域コミュニティーの存続については考えておりませんが、現在、地域の特性に応じた、子供たちにとってよりよい学校教育の在り方と方策について、学校あり方検討委員会で議論をしていただいております。

その答申を受けまして、本村における教育の振興のための施策に関する基本計画を策定してまいりたい、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第１０番（田中榮一君）　ありがとうございました。国は、第２期のまち・ひと・しごと創生総合戦略っていうのが、もう今年から始まってるということで、だけれども、このコロナの感染症が発生したということでもって総合戦略というものを改定をしております。これからその改定した内容っていうのは、まあちょっと大分複雑なところがありますので難しいところがちょっと省いたといたしましても、先ほど答弁の中にＳｏｃｉｅｔｙっていう、そういう言葉が出てきました。この五つの目標値いうところが、特に脱炭素社会の実現に向けた取組というところで、白馬の今取組んでいるところに、まさにマッチした第１項の五つの項目だというように思います。

その中に、特に脱炭素社会の実現に向けた取組ということで、地方にとってのＳＤＧｓの実現などの持続可能なまちづくりということで、白馬の場合は、これをどちらかというと脱炭素社会の実現、そっちのほうが優先しているんですけれども、国の場合は一つというように考えているのではないかと私は思います。そのところを改正をしているというとこで。再質問の中で交通整理ができればいいんですけれども、まだ両方ごっちゃ混ぜになったら申し訳ないと思いますけれども、この地方創生施策による脱炭素社会実現に向けた取組というところで再質問をしていきたいというように思います。

先ほど、施策の方針というようなところでもって、地方創生ＳＤＧｓの実現の持続可能なまちづくりっていうところがちょっと答えていただいたんですけれども、特にこのＳＤＧｓ未来都市モデル事業っていうのが、去年、去年、一昨年ですか、それが始まってるわけであります。それで村として、このＳＤＧｓ未来都市モデル事業っていうのを、今まで募集に参加したことがあるのか、そのところからちょっと説明をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　ただいまご質問いただいた事業については、村のほうで手を挙げたということはございません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第１０番（田中榮一君）　今までは募集に挑戦したことはなかったというところで、答弁だったということと思います。今年も、このＳＤＧｓ未来都市モデル事業っていうのは募集をしたんですけど、この３月１日でもって閉め切っているというようなところで、これからＳＤＧｓも、総合計画の中に入ったことですので、ぜひ次年度にこの募集に、モデル事業の募集にもうぜひ参加していただきたいというように思うわけであります。

これはある程度、この募集に参加することによって、このＳＤＧｓの未来都市自治体ＳＤＧｓモデル事業というようなところで採択されれば、隣の大町市が昨年この未来都市の自治体というところで認められてＳＤＧｓの活動をさらに活発にしているというようなところで、隣では始まったというとこであります。これもかなり挑戦し認められれば脱炭素社会に向けた施策の方向性というところがかなり進んでいくのではないかというように思うわけであります。ぜひ来年度において、この炭素ＳＤＧｓの未来自治体の募集にも参加していただいて、脱炭素社会の実現に向けて頑張っていただきたいなというように思うわけであります。

白馬村のそのＳＤＧｓの取組というところは、民間のほうでいろいろ頑張ってるところがあります。例えば、要望書が出てるかと思いますけれども、白馬村ＳＤＧｓの学習旅行という集まりがあるわけでありますけれども、そこんとこのメンバー、それからＳＤＧｓＬａｂという名前のところがあります。それから、白馬バレーのほうもＳＤＧｓの活動を行なっているということで、環境を守る観光の提示に白馬バレーツーリズムがＳＤＧｓのビジョンというものを定めたというようなところがあります。

このように民間のほうが何となく、この取組については先行してるのではないかというように思ってますけれども、ぜひこの民間の方々と村とタイアップしました、このＳＤＧｓのこの取組というものをやってほしいと思うわけですけれども、この取組っていうものをまとまって、一つにまとまって対応していくっていう考えがあるのかどうかお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　まず、ＳＤＧｓの中で、田中議員からは脱炭素を特にフォーカスされてご質問されておりますが、村としては村長の答弁にもございましたとおり、１７の開発目標というのは全ての業務に関わってくると考えておりますので、今言われた脱炭素という部分では、既に幾つかの団体とも協力をさせていただき、一緒にやりましょうというお話もさせていただいているところです。

それぞれの項目について、民間と一緒にやってくのかどうかというところは、今後また検討して

いきたいと思いますけども、議員が特におっしゃっている脱炭素につきましては、現在、再生可能エネルギーの更新に向けた協議会というものを立ち上げておりまして、そこでの議論にも今言われた方も構成として入っておりますので、全く影響力はしていないというところではないとは思いますし、できるだけ横展開できるような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第１０番（田中榮一君）　今年度予算にゼロカーボンシティ宣言の理念に基づいて具体的な行動計画を策定するという事業に、この６００万余りを使うということでありますけれども、基本計画というようなそういう意味合いでよろしいのかどうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　まず、結論から申しますと、そういうふうに捉えていただいて結構かと思います。

準備会の中でも、まずは正確な実数値の把握、それとどのように活用していくのかという点については、協議会のほうに移行してまとめていくという作業になりますので、一つは調査業務を進めるのと協議会での議論を進めるという同時並行で進めてまいりますので、調査業務につきましては協議会にお諮りをした後、協議会自体で全体をまとめていくというふうに捉えていただければ結構かと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第１０番（田中榮一君）　先ほど、学習旅行というところをちょっと出したんですけれども、この人たちにしても、ぜひ、計画もある程度、こういうＳＤＧｓの計画っていうものも作っていただいて進めてほしいっていう、そういう希望もあるみたいです。その中に今の計画、今、総務課長がおっしゃった、この計画ですよね、その中にＳＤＧｓの取組ということも一緒になって計画を作ったらどうかと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　再生可能エネルギーという部分でいろいろなご意見等を伺うということであれば、意見を伺うことは考えられると思いますけども、ちょっとこの関わり方を、相手方のほうもどこまでを意識しているのかという部分を確認しないといけないと思いますので、ちょっと、この場での明言は避けさせていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第１０番（田中榮一君）　ごもっともだというように思いますけれども、ぜひ、繰り返すようですけれども、ＳＤＧｓの実現の持続的なまちづくりというのは、脱炭素ばかりじゃないというようなところでもって、経済、社会、環境と、この３側面をＳＤＧｓも言ってるわけでありますけど、脱炭

素のほうも、まあ多分環境のとこだというように思いますけど、もう全体的にある程度考えていくっていうことも、で、その計画を作るっていうことが大切なことではないかなっていうように考えるわけであります。

そうなれば、ぜひ計画のところはそのようなお答えでありますけれども、ぜひ学習旅行の皆さんにしてみれば、役場の中に窓口を作ってほしいということを言っております。できれば担当職員ということか、担当職員がどこになるのか分かりませんけども、企画課になるのかどうか分かりませんけれども、ＳＤＧｓの窓口というところを設けたらどうかと思いますけど、その点はどうですか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　先ほど来の答弁とまた重複しますけども、ＳＤＧｓの１７の目標がありますので、例えば脱炭素というところについて担当は誰だということであれば、ある程度のお話はできると思うんですけども、ＳＤＧｓそのものをということになれば、元々その１７の開発目標一個一個を意識してという部分で考えると、そのＳＤＧｓの取り組み方というのは果たしていかがかという学者さんもいらっしゃいます。ですので、もともと念頭に入れながら、いわゆるＳＤＧｓに取り組むというところで考えると、どの課も担当ということになりますので、その点につきましては、具体的にどういう項目についてというお尋ねをいただければ、総務を窓口として紹介のほうはさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第１０番（田中榮一君）　これでＳＤＧｓのところは最後の質問にしたいというふうに思いますけれども、ある程度、全国でもかなりこのＳＤＧｓのモデル事業として先進地というのがあります。名前を言いませんけど、岡山県のある市でありますけれども、きちっとして、このＳＤＧｓの１７の項目全てにおいて基本計画というものを策定して、それで一つ一つ対応してるというところが、市があります。それで、ホームページを見てみると、かなり白馬よりもいろんな面で進んでいるようなところが見受けられるということであります。これからだんだんと多分この白馬村も、この１７の項目について全てを一つ一つ計画を作っていくところが出てくるのではないかというように期待するわけであります。答弁は結構ですけれども、ぜひそのような取組っていうものを、ぜひお願いをしたいというように思います。

それから次に、相談窓口のところであります。今コロナ禍でもって、かなり世界の人々がいろいろ悩んでることが多いというようなところで、非常に追い詰められてる方が世界でも多いというふうに聞きます。ほで、日本もそうですし県でもそうです。長野県でもそうです。白馬の実態というものは、まだ私の耳に入ってきませんけれども、かなりコロナに対して非常に悩んでる方が多いのではないかというように思います。

特に長野県の中でも、いろんな追い詰められている方の行動に出るようなところが非常に多く見

受けられるというようなところであります。ぜひコロナに対する窓口っていうものを、一本電話でも一つそういうとこに設置して交通整理、振り分ける作業する人でいいと思うんですけれども、その考えはないというんですが、この今のこの時期、これからさらにコロナ禍の関係で厳しさを増してくるような、住民が多く出てくるのではないかと思うんですけれども、ぜひ相談窓口、交通整理をする方でもいいですので、その方を設置してほしいなというように思いますが、その点はどうですか、もう一度聞きます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君）　この関係については先ほど、考えとしては村長答弁にあったとおりでございますが、実際、こういった孤立ですとか孤独を感じてる方が村内においてどのぐらいいらっしゃるかっていうデータとして持ってるものはございませんが、コロナ禍において、そういったことを感じる方がもしいらっしゃれば健康福祉課のほうで相談にはもちろん乗りますし、専用窓口ということで、どこにそういった担当を置けばいいのかっていうところはまた考えてはいきますが、とりあえずはそれぞれご相談いただければ振り分け等はそれぞれの課で担当者につなぐということはやっていくんだろうというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第１０番（田中榮一君）　社協のほうか健康福祉課のほうということで今課長がおっしゃったんですけど、ぜひ交通整理をしていただきたい、経済的なところ、もしあったら観光課というようなことがありますし、税務課もありますし、健康的なところ、精神的なところっていうのは社協であったり、健康福祉課であったりだというように思いますので、ぜひ電話来た時には丁寧に、ご丁寧、丁寧に電話応対をしていただきたい。分かりませんのでって言うんじゃなくて、この課が担当だと思いますのでそちらのほうへお願いしますというようなことで丁寧な対応をよろしくお願いしたいというように思います。

それから次に、先ほどきちっと税務課のほうでも答えていただいたんですけど、多文化共生支援システムです。ほで、私もこのホームページを見て本当にきちっと説明をされているというようなところで、先ほど５，０００件を超えるようなアクセスがあったというようなところで、非常にインパクトがあったのではないかというように思います。ほで、このところに関しては議会の中でも割れたところでありますので、ぜひそういう意味合いのところでの考えをいただいて、このシステムのところをきちっと対応していただきたい。

ほで、先ほど村長の挨拶の中で非常に厳しい経済状況の中で予算編成をしなければいけなかったというようなところで、どうしても税収増っていうようなところが財源がなかったら何もできない話ですので、ここで外国人の方々にもぜひご理解いただきながら税の徴収をきちっとお願いしたいと思うんですか、税務課長どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。田中税務課長。

税務課長（田中克俊君）　税務課としましては、外国人に限らず、公平公正な賦課徴収に努めていくと、それが基本でありますので、そのことでお願いします。

議長（北澤禎二郎君）　田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第１０番（田中榮一君）　それでは、６番のところであります。再質問でありますけれども、本当に子供が少なくなっていて、特に白馬南小学校の場合なんかは存続ちゅうのがだんだんと危ぶまれてきてるというようなところで、先ほども同僚議員が質問したわけであります。長い１２０年か１３０年ぐらいの歴史ある白馬南小学校でありますけれども、小学校の、小学校区として神城地区が発展してきたというようなとこであります。これが将来的にすぐではないと教育委員会ではおっしゃってますけれども、できる限り２０年、３０年後どうなるか分かりませんが、そこのところまでどうにか存続してほしい、そのためにはそれ以上存続は本当もちろん望むわけでありますけれども、特にこの空き家対策のところ、どうにか神城地区のほうに人口が入ってきてほしいというところがまず一番の解決策なんではないかというように思います。

以前に私も、この空き家バンクっていうようなところを質問をしたわけでありますけれども、村では、この空き家バンクの制度をまだ持ってないというようなところで、ぜひこの空き家バンクっていうものを村でも設置してほしいなっていうように思うわけであります。不動産業者のほうに頼るのではなくて作ってほしいと。

ほで、私の住んでる飯田地区にしても、本当にこのあと１０年後、２０年後ってなればもう一気に空き家になるだろうなっていう家がいっぱいあります。飯田でさえもそうなってるのでありながらも、よその地区、北城地区も多分あると思いますけれども、非常に区としても危機感を覚えているというようなとこであります。そういう意味合いおいて家が大き過ぎて借りづらいっていうようなところもあるかもしれないんですけど、村として人口対策というような意味で空き家バンクの設置というようなところは大事なところではないかなと思うんですけど、その点はどうですか。どなたがお答えいただけるかどうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　それでは、空き家バンクの質問でありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

よその自治体での空き家バンクという話ももちろん、こちらのほうでも理解をしておりますし、お話を伺うと空き家バンクの登録はしてもらってはいるんだけども、実際に、ほとんどは不動産会社に丸投げで、維持管理のところの経費もかかってるというようなお話も伺っています。その一方で、今回のコロナ禍における一極集中の、都市部への一極集中、これについては見直しを図るというのが地方創生、新たな地方創生の取組として、テレワークであったりとか、働き方改革というのが言われておりますので、この要素の一つとして地方への移住ということは、これから拍車がかか

ってくるだろうというふうに私も思っております。それが空き家バンクとうまくマッチングをするのかどうなのか、いわゆるニーズとして新たな居住の地を求めてくるのか、それとも住むだけでいいのか、その辺については少し状況判断は必要かなというふうには考えておりますので、現時点ではその空き家バンクとしての登録をするかどうかということについてはお答えは控えたいとは思いますけども、地方への移住やテレワークによるいわゆる居住地の移動というのは考えられる部分ありますので、その辺については取組として進めていきたいという考えでおります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第１０番（田中榮一君）　分かりました。ひと、まち・ひと・しごとですか、そんなところで、それが地方創生の基本なんでありますけれども、ぜひ人口増のところをお願いをしたいなというように思います。

国のほうもある程度、ちょっと方向転換じゃないですけれども、人口については関係人口っていうような言葉が最近国のほうでも言い出しました。これからも関係人口っていうようなところが一つのポイントになるのではないかなというように思います。ぜひ南小学校の存続について、学校の存続についてぜひご尽力を願いたいというように思います。

それでは、以上でこの大体の質問は終わらせていただきますけれども、大体っていうか、通告した質問に対しての再質問は終わりたいというように思います。

財源のない総合計画ですけれども、財源の裏づけのない計画っていうのは単なる絵に描いた餅だというような、市の首長がおっしゃってるところがあります。非常に厳しい中でもって財源確保は難しいところではあるかと思いますけれども、これからの総合計画においては財源の裏づけっていうのをきちっととって、これから対応していただきたいなというように思います。

それでは、今まで私が一般質問してきた中で非常に気にしたことが幾つか、幾つかあります。そんなところを簡単にお答え願いたいというように思います。

まず初めに、水道ビジョンでありますけれども、非常に老朽化をした上水道に関しては非常に私も危惧していたところでありますし、何回も何回もこのことについて布設替えのところは質問してきたわけであります。これからの水道ビジョンについて、どなたか課長、上下水道課長になりますか、お答え願いたいと思うんですが。

議長（北澤禎二郎君）　酒井上下水道課長、お答えできますでしょうか。

上下水道課長（酒井洋君）　具体的に通告があればもう少し丁寧なお答えできたかもしれませんが、お答えさせていただきたいと思います。

水道の関係でございますけども、水道は生活とか産業を支える本当に基本的な社会資本であるということでありますし、安心安全に安定的に水を供給するということ、また、そういった使われた水を適正に処理して自然に戻してやるっていうことが上下水道課の非常に大きな使命であろうかと

思います。

田中議員も参加していただいて作成いたしました、平成２８年に策定いたしました水道ビジョンです、それにおける課題とか実現の方策とか達成目標等々示させていただいたものでございます。何とか今年度もそういった具体的な個別な計画に対しましていろいろ準備を進めまして、管渠につきましては向こう１０年間の個別の更新の計画というものをまとめて順次進めていく予定でございます。

また、懸案となってます二股浄水場の更新につきましても、簡易耐震診断やりましたら、やはりレベル２では若干損傷を受ける可能性があるというような結果に出ておりますので、更新の方法につきましては幾つかパターンを想定し、現在も水道課に所属した職員等で専門員会での打ち合せも行ない、また、課長会議等にも情報提供をして議論を進めていく準備を進めて、いずれにしても村にとって最適な更新が行なわれるように引き続き議論を進めていくというような段取りになっておりますので、その辺きっちり段階を追って進めていくという状況になってるということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁を含めあと１０分です。質問ありませんか。

第１０番（田中榮一君）　もう神北合併してもう６０年以上なるわけでありますけれども、その当時布設替えをした管路ですか、非常に神城断層地震の時にも痛めつけられているのではないかということで、漏水も激しいというようなとこであります。ぜひ毎年毎年一定の金額を投入して地道にこつこつと、この布設替えというのは進めてほしいなというように思います。

あと、健康的なところで、私も何度かいろいろ質問をしてまいりました。農水産、食育のところでちょっとお聞きをしたいと思います。

農林水産省が学校給食の地産地消の取組推進などを盛り込んだ第４次食育推進計画の案を公表をしております。

議長（北澤禎二郎君）　田中議員、通告に従って、通告に関連ある質問をぜひ絞っていただきたいと思うんですけど。

第１０番（田中榮一君）　先ほど私が冒頭で各課の後半に向けての課題や対策っていうようなところで話しておりますので、それに関連づけて話しているところであります。議長、よろしいですか、いいですか。

議長（北澤禎二郎君）　はい。

第１０番（田中榮一君）　駄目っていうならやめちゃいますけど。じゃあお許しをいただいたということで。

非常に健康というようなところでもって大事なところだというように思います。じゃあ一つだけ

教育委員会にお聞きをします。給食センターっていうのは、食育の拠点というような位置づけで造ったというようなところが竣工した後の文書の中にも残ってるわけでありますけれども、これから来年度に向けて食育推進計画っていうのが作られていくわけでありますけれども、教育委員会の食の拠点としての取組というようなところは、これからどう考えていくのかっていうところをお聞きしたいというように思います。

議長（北澤禎二郎君）　お答えできたらお願いします。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君）　食育基本計画ですとか、食育計画に沿ってということで、給食センターどのような役割かという部分かと思います。

今給食センターには栄養教諭ということで、小中の給食の栄養管理、食の指導、そういったものを総合的に管理する職員がおりますので、その者の指導によって行なっておりますが、食育計画の中では小学生の生活習慣病の予防というような部分もございますので、そういった件については健康福祉課と連携を取りながら、また、地産地消の進め方については地場産のものをどう受け入れていくかということについては、農政課と連携を取りながらということで、食育計画については教育課が作成するものではございませんけれども、そういった各課と連携を取りながら、その拠点になるところというところで給食センターのほうは役割を果たしていきたいというように考えております。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第１０番（田中榮一君）　ありがとうございました。それでは最後になります。ちょっと私の今までの思いっていうようなところをちょっと聞いていただきたいというように思いますけれども、私の議員生活１２年の中で印象に残ったことっていうのは、やはり東日本大震災の発生で、この３月１１日で１０年目となるということで、新聞紙上、マスコミ等も連日この報道をしているわけであります。いまだにまだ多くの方々がふるさとに帰れないで、帰ることができないような状態でいるわけであります。早く帰れるような状態になってほしいなっていうのは日本国民全員の願いであるのかなというように思っております。

その３年後に、この平成２６年に発生した神城断層地震のこの二つで経験したのがこの二つであります。特に堀之内、三日市場の皆さんは大変な思いをされたというようなところで、今でも鮮明に記憶に強く脳裏に焼きついております。

そのことは震災の当日でありますけれども、村長をトップに震災兆候に立ち上げた災害対策本部の対応であります。本当にあれは見事でした。あの行動はぜひ後半職員にしっかり受け継いでいくことを切に願っております。

それと、その時受け取ったふるさと帰れない状態が続いている気仙沼市民の皆さんや、福島県富岡町の富岡小学校の４年生の児童の皆さんからの励ましの手紙であります。これは忘れることができません。人の優しさを強く感じた文面でありました。３億近い日赤義援金等を受けた恩は決して

忘れてはならないと思っております。議員生活、貴重な多くの経験をさせていただきました。

今定例会の冒頭、村長は、計画している図書館建設基本計画の見直しを議会に示しました。建設の思いは私も同じ思いであります。図書館検討委員会の報告書を見ると、新しい図書館はみんなの道しるべ、新図書館を物心両面で利用しやすい村民の同情的な存在として位置づけ、平穏な時には休憩所や目標となり、迷った時にはとても頼りになる存在、そんな図書館になってほしいとつづられております。同感であります。

コロナ禍にある今まさに、このような図書館が必要なのではないでしょうか。七、八百年前の方丈記、徒然草、枕草子等を今読んでも励まされることがたくさんあります。人類歴史の中、何度となく押し寄せた感染症や災害に人々が様々な本と出会い、共に立ち向かい生き抜いてきたのではないかというように思います。新しい図書館で読み聞かせをする母子の姿を思い描いただけでも安らぎ感を覚えます。財源確保が難しい現状でありますけれども、村長任期中に何とか建設のめどが立つようにご努力を願いたいというように思います。

しめとして、毅然とコロナ禍の難局打破に立ち向かう村長の決意をお伺いをいたしまして、私の議場での最後の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　田中議員から通告外の質問をされましたけども、激励をいただいたり、そしてまた、今コロナ禍の中で本当に白馬村住民、そしてまた事業者、大変な状況であります。そんな中で何とかこのコロナ禍を乗り切って、乗り切った先には必ず明るい日が見えてくるというふうに私は確信をしているところであります。

その中でたびたび私から村長メッセージとして発信をしております、手洗い、そしてマスク、人にうつさない、うつらない、こういったことをしっかりと村民の皆さんに励行していただいて、今はちょっと落ち着いているわけでありますけども、またいつ発生するか分かりませんので、そんなことをまた村民にも発信をしながら、その先には必ずすばらしい白馬があるということを確信をして取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうか議員の皆さんからも、ぜひご支援をお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　質問がありませんので、第１０番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後１時まで休憩といたします。

休憩　午後　０時０８分

再開　午後　１時００分

議長（北澤禎二郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

第８番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第８番津滝俊幸議員。

第８番（津滝俊幸君）　第８番津滝俊幸です。それでは、一般質問、通告書に従いまして質問をして

まいりますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症による危機管理対策と今後の経済再生について伺ってまいります。

昨年から新型コロナウイルス感染症対策として、国では感染拡大の防止対策の緊急事態宣言により、一時的にとまってしまった経済再生対策をそれぞれ行なってきました。

しかし、年末より当村においても、第３波による当感染症の罹患者が延べ１００人余り出てしまい、現在も終息には至っていません。この通告書を出したときには、２週間ほど前だったので、今日までのところで行きますと、県内、白馬村も含めて感染者は出てないという状況であります。

また、白馬村民で運が悪くてこの感染症に感染してしまった方へのお見舞いを改めて申し上げたいと思います。

全国的な感染拡大に伴い、国による１１都府県へ向けて２回目の緊急事態宣言の発出や県からの医療非常事態宣言、白馬村へは感染警戒レベル５が発生され、スキーシーズン真っただ中の観光産業へ大きなダメージを与える状況となってしまいました。

この感染症が発生し、１回目の緊急事態宣言が出された第１波の頃より、第２波、あるいは第３波が年末年始を中心に蔓延していくことが、感染学会でも予想されていました。

この間、ウイルスの感染メカニズムや予防対策、あるいは予防対策もある程度は解析され、ワクチンの開発も進められてきました。今はそれなりに収まりはしているものの、今後変異ウイルスの蔓延も懸念されています。

村民の命を守る行政として、今まで行なってきた新型コロナウイルス感染症対策について、今後の状況もかなり十分検証していくべきと考えます。

さらなる拡大を防止していくため、国や県の指導を仰ぎ、どう取り組んでいくかを伺います。

また、観光立村としてコロナ禍と向き合いながら、経済をどう回していくかについても伺います。

１、新型コロナウイルス感染症について、事前に想定していた対応策は取れていたか、具体的に取った行動は何か。また、その対策について効果はあったか。

２、このような疫病の感染状況下の下で、大規模災害が発生した場合についての対応策はできているか。

３、行政関係者から罹患者が出ました。その指導と対策については、どうなっているか伺います。

４、住民への感染状況について情報が乏しく、不安を抱いていた人も多いと聞きます。個人に関わる部分もありますが、感染状況の情報を今より分かりやすく開示すべきと思いますが、対応は可能か伺います。

５、不要不急の外出の自粛を盛んに呼びかけていました。曖昧な基準であり、分かりにくい。協力要請だけで感染対策にはつながらないのではないかと思います。そういった意見も多く聞かれました。改正された特措法の運用も含め、分かりやすい今後の予防対策について伺います。

昨年からあらゆるイベントや行事が中止あるいは延期されています。村民へは不景気感を助長し

てしまったと思っています。野外イベントにおいては、次年度はしっかりとした感染予防対策をし、萎縮することなく実行すべきと思うが、その考えはありますか。

７、さきの県への要望において、白馬山麓観光の有史以来の危機に遭遇しているとまで言い表した、観光産業の立て直しについて、現在の状況を詳細に分析、調査し、コロナ禍と向き合いながら、各方面からの意見も伺い、今後の経済対策を早期にまとめるべきと思いますが、その考えはあるか、答弁をよろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　津滝俊幸議員から、新型コロナウイルス感染による危機管理対策と今後の経済再生について、それぞれ答弁をさせていただきます。

１点目の新型コロナウイルスの感染症対策の行動と、その対策の効果についての答弁をさせていただきますが、新型コロナウイルスの感染者が、中国武漢市で初めて確認されてから既に１年以上が経過をし、世界の感染者は累計で１億１，２００万人に達し、死者も２４９万人を超えました。

国内での新型コロナウイルス感染症の感染者は、２月２４日時点の数字ですが、４２万７，４６７名、死亡者は７，５８４名となりました。村内では、昨年の１２月の１日に１例目の陽性者が確認されて以降、これまでに白馬村を居住地として発表のあった陽性者数は１０６名に上がっております。

村では、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、国や県の対応方針等に沿った基本的な感染症対策の徹底ということで、マスクの着用、うがい、手洗い、３密の回避などについて、村ホームページ、行政無線、ケーブルテレビ、広報誌、新聞折り込み等の媒体を使い、情報発信に努めてまいりました。

また、私からは、昨年の４月９日以降、１４回にわたり村長メッセージとして、感染拡大防止のためのお願いや注意喚起を、その都度行なってきたところであります。

新型コロナウイルスについては、未知のウイルスということもあり、事前の想定等も難しく、世界的な感染拡大のスピードなど、正直、我々の想定をはるかに超える部分がございました。

有効な治療法等が確立されていない中で、まずは一人一人が感染しないように、また感染させないようにと、先ほども申し上げましたが、感染予防対策に取り組んでまいりました。

昨年１２月末まで村内において、感染者が一人も出なかったということから判断すれば、村民の皆様のご協力により、一定の効果はあったのではないかと考えております。

しかしながら、本村特有の冬期間のみの就業など、交流人口の増加に伴う感染経路が、エリア的に集中しやすいといった背景を併せ持っていることも如実に表われた結果となりました。こうした点については、今後における対応策に含まれなければならないと感じているところであります。

２点目のこのような疫病の感染状況下で、大規模災害が発生した場合について対応策ができているかとの質問についてお答えをします。

この状況下での災害の発生については、現在、全国の自治体共通の課題でもあります。

当村は、平成２６年の神城断層地震の際に、約１か月にわたり避難所を開設をした経験があります。

しかしながら、このコロナウイルスの感染拡大により、避難所での感染症対策に対する考え方は改められ、避難所での必要な感染症対策は多岐にわたるようになりました。

例えば、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人員を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も必要と考えます。

また、避難者に対して手洗い、せきエチケット等の基本的な感染症対策を徹底をし、避難所内では十分な換気に努め、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意をしなければなりません。

このようなこともあり、昨年７月に長野県旅館ホテル組合会白馬支部と、白馬村災害時における宿泊施設の臨時避難所使用に関する協定を締結をしたことにより、有事の際には、２次避難所として活用することが可能となりました。

また、避難所には、相応の感染症対策の物品備蓄等も必要になります。すぐに多くの物品をそろえることは、財政面や輸送力、物理的に収納面からも困難ですので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等も活用しながら、物品等の収納のできる防災倉庫を設置させていただき、間仕切りやエアマット等の必要な物品もそろえる予定で進めております。

また、同時に地域との協働での避難所設置訓練や収容人数の点検を踏まえた避難所の見直し等も必要になりますので、今後の課題として取り組みたいと考えます。

３点目の行政関係者から罹患者が出たが、その指導と対策はとの質問についてですが、まずは、役場職員から感染者が発生をし、ご心配をおかけしたことについては、事業者の長としておわびを申し上げます。ただし、その感染経路等について、職員自身に不適切な行動があったものではなく、それぞれ感染予防対策を取った中での罹患であることをご理解を頂きたいと思います。

村では、全管理者等で組織する新型コロナ感染症白馬村対策本部を、昨年２月に設置以来、２３回にわたり会議を開催をし、情報共有や課題についての協議を続けておりますが、その都度、職員に対し感染予防の徹底を指示してまいりました。

３密回避はもちろん、検温の実施とともに、体調不良者へは出勤の停止や、国の感染状況ステージに合わせ、実家が県外にある職員には帰省の自粛を指示をしたり、不要不急の県外移動自粛に、大人数の宴席設営中止など対応してまいりました。

職員からの感染者発生後は改めて、第三者との接触を極力回避すること、不要不急な村外移動への自粛、酒席への参加自粛を求めたところであります。職場の換気の強化も行なっています。

また、感染がいつ、どこで発生してもおかしくないと認識をしており、感染予防には最大限注意をしてまいりますが、万一、職員から感染者が発生しても、悪いのはコロナであり、職員ではないという考え方の下、治療と感染拡大防止を最重要とし、当該職員が罪悪感を感じることなく、復職

ができる職場環境づくりと感染症における業務継続計画によった対応により、住民に対して不便をかけないよう努めてまいるところであります。

すみません。ちょっと修正させていただきますが、業務継続計画に沿った対応により、住民に対して不便をかけないよう努めてまいります。

４点目の住民の感染状況についての情報を今より分かりやすくすべきだが対応は可能かについてでありますが、まさに今回の感染拡大の中で私も非常に頭を悩ませた問題であります。

ご承知のとおり、感染者に係る情報は全て県の管理下にあり、県発表以上の情報は原則、村へも伝達されません。部外秘資料として感染者年齢と入院した医療施設名が知らされるだけなのが実情であります。１２月の時点では感染者数も少なく、県からの情報も足りていたところでありますが、１月に入ってからの急増時には、住民への感染実態を伝えられないことに、大変もどかしい思いがしたところであります。

例えば、白馬村の場合は、若年層の感染者が非常に多く、無症状または軽症者がほとんどのせいか、療養状況の記載で自宅療養という感染者の発表がとても目立ちました。自宅療養という表現は、あたかも感染発覚前と同じ生活を送っているような印象を与え、住民からも外出に関して、不安の訴えや問合せがあり、私も県へ、自宅療養の実態をしっかり公に説明していただきたい旨を申し入れたところであります。

村独自の情報発信としては、県への聞き取りの中で何とか特徴的な傾向である、寮生活とか、共同生活という言葉を、村長メッセージとして伝えるのがせいぜいという状況でありました。

私としても、興味本位の感染者捜しをするためではなく、住民に的確な情報を開示をし、感染予防につなげることがとても大事なことであると考えています。県の発表では、宿泊施設のスタッフでも会社員と発表されたり、自営業従業員と発表されたりしており、様々な臆測を生む要因となっています。

津滝議員がおっしゃるとおり、住民の不安を和らげるような情報開示については、県へ要望をしてまいるとともに、村としてできる範囲で、どんな発表の仕方ができるのか、研究をしてまいりたいと思います。

５点目の新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の運用を含めた、今後の予防対策についてお答えをいたしますが、これまで本村における新型コロナウイルス感染症についての対応は、長野県新型コロナウイルス感染症対応方針に基づき準じるものであり、これは長野県新型コロナウイルス感染症対策条例に基づく基本的方針であり、また、対応方針の中の新型インフルエンザ等対策特別措置法の根拠規定を記載した取組以外は、県条例に基づく感染症対策として、実施をするものとされています。

なお、感染状況の変化や国の方針の変更等により、方針に変更の必要が生じた場合は、都度対応方針の見直しが行なわれました。

そして、今回の特措法の改正では、新型コロナウイルス感染者への対応は、現在進行形でありますが、国民の命を守るため必要な見直しは、速やかに対応していく必要があり、現行制度の下で取組を進める中で得られた知見や経験を法制度に反映させ、感染の早期収束につなげていくことが重要であり、このような考え方にのっとり、現下の新型コロナウイルス感染症対策の実効性を高め、より確実な取組を推進するために必要な法改正を行なったものであります。

市町村へは、国から県への通知と併せて法改正の運用について、段階的にＱ＆Ａが示めされ始めており、これまで同様に県と連携を密にして、感染症及び予防対策に取り組みたいと考えます。

また、今回の改正には、発生届の内容や積極的疫学調査の結果の共有について、国、地方自治体間の情報連携がより一層図られることとなる点につきましては、４点目の答弁でも申し上げましたが、当該市町村への情報共有への方法について改善をされることを期待をしております。

６点目の今後における屋外のイベントに対する考え方ですが、津滝議員がおっしゃるとおり、あらゆるイベントや行事が中止または延期ということで、楽しみにされていた方にはご迷惑をおかけしました。

村民の安全と生命を守るという基本的な方針に基づき、クラスター発生リスクが高い換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集集団、間近で会話や発声をする密接場面の３つの密が重ならないよう、村が主催するイベントなどについては、長野県から示された長野県新型コロナウイルス感染症対応方針に基づき、イベントごとに個別に判断をして、開催の可否を決定をしてまいりました。

また、村が共催するイベントや実行委員会に参画するイベントについても、県の方針を踏まえ、丁寧に調整をしてまいりました。

現時点では、萎縮することなく開催と断言はできませんが、議員がおっしゃるとおり、今後は感染予防対策を施した上で、何とかイベントや行事を開催したいと考えております。

最後に、今後の経済対策についてお答えをいたします。

このコロナ禍がいつ、どのような形で終息をしていくのかは、見通すことができませんので、しばらくはこの状況下で経済活動、白馬村であれば、観光産業を動かしていくことになります。

そのためには、公的な支援による経済対策が必要であり、これまでもそうでありましたが、今後も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、経済対策を打っていくこととなります。

その具体的な内容につきましては、津滝議員がおっしゃるとおり、状況の把握、各業界団体との対話を経て、交付金実施計画に反映していく必要があると考えています。

現時点では、来年度の交付金額は繰越手続における１億２５０万円余りについての実施計画を、来年度早々までに作成をする予定ですので、若干時間を頂きたいと存じます。

以上、津滝議員からの新型コロナウイルスの感染に関わる質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第８番（津滝俊幸君）　現在進行形のこの疫病、新型コロナウイルス感染症ですが、内閣も非常にこれをどのようにコントロールしながら、特に、２０２０東京オリンピックであったりとかということが、目前に迫っているわけですけども、国、県でも阿部知事が非常に苦慮しながらいろんな対策を打っておりました。

下川村長も、その下に入りながら、村としては対策を打っていくという形になっているわけですけども、どなたがトップリーダーでやられても、このところどういうふうにコントロールしていくかというのは、非常に大変難しい問題だと思います。

ですが、住民の不安とかいったものを取り除いて、安心して暮らせる地域に、日常にしていくためにどうしていくかということは大事なことなので、そこのことについて、もう少し深掘りして聞いていきたいと考えます。

まず、現在までの感染、村内です、白馬村の感染者数、そのうちの重症者、中等者、軽症者、無症状者の数。それから入院者、療養施設者、それから自宅療養者、それから現在の状況というのは、まだ入院されている方がおられるのか、そういうような療養生活を送られている方がおられるのか、健康福祉課長に聞きます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君）　お答えをいたします。村内での感染状況等でございますが、先ほど村長答弁にもございましたとおり、県からの情報が非常に限定的で、当初の感染者の発生ということで、プレスリリースされますが、それ以上のところでちょっと分かりかねる部分があります。

長野県内の状況ということで申し上げますと、現在までの感染者数です。２月１２日時点でございますが、陽性者の状況は重症者３７人、中等症３２１人、軽症者１，５７６人、無症状者４１１人、計２，３４５人であります。

このうち、軽症者と無症状者の方で全体の８５％を占めるというような状況でございます。

また、３月２日時点での、県内陽性者実績ですが２，３６４名で、うち４２６名が無症状病原体保有者で、重症の方は現在いらっしゃいません。

あと入院者数ですが、３月の２日時点で、県内で入院している方は１０名、自宅療養中の方は２名ということで聞いております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第８番（津滝俊幸君）　白馬村の感染者数が分からないんですか。県からは一応出てますよね。白馬村は何人かというのは、分からないですか、感染された方は。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君）　失礼いたしました。村内の感染者につきましては、村のホームページ

のほうでも公表はさせていただいておりますが、村内を居住地として発表されている感染者の方は、現在１０６名です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第８番（津滝俊幸君）　白馬村でも１０６人の方が感染されて、内容については福祉課のほうでも、詳細まだ分かってないということですが、それぞれ重症者があったというような話は聞いていませんけども、それなりに皆さん大変だったなというところであります。

この数については、現在進行形ですので、現在までの状況かと思います。

ただ、人口割からすると非常に高い確率で、白馬村感染したということは事実でありますので、これを今後どういうふうに生かしていくかということになるかなと思います。

それで、観光客も含めて、地元の人たちも含めて、搬送システムです、小谷と白馬で共同で行なうというようなシステムを取っているんですが、この利用者というのはいたのか、いないのか。いた場合には何人ぐらい利用されたのかということをお伺いします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　お答えします。白馬・小谷新型コロナ受診支援対策協議会というものを組織して、その事業実施しています。

感染疑いのある旅行者の方を宿泊施設から指定医療機関まで、感染対策を施した車両、それから研修を受けたドライバーが送るというようなサービス、１４日から実施しております。

これまでのサービス利用した人数は８名いらっしゃいます。季節的にいいますと、１０月に２名、それから年末からこれまでに６名の利用がありました。いずれも旅行者とあとはスキー場のスタッフも一部あるんですけれども、村内に住所のある方ではありません。

また、このサービスなんですけども、来年度もこのコロナ続くので、継続することを計画しております。継続するに当たっては、これまで旅行者だったんですけども、交通手段持たない住民の方も対象に、このサービス実施しようというような、現在計画しているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第８番（津滝俊幸君）　それから、長野県でレベル５になったときに、いわゆるこの中部地区、平川から松川までの間の飲食店向けにＰＣＲ検査を積極的に受けてくれというような通達があって、飲食店関係者、これ希望を取ってやったわけでありますが、何名受けられて、そのうちの何名が陽性患者、だったのかいう数字をお持ちですか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君）　お答えいたします。この集中検査につきましては、ウイングのほうで、１月の２６日から２８日までの３日間行ないました。

希望者については、希望を取りまして２１１名、検体の採取を行ない、結果８名の陽性者が確認

をされております。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第８番（津滝俊幸君）　この数字も３日間で２１１人受けて８名の陽性者が出たというのは、私も割合として多かったのか少なかったのか、何とも申し上げられないんですけども、これだけの人数が出たということで、これも次回に、割合としてはある程度高いんじゃないかなと思うんですけども、今後生かしていくべきだろうなと思います。

先ほど、村長答弁にもありましたけれども、自宅療養者に対する対応というのは、非常に苦慮なされたという話なんですけども、県外のところでは、病院に入るに入れなくて、自宅で療養してくれと言っている間に亡くなってしまったりとか、したケースがあったようであります。

そういったときに、自宅療養者には、今後も含めてどのような対応を取っていたのかということと、それからよく酸素飽和度、オキシメータといいますけども、オキシメータと体温をチェックしていると、ある程度病状が変化するのが、早く分かるというようなこと言われています。

村では、この自宅療養者に、こういったオキシメータ等々を配って対応したのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君）　お答えいたします。自宅療養者につきましては、感染者が結局どなたかっていうものが、村のほうでは分からないというような関係で、県のほうでの対応になると思います。

県では、自宅療養者に対して、独居など、同居家族等による支援を受けることが困難な対象者につきましては、県のほうで食料品など、生活支援物資の提供を行なっております。

また、保健所によります健康観察用に体温計と今おっしゃいましたオキシメータですか、そちらのほうの無償貸与を行なっているということでございます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第８番（津滝俊幸君）　確かに県で、保健所のほうでいろいろ対応しているというのは、そのとおりだと思うんですけども、管理下に置かれているそのとおりだと思うんですけども、この自宅療養者が無症状で陽性者になっているわけで、そういった人が外に出て、ということはあまりないとは思うんですけども、それでも食事をしたり、買い物をしたりというようなことがあった場合については、いくらマスクをしていても、どなたが感染しているかというのは、色がついているわけではありませんので、非常に分かりにくいわけです。

こういうことについて、やっぱり村長答弁にもありましたように、ちゃんと情報が、少なくとも村のほうでちゃんと管理ができていくというようなことが、今後は必要になってくるんじゃないかな。今これをどうこうせえというような話ではないですが、大きな課題だと思います。私は。観光地においては、特に大きな課題だと思います。そこのところをご考慮願いたいなと思います。

それからよく言われることですが、クラスター、集団的に発生してしまうということでありますけども、白馬村の中でもこの集団的に発生した場所があったように聞いています。

一般的に言われて、一番多いところが老人介護施設だと言われているんですが、幸いに白馬村にある老人介護施設では、クラスターは発生しておりません。今後、老人介護施設で、こういったことのないように対応をしっかりしていただかなきゃいけなと。

というのは、受入れができなくなってしまうと、本当困っちゃうわけです。何で困るかというのは当たり前のことで、お分かりになると思うんですけども、やっぱり年配の方がかかってしまうと、重症化していきますし、医療機関もそれで逼迫してしまうということになるわけですから、ここのところの対応策は、どのようなことを取っているのかと、分かる範囲内で結構でございます。答弁お願いします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君）　お答えをいたします。それぞれの施設ごとには、国とかがいろいろガイドライン的なものは発信されておりますし、また施設ごとに感染対策ということでマニュアルを策定したりして、日々業務のほうを行なっていただいているかと思います。

施設内でクラスターが発生しないように、基本的な感染症対策に加え、そのガイドラインに沿って、面会制限ですとか、不要不急の外出の自粛、やむを得ず出た場合には、職員が自宅待機ですとか、そういった対策を取っていただいております。

また、大町保健務所のほうでも、感染対策のチェックということで、各施設のほうに訪問しております。

あと、２月８日から２月の１０日にかけまして、各介護施設、村内１０か所になりますけれども、職員１６６名に対してＰＣＲ検査を実施し、その結果ですけども、陽性者がいなかったということと、一般的に、重症化リスクの高い高齢者を預かっておりますので、この辺につきましては、ほかよりもかなり注意して、予防を継続していただいているということでございます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第８番（津滝俊幸君）　やっぱり老人介護施設、それから医療機関も当然その中に入ってくると思いますけども、しっかりとしたガイドラインに基づきながら、多分そこでお仕事なさっている方は相当ストレスをためながらやるということで、家族の中で、もしかしたら、そういうことが出てしまったら、もうそこの仕事場には行かれないですし、もし、濃厚接触者になってしまえば、２週間は止められてしまうというようなことがあります。

そこのところは、事前に、かからないことが当然一番いいわけでありますけども、その辺の対応もこれからどういうふうにしていくかと、ちなみに来年度の予算では、そういった医療機関等々で、事前に検査ができるような形で予算は取っていただいているみたいなところもありますので、その辺のところはまた後で、しっかりと聞きたいと思います。

それから、運悪くというか、感染してしまった人、白馬の中で１０６人ということなんですけども、世間一般ではよく報道されていることは、後遺症がものすごいと、匂いや味が分からない、味覚障がいになってしまう人、それから精神的にかなりまいってしまって、仕事にも出られないというような人もおられると聞いております。

先ほど、同僚議員が、こういった人たちにもちゃんとした窓口を設けて対応していくべきではないかというような話もありましたが、今後こういったことに対応する予定はないのか、どうなのか、先ほどは対応しないというふうに言っていますが、私は、そういうようにはいかないのかなと思います。そこの辺のところをどういうお考えかお伺いします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君）　特に、今、議員さんおっしゃった後遺症とか、あとメンタル的なダメージについては、これはまさしく健康福祉課を中心として対応すべきということで、そういった問合せについては、窓口しっかり対応できるというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第８番（津滝俊幸君）　様々なところに、このコロナウイルスは影響を及ぼしていまして、例えば妊娠して、出生、子供が生まれる。ようするに出生者が減少です。

それから、白馬村でもありましたけれども、濃厚感染者が出て児童や生徒などに、学級閉鎖になってしまったりというようなこともありました。

いろんなところに波及していって、納税関係にも減免措置とか、払えなくなったりとかいうこともありましたし、関連するようなことで、上下水道の徴収が落ちてきたとか、それから利用が減った、建設、農業でも同様のことがあると思います。

健康診断も、わざわざ人間ドックに行かないというような人も出てきているというような話も聞きます。

それから、介護いいよと、うちで何とかするからみたいなことで、年寄りも外に出たくないと、どこに行っても嫌だからみたいなことで、買い物に行くのもみんな嫌だというようなことも言っていました。

そういうようなことに対して、村はどういうふうに、これから考えていくかということなんです。その中で一番情報というのが、一つ大事なことなのかなと、村長が先ほど言ってましたように、出てくる情報は確かに県から出てくるものだけで、非常に乏しい情報しかないんですけども、少なくても、聞きよるところの話によると、日本人ではなく、外国人が白馬村の場合は、たくさん感染したんではないかとか、いうような話も聞いています。

その辺のところ、詳細なところまでは、私求めませんけど、村のほうではちゃんと掌握しているのかどうなのか、もしくはそういったことを情報として流せるかどうか。

もっと言えば、出てこないから詮索してしまうので、つまらない偽情報、フェイクニュースみた

いな形で、それが蔓延していってしまう。もっと言えば、風評被害になって店が、どうもあの店おかしいぞと、いうような閉店しまった店について、あそこじゃねえかというようなことにもなっていっちゃうんです。

ある意味､地区名ぐらいは出してもいいのかなというところがあったりなんかします｡もう一度、そこのところについてお伺いを、情報の開示です。お伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君）　先ほど村長答弁したとおり、本当にもどかしい思いをしているというのは現実であります。

本当の実際を話しますと、県からの情報提供は、２０代というのは、例えば２４歳であるとか、感染指定病院というのは大町市立総合病院だとか、本当にそんな紙ではそんなものしか来ません。

その中でどうしても､私どもみたいに､多く発生した場合は､どんな状況であるかということは､一応耳で聞き取るようにだけは県にお願いをして、情報共有、少しだけだけどもするようにしています。

その中でいうと、議員さんおっしゃったとおり、日本の方だけではございません。感染者は。そういったのも白馬の特徴であると考えております。

ただ、それを発表していいかというと、そこは県からいうと、そこはちょっと勘弁してほしいというような回答がまいりますので、私も村民の問合せの中では、駅近辺買い物も行けないみたいな話があるんだけど、現状を聞くと、全然駅周辺は一人も出てないとか、そういった現状が本当にありました。

そういった中で、先ほども言ったとおり、できる中でどこまで発表できるかというのは、ぜひ県と掛け合っていきたいと考えております。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第８番（津滝俊幸君）　そういうことで、県のほうとも十分調整を図って、要するに目に見えない不安ということになっちゃうんです。そうすると自分の中で、想像でどうも怪しいということになって､それが現実になっていくということになってしまうので､そこはきちっとした情報をやっぱり、できる限度があると思いますもちろん。ですから、そういう分かる範囲内の情報で構わないので、ちゃんと発表していただければありがたいなというふうに思います。

それから、行政関係者が出たことについては、先ほど村長から謝罪がありましたけども、一番私が気になったのはやっぱり給食センターで出てしまったことであります。それで、給食センターが１週間止まったというようなことですが、そこんとこは少し重く考えていただきたいなというところであります。

それから、５番目のところの質問で出た特措法なんですけども非常に分かりにくい法律で、これ一般住民に分かりやすいものが多分今後のことで村も考えていくんだろうなというふうに思うんで

すけども、コロナ禍でよく報道になっていた過料、いわゆる罰金の代わりになるものですね。これは誰が調査して誰が徴収するのか、どういう形でやるのか、それから猶予。この人はいいよというようなことを言われてるわけですけど、この辺について情報をお持ちであれば教えてください。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　それでは、特措法の関係のお尋ねの過料の関係についてお答えさせていただきたいと思います。

村長の答弁にもありましたとおり、徐々に資料が流れてきているというところでありますので、現時点ではお答えできる範囲ということでお願いしたいと思います。

国のほうから来ている通知で申し上げますと、いわゆる過料等の通知につきましては、様式でいうと県が対象者に対して通知を出すということになります。特に、この特措法の関係では衆議院のほうでは附帯決議というのがされておりまして、その附帯決議の中では罰則、過料の適用に当たっては、国民の自由と権利が不当に侵害されることのないように慎重に運用すること、さらに不服申立て、その他救済の権利を保障することということで、この救済に関する審査請求の関係については知事の名前で通知は出しますが、審査請求につきましては内閣総理大臣宛に請求をするということになりますので、仮に県に通知が来たとしてもそれを補正して国のほうに出しなさいというのが流れとなっております。

それでは、市町村の責務は何なのかということになりますと、法律下における市町村対策本部の業務の内容とすれば、総合調整という言葉しか実際に出てこないというのが実態であります。

さきに、レベル５の中での行政の活動も市町村の職員も同行していったということもありますので、恐らく実際に法の適用に基づき何らかの行政罰をするときに当たっては、市町村にお話が来るとは思いますので、それは県の対策本部の総合調整の業務のもと市町村が関わっていくというなことで現時点では理解をしてるということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第８番（津滝俊幸君）　これ現在進行形なので、今第３波がようやく終息して３月７日に残っている４都県ですかね、この解除されるかどうかていう話なんですけど、また変異ウイルスがあって同じような状況になってしまったときに、やっぱり今言う特措法が今度は関わってくるわけですよね。

そのときに自粛要請も出て、でも俺の店はやりたいみたいなことになったときに、私が申し上げたようなことが今引っかかってくると。ぜひ分かりやすい形で住民に情報を伝えていただきたいなというふうに思います。

時間の関係があるので次聞いていきますけども、イベントについては開催していただけるという方向で考えているということであります。既にサッカーとか野球の関係は、屋外でやるものについては入場５，０００人くらいのところまで入ってもいいよということになってまして、屋外でやられ

るもの白馬で５，０００人集めるて相当のイベントになるはずですよね。

ですから、白馬でやる屋外イベントはほぼほぼ何でもオーケーて話に私はなるんじゃないかなと思ってますんで、ぜひそこのところは十分感染症対策をして楽しめるものはしっかり楽しんでいただくというところかなというふうに思います。

最後の、やっぱり経済対策のところで同僚議員も今回いろいろ聞いてはいるわけですけども、一番私はちょっとこれいかがなものなのかていうふうに思ってることは、今回一番ピークは１月８日、長野県で４２２人ですから、出たときが一番ピークになってますね。そのとき白馬村も結構出たわけですけども、少しその宿泊業者やスキー場の従業員に対して注意喚起、勧告ていうんですかね、遅かったんじゃないかと。

ホームページや何か見ると、いつですか２月の頭ぐらいになってようやく何か、１月の終わりか何かそのぐらいにしか出てない。本来だったら１１月従業員が入ってくるときにそういう注意勧告をきちっとやってやるべきだったんじゃないかなと私は思うんですが、観光課長どうですかそこ。

議長（北澤禎二郎君）　太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　お答えします。

今津滝議員おっしゃるとおりなんですけども、冬になれば観光客が当然増加します。それをさばくためには、対応するための従業員・スタッフも増加しなければならない。人が動けば感染の危険度も高まるし拡大の可能性も高まると。この点、観光事業者もそうですけども私たち行政としても、観光客の感染対策ここには注力していたんだけども、その受け入れる側、従業員・スタッフ、施設、そこでの感染予防に対する意識が甘かったという結果になってしまいました。この点は村として反省すべき点だというふうに考えております。

またホームページでのお知らせの件、今ご質問にあったんですけれども、実は昨年１２月に観光事業者向けに村から、これから本格的なスキーシーズン迎えるので従業員・スタッフ、受け入れる側としての感染予防もしっかりしてねというような、ホームページじゃないんですけど直接団体を通じたメッセージを出しました。

ただそのときに、この１月にHAKUBAVALLEY　TOURISMが統一ルールというのを策定したんですども、そこでより具体的な項目が明示されておりました。村から出した１２月の時点でそういうような具体的な項目も明示すべきだったなと。その点も反省しております。

そういった反省、今立ち返りまして感染状況が落ち着いたということで、観光需要の喚起策が動き出しました。それに当たりましては、村からももう一度気を引き締めてください。従業員・スタッフの感染予防その徹底もお願いしますていうなところを求めたところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は答弁を含めあと７分です。質問ありませんか。津滝議員。

第８番（津滝俊幸君）　先ほど渡しました、ここにプリントありました２０２１、２月２日HAKU BAVALLEY　TOURＩSMからバレーエリアの１０スキー場に対しての従業員に対してのコメントということで、ちょっと遅かったなていうことで反省してるていうことなんで、次回にこうならないようにぜひ検討していただきたいなと思います。

それで、この疲弊してしまった観光をどういうふうに戻していくかということなんですが、やっぱりなかなか戻らないんだと思います。さっき言ったまだ非常事態宣言発出中でありますし、東京オリンピックがこれどうなるかまだ見えてませんし、今の予定でいけば４月の頭に聖火リレーはやる予定で動いておりますけども、これについても５者会議ですかそういったものがあって、その後に検討するというような形になってます。そこら辺りも注視しながら、白馬村としてこれからどういうふうに経済対策を取り組んでいくかということが大事かなと思います。

この間、ある事業者の方とお話したんですけども、今からいろんなことをやっていつお客さんが戻ってくるかという話をしたところ、この夏ははっきり言って無理だろうと。なぜかというと、旅行者が今テレワークとかそういったもので動かない状況なんで、これを動かそうとすると相当いろんなものを動かしていかないと動かないので、この夏ぐらいまでにいろんな印刷物から始まってツアーを動かすというのは非常に大変だということ言ってました。そうすると秋口から冬にかけてが一番本格的に動いてくると。

そのころになると、後段でワクチンの話も出てくると思いますけども、ワクチンもどのような形で打たれるかというようなことも見えてきます。そのときまでには白馬村はきちっと経済対策ができて、次の入り込みができるような形にしていくべきだと私は思っています。

そういう中で、幾つかのヒントをあれしたいなというふうに思ってるんですけども、感染予防は当たり前のように、この三密の回避とマスク、手洗いは重要なことです。それから、先ほど言ったワクチン、これは集団免疫ができるようになるために約７０％というふうに言われてますが、大事かなというふうに思います。ぜひ皆さんに打っていただきたいなと思います。

それから、これが最近注目されてるんですけど、抗原検査キットによる初期検査の対応ということで、行政なんかでも既に始めているところもあります。１個大体３，０００円、安いとこでは１，５００円ていうのがあったりなんかして、３，０００円ぐらいで自分でもって鼻の中に綿棒突っ込んでやって検査薬に浸すと１５分で分かるというものです。

こういったものを、白馬村旅行関係のところに、例えば陰性検査証明書を出してもらうということじゃなくても、ここの段階でもうチェックできるというようなものもあったりなんかするんですけど、こういったものをまず購入して補助していくような予定はないのかどうなのか。

それから、治療薬が今だんだんできてくるというふうに言われています。最近ではイベルメキシンという薬が非常に有効だというふうに言われてるんですが、これ全然違うところで使うもんなんですけども、もしかかってしまったらこういった薬を投与して早く治るというようなことがあるか

なと。

それから、今日も少し窓開けたりなんかてしてるんすけど、密にならないようにするために二酸化炭素濃度を測る機械というのも売ってます。大体１万円ぐらいなんですけど、１，０００ｐｐｍを超えると濃度が濃くなってると。ですから、それ以下だと密ではないということになっていて、これ学術的な話も出ています。そういうようなある種エビデンスも含めて、そういったことに対応していくつもりはないのかどうかお伺いします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　ちょっと順番入れ替わりますけど、一番最後のCO_2の濃度測定器など、事業者が感染予防に対する資材購入それに対する補助はというなお話なんですけども、来年度の予算で事業者とか店舗が実施する感染予防、感染対策の資材機材購入補助というのを検討しておりますので、その中で対応してまいりたというふうに考えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　横山副村長。

副村長（横山秋一君）　抗原検査キットですか、それについては本当の確実性とかそういったものはちょっと私も存じ上げていませんので、しっかりそういったものを検証した上で、特に観光事業者向けに有効であれば検討はしてまいりたいと、それに値するというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君）　答弁終わりました。質問ありませんか。

第８番（津滝俊幸君）　多分最後になると思います。国では、観光施設の改修費に観光庁が補助を出すということで、半額補助、２分の１補助になっています。これ、訪日外国人を受け入れるために国が補助するという制度で、ちょっとまだ中身の立てつけについてもしっかりできてないんですけど、この間の信毎なんかにも既に載っている内容でした。

これは廃屋なんかの撤去にも使えるというようなお金になっていますので、こういったものしっかり当局、担当課で調査をしていただいて、一般住民が多分私はかなり使えるんじゃないかなというふうに思いますので、ここんとこもひとつ勉強していただきたいなと思います。

もう１点、これは経産省で出しているものなんですけど、今ある事業を転換する、例えば飲食店やってた人たちが物販に替えるとか何か違う業種に替えてくと、やっぱりこれも２分の１の補助が出るというような形になってます。

再生事業何ちゃらかんちゃらていうな名前だったと思いますけども、こういったようなものをぜひ一般村民に分かるやすいような形で説明をしていただいて、立ち遅れしないようにしっかりと次の、この秋ぐらいまではやっぱりなかなか難しいのかなと思いますので、住民の声を聞いてちゃんとした経済対策をつくっていただきたいなと。恥ずかしくないような経済対策、そのときに白馬村が遅れないようにしていただきたいなと思います。

そういうことで私の質問終わります。答弁はいいです。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君）　質問時間が終了しましたので、第８番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから５分間休憩といたします。

休憩　午後　２時０１分

再開　午後　２時０７分

議長（北澤禎二郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

第３番田中麻乃議員の一般質問を許します。第３番田中麻乃議員。

第３番（田中麻乃君）　３番田中麻乃でございます。本日は通告に従いまして２点、質問させていただきます。

まず初めに、コロナ対応と予算編成についてです。村経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあります。令和３年度も村民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る予算編成と素早い対応が求められます。そこで以下について伺います。

１、令和３年度地方財政計画では防災・減災、国土強靭化の５か年加速化対策が掲げられています。直近のコロナ対策を始め、この期間に拡充、延長された事業を具体的にどのような計画で進める予定かを伺います。

２、第１次、第２次の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金活用の事業効果と、第３次申請の事業内容と申請時期について伺います。

３、新型コロナワクチン接種体制の構築状況とスケジュール、補助金と村負担の見込みを伺います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　田中麻乃議員から、コロナ対応と予算編成について、３項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

１点目の、防災・減災、国土強靭化対策につきましては、令和２年度までの３か年計画に引き続き、令和７年度までの５か年計画として、１５兆円規模の追加対策が国から示されたことは大変喜ばしいところであります。

この件に関連して、先の１２月議会におきまして、国土強靭化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書を採択いただきましたことも、一助になったことと思いますので、この場をお借りし、感謝を申し上げます。

ご質問の５か年過疎化対策において拡充、延長された事業についてのご質問ですが、国直轄の砂防事業や県事業で行なう土砂災害対策事業、道路メンテナンス事業などが国の第３次補正予算で措置されておりますほか、白馬村関係では従前に引き続いて社会資本整備総合交付金事業として行なわれる橋梁の修繕なども対象となっております。

ただし、この交付金、補助金は、令和３年度も村が策定する国土強靭化地域計画に基づいて実施をされる取組等に対して、重点配分、優先採択がされるものですから、現在、白馬村国土強靭化計画を策定中の状況であります。

それに今回の５か年加速化対策は、ハード面での事業が主となっておりますことから、令和３年度予算においては、新型コロナウイルス対策を含めた全体計画の中で、財源の配分と優先度合いを考慮しながら、編成作業に当たったところです。

今後は、国の交付金、補助金の概要や村が策定した国土強靭化地域計画を確認しながら、財政状況を考慮して、活用できる交付金は有効に活用してまいりたいと考えております。

このため、防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策に該当するような事業を、どのような順番で進めていくか確定的なことをまだ申し上げることはできませんが、例として幾つか上げるとしたら、令和２年度も避難所における備品の備蓄倉庫を整備したわけですが、備蓄品が増えて倉庫が不足した場合は、この交付金を活用を考えたいと思っておりますし、消防ポンプ車を整備する際にもこの交付金が活用できるか検討したいと考えております。

また、先ほど述べましたように、防災・安全交付金や社会資本整備総合交付金を使った災害拠点への補完路、道路の整備にも活用したいと考えております。

防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策以外に、令和３年度地方財政計画で拡充、延長された事業といたしましては、地方公共団体の資金繰りへの対応ということで、特別減収補填債が令和３年度も引き続き発行可能とされました。白馬村では入湯税が対象となるわけですが、特別減収補填債ですと交付税措置がないため、決算時にそのあたりを検討しながら起債を利用するか否かは慎重に判断をしてまいりたいと考えております。

２点目の、第一次、第二次の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金活用の事業効果について、最初にお答えをいたします。

現在、ほとんどの事業がまだ執行中ですので、詳細に効果を述べることは出来ませんが、あえて幾つか上げさせていただきますと、新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯に対して、対象者１人につき１万円、対象者がいる独り親世帯には２万円を加算して支援金を支給した新型コロナウイルス感染症の影響に伴う子育て支援金給付事業は、福祉医療対象者には申請を経ず交付したわけでありますが、特に辞退者もなく保護者からはスピーディーな対応で概ね好評でありました。

厳しい経営環境を強いられている村内の商工業者を緊急的に支援するため商工会の会員に対して５万円、商工会員以外の事業者に対しても５万円を交付した商工業者向け事業継続緊急支援事業もスピーディーな幅広い対応で好評でありました。

プレミアム付商品券により白馬、小谷村内消費を喚起し、これにより事業者を支援するため額面１万円の商品券を５，０００円で販売した白馬村・小谷村地域の支えあいプレミアム商品券事業は、

一次販売の販売率は８０％ほどでしたが二次販売を行なったところ１，３００名ほどの募集に対し、村内者だけでも３，４００名を超える応募があり、利用を業種別に見ますと８割弱が小売業で利用され、２割弱が飲食・サービス業で利用されており、様々な事業者にとって大変効果があったと思っております。

次に、第三次申請の事業内容と申請時期についてお答えをいたします。

この新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金は、２月１８日の全員協議会の席で説明したとおり第一次、第二次、第三次と分かれてはいますが、第三次の申請時には第一次、第二次申請の変更が可能となっており、実施計画も第一次申請の事業の下に、第二次申請の事業を付け加え、その下に第三次の申請の事業を付け加えるという形になっております。

したがって、第三次分では第二次分までの交付対象経費の変更、事業間の財源の組み替えもあるわけですが、ここでは令和２年度一般会計補正予算（第８号）にも関係があり、第三次分で新たに計画を上げたもののみを説明をさせていただきます。

まず１つ目は、緊急事態宣言により、外出自粛や飲食店の休業、時短営業協力要請の影響を大きく受けた村内のタクシー事業者を緊急的に支援するため、タクシー３事業者に対して事業継続緊急支援交付金９６万円を交付するものです。

２つ目は、新たな観光需要喚起支援事業として、平日のアクティビティ利用のインセンティブを強化することにより、休日集中から平日分散へ混雑を避けた利用を促進すると同時に、ＧｏＴｏトラベル事業との連携による平日の宿泊利用も促進するクーポンの発行費用として２，１００万円を上げました。今回の第三次申請に載せたことにより１２月議会における令和２年度一般会計補正予算（第６号）でお認めをいただいた、この事業の財源を財政調整基金繰入金からこの臨時交付金に組み替えさせていただく予定であります。

３つ目の感染症予防対策事業給食施設再開に伴う感染症対策として、給食施設の消毒委託などで８２万５，０００円を計上いたしました。

４つ目は、村内の介護施設職員がＰＣＲ検査を受ける際、経費の３分の１を助成し、負担を軽減する介護施設ＰＣＲ検査補助事業として８０万円を計上しました。

申請時期については、第３次の実施計画の申請ではなく令和２年度に実施する全ての実施計画を変更も含めて２月の１６日に県へ提出をいたしました。ここで令和２年度中に村へ交付される金額の総額２億９，３０８万５，０００円と、村としては令和３年度に実施をする事業に充てる本省繰越希望額１億２５６万４，０００円も申請をしております。

今後の日程につきましても、２月の１８日の全員協議会で説明をいたしましたが、令和２年度中に交付される第三次の１，３６２万１，０００円は、今月中に入金予定となっています。

また、令和３年度に実施をする事業の実施計画は、まだ県から詳細な日程について通知は届いておりませんが、４月か５月には県へ提出することになると推測をしております。

新型コロナウイルスの状況を踏まえた実施計画が定まりましたら、迅速な対応をするため補正予算として事業の内容についてご説明を申し上げますので、ご審議のほどお願いをしたいと考えております。

最後に、新型コロナワクチン接種体制の構築状況とスケジュール、補助金と村負担の見込みについてお答えをいたしますが、この２月１４日に、国がファイザー社の開発した新型コロナウイルスワクチンが承認をされ、医療従事者の先行摂取が始まりました。新型コロナウイルスワクチン接種は予防接種法の臨時予防接種に位置づけられ、市町村が実施者となり、１６歳以上の住民を対象として、１８日以上の間隔を空けて２回接種を行なうものです。期間は令和３年２月の１７日から令和４年の２月２８日までとされています。

短期間にこれだけ大勢の方の接種を行なう必要がありますが、ワクチン入荷の見通しも不透明な状況ですので、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、対象者を４段階に分け、最初が医療従事者等、次が高齢者、続いて高齢者以外で基礎疾患等を有する者や高齢者施設等の従事者、その後、それ以外の方の順に実施をしてまいります。

主な体制整備計画としましては、３月の中旬からコールセンターを開設をし、ワクチン接種に関する相談に対応するための人的体制の整備といたしまして、会計年度任用職員２名を雇用予定です。また、現在、使用しております健康管理システムの改修や予約システムの導入準備、接種券や案内通知の作成準備を進めております。

村が予防接種を実施するのは高齢者からになりますが、３月下旬には、案内通知や接種券を郵送し、４月から接種が開始できるようにしたいと考えております。具体的な実施方法といたしましては、村内の医療機関のご協力をいただき、医療機関による個別接種と集団接種を併用していく予定です。

これらの体制準備につきましては、新型コロナワクチン接種体制整備確保事業という１０分の１０の国庫補助金を利用しますので、村負担はない見込みであります。令和２年度分といたしましては、２月の臨時議会でご承認をいただいた１，４９０万６，０００円を令和３年度分としまして、２，１５６万９，０００円を計上しております。

このほか、接種費用につきましては、１件当たり２，２２７円の国庫負担金が支払われる予定です。これは医療機関で行なう個別接種の委託料、集団接種に派遣を依頼する医師や看護師の報酬等に充てられ、接種委託料として２，４１３万６，０００円を見込んでおります。

いずれにいたしましても、ワクチン接種につきましては、ワクチンの確保など日々状況が変化をしておりますので、それに対応すべく、国等の動向を注視をしながら、関係機関と連携を進めてまいります。

１点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第３番（田中麻乃君）　ではまず、防災・減災、国土強靭化について、再質問させていただきます。

ご答弁ですと、計画は策定中、確定していないということでしたので、今後の策定に当たってのお考えをお伺いさせていただきたいと思います。答弁にもありましたように、感染症対策の備品を収納する倉庫の設置というのは、コロナの対策の臨時交付金のほうで２５０万円が計上されていまして、災害感染症時に感染の疑いのある住民と接触する役場職員の予防対策ウエアの購入も上げられておりました、５８万円。令和３年度の予算で避難所でのエアマットや間仕切りの購入で８０万円が計上されておりまして、その備品関係に関しては私が知る限りは合計３８０万円ほどになっているかと思います。

先ほど、同僚議員の答弁でもございましたけれども、さすがに感染症対策の備品を全て購入するのは予算がかかるともおっしゃっておられましたけれども、大体どのくらいの規模の金額を見込んでいて、感染症対策の備品というのは今現状足りているのかどうかをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　まず、避難所等における備品等の考え方のご質問でありますけれども、まず計画策定については今のところ、今年度中に計画を策定するということで、現在まず作業を進めているというところでございます。

そして、このコロナの発生以降、国のほうからは避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応ということで、国では技術的通知というものを市町村に出しまして、現在の避難所の考え方の、いわゆる占有面積であったり、避難所のいわゆる指定避難所の数を増やす、いろんな通知が流れてきているという状況でおります。

したがいまして、現計画、いわゆる防災計画の中では１人３平米ほどの面積のものをもっているんですけども、当然のことながら指定避難所の数の問題と、その数の床面積における使用人数というのが限られてきますので、じゃあどれに基づきこの備品というのを考えるのかというのは、現在、その詰める作業をしているところでございます。実際に既に３平米が国際基準でいくと既に３．５平米というような数値の使われ方をしているものと、それとこの通知の中では多くの避難所の開設や親戚や友人の家への避難の検討、これは車両避難も含むものもあります。

また、自宅療養者等の避難の検討や避難者の健康状態の確認というところと併せて避難所においては、発熱やせき等の症状が出た人のための専有のスペースの確保というところも通知の中で示されております。

これらの、国の技術的助言に基づき、国のほうでは財政対策として避難所における換気扇や洗面所、固定用間仕切り、発熱者の専用室、トイレ、更衣室、授乳室等の整備に関する経費について、現在、新たに緊急防災・減災事業債の対象とするということになってきておりますので、裏を返すと財政支援が見えてきたということになりますから、これを占有面積も含めてどういうふうに考えていくのかというのを今後において諮っていきたいというふうに考えております。

ちなみに、令和３年度のエアーマット等の備品につきましては、限られた予算の中での予算計上ということでありますので、先ほど村長の答弁にもありました地方創生臨時交付金、これも活用するのであれば、もう少し数を増やしながらというところで考えてまいりたいというふうに思っております。

現状での仕切り等を含めて考えますと、約１００ほどしかないというのが実情ですので、この辺をベースにどういう年度で整備をしていくのかということも併せて今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第３番（田中麻乃君）　ただいまご答弁いただきましたように、国土強靭化対策の中で緊急防災・減災事業費については、答弁にもありましたように換気扇、洗面所、発熱者専用室、トイレ、更衣室、授乳室、感染防止用備蓄倉庫等が対象事業としてされておりますので、再質問で聞きたかったのは現状の避難所、これから分散、避難という形でいろんな避難所を多分、確保していかなきゃいけないという中で、先ほど答弁にもありましたように、どの避難所を指定してやっていくのかというのは多分これからだと思うんですけれども、こういった事業を使って、せっかくというのか、避難所に対する感染症予防対策、国のお金でできるということでしっかり計画を立てて、今年度中というご答弁でしたので、スピード感を持って進めていっていただきたいなと思っています。

もう一つ、追加された事業で、社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策における補助もあります。私、一般質問でも災害時における要配慮者への支援というのをずっと取り上げさせていただいているんですけれども、この機会に事業者さんと連携して、その社会福祉法人等のハード面での支援などはお考えになられてはいかがと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君）　お答えいたします。要配慮者等の支援ということで、福祉避難所等については今後、また場所については検討させていただきたいと思います。

あと、そういった補助があるということですんで、整備に当たってはそういったものを活用しながら検討してまいりたいということでございます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第３番（田中麻乃君）　今回、私の中でですけれども、やっぱり行政として、その社会福祉法人という福祉に対する事業者さんに国の予算を使って支援ができるという、ハード面での支援ができるということですので、なかなかその災害対策というのは予算もかかってくるものを重点的に国がやっていくという形でしていただいているので、その社会福祉法人さんに対するハードな支援というところでも、村とその事業者さんとしっかり話をして進めていっていただきたいと思います。

そのハードの面の整備と併せて大切なのは、やっぱり非常時において対応できる人材だと思いま

す。先ほど、同僚議員の答弁でも、課題として捉えてはいるというふうな答弁ではあったんですけれども、実際災害時における感染症対策を考慮しながら住民を受け入れるといったシミュレーション等をできているのかどうか。対応できる職員の人材育成はできているのかどうかをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　避難所における感染症対策であったり、人材育成という点で申し上げますと、現在の避難所の運営マニュアルにおいては、避難所を開設するまでの担当業務というのは行政で行ないますけども、避難所そのものの運営については当然、行政職員も限られた数ですので、地域にお任せをすると。いわゆる避難所の運営マニュアルでいくと地域が主体的になっていくというのが今の現計画になっております。

この避難所の運営マニュアルというのが、平成３１年の４月の策定だったと思うんですが、それ以降で今回の新型コロナが発生したことにより、避難所の運営をどうしていくのかというのは一つの課題であることは事実であります。

その点で考えますと、じゃあ保健師なりが、いわゆる知見者がそれだけの人数が避難所に配置できるかというと、現状厳しい状況かと思いますので、この辺をどういうふうにしていくのかというのはどの自治体も悩みの種かとは思います。これを住民の皆さんにどういうふうにやっていくのかという運営マニュアルを改めてまた見直す必要があるというふうに思いますので、それと併せた人材育成というものはしていかなければいけないかなというふうに考えているところです。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第３番（田中麻乃君）　今の答弁ですと、やっぱり地域が主体となってやるという中で、今、実際、普通の災害時でも地域に避難所して任されて動けるかどうかというのは、すごく難しいところだと思うんです。もちろん、神城断層地震があって、神城地域の人たち、北城ももちろんそうなんですけれども、震災に遭われた当時の方々が本当に白馬の奇跡と言われるように、それだけつながりでしっかり対策ができたのかもしれませんけれども、それに加えてプラス感染症対策という形になってくると、やっぱり準備を入念にやっとかないと対応ができないと思うんです。

先ほど、緊急防災・減災事業費についてのハード面の整備という形でご答弁いただきましたけれども、そのハード面を整備するに当たってもシミュレーションをしっかりやる中で、足りない物だったりとか、基準に基づいてやるのはもちろんなんですけど、足りない物とか気づいてくると思うんです。なので、計画の見直しに時間をとられるわけではなく、しっかりその地域の方々を巻き込んで何が起こっても、今すぐ何か災害が起こったときに対応できるような体制というのはもうすぐに整えていかなきゃいけないんじゃないかなと思っていますので、そこは早くやっていただきたいと思います。

何でそんなこと聞くのかというと、やはり昨年台風１９号ですごい被害が出て、やっぱり被災さ

れた地域はもう既にやっているんです。やっぱり、昨年のような台風が起こったときに、コロナ禍でどういう対策をやっていくかというのは、小さい自治体、町村レベルで含めて、もう既に町レベルで挙げてやっているものですので、ぜひともそこは進めていっていただきたいと思います。

一部の自治体の事例なんですけれども、避難所における新型コロナウイルス感染症対策対応方針というのをしっかりと掲げて住民に周知している自治体ももちろんあります。今の答弁ですとこれからというような答弁だったんですけれども、今後の村の方針であったり、住民への周知の方法は改めてどのように進めていくのか考えるのかということをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　まず住民への周知ということの再質問でございますけども、もちろん住民を対象にするというのは第一義的な必要もありますし、時期によっては観光客の皆さんも避難という意味の定義では対象になってくるということも考えられると思います。村長の答弁にもありましたとおり、宿泊施設を避難所しての利用という部分もありますので、そこを観光客だけでなく住民も使える、どのような形で避難所等を示していくのか、どういうふうにしていくのかという部分については、現在、これで４月から運用始まりますアプリの中でも示していければというふうに思います。

もちろん、広報紙やそれぞれの媒体を活用しながら、新型コロナも含めた避難所の在り方というものを住民の皆さんに示していかなければいけないというふうに思っておりますので、それは都度、段階的にということになろうかと思います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第３番（田中麻乃君）　その都度、これからということなんでしょうけれども、災害って本当にいつ起こるかわからないものですので、とにかくスピード感持ってしっかりやっていただきたいと思います。特に同僚議員の一般質問でもありましたけれども、２０２０のオリンピックですとか、特に観光客迎える、観光立村である我が村だからこそ、一般住民の安全を守るというのと同時に観光客の安全も守るという、いろんな多面的なところで考えていかなければならないと思いますので、とにかく早く、そういった計画等は立てて、避難訓練であったりシミュレーションのほうは早くやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、２番目です。地方創生臨時交付金活用事業についてお伺いしていきます。

ご答弁では、二次分までの交付対象事業の変更や経費の事業間の財源組み替えも可能という形で伺っているんですけれども、今までの事業が多分３１、私、地方創生図鑑の資料で取り寄せているんですけれども、３１事業ありまして、ほぼ事業の周期が３月になっています。答弁であったのは、もう事業終了が３月よりも前のもので終わっているものでご答弁いただいていると思うんですけれども、事業執行中とはいえど、もう３月入っていて、残り１か月ぐらいなんです。なので、その中でやっぱり事業効果が見合わなくて組み替えたとか、そういうものはもう理由等は精査できてない

といけないんじゃないかと思うんですが、そういった事業などはなかったのか、それともあって組み替えた理由等があれば教えていただければと思います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　それでは、全体的な考え方と言いますか、意見として、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

二次交付分が決まって、昨年の８月に計画のほうある程度示させていただき、それが多分、内閣府のホームページに載っているんじゃないかというふうに思いますけども、１つ例を挙げると、高齢者の移動支援ということで、タクシー等の金額も１，０００万かな、たしか１，０００万だと思うんですけれども、上げて、できるだけ経済対策に寄与したいという考えだったんですが、やはりコロナ禍の中でお年寄りの方が移動すること自体を控えたということもある。そういう事業につきましては、事業費を減らす、そして逆にニーズ等があるようなもの、または事業費の精算といいますか、変更に伴い事業費を増やしてでもやっていくべきだというものについては、これまでこの２月の提出までの間でいきますと、事業間流用というもので事業費の対応はできていたということでひとつご理解をいただきたいと思います。

この２月の国への提出以降、いわゆる国への繰越しの手続を踏んだ以降については、やはり令和２年度予算の繰越しになりますので、一定の割合を超えるものについては事業変更の扱いになりますから、国との協議が必要になってくるということでありますので、２月の中旬ですから一月半、残り一月半で想定するよりも割合が超えるものについては事業変更の対象になってくるということで、国から示されておりますから、２月の変更で上げた時点では、それぞれ各課の事業内容に見合った事業費に精査をしながら年度内終了に向けて作業を進めているということでご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第３番（田中麻乃君）　いろんな事情があって組み替えたりとか、予算を増額としたりというのは分かりました。１つだけ、なんでこんな地方創生臨時交付金の話をするかというと、割と使い方が、確かに項目でこういう形で使ってくださいと国から示されてはいるものの、割と使い勝手がいい交付金だという形で、ニュースでも話題になっています。

特に、徳島市でしたっけ、イカのモニュメントの作成を６００万円交付金で使って無駄遣いだったんじゃないかとか、多分その交付金の使われ方自体が、割とその自治体の使い方をチェックしなきゃいけないんじゃないかという世の中の風習に、流れになっているかと思います。その中で見ると、白馬村自体はあくまで私の主観ですけれどもしっかりヒットした形で使っていただいているのかなと思っています。

ただ１点、私たちも議会で説明は受けましたけれども、これですね、新しい生活様式に対応した

泊食分離形態促進支援事業という形で、観光課長のほうからご説明がありました、一部交通事業者と、一部の飲食店をつなげてデリバリー事業をするといったものがあったかと思うんですが、そちらについては効果のほどはいかほどだったのかを教えていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　お答えします。結論から申し上げますと、この冬、お客様いらっしゃって、それなりに動きがあるというような想定で計画組んでいたんですけども、お客様が感染症の急激な拡大で思うように動けなかったということから、今回の補正にも上げてあるんですけれども、事業費１５０万円で当初計画を上げていたものを本当にシステムづくりと何回かの配達があったんですけども、そこを必要額に落として残る、それ実際には５０万円なんですけど、残り１００万円は飲食店の休業時短要請で大きく影響を受けたタクシー事業者の支援というところに組み替えさせていただいたところです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第３番（田中麻乃君）　ではやっぱり事業のほうは、今の答弁ですと、お客様が来なかったというような形ではあったかと思うんですけれども、実際的にはなかなか施行できずに組み替えたというところだと思います。ただ、やっぱり少し気になったのが、その事業の組み立て方なんです。今度、県の通知はまだないとおっしゃってましたけど、４、５月に令和３年度の臨時交付金に関しては多分、組み立てていくんだろうとは思うんですけれども、今回、後にも聞きますけれども、特に観光事業者向け、地域内観光事業喚起事業等々の交付金事業を組み立てるに当たって、観光課としてはどういう形で一緒にやられる事業者に対してヒアリングを行なっているのか。こちら税金を使うものですので、ちゃんと公平に声かけをして、ヒアリング等々されて事業を組み立てているのかどうか、そういったところをお伺いさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　お答えします。全ての事業者というわけにはなかなかいかないものですから、例えばスキー場であれば索道事業者協議会、宿泊であれば各観光協会とかホテル協議会等と意見交換をしながら、事業の組み立てを行なっております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第３番（田中麻乃君）　様々な団体とお話はされているということなんですけれども、今回、一部、村の住民の方から要望もありましたコロナでの休業要請の際に、一番最初に県の補償から外れた対象地域の方々からも要望書を受けとられているかと思います。そのときに、事業者さんのお話ですと、例えばその観光協会さんが、地域によると思うんですけど、全ての事業者さんが加入されているわけではもちろんないわけなんです。観光局ですら局は会員制になっているので、会費を納めて

いただいている会員様を主に対象として、例えば意見を聞いたりですとか、支援のほうを検討するというような仕組みになっているかと思います。

今回の事業の内容もそうなんです、事業の組み立てもそうなんですけど、一般的に観光協会であったり局が、観光事業者さん全てを網羅するような仕組みというんですか、こういう事業の組み立てもそうだし、例えば意見があるのであれば、そこを通してしっかり村に要望を上げてくるというような仕組みが必要なのではないかと思うんですが、その点についてはどうお考えですか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　お答えいたします。私もその点は今回、これまでもうっすらとは感じていたんですけども、大きな課題であるなというふうに認識しているところです。違った側面でも同じような認識を持ったんですけれども。感染予防を事業者の方に、皆さんにお願いするというときに、どうしても村として各団体を通じて会員さんへていうふうにお願いをしてきました。会員に所属するようなところではしっかりできている。ただ、会員になっていない各団体に所属していないところで要望が徹底されていないというような事例が散見されましたので、そのあたりは事業を組み立てるということ、それからこちら側から情報を発信する仕組み、伝え方、工夫が必要だなというのは改めて認識したところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第３番（田中麻乃君）　課長、おっしゃられたとおり、やっぱりそこが課題だと思うんです。このコロナでかなりその課題が浮き彫りになってきたと思いますので、本当にきちんと観光立村である、７割が観光事業者なんだったら、しっかりとそこの支援が行き届く仕組みというんですか、そういう組織づくりをぜひ今から整えていっていただきたいと思います。

もう一つ、そういう手もあるんですけれども、観光クーポンの配布をされたかと思います。この観光事業喚起事業というのは、公平と考えてもいいのだろうかというところです。一部事業者に偏っていないかどうか、課長の見解をお伺いします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　公平であったかという、ちょっと直球の、すぐそれに対する質問になるのか分からないんですけども、交付金の使い方とすれば適正であったなというふうには考えております。内閣府で示された活用例とか、あと地域未来構想、これにも書いてあった使い方でありますし、そもそも税金の使い道として、この経済を安定化させて生活を豊かにというような、その事業を継続するというような形で適正だったのかなというふうには考えております。

ただ、その使い先が公平であったのかというふうに問われますと、どうしましても消費者に選んでもらうような形をとりましたので、その効果が全てに行きわたったのかという点は明確にちょっとお答えできないです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第３番（田中麻乃君）　本当におっしゃるとおりだと思います。やっぱり、例えばＧｏＴｏトラベルとか、そういう経済対策もそうなんですけれども、使える方はもちろんいいんですけれども、どうしてもやっぱり価格帯の高い宿泊先だったり飲食店に偏ってしまって、言ったら価格帯の低いところがなかなか支援されないという現状は皆さんもお分かりだと思います。

やっぱり、行政としてこれからやっていかなきゃいけないところは、そういう経済対策だとか、そういうところの支援から外れた人たちをやっぱりどうやって救っていくかだと思うんです。

特に一部の観光事業者さんから聞いたお話だと、やっぱりそういう支援にもかからないし観光クーポン使ってくるようなお客さんもなかなか来ない中で、やっぱり今さら事業転換もできない、ずっとそこの地域で何か親から受け継いだ宿をやっている中で、自分が転職するにも年だから多分雇ってくれる人もいないだろうというところで、事業形態も変えられないのに子供がまだ大学生で学費も払えないというお声もやはり聞いています。実際、こういった観光事業のクーポンもそうなんですけれども、それに使うよりはやっぱり直接現金がほしいというお声もとてもいただいています。

そういった中でやっぱり、もちろん観光事業の喚起事業というのは大事なんですけれども、住民の福祉というところで一度考えていただいて、その交付金の使い方を一度見直していただければいいのかなというところを思っています。こちらが要綱になります。副村長いかがですか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君）　今おっしゃったそのお知り合いの方の相談というのはもっともな話だし、そういった人の意見も聞いていかなければいけないと思います。

ただ、例えば１０日間ぐらいで私の耳に入った経済対策というのは、そういった直接交付がいいという意見もあれば、そういったものは単なる一時的なしのぎになっちゃって、もっと村全体にお客様が来るような施策をしっかりとってほしいというご意見もいただいたり、この冬に投資してほしいという人もいれば夏以降に投資して、本当に千差万別の意見があってどういった意見を取り入れたらいいかっていうのは、今４月のこの計画づくりに対しても非常に悩ましいところであるというのが現状であります。ご意見は承りました。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁も含めあと１２分です。質問ありませんか。田中議員。

第３番（田中麻乃君）　すいません。１２分、分かました。ワクチン接種について、１点だけちょっとお伺いさせていただきます。

コールセンターの対応で、会計年度任用職員を採用されるという話だったんですけれども、コールセンターの対応はどのような質問を対応する予定なのかお伺いします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君）　お答えいたします。コールセンターのほうでは、基本的には住民からの相談ということで、その中には当然ワクチン接種の安全性ですとか有効性、あるいは副反応等の情報についてもコールセンターの相談でお答えをしていきたいと思っています。

そのほか（発言する声あり）はい。（「聞こえない」の声あり）（発言する声あり）はい。コールセンターのほうでは相談、あとワクチンの予約等を受け付けるということですが、コールセンターのほうでその相談内容としましては情報提供ということで、ワクチンの有効性ですとか安全性、その他副反応に関する事項、これは接種券を送付しますけども、そのときにも個別接種では十分周知をしてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第３番（田中麻乃君）　多分コールセンターの役割というのをきちんと明確化されたほうがいいと思っています。やっぱりそのワクチンの中の成分だったりとか、例えばやっぱり副反応すごい気にされる住民の方だったら詳しく知りたい方もいるでしょうし、そういったワクチンなに関する窓口はこちらに対応とか、コールセンターの中でもしっかりマニュアルを作って住民の方々が疑問に思ったことはきちんと回答できるような形で整えておいてください。お願いします。

次の質問に移ります。会計年度任用職員についてです。

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和２年４月から会計年度任用職員制度が導入され１年が経過しようとしています。地方公務員の臨時、非常勤職員の総数は、総務省の調べで令和２年４月現在約６９．４万人と増加しており、現状においても村も同様に地方行政の重要な担い手となっています。

会計年度任用職員の新設は、非正規職員の任用根拠の厳格化、明確化、手当の支給などの処遇改善が上げられております。そこで以下について伺います。

１、正規、非常勤、臨時、会計年度任用職員のフルタイム、パートそれぞれの人数について伺います。

２、会計年度任用職員を導入するに至った社会的背景、立法趣旨についてどのように認識しているか伺います。

３、現状の会計年度任用職員の配置状況について伺います。

４、会計年度任用職員制度の導入によって、村の非正規職員の処遇は改善されたか伺います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　２点目の会計年度任用職員について、４項目の質問をいただいておりますので順次答弁をさせていただきますが、１点目の正規、非常勤、臨時、会計年度任用職員のフルタイム、パートタイムそれぞれの人数についてのご質問ですが、令和３年度予算書を基に答弁をさせていた

だきます。

正規職員は１０７名で、これは臨時的任用職員２名を含みます。非常勤は特別職となりますが、監査委員、各種委員会委員、消防団員を含め５７７名、フルタイム会計年度任用職員は３７名、パートタイム会計年度任用職員は１１６名です。なお、ご質問のうち臨時職員とは、現行制度において会計年度任用職員となります。

２点目の会計年度任用職員を導入をするに至った社会的背景、立法趣旨についてどのように認識をしているかとの質問ですが、同一労働同一賃金の原則と、曖昧だった法律上の位置づけを是正することが導入に至った大きな一因だと認識をしております。

以前は、臨時職員等の法律上の位置づけが自治体によってまちまちであり、名称も臨時職員や嘱託職員など様々な呼称、形態の職員が自治体現場で公務を行っており、処遇や採用の方法などが不明確であり、このことから地方公務員法の改正により会計年度任用職員制度が設けられました。

これによりまして、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員となり、守秘義務や服務に関する規定が適用される一方で、雇用期間中は身分保障があり、不合理な理由で免職等を受けません。１回任期は４月１日から３月３１日の１会計年度となりますが、期末手当の支給や条件によりますが退職手当が支給をされます。

３点目の現状の会計年度任用職員の配置状況に関するご質問ですが、全ての課に配属をしております。区分として大きく分けると、一般事務と専門職に分けられます。

一般事務の会計年度任用職員は、基本的に正職員の事務補助が主な業務となり、専門職の会計年度任用職員はこれまでの経験、資格、能力を生かし、専門的な業務に従事をしていただいており、庁舎管理、地域おこし協力隊、集落支援員、地域包括支援、土地改良区業務、水道現場業務、教育支援、教育相談、子ども家庭相談、調理関係、学校関係、保育所関係、公民館長、図書館、司書などの業務です。

最後に、会計年度任用職員の制度の導入によって、村の非常勤職員の処遇は改善をされたかとの質問ですが、正直を申しますと法整備はされましたがそれほど大きくは変わっていないということが私自身も感じておりますし、会計年度任用職員も同様の実感ではないかと思います。

収入の面から見れば、勤務時間等の関係もありますが、生活給である月収が幾分減少となりましたが、期末手当支給が導入されたことに伴い、年収では大きくは変わっておりません。

また、先ほど触れましたが勤務条件によっては退職金が支給される方もおり、社会的な位置づけは法律の改正により全国的に統一をされました。本来であれば正規職員が行うべき業務は正規職員行うことが大原則です。当村に限ったことではありませんが、全国的に地方自治体の財政不足の中から臨時職員などで補ってきた面もあります。

役場の雇用は、地域の働く場の提供につながりますが、業務の必要性については一過性や継続性といった事業における財源と、正規職員の業務とのバランスが最も大切になりますので、予算編成

において各課にはこの辺もしっかりと見きわめることと、財源確保に努めるよう指示をしております。

以上、２点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁も含めあと３分です。質問ありませんか。田中議員。

第３番（田中麻乃君）　実際、処遇が改善されたかどうかは実感として分からないという正直なご答弁だったかと思います。やっぱり先ほど答弁にもございましたように、同一労働同一賃金というところで民間企業もそういった形で、郵便局の不当な取扱いで非正規職員との同一労働同一賃金裁判で負けたという事例があって、それはやっぱり自治体でも起こり得るところなのかなというところは感じています。

今回、会計年度任用職員というのは経験年数等も加味した給与決定ができるという形になっているんですけれども、そういったところは人事評価できちんと算定されているのかどうかお伺いします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　任用に当たってにつきましては、前歴というものを換算してやっております。その後、会計年度の任用になりますので、再度の任用に当たっては人事評価というものをさせていただく、今年が１年目で評価というのやっておりますので、評価に基づき再度の任用、また状況によっては定期昇給ということで、これはもう前歴の換算の仕方によりますけども、そのようなやり方を運用してるということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問ありませんか。

第３番（田中麻乃君）　やっぱり組織を強くするのは人の力だと思いますので、先ほど答弁にもありましたように特に会計年度任用職員のフルタイムは３７人、パート職員１１６人ということで、彼らが行政業務は回らないというところだと思います。

そんな中で、やっぱり法のルールと職員の人たちのやりがい等々をしっかりと理事者の方々は考えていただいて、本当に職員が適正な条件で働きがいのある、やりがいのある職場を今後ともぜひつくっていただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

議長（北澤禎二郎君）　質問時間が終了しましたので、第３番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第１　一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第２日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日４月１０日は午前１０時から本会議を行ないたいと思いますが、これに

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　異議なしと認めます。よって、明日６月４日は午前１０時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会　午後　3時０７分

令和３年第１回白馬村議会定例会議事日程

令和３年３月４日（木）午前１０時開議

（第３日目）

１．開　議　宣　告

日程第　１　一般質問

令和３年第１回白馬村議会定例会（第３日目）

１．日　　時　令和３年３月４日　午前１０時より

２．場　　所　白馬村議会議場

３．応招議員

第１番	太谷修助	第７番	加藤亮輔
第２番	丸山勇太郎	第８番	津滝俊幸
第３番	田中麻乃	第９番	横田孝穂
第４番	太田正治	第１０番	田中榮一
第５番	伊藤まゆみ	第１１番	太田伸子
第６番	松本喜美人	第１２番	北澤禎二郎

４．欠席議員

なし

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村長	下川正剛	副村長	横山秋一
教育長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	下川啓一	上下水道課長	酒井洋
税務課長	田中克俊	住民課長	山岸茂幸
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	関口久人	総務課長補佐兼総務係長	田中洋介
選挙管理委員長	中西滋		

６．職務のため出席した事務局職員

議会事務局長　　太田洋一

７．本日の日程

１）一般質問

開議　午前１０時００分

１．開議宣告

議長（北澤禎二郎君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。

これより令和３年第１回白馬村議会定例会第３日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１　一般質問

議長（北澤禎二郎君）　日程第１　一般質問を行ないます。

会議規則第６１条第２項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は７名です。４名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は３名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた１時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第６３条の規定により１議員１議題につき３回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

第７番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第７番加藤亮輔議員。

第７番（加藤亮輔君）　７番加藤亮輔です。２日目のトップバッターとして、早速質問させていただきます。

今回は２問の質問で、１問、新型コロナウイルス感染症に対する村の対応についてです。

新型コロナウイルスが国内で感染拡大する中、当村は、国内外の移動者をたくさん迎える観光地であるにもかかわらず、感染者の発生を免れてきました。

しかし、昨年１２月に初めての感染者が出ました。１２月には総数８名の感染者でしたが、１月に入ってからは爆発的に増加し、１６日に感染警戒レベルを４に引き上げ、対策を強化したにもかかわらず、勢いが収まらず、２０日には最高警戒レベル５に引き上げましたが、その後も長い間、感染の高止まりが続きました。

今後の感染状況は、ワクチン接種の進行と効果にもよりますが、第４波は、年度の切替えに関して移動することから、４月及び５月に起こると発言している専門家もいます。白馬村が再度レベル５にならないために、今回の事例を検証することが大切です。

これらのことを踏まえて２点質問いたします。

１月８日の村長メッセージで、村の感染の特徴を、大都市圏から冬期間のみ従事する方で、寮など共同生活を通じて、またダブルワークの方や飲食店に臨時でアルバイトに入る者など、不特定な

関係の中で感染が拡大したのではと、４点指摘し、感染拡大の傾向を述べています。

私も多くの村民も、同じ不安を感じていました。結果論になりますが、８日に村長が指摘した職種やグループ、その地域全体を面として捉えてＰＣＲ検査を実施し、感染者、無症状感染者を保護、入院の措置を取れば、その後のレベル４、５は防げたと考えられます。検査範囲が分かっていながら、なぜＰＣＲ検査などの対策を講じなかったか、お尋ねします。

２、コロナ禍の中で、村内経済状況が悪化し、売上げが大幅に落ち込み、将来不安が拡大し、宿泊業をはじめ、村内全ての事業所が悲鳴を上げています。コロナ対策の第３次補正が行なわれ、長野県に９８億円が交付されたと聞いています。村への交付額と対策内容を伺います。

以上２点、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　加藤議員から、新型コロナウイルス感染症に対する村の対策について、２項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、ＰＣＲ検査の実施に関する質問について、お答えをいたします。

現在、長野県におけるＰＣＲ検査につきましては、検査体制等の整備・拡充が順次進められ、令和３年１月末までに５７２の医療機関を診察・検査医療機関に指定するなど、県全体では１日最大約４，７００件の検査が可能となっており、実際、ピーク時には３，０００件を超える検査が行なわれています。

大町保健所管内を見ても、これまで２，７００件を超える検査が実施されていて、感染拡大が続き、１月２０日に感染警戒レベルを５に引き上げられた本村においては、１月の２６・２７・２８日と、３日間にわたり、県による村中部地区の酒類を提供する飲食店従業員２１１名に対する集中検査がウイング２１で行なわれ、８名の陽性が確認をされたところです。

このウイング２１で行なわれた検査は、大町保健所が本村の感染状況の分析をした結果、加藤議員がおっしゃるとおり、その特徴等から、最も効果的に検査対象者や地域を絞り込み、集中検査として実施をされたものであります。

また、２月中旬に高齢者施設従業員のＰＣＲ検査が行なわれ、検査を受けた１６６名全員の陰性が確認をされました。この検査は、感染警戒レベル５の市町村における高齢者施設従業員の自主検査費用を県が３分の２補助し実施されたもので、残りの３分の１は村費で補助してまいります。

ＰＣＲ検査の実施につきましては、これまで度々一般質問で取り上げていただいておりますが、ＰＣＲ検査の感度は、検体を採取するタイミングにもよりますが、７割程度と言われており、つまり新型コロナウイルスに感染をしている人が１００人いるとして、陽性となるのは７０人、残りの３０人は新型コロナウイルスに感染をしていても、陰性となる偽陰性の問題、逆に陰性であっても、陽性となる偽陽性の問題が少なからずあるなど、やみくもに検査を実施することは、かえって県の検査体制や医療提供体制など混乱を招くおそれがあります。

先ほど申し上げましたとおり、現在は、検査体制の整備が十分進められ、感染が疑われる方については、しっかりとＰＣＲ検査が受けられる状況になったと考えており、村といたしましては、これからも県、大町保健所に協力をして進めてまいりたいというふうに考えております。

様々なご意見はあると存じますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐためには、何よりも手洗いやうがい、マスクの着用など基本的な感染症予防対策を適切に実施することが、最も重要かつ有効でありますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

次に、第３次分の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の額と内容ということでありますが、２月１８日の全員協議会での説明と昨日の田中麻乃議員の答弁と重複をしますが、ご理解を頂きたいというふうに思います。

第３次分の金額は、１億１，６１８万５，０００円です。そのうち、令和２年度中の交付額は１，３６２万１，０００円で､令和３年度になってからの交付額は１億２５６万４，０００円となっております。

第３次分の事業内容でありますが、事業間の財源の組替えは省略をさせていただき、令和２年度一般会計補正予算（第８号）にも関係があり、第３次分で新たに計画を上げたもののみを説明させていただきます。

まず、１つ目は、緊急事態宣言により、外出自粛や飲食店の休業・時短営業協力要請の影響を大きく受けた村内タクシー事業者を緊急的に支援するために、タクシー３事業者に対して事業継続緊急支援交付金９６万円を交付するものです。

２つ目は、新たな観光需要喚起支援事業として、平日のアクティビティ利用のインセンティブを強化することにより、宿泊利用も促進するクーポンの発行費用としての２，１００万円、３つ目は、感染症予防対策事業給食施設再開に伴う感染症対策として、給食施設の消毒委託などで８２万５，０００円、４つ目は、村内の介護施設職員がＰＣＲ検査を受ける際、経費の３分の１を助成し負担を軽減する介護施設ＰＣＲ検査補助事業として８０万円を、それぞれ計上しております。

また、令和３年度に実施する事業の実施計画は、まだ県から詳細な日程について通知は届いておりませんが、４月か５月には県へ提出をすることになるものと推測をしております。

以上、１点目のコロナウイルスに対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第７番（加藤亮輔君）　答弁ありがとうございます。まず、１つ目の再質問ですけど、１月８日の村長メッセージについてです。

この村長メッセージの中にある感染の特徴、１から４までがあります。この１から４までの項目については、村で、皆で協議をして、こういう方針を立てたのか、それとも県からの指導で、県の指示でこういうものをつくったのか、その辺をちょっとお伺いします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君）　１月８日のメッセージにつきましては、正月明け、白馬村の感染が急に、にわかに目立ってきたという時点で、それぞれ感染が出るたびに地域振興局のほうからは情報を頂くわけですが、その中で、いわゆる寮とか、シェアハウスにいる人が目立っていますねという情報を頂いた中で、白馬村独自としてメッセージ案を考えたというところであります。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第７番（加藤亮輔君）　独自でこれだけの分析をしたと、それで、先ほど皆さんにも資料をお渡ししていますけど、メッセージが、ここで言う、この資料１の４段目、１月８日にメッセージが発せられたと、８日の日は、感染者１人というような感じなんですけど、５日からちょっと感染が５人、３人、２人と出て、それでその状況で８日にメッセージが出たと思うんですけど、これだけの場所が分かっている、どういう人を対象にしたらいいかということも、対象者も大体分かっている状況の中で、ただ、このメッセージを出すだけで収まるなんていうことは考えていなかったと思うんですけど、そのもう一歩進んだ方策として、ＰＣＲ検査ということは頭になかったのか、それとも何とかなる、お金がないとか、そういうもろもろのことを考えてやめたのか、その辺はどちらが、村の本音としてちょっとお伺いしたいんですけど。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君）　お答えをいたします。

先ほど副村長のほうから答弁がありましたけども、１月８日の村長メッセージにつきましては、同日ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策に係る関係者連絡会議というものが白馬小谷のスキー場関係者、行政関係者、商工関係者などを集めて、急遽開催されまして、そこで初めて保健所のほうから説明があって、状況、白馬村の感染の特徴というものが説明をされたところであります。

ＰＣＲ検査、１月の２６日から実施をしておりますが、これは白馬村がレベル５に感染レベルが引き上げられたということで、この地域の、先ほどの感染の特徴から対象地域を絞り、対象者を絞って行なわれたものであります。

その間、県のほうで、白馬村がレベル５になったということで、この検査を行なうに当たり、当然ＰＣＲ検査を実施する事業者ですとか、そういう調整ですとか、あと陽性者が出た場合に、あと医療機関等の調整も出てきますので、そういった準備をしながら、１月の２６日からの実施になってしまったということであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　続きまして、横山副村長。

副村長（横山秋一君）　ちょっと補足になりますが、１月８日の時点はそういった保健所の情報提供によるメッセージ発出でありますが、それによってなぜＰＣＲとおっしゃいますが、例えば年末、大みそかに公表された方は、会社員の従業員寮におりました。その方の住んでいる寮にいる方全員

及び会社の関係者する人全員、ＰＣＲ検査を受けております。

また、年明けのいわゆる自営業、自営業従業員等も、その施設関係者は全員、ＰＣＲ検査を直ちに受けております。

さらに言うと、大みそか前のいわゆるシェアハウスにいた方々、そこら辺はアルバイト先も全てＰＣＲ検査を受けているということで、当時でいえば必要なＰＣＲ検査は受けているという認識でおります。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第７番（加藤亮輔君）　ＰＣＲ検査については、私は、６月議会、それから９月議会にも提案して、行なうべきだという観点から意見を述べてきました。

そういう中で、ＰＣＲ検査に対して何か効果が薄いだとか、そういう考えが白馬村のこの健康福祉課をはじめとする、そういうところに残っているのかなというような感じがするんですけど、このＰＣＲ検査については、政府も、それから対策委員会も、それから積極的に進めて、感染者をちょっと休憩していただいて、正常者と感染しないようにするという方針の下、ＰＣＲ検査を実施していくという方針なんですが、それを何か効果がないような答弁をしたり、疑似性があるだとか、そういう答弁をするということは、ちょっと私は認識が欠けているかなと思います。

それと、もう一つ、これＰＣＲ検査にしては、ちょっと新聞の切り抜きを持ってきたんですけど、日本でノーベル医学、それから生理学を受賞した大隅良典さん、それから大村智さん、本庶佑さん、山中伸弥さんの４人が、このＰＣＲ検査を積極的にやれと政府に迫っている声明を５点にわたって公表しています。

このことは新聞にもテレビにも、きっと皆さんも見たと思うんですけど、それでその中で、「新型コロナウイルスの感染拡大を抑える上で大事なことは、政府が言うように飲食店の時短要請ということのみではなく、ＰＣＲ検査をもっともっと増やし、感染者を見つけて接触を絶つことです。実は無症状感染者が感染を広げているのです。だから、もっとＰＣＲ検査を増やし、無症状感染者を見つけ、保護し、どこかでちょっと休んでもらう。これが、私たち４人の認識の中で一番重要なところだと思っています。」と、これは大村智さんがこういうふうに述べています。

だから、今、まだワクチンもない、ただ、マスクをして外出を我慢しろというだけじゃなく、行政としてはＰＣＲ検査をして、こういう形で大体のエリア、それから職業柄のところ、そういうところははっきりしたんですから、もう少し幅広く面で検査をして、その中から感染者を自宅待機とか、宿泊施設でちょっと休憩してもらえれば、この後の第２週、３週目、４週、５週ですか、１週間で２９名とか、２８名の感染者が出たというようなことは、私は、免れる、多少減ると、そういう可能性は十分にあったと思うんです。

それをそういう形で、後手に回ったというふうに私は感じるんですけど、今後まだ、先ほども言ったように、第４波、第５波というのが、まだこれから当分続くと思うんですけど、そういうとき

も、ずっとＰＣＲ検査については、県の指導があったときとか、そういう限定的な取扱いしかしないというような方針なのか、もう少し拡大していこうという方針なのか、そこのご見解をお願いします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君）　お答えいたします。

ＰＣＲ検査の積極的な実施ということですが、県のほうでも、今、感染が疑われる方に対しては、積極的な検査を実施しております。検査体制も、先ほど村長答弁でもございましたが、十分体制もできてきて、拡充もしているというようなところがあります。

以前にＰＣＲ検査の実施について質問を頂いたときとは状況が、そのように検査体制ができているということで変わってはきておりますし、また病床のほうの確保も進んでおります。

昨日副村長の答弁でありましたが、観光客に対する抗原検査の検討というようなこともありますし、状況を見て、その辺は検討してまいりたいと思います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第７番（加藤亮輔君）　次に移ります。

２月の１７日に商工会主催の白馬の現状を訴える緊急懇談会が開催されました。村長も参加されていましたが、村長は、参加者の発言をお聞きして、村内各産業界の現状をどのように認識したか、また行政のトップとしてどう対応しようと考えたか、そこのところを伺います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　商工会主催の緊急対策会議に私も出席をさせていただきました。各事業者の方から、代表で出ていただいて、現状の厳しい状況をつぶさにお聞きをしたところであります。

大変経済的に非常に厳しい状況であるということの再認識をしたと同時に、何とか早くこのコロナの感染を防がなければ、お客様にまた来ていただきたいという、そういったメッセージも出せないというような状況の中で、何とかこの村のこの警戒レベルを下げることが最重要だという、そんな思いを新たにしたところであります。

そんな中で、今、感染は落ち着いてはいるわけでありますけども、これも本当に目に見えない感染症でありますので、お互いに村民が、一人一人が常に、申し上げているとおり、うつさない、うつらない、そしてまた手洗い、それからマスクをそれぞれ気をつけていただくことが、この経済の回復する真っ先の要件だというふうに改めて感じたところであります。

非常に厳しい状況だという、先ほど申し上げましたけれども、そんな中で、国、県の支援を頂きながら経済の活性化をしていかなければならない、改めて感じたところであります。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第７番（加藤亮輔君）　はい、どうも。改めて感じたところですということじゃなくて、その後、どうしていくんかというところをお聞きしたい。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　先ほど言ったように、コロナの感染を防ぐことが経済の回復の最短距離だというふうに改めて感じたということを先ほど申し上げたとおりであります。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第７番（加藤亮輔君）　次の質問をします。

酒類提供店は、１日４万円、計５６万円の休業補償、時短補償というか、支払いましたが、喫茶店やパン屋さん、その他の店は２万円で不公平だと、そういう話をよく聞きますけど、減収は酒類提供店だけではありません。事業者みんなが大変だと声が出ていますが、このことを改善するおつもりはありませんか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　お答えします。

休業・時短要請に関する協力金は、あくまでも、県がそれを要請して、それに応じた方、それに対する協力金であります。その要請先というのが酒類を提供する飲食店で、または接待を伴う飲食店でありました。それが中部エリアでありました。

また、中部エリア以外の酒類を提供する飲食店は、村として同じ期間、感染予防対策に協力してくださいというようなお願いしました。それに応じていただいたところに、感染予防を防いでいただいた、その協力金として特別支援金を支給するものですので、基本は酒類を提供する飲食店、また接待を伴う飲食店という形で実施をしました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第７番（加藤亮輔君）　そうすると、観光課長は、酒類を提供したお店に要請したんだから、そこだけでいいと、ほかの店については、そんなに影響がないだろう、２万円でいいだろうと、そういうちょっと乱暴な反論になりますけど、そういうお考えなのか、それでもう一つ言えば、県が最初、中部地区は支給しました。それは間違いないです。北部と南部については、そういう不公平なことはいけないだろうということで、村もお金を出しながら、県と協力して、同じようなレベルの補償をしたということなんですよね。

だから、酒類を提供しとるお店だけが白馬村の中で困っているという認識では、私はないと思うんだけど、これだけの差をつけるということは、そういう考えが多少あるんかなというふうに私は思うもので、再度その辺の考えをお伺いします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　今話題になっています１日につき４万円というのは、あくまでも休業要請に応じた方の協力金というような形で支給するものであって、営業を補填とか補償するというような意味合いではございません。売上げが落ちているのは、全て同じ、全業種統一しているものだと

いうふうに認識しております。

その中で、あえて感染拡大の防止というところで、酒類を提供する飲食店には、その上で休業・時短の要請をするものですので、それに対する協力金を支給するというような認識であります。

先ほど加藤議員が言った、その他の業種２万円の支給については、今回感染拡大が顕著に広がってしまったので、それを二度と起こさないために、各事業所の感染拡大予防に使ってください、それを支援しますというような形で支給したものであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第７番（加藤亮輔君）　納得はできないんですけど、次の質問に移ります。

第３次の補正が出ました。白馬村へ１億１，６１８万円が交付されたと、そのうちの３月議会のところで、先ほど４点述べたいろんな支援策を１，３６２万円かけて行なうということを聞きましたけど、あと本体のほうの支援策、それはこれ今考えているというような答弁を前日の同僚議員の答弁でも聞きましたけど、どういうところを主体に組み立てていくか、大体その骨格などは決まっていると思うんですけど、その辺を報告願います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　第３次の国費の繰越しに係る第３次分の計画につきましては、骨格としては、まず新型コロナウイルスに対応するものが昨日の村長の答弁にもありましたとおり、経済対策の考えでいくのか、感染症対策の考えでいくのかというのは、この状況の推移を見る中で判断をせざるを得ないというところがありますので、どちらにウエートを置くのかということでいくと、現時点では申し上げられないというところがございます。

それと、柱とするのは、既に令和３年度の当初予算で計上しているもの、これを交付金の対象にするという考えは、もともと併せ持っておりますので、場合によっては、それを拡充していくというものも考えられると思います。

そのほかのものについては、昨日の答弁にもありましたとおり、各事業者に対してどういうものが必要なのかというものの精査をし、計画にのせていくという考えでおりますので、骨格といいますか、考えとすると、まだ経済対策、感染症対策、どちらにウエートを置くのかというところは、現時点ではちょっと判断がついていないという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第７番（加藤亮輔君）　経済対策でいくか、感染症対策でいくか、まだ決まっていないという答弁でしたので、これ以上お聞きしても答えはないということですけど、私としては、今、本当に村民、営業している人、青息吐息な状態です。私が聞いている範囲ではね。

だから、経済対策については、早急に何らかの手を打ったほうが、また打つべきだと私は思いま

す。そういうような要望をしながら、次の第２問に移ります。

第２点は、白馬村第５次総合計画・後期計画と人口減少対策についてです。

人口減少対策については、２０１５年（平成２７年）に少子高齢化や人口減少を克服し、将来にわたって活力あるまちを維持するための目的で、９，０００人の人口を目指す総合戦略を策定しましたが、事務の効率化と分かりやすくするために、来年度から第５次総合計画・後期計画へ統合、一本化されることになりましたが、人口減少問題を解決する方針が曖昧と思い、３問質問いたします。

第１、２０２０年、令和２年度の目標人口は９，０００人でしたが、現在８，６７５人、２月１日現在で３５２人下回っています。達成できなかった理由を伺います。

２点、計画の人口将来展望は、生産年齢人口層を厚くするために、若者にターゲットを絞った移住・定住策を積極的に展開すると、年間移住実績１９人を８０人に引き上げる目標になっていますが、どのような行動計画を考えていますか。

３点、長野県の合計特殊出生率は１．５６ですが、白馬村は１．１５と、低い状態です。これは村の子育て支援補助金・助成金事業が貧弱なのが原因ではないでしょうか。近隣自治体や住みたい田舎ベストランキングに選ばれた高田市や宮田村などの取組を参考に、本村の事業内容を改善し、年少人口の増加を図るべきと考えますが、見解をお願いします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　白馬村第５次総合計画・後期計画と人口減少対策について、３項目のご質問を頂いておりますので、順次お答えをいたしますが、１点目の目標人口が下回った理由についてお答えをいたします。

前段として、この目標値の設定方法について説明をさせていただきますと、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の将来の人口推計では、２０２０年度の人口推計は８，７３９人とされております。この推計方法ですが、全国の将来の出生、死亡並びに国際人口移動について、仮定を設け、これらに基づいて我が国の将来の人口規模並びに男女・年齢構成の推移について、推計を行なったものになります。

一方で、白馬村の推定値は、この社人研の数値に独自戦略による上乗せをした数値を設定しおり、９，０００人という目標値は比較的に意識をした高い値となっています。

目標値に到達をしなかった理由といたしましては、全国的に見られる人口減少・少子高齢化の影響により、自然動態の減少が大きくなったこと、そして合計特殊出生率の低下が主な理由として捉えています。

村といたしましては、目標達成に向け、平成３０年度から地域おこし協力隊員を採用し、情報発信、移住相談、村内での移住体験ツアーの開催、首都圏などで開催をされている移住イベントへの出展等、積極的に移住・定住施策に取り組んでまいりました。結果として、人口減少社会の中でも、社会動態については増加となっていることは、一定の成果が得られたと理解をしております。

２点目の若者にターゲットを絞った移住・定住策を積極的に展開をし、年間移住者実績を１９人から８０人に引き上げる目標とする行動計画を考えているのかについてお答えをいたします。

移住者を増やすためには、総合計画・後期計画にも記載をされておりますが、誰もが住みたい、住み続けたいと感じる村づくりの推進をすることが大事だと考えています。住んでいる人から、住み続けたいと思っていただかなければ、当然移住にはつながらないと考えます。このため、各課で知恵を出し合い、居住環境整備などの支援施策を講じる中で、多くの人が住みたい、住み続けたいまちを創造していくことが必要であります。

また、移住者が住民との交流やつながりを深めたり、移住者の経験や技術を活用することにより、地域の活力が維持され魅力も高まるものと考えます。

その上で、先ほども申し上げましたが、情報発信、移住相談、村内での移住体験ツアーの開催、首都圏などで開催をされている移住イベントの出展等の施策についても、若者にターゲットを絞るなど、多くの人に本村の魅力を積極的に発信してまいりたいと考えております。

最後に、白馬村の合計特殊出生率が低い状態は、子育て支援の補助金や助成金が貧弱なのが原因ではないか等のご質問ですが、合計特殊出生率は、１５歳から４９歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであることから、その年の年齢階層別の出生数や分母となります女性の階層別の人数に応じ、大きく変動することとなります。

当村の場合、出生数は他の自治体に比べても、そんなに少ないわけでもなく、また地域柄、住民登録の出入りが多いことにより、分母となる女性の人数の増加や遅い年での出産が多いことにより、数値が低いものと推察をしておりますので、一概に補助金等の有無が影響をしているものではないと考えております。

他の自治体のように、出産等により節目の助成金や移住・定住政策に併せた助成金の給付事業は、現時点では給付する予定はございませんが、当村の子育ての支援といたしましては、０歳から１８歳まで切れ目ない子育て支援に取り組んでいることから、引き続き子育て世代包括支援センターや家庭総合支援拠点の充実、保育では３歳未満児の受入れなど、ソフト面での支援の強化をしてまいります。

以上、２つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第７番（加藤亮輔君）　では、再質問させていただきます。

総合戦略の中に、先ほども言いましたけど、数多くの施策がありました。その施策をある程度やり切れば９，０００人になるだろうという計画で総合戦略をつくったと思うんですけど、その総合戦略の中で、これは全然できなかったと、この分野が駄目だったというような総括はきっとされていると思うんですけど、大体どの分野ができなかったのか、ご報告願います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　総合計画、総合戦略の評価につきましては、この総合計画等を策定した委員の皆さんの一部から毎年評価をいただいたというところでございます。

どの部分ができなかったというのか、これ毎年公表しておりますので、その年々によって違うと思いますけども、通告をいただいておりませんのでちょっと細かい個々の事業まではこの場での答弁は控えさせていただきたいと思います。

ただ、総合戦略、総合計画ともに各項目に対して毎年評価をしておりますので、そちらはホームページでもご覧いただけますから、それを確認していただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第７番（加藤亮輔君）　報告はしてある。それから、ホームページを見れば分かると、ごもっともな答弁は答弁なんですけど、私が質問しているんですから、大体こんな傾向なんだと教えてくれても何も問題はないかなと、まず思います。

その上に立って、一言、次の質問に移りますけど、この若者をターゲットに絞った移住定住策、これ私も一番重要なところかなと思います。それに対して、その書き方の１つに、居住、住宅環境を整備する。そして、移住定住策を進めていくというふうにかいてありますけど、その住宅政策はどのように進めるのか。そこの具体的なところを伺います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　後期計画の中での居住環境の整備というところのご質問としてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁にもありましたとおり、この地に住み続けたいという意識が非常に大切だというふうに考えております。この背景といたしましては、日本の総人口が減っている中で、いわゆる村外への流出を防ぐという意味での考え方です。

具体的に何をやるのかというところについては、ここの施策を後期計画に載せているわけではございませんので、あえて例として申し上げますと、例えばですけどもリフォームの補助であるとかいろんな住宅の施策ということは考えられるとは思います。

もちろん、財政状況等の状況も考えなければなりませんので、そこら辺を見ながら住宅施策、いわゆるこの地に住むために何が必要なのかというものを見出していきたいということで、後期計画に掲載をさせていただいたというような状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第７番（加藤亮輔君）　この居住環境の整備のところで、今リフォームの補助などを行なっていきたいというような答弁がありましたけども、若い人たち、２０代、３０代の人が村へ移住してくる。そういう人に対して、そのリフォームとかそういうところまでは資金的に無理なような気がするん

です。

だから、低家賃のアパートをあっせんするとか、村で低家賃の住宅を整備していくとか、そういう政策などは考えていないんでしょうか。伺います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　ただいまの質問にお答えいたします。

まず、白馬の移住に関する若者には、タイプが２つあるというふうに考えております。

私も、直接移住の相談とかに行なっておりますが、１つのタイプとしては、この地に来て安定した職を求めるというタイプが１つ。

それともう１つは、この地が好きなので、この地に来て何とか生きていくのにあたって住むところがなかなか見つからないという方も、これ過去の一般質問でも取り上げていただいておりますけども、タイプとすれば２ついるというふうに考えています。

そうすると、最初のパターンについては何が必要なのかということになると、やはり勤務の場所等がなかなか年間を通じて安定してなければということになりますので、それは非常に住宅施策としてはまた考えは別になるのかなというふうに思います。

後のほうの部分については、何とか住むところを探しながら、この地にいたいという部分で行くと、リフォームという部分も考えられないわけではないかなというふうに思います。

最後の家賃の補助の関係でありますけども、昨日の一般質問にもありましたが、空き家バンク的なもの、これ実際にほかの自治体でやっているものも管理等に関する経費というのが非常にかかっているというお話もあり、今、総務課の中で考えているのは、固定費がかからずに何とかそういうものをあっせんではないですけども、体験をしながらできるような仕組みができないのかなということで、今、課内でも詰めております。

これは、予算上はゼロ予算というふうになりますけども、そういう取組もしながら移住に対する住宅施策の考え方を整理していきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第７番（加藤亮輔君）　資料をちょっとつくったものですから、見ていただきたいんですけど、この裏のほうの、田舎暮らし、宝島社という出版社が２０２１年度版住みたい田舎ベストランキングというのを、これ毎年２月にこの本が出ているわけです。今年、９回目になるんです。９回目になる中で、白馬村が載っていたものですから今回この資料として出しました。

それで、今までは全然、白馬村はこれ参加していなかったと思うんですけど、今回参加した。このベストランキングを選ぶのに２７２項目について答える。それで、ここに書いてあるように総合部門、それから若者世代部門、子育て世代それからシニア世代部門という感じでやって、白馬村は割合人気があるということで、シニア部門については５位にランキングされた。それから、若者部

門については８位にランキングされたということなんですけど、この項目、２７２の項目について、これお答えしていると思うんですけど、これは総務課のほうで依頼を受けてやられたんですか。その辺ちょっと伺います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　お答えいたします。

本日、ここの場で宝島社の内容ということで見ましたので、ちょっとその項目をどういうふうに答えているのかという部分は、ちょっと分かりませんので、答弁はいたしかねます。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第７番（加藤亮輔君）　ちょっと言葉足らずでした。項目まではいいんです。ただ、こういうのに参加しようと思った理由とか、それから参加したのかどうかということだけを、この本が勝手に白馬村を挙げたのか。それとも、こちらも協力して答えたからこういう形でこの本に載ったのか。その辺だけちょっと確かめたかったんです。お願いします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　意向があったかどうかにつきましては、ちょっと確認をさせていただき、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第７番（加藤亮輔君）　そこまでちょっと答えが分からないようでは、この中、深掘りして質問はできないんですけど、この豊後高田市という、これ小さな市の、大きい市、小さな市、それから町、村、４ランクで分けてこういう形で出したと、それで村部門ではこういう形になったということです。

その豊後高田市は、たしかこれ９年連続で最初からずっと移住、子育て支援の部門でトップに定着しているということで、ちょっと豊後高田市のホームページなどを見て調べましたら、簡単に言えば子育てのまちづくりと教育のまちづくりということで、まちづくりを行なっています。

それで、定住とか住まいのそういう事業に対して２３の事業があります。それから、子育て事業については２１、それから出産とか育児についての事業については２９事業、それから教育関係については２３事業、これ全部本体じゃなくて、定住とか子育てに関する事業としてそういうふうにある。それから、定住していくための暮らしの事業として３１事業あるというような感じ。もちろん、就農とか商業に関しても２７の事業があります。

それで、白馬村ももう少しやっぱり移住定住、それから若者に対しての支援をきめ細かく行なうべきだと私は思うんです。それで、白馬村だけじゃないけど、日本全体がこのような形で人口が少なくなり、子供、出産が少なくなったということも含めて、少子化が起こっている原因を、本当は村長、どういうことが原因で少子化が起きているのか。その辺はどのような考えでいるのか。簡単

でいいですからお答え願えればと思います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　先ほど答弁をさせていただきましたけども、今、全国的に少子化、高齢化が進んでいるということはどこの市町村でもそうであります。

特に、今年度なんかはコロナウイルスの関係で非常に出生率が低いということは、マスコミ等々の報告でもあるわけであります。白馬村でも、少なからずともそんな影響も受けておりましたり、それから特に白馬村、観光というようなことで、先ほど総務課長の話にもありましたけども、働くところがないという部分は非常に課題であるということを私、常々思っているところであります。

特に、観光一辺倒の村でありますので、なおさらこういったコロナ禍の中では非常に厳しい状況でありますけども、昨日もそんなお話をしたわけでありますが、何とかこのコロナ禍が収束することによって、また元気な白馬村に戻ってくると、そんなことを確信し、そしてまた、そうなれば当然若者も白馬に定住をする。そんな期待をしているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁を含め、あと３分です。加藤議員。

第７番（加藤亮輔君）　自分の見解を述べたいと思うんですけど、この少子化の問題は、今、村長が少しコロナのことをちょっと理由に挙げましたけども、これはもうはっきり言えば２０年も前からずっと少子化が続いてきていると思うんです。

なぜこんなに人口が減ってきたか。それで、このジェンダー平等の中で、こういう発言がいいのかどうか分からないけども、女性、夫婦が子供を産み育てなくなってきた。少なくなってきたのはなぜかというところは、やっぱりもう少し真剣に考える必要が私はあると思うんです。

前の、去年の３月も大体同じような少子化の問題の質問をしています。あのときは、いろんな補助制度、それから支援金とか祝い金、そういうものをもっと他自治体並みの支給をしたらどうかというようなことを質問しましたけど、そのときはそういう予算は組まないというような感じの答弁をいただいて、もう少しソフト面でしっかりこの村はやっていくんだというような答弁でした。

でも、ただそれだけでも私は何か、やっぱりひとつ腑に落ちないところがあって、もう１回この問題については質問したいなと考えていたんです。

先ほど言ったように、もう２０年も前からこの少子化が始まっている原因は、やっぱり、特に３０代、４０代――２０代からですか――の若者の生き方、それから働き方、それから労働条件、それから賃金、それから自分のやりたいこと、そこら辺がもうかみ合わさって複合的に、はっきり言うと子供を２人で結婚して育てるより自分のやりたいことをやるだとか、それから同僚とか先輩の子育てを見て、これは大変だというようなことを蓄積されて、どんどん子育てについて、子供を出産することについてためらいが出てきたと思うんです。

だから、本来は国がやるべきことなんですけど、国は国でやってもらって、村は村でやっぱり子育てのそういうサポートを、基礎自治体としてやれることがたくさんありますから、そこをもう少しきめ細かくやることが、やっぱり白馬村の少子化に少しでも歯止めがかかると私は考えるんですけど、村長に先ほど聞いたから。

議長（北澤禎二郎君）　加藤議員、質問時間が終了しましたので。

第７番（加藤亮輔君）　そういう形で、予算づくりも事業づくりも行なってほしいと要望して、私の質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君）　質問時間が終了しましたので、吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　先ほどの回答で、調べた後ほどの回答というものについてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、宝島社から長野県を経由して白馬村のほうに、これ県の信州暮らし推進課のほうから、田舎暮らしの本、この住みたい田舎ベストランキングが非常に大きな反響があるので、市町村としても協力をしてほしいというアンケートの依頼がございまして、白馬村として回答させていただいたというような経過でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　質問時間が終了しましたので、第７番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから、５分間休憩といたします。

休憩　午前１１時０４分

再開　午前１１時０９分

議長（北澤禎二郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

第１１番太田伸子議員の一般質問を許します。第１１番太田伸子議員。

第１１番（太田伸子君）　１１番太田伸子でございます。令和３年３月定例会は、私ども議員にとって任期最後の定例会になります。私もこの任期４年間を振り返り様々な出来事を思い起こしつつ、微力ながら村政に関わらせていただいたことに感謝しつつ、今、行政が最重要課題として取り組むべきコロナ禍における行政施策と、令和３年度当初予算についての２点について一般質問させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に関する質問につきましては、今回一般質問される議員全員が取り上げており、それだけ村民皆様の関心が高い事案でありますので、村長ご自身の考えと丁寧なご答弁をお願いいたします。

まず、初めにコロナ禍における行政施策についてであります。

新型コロナウイルス感染が確認されて１年が過ぎました。この感染症が世界中こんなに影響を及ぼすとは想像していたでしょうか。

白馬村も１２月までは陽性者の確認もない状態でしたが、この冬の観光を迎え、観光事業に従事する方、村を訪れる人の往来が増える季節となり、当然のように陽性者の確認が増えました。一時は警戒レベル５となりました。現在は村民の皆様のご協力により警戒レベルも下がりました。

これまで国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進交付金が、第１次、２次と配布されてきました。このたび第３次交付金限度額が内示されたと伺っています。そこで、これまでの施策及び今後の施策について伺います。

１番目に、第１次交付金限度額６，８６６万９，０００円、第２次交付限度額２億１，０７９万５，０００円の事業説明と支給状況を伺います。

２番目に、１２月定例会で補正予算を認めた観光割引クーポン支援事業の執行状況を伺います。

３番目に、白馬村は観光が主産業ではありますが、観光に携わる、携わらないに関係なく約８，６００人の村です。このコロナ禍の状況で、自粛し、感染予防に協力いただいている村民のストレスは大変なものだと感じています。村長の所見を伺います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　太田伸子議員からコロナ禍における行政施策について、３項目の質問を頂いておりますので、順次お答えをいたします。

１点目の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の第１次、第２次の事業説明と支給状況についてお答えをいたしますが、答弁を求めている項目が事業説明ですので、答弁が長くなることはご了承をお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、第２次分交付限度額の内定を受けて令和２年度一般会計補正予算（第４号）に計上する際、８月臨時会の全員協議会で提示をさせていただきました実施計画を抜粋をした一覧表と重複をするところもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

まず、第１次交付限度額で実施計画にのせた事業は５つあります。

１つ目は、県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業として、長野県と市町村が連携をして実施をする休業要請に応じた事業所に対する協力金等給付事業への市町村協力金で、１事業所当たり県２０万円、市町村１０万円の計３０万円を給付するものです。

２つ目は、商工業者向けの事業継続緊急支援事業として、厳しい経営環境を強いられている村内の商工業者を緊急的に支援するため、白馬商工会の１会員当たり５万円を事業継続緊急支援交付金として交付するものです。

３つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う子育て支援金給付事業として、コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯に対し、対象者１人につき１万円、対象者がいる独り親世帯には２万円を加算して支援金を支給するものです。

４つ目は、公立学校臨時休業に伴うオンライン学習推進事業として、村立中学校で実施をする臨

時休業の期間中にオンライン学習で使用する端末機器の家庭利用設定費用、アプリケーション使用料です。

５つ目は、村立小学校で実施をする臨時休業期間中に家庭学習で利用するアプリケーション（ｅライブラリ、ドリル学習ソフト）の使用料をのせました。

次に、第２次交付限度額で新たに実施計画にのせた事業は２１あります。

１つ目は、第２次分の商工業者向けの事業継続緊急支援事業として、厳しい経営環境に強いられている村内の商工業者を緊急的に支援するため、白馬商工会の会員以外の１事業者当たり５万円を事業継続緊急支援交付金として交付するものです。

２番目は、白馬村・小谷村地域支えあいプレミアム付商品券事業として、額面１万円の商品券を５，０００円で販売するプレミアム付商品券により域内の消費を喚起し、これにより事業者を支援するものです。

３番目は、公立学校の情報の機器整備費補助金の補助裏であるＧＩＧＡスクール構想に従い、小中学校のＩＣＴ化を強化するため児童用タブレット整備に伴う導入支援に係る経費として、スクールサポーターの報酬です。

４番目は、公立学校の情報の機器整備費補助金の補助裏である小中学校教育の継続のために家庭学習環境を整備する遠隔学習強化のための接続装置整備に関わる経費として、カメラ、マイク等の整備費です。

５番目は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の補助裏であるＧＩＧＡスクール構想に従い、小学校の通信環境を整備をするための児童用タブレット端末整備に関わる学校施設の通信施設整備に関わる経費です。

６番目は、公立学校情報機器整備費補助金の補助裏であるＧＩＧＡスクール構想に従い未整備であった小学校の児童用タブレット端末の１人１台整備に関わる経費です。

７番目は、避難所における新型コロナウイルス感染防止対策物品収納防災倉庫設置事業として、避難所の３密対策物品を収納する倉庫を設置する経費。

８番目は、常備消防における新型コロナウイルス感染防止対策として、北アルプス広域連合に繰り出し、常備消防における新型コロナウイルス感染防止衣やマスク等の購入に要する費用です。

９番目は、ＬGWANの接続系テレワーク推進事業としてコロナウイルス感染症を受け、今後行政においてもテレワークができる環境づくりを確立をするための端末購入費です。

１０番目は、県立白馬高校学生寮の新型コロナウイルス感染防止対策事業として、白馬・小谷両村で運営をしている白馬高校学生寮における室内の仕切りカーテン設置など感染症拡大防止対策経費であります。

１１番目は、インフルエンザワクチン予防接種補助事業として、インフルエンザ予防接種率を高め、罹患者・重症者を減らし、感染リスクの高い検疫採取を行なう機会を減らすことでコロナ感染

者に備え医療機関の負担を軽減するための接種費用補助です。

１２番目は、感染症の予防対策事業として、マスクやアルコール、予防対策ウェアなど感染症予防対策を実施するための衛生材料等の購入費用です。

１３番目は、地域介護予防活動推進事業として、コロナ禍でも地域で通いの場として体操や歌など住民主体の活動を行なっている団体に対し、その活動を維持するため、消毒薬等の購入など感染症対策に関わる費用を助成をするものです。

１４番目は、乗り合いタクシー運行事業として、運行を委託しているデマンドタクシーの感染症対策に関わる飛沫防止シートの設置等に関わる費用の助成です。

１５番目は、山岳関係者向け感染症対策推進及び事業継続支援事業として、感染症対策を含め厳しい経営環境に強いられている山小屋運営事業者及び山案内人を支援するため、感染症対策と事業継続を支援するための支援金を交付するものです。

１６番目は、宿泊事業者向け地域内観光需要の喚起事業として、冬の外国人観光客の大幅な落ち込みが予想される中、２０・２１冬季シーズンを含んだキャンペーンを実施をし、国内旅行の取り込みにより域内の宿泊事業者を支援するための宿泊クーポンの発行費用です。

１７番目は､観光事業者向け地域内観光需要喚起事業として､宿泊事業者を除くアクティビティ、お土産、商店、飲食店、交通事業者等の観光事業者向けの割引クーポンを発行して、需要喚起により事業者を支援するものです。

１８番目は、新しい生活様式に対応した泊食分離形態促進支援事業として、飲食店、交通事業者に対し、飲食の配達に対する費用を支援することで新しい生活様式を促進するためのものです。

１９番目は、新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業として、中小企業の資金繰りを支援するものです。

２０番目は、高齢者移動支援事業として、外出機会の少ない高齢者に対し、タクシー利用券を配布をし、外出の機会を確保するとともに、タクシー事業者の支援を行なうものです。

２１番目は、学校保健特別対策事業費補助金の補助裏として、学校再開に伴う感染症対策、学習保障のための小中学校での対策に関わる消耗品や備品購入等の経費です。

最後に、支給状況についてですが、現在ほとんどの事業が執行中でありますので、まだ詳細な支給状況について述べることはできませんが、幾つか上げさせていただきますと、長野県と市町村が連携して実施をした休業要請に応じた事業所に協力金等給付事業への市町村協力金、１事業所当たり県２０万円、市町村１０万円の計３０万円を給付をした県・市町村連携新型コロナウイルス感染拡大防止協力企業等特別支援事業ですが、直接県から６５９事業所への給付が完了しております。

額面１万円の商品券を５，０００円で販売するプレミアム付商品券により域内の消費を喚起し､これにより事業者を支援する白馬村・小谷村地域支えあいプレミアム付商品券事業ですが、両村で販売した商品券が合計１万７，１９９冊､額面にして１億７，１９９万円となりますが､この９９．２％

に相当する１億７，０７０万円の換金が終了しております。

利用内容を業種別にみますと、８割弱が小売店で利用され、２割弱が飲食・サービス業で利用されております。

また、大型店における利用は３６％であったことから、大型店に偏ることなく地域内で広く利用されたと考えております。

厳しい経営環境を強いられている村内商工業者を緊急的に支援するための１事業者当たり５万円を交付した商工業者向け事業継続支援事業は、１次分の商工会員で５６４事業所、２次の商工会員以外で３４２事業所の合わせて９０６事業所に交付が完了しております。

２点目の観光割引クーポン発行支援事業の執行状況についてお答えをいたしますが、１２月の定例会において第６号補正として、観光割引クーポン発行支援事業、リフト券付宿泊クーポン事業費にお認めを頂きました。

補正予算成立後、速やかに取扱い宿泊施設を募集し、クーポンの抽選に向けた準備を進め、１月中旬のキャンペーン開始に備えていましたが、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大、緊急事態宣言の発令、ＧｏＴｏトラベル事業の一時の停止、加えて長野県医療非常事態宣言の発令、村内における新規の陽性者の相次ぐ確認や感染警戒レベルの引上げといった難しい局面を迎えたことから、このクーポン事業に着手できないという状況が続きました。

ここへ来て、医療非常事態宣言が解除され、感染警戒レベルも引き下げられたこと、加えて長野県の需要喚起策が再開されたことから、当初から仕組み変更をし、残るシーズンの巻き返しに向けて事業に着手をしたところです。

具体的に申し上げますと、村内の対象宿泊施設に泊まって使える白馬村５スキー場の１日券を抽選で１万名にプレゼントするといった内容で、泊まって滑ろうリフト券１万枚大盤振る舞いキャンペーンを開始をいたしました。リフト券の利用対象期間は、３月１日から５月５日までとし、ゴールデンウィークを含めた残るシーズンの誘客に全力で取り組んでまいりたいと思います。

最後に、コロナ禍における村民のストレスについてですが、新型コロナウイルスに限らず、未知の感染症が蔓延すると様々なメンタルヘルス上の問題が生じると言われており、特に不安と恐怖、隔離がもたらすストレス、偏見と差別、情報のもたらす社会不安と混乱などであります。

新たな感染症が引き起こすメンタルヘルスの影響は、３項目の問題が考えられます。

１つは、感染リスク及び感染そのものが引き起こす心理的反応です。不安と恐怖が主なものになりますが、その内容は多様であり、感染することへの恐怖と不安、感染した場合は自分が他人に感染をさせたのではないかという不安と自責、検査や適切な医療を受けられているのかという不安、感染をしたことが知られて差別されるのではという不安あるいは大切な人が隔離された場合には引き離されたことによる分離不安など様々な内容の心理的な問題です。

２つ目は、環境の変化が引き起こす問題により、隔離や行動制限がもたらすストレス反応、経済

的打撃から生じうる、うつ病や自殺の増加、家族の密集性が高まった負の影響として生じる暴力や虐待の増加、休校によって生じる学業の遅れやネット依存の問題、活動が制限されるために起こる高齢者の認知機能の衰えなど、感染収束後も影響を残す可能性が危惧をされます。

３つ目は、情報が引き起こす問題で、特にインターネットやＳＮＳ上には、感染した人の個人情報と誹謗中傷、生活用品の不足をあおるデマなどがあふれました。このような情報の混乱がもたらすものは、偏見や対人関係の変化、社会への不信など社会不安が心理的影響を与えているものと考えます。

１点目のコロナウイルス感染の関係についての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第１１番（太田伸子君）　ご苦労さまでした。

それでは、先ほどのお話の中から伺いたいと思います。

第２次の限度額が示されたときに事業計画を出して、国からその事業を認めていただいてお金が下りてくるというふうな話は聞いております。

その中で、健康福祉課のほうの関係でありますが、高齢者の方の外出に関してタクシー券を配りたい。そのときの説明でありましたが、そのときは独居老人の方か高齢者のみの世帯の方にタクシー券を配るというお話がありました。

若い人がいる家族というか世帯では、もし病院とかに行くときは若い世帯が送ればいいので、高齢者だけの世帯に配りたいというお話があって、私たちの中では幾ら若い人がいても昼間高齢者の方を病院に送るときは、若い人は仕事を休業しなきゃいけないので、高齢者の世帯と限らないほうがいいのではないかというふうに意見を出させていただいたことを覚えています。この事業に対して、どのように今事業が行なわれているかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君）　高齢者のコロナ禍における移動支援について、タクシー券の補助をしたわけでございますが、昨日ですかね、効果の薄かった事業みたいなところで話があったと思うんですけども。当初１，０００万の予算で実際２月末までの使用期限でやっていますんで、最終的なところはちょっとまだ分からない状況ですけども、かなりの金額の減額補正をする予定でおります。

こちらにつきましては、世帯構成見ましても、それぞれ実際の状況まではちょっと分かりませんので、一応対象者としては独居または独居の高齢者、高齢者のみの世帯ということで事業のほう組み立てて実施させていただいたところです。

結果としまして、これからのことになると思うんですけれども、使用するタクシー券の配布枚数ですとか金額ですね、その辺についてはもうちょっと考えたほうがよかったのかなということで今思っております。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第１１番（太田伸子君）　あのときにたしか事業されるときには、ぜひもう一度説明をくださいと言ったと思ったんですけれども、いつの間にか事業がされていたというところ、私はちょっと今びっくりしております。

それと、先ほど観光割引クーポンについてお伺いいたしました。３，０００万の予算をつけた。そのときは１２月の１７日が定例会の最終日でしたので、私たちは３，０００万認めております。それで１２月の１８日の観光局の理事会において、この説明がなされています。その中では３，０００万で割引クーポン券――観光事業の割引クーポン券。それから宿泊割クーポンの事業費から４５０万を振り替えて事業費に充てるというふうになっています。この宿泊割のクーポンを４５０万残されていたというところは、どういうことでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　お答えします。

宿泊割の原資３，５００万円は、以前定例会でもお答えしていますけれども、各宿泊施設の営業の規模または営業期間、実績等に応じて配分いたしました。その１次配分として約３，０００万ほどか配っておいて、次の配分が必要になったとき、２次配分というんでしょうかね、それ用に４５０万円を留保していたというのが理由であります。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問がありませんか。太田議員。

第１１番（太田伸子君）　ちょっと説明、私の理解とは違いますが。それでは課長にお伺いしますが、３，０００万円のこの宿泊割、８月につけたときの分は一応配られたということですか。１万泊分だと思うんです、３，０００万円で３，０００円の宿泊割、白馬割というものを配られた場合、村内の宿泊事業者には１万泊分は配り終えていたということでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　白馬宿泊割につきましては、枠を配分しておりました。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第１１番（太田伸子君）　枠を配分するという今、どういうことですか。事業者の規模によって枠をつくったということでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　まず、こういう宿泊割をやりますというようなお知らせをして、それに参加する事業者を募集いたしました。そこには営業のこれまでの実績、それから施設の規模、それから夏、秋、冬に向けた営業の計画なんかを記載させていただきました。それに応じて施設ごとに違うんですけども、枠を配分したというところであります。

枠を配分しておいて、それを使った後に、利用後にそれを精算するというような形になっております。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第１１番（太田伸子君）　今回この事業が今、コロナが白馬のほうで蔓延したというところで事業ができていないんですけれども。１２月のときには観光事業者の皆さんが白馬の宿泊割では足りないので、ぜひもう一度このような事業をしてほしいという要望があったから、今度は索道事業者と協働したような割引クーポンを行ないたいというところで、私は説明を受けて３，０００万を認めた。

そのとき事業費は要らないのかと聞いたとき、３，０００万しかついていませんでしたので、そのときはアクティビティクーポンの事業をやった残りがあるからとか、宿泊割とか、そのときは二転三転の説明があったんですけれども、そのような説明があったんですけれども、じゃ、この宿泊割の白馬割、一番初めのほうですね、３，０００円の宿泊者に配ったこのクーポンが、まだまだ足りないという事業者からの要望があったにもかかわらず４５０万が次の事業費に充てられる、これ１，５００泊分ですよ。どうしてここで、こんなに余ってくるんですか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　１２月時点の説明なんですけども、リフト券つき宿泊割クーポンという、今私申し上げた２回目の３，０００万円なんですけども、同じ割引クーポン事業として使うということは特に間違った方法ではなかったかなというふうに私は感じます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第１１番（太田伸子君）　ここに１２月の補正予算のがあるんですけど、説明では１０月７日に要望があり、ＧｏＴｏトラベルが終わったときに、ぜひ平日の誘客のために使いたいというふうにおっしゃっておられます。別にそれをどうこう言うのではないんですが、私が言うのは、その前の３，０００万、８月のときにつけた分がどうしてこの宿泊割が残ってくるのかというところです。

村内の宿泊事業者の皆さんは、もっとあれば、うちには２０枚しか来なかったとかいろいろ規模によってだったので、少なかったというところ、それから自分たちのお客様に使えるのを模索されているという事業者の皆さんのお声を聞いています。その辺のところで、どうしてこの観光局の理事会のところには、宿泊割クーポン事業費から４５０万が振り替えられたのかというところをお伺いしてみます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　お答えします。

宿泊割、それからリフト券つき宿泊クーポンか。目的とすれば、観光事業者の支援、そのための観光割引クーポン発行になります。ということで、それぞれお認め頂いたというふうに私は認識しております。

その利用の仕方で４５０万円が、白馬宿泊割分の配分残が一部あったとします。それを次の施策であるリフト券つき宿泊割プラン、そちらのほうで有効に活用するということは間違ってはいないと思うんです。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第１１番（太田伸子君）　ここで押し問答していても時間がたつばかりなので、一個申し上げておきたいのは、宿泊割クーポンをやるからといって３，０００万の予算をつけたにもかかわらず、そのお金が残ったからといって次に流用するというのは、私は許されることなのかなというふうにちょっと意見を申し上げたいと思います。

時間が村長の答弁、ご説明が親切で長かったので、次に行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

令和３年度当初予算についてです。

各課枠配分方式で予算を編成する方針と伺っています。新型コロナウイルス感染症対策により、執行できなかった、また行なうべきではなかった事業などの見直しなどどのように意識して編成されたのか伺います。

２番目に、新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種も始まることから、村の予算、人員配置のお考えを伺います。

３番目に、厳しい財政は承知しておりますが、村民に直結する事業は削減することは大変厳しいと思っています。各課、工夫をこらしていることは感じていますが、村長も大きな決断をもって財政を立て直すお考えはないか伺います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　２点目の令和３年度の当初予算について、３項目質問を頂いておりますので答弁をさせていただきますが。

１点目の新型コロナによる事業の見直しなどどのように意識をして新年度予算編成をしたかについて、お答えをいたします。

予算編成に当たっては、基本の方針として、新型コロナウイルス感染症の対策を継続し、その感染症が村民生活や地域の経済に与える影響を可能な限り抑えることを意識をして、事業の選択においては、これまで以上に行政が行なうべき事業なのか、コロナ禍で行なうべき事業なのか、事業効果が上がっているものなのかという視点を重視をしながら予算編成に取り組みをいたしました。

令和３年度は、特に新型コロナウイルス感染症対策の経済対策に最優先で取り組まなければなりません。このため新型コロナウイルス感染症対策等の財源確保のため、令和３年度に予定をしている事業であっても、令和４年度以降において実施可能な事務事業を極力延期をすることといたしました。

令和３年度における枠配分方式は、令和２年度当初予算に対して９７％、マイナス３％を乗じた額を要求限度額として設定をいたしました。各種施策の優先順位につきましては事業を執行している担当課が一番把握しておりますので、その課が主体性と自立性を発揮して事業の取捨選択を行ない、経費削減に努めた予算要求をしてまいりました。

その後に総務課予算査定及び各課予算調整会議、理事者予算査定を経て、今議会に提出をさせて

いただきました令和３年度当初予算案となりましたが、もちろん各課が自主的に事務事業を延期、中止しただけでなく、査定の段階で削減をしたものもあります。「ざっくりわかる白馬村の予算」を見ていただければわかりますが、令和３年度は主な経費がのっていない、予算ゼロだけども創意工夫を凝らして進めていくという事業も幾つかあります。

新型コロナウイルス感染症収束後も個性豊かで将来性のある村づくりのため、全職員が一丸となって英知を結集をし、村の行財政運営に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

２点目の新型コロナウイルスワクチン接種に関し、予算、人員配置について質問を頂戴しておりますが、昨日の田中麻乃議員の一般質問でも答弁をさせていただいておりますので重複する部分も多いと思いますが、ご了承を頂ければと存じます。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、ファイザー社製のワクチンを使い、現在、医療従事者に対する先行接種が始まっております。

新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法の臨時予防接種に位置づけられ、１６歳以上の住民を対象とし、市町村が接種を行なうものですが、期間は令和３年の２月１７日から令和４年２月２８日までとされています。

ワクチン接種は、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、対象者を４段階に分け、最初は医療従事者、次に高齢者、続いて基礎疾患等を有する者や高齢者施設等の従事者など、その後、それ以外の方というような順に実施をしていきます。

主な体制整備計画といたしましては、ワクチン接種に関する相談や予約の受付等を行なうコールセンターを会計年度職員２名を雇用し、３月中旬に開設する予定であります。

また、現在、使用しております健康管理システムの改修や予約システムの導入準備、接種券や案内通知の作成準備も進めており、３月下旬頃には高齢者に対して案内通知や接種券の郵送を開始をし、４月から接種が開始できるようにしたいと考えております。

具体的な実施方法といたしましては、村内の医療機関による個別接種と集団接種を併用して実施をしてまいります。

ワクチンの接種体制整備に関わる村の予算措置といたしましては、令和２年度予算では、２月の臨時議会の補正予算で承認を頂いた１，４９０万６，０００円と、令和３年度分といたしましては、当初予算に２，１５６万９，０００円を計上しております。このほか、医療機関で行なう個別接種の委託料、集団接種に派遣を依頼する医師や看護師の報酬等として２，４１３万６，０００円を見込んでおります。

なお、これらワクチン接種に関わる費用につきましては、全て国が負担することとなっておりますので、最終的には村の負担はありません。

最後に、大きな決断をもって財政を立て直す考えはないかについてお答えをいたします。

地方分権が進展をしていく中において、地方自治体は、自己決定と自己責任の下、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進をしていくことが求められております。

また、少子・高齢化の進行などによる社会環境の変化や多様化・高度化する住民ニーズに適切かつ柔軟に対応していくためには、これまで以上に効率的・効果的な行政運営を行なっていくことが必要であり、私はこれまでも村民の視点に立った村政運営に努めてまいりました。

本年の予算編成の方針については、事業の効率化など総合的な観点から精査するよう指示をし、村が真に担うべき事業をしっかり選択をして、限られた財政をこれらに集中していく方針に基づき予算編成作業を進めてまいったところであります。

その一方で、財政調整基金の確保や経常収支比率及び実質公債費比率の改善などを視野に入れた財政計画も考慮しなければならないことも事実であります。

太田伸子議員のおっしゃる財政の立て直しといった厳しい財政状況の点については、ご指摘のとおりでありますが、これまでも財政調整基金の確保やふるさと白馬村を応援する基金の活用などにより、厳しい中でも事業の取捨選択を行なうなど、常に中期的な展望を視野に入れた財政計画と事業執行について指示するとともに取り組んでまいりました。

今般のコロナ禍における歳入の減少からも鑑みますと、社会経済情勢の回復には時間を要することも考えられることから、大型事業などの先送りについても直接指示をしております。議員の大きな決断は何を指しているか分かりませんが、住民の信頼感と安定感を確保するとともに、財政運営の効率化を進め、これまで以上に財政の健全化、安定化に努める所存であります。

太田伸子議員の２つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含め、あと１３分です。質問はありませんか。太田議員。

第１１番（太田伸子君）　まず、いろんなことをお聞きしたかったんですけれども、まず村長のお言葉の中から、コロナの感染を防ぐことが村の最重要課題。私は、それはもちろんでありますし、村民の皆さんが安心してこの村の生活、営めるためには、ワクチンの接種というものが多く期待されていると思います。

それで、先ほどコールセンターに２名を配置して対応される。コロナワクチンが摂取できるような体制を取っていきたいというふうにおっしゃっておられました。それで、このワクチンの接種というものが４月頃から始まって、７月、８月ぐらいまでに終わればとてもいいんじゃないかなというふうに思っているところでありますが、健康福祉課の皆さんが中心となって行なわれると思います。

健康福祉課の皆さんの人員配置はそのままであって、コールセンターが２名増えるというだけでは、私は、健康福祉課の皆さんは常に村民の皆様の健診やらその辺の手厚い施策もしていただいています。

そこで、この前半にコロナによってできなくなる事業などで、各課で手の空いてくる方たちなどで対策チームみたいなものを、この接種に対しての対策チームなどを立ち上げるというふうなお考えはないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君）　確かに、国家的というか、全市町村ともワクチンのこの事業については大変な、令和３年度の一大事業であるということは認識しております。

今、鋭意、健康福祉課の係長等が中心になって準備を進めているところはもちろん承知しております。

実際、そのワクチン接種の準備という段階の中で、もし人員が足りなければそこは柔軟にもちろん対応していきたいというふうに考えています。

ただ、ほかの業務、課の業務につきましても、会計年度職員の見直し等で今、鋭意配置については考えているところでありますので、一概に人が余るということはないというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。太田議員。

第１１番（太田伸子君）　人が余るという言い方はちょっと語弊があったかもしれませんけれども、少しでも重要なところに半年なら半年、私はかけてもいいのではないかと思いますので、柔軟にお願いしていきたいと思います。

時間がないので、先日も、今、定例会の１日目の後ですけれども、もう予算委員会立ち上がりました。予算委員会の委員長を拝命いたしましたので、これからしっかりと３年度の予算の審議に入っていきたいと思っています。

それで、１日目は概要をお伺いしたりして、委員会始まっています。明日から、また始まるんですけれども、その中で、同僚議員の中から、コロナが大変なんですけれども、コロナでやはり村の財政も厳しくなってきた。このコロナをよいきっかけにして、これまでの悪しきというか、何となく前例に従ってやってきた、前例を踏襲した予算というものを、予算編成を見直して、村の財政を立て直すということをしていかなければならいのではないか。先日、大糸タイムスにも載りましたが、今混乱している池田町のように、村が崩壊しかねないような事態になったときに、私たち議会の責任も問われることになるというふうにおっしゃっています。

やはり、そこは私たちも村の予算に対して審議をさせていただき、認めて、皆さんが執行していただいているというところで、なるほどそこはしっかりと私たちも言うべきところは言わなければいけないのかなというふうに思っています。

それで、今回の当初予算についてでありますが、観光局の負担金として４，９００万がついています。また、観光局のことか、観光のことかとおっしゃいますが、１６期の決算書を見させていただいたときに、現金が８，９００万、それから宿泊増進事業準備金として４００万、そういうふうに資

産があります。それで、今回白馬の中でコロナ禍があり、財政が逼迫しているこの１年は別にこの４，９００万、まだ審議して、審査していないのでどういう内訳か分かりませんけれども、大体が観光局の皆様の報酬とかのお金だと思うんですけれども、今年、来年ぐらいは予算をつけなくてもいいんじゃないかなというふうに私は思っているのですが、その辺のところ、どのようにお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君）　議員さん、いつもおっしゃっていること、重々承知しておりますので、まず先ほどの関連もありますが、事業のある程度の同じ趣旨での流用は、私はいいかと思うんですが、それでも議会に認められた予算の趣旨に沿って支出をするということはしっかり守らせる。残れば清算をさせる。それはやっていきたいというふうに考えています。

プラス、次１８期になりますか。その予算づけにつきましては、うちとしても観光局の剰余金はしっかり活用しろという指示を出しております。ただ、うちの負担金をゼロにすると１年で終わるぐらいの規模でありますので、そこは段階的な取崩しというところでご理解をいただきたい。

あと、今年の４，９００万余りについては、また予算特別委員会の中でぜひお認めいただくよう、説明を尽くしてまいりたいと思います。

全体的に、うちのほうもかなりの予算要求ベースからは削りました。そうした中で、どういった点を見直したかは各課長に指示をしておりますので、ぜひ予算特別委員会の中でご審議いただければと思います。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第１１番（太田伸子君）　すぐ観光局というふうにおっしゃられると思いますが、別に観光局だけを目の敵にしているのでもありませんし、ただ、この観光局の負担金に関しては、私たち議員になって何回もこのいろんな話をしてきて、どんどん抑えられてきているというのは分かります。

ただ、いつも全然減っていないところがあります。それは、観光局の職員の皆さんの報酬がほとんどこの負担金の中で見ているというところです。だから、その辺のところをまた、今ここにいる議員もどういうふうに感じるのか。そういうところはまた、審査の中で考えて、意見も出てくると思います。

私は委員長ですので、その場では発言できないと思いましたので、ここであえて言わせていただきました。

私は、観光局の事業に関して議会が口出すものではないというふうに思っています。

ただ、今年の観光局は、今年度というか今までの観光局の事業に関しては、やはりどうしてもインバウンドのことがあるのではないかなというふうに思っています。

先ほどの割引クーポンにしても、結局は索道事業者の皆さんのほうへシフトしているような感じがします。

ただ、県のレベルが下がった時点で、県の観光部は２月１９日からもう県民割の負担として５，０００円、３，０００円の宿の負担をします。それから、登録していただいて出していただければ、県内のスキー場にリフト券の半額を補助するという施策をもう打ち出しています。

観光局からいまだに何も出てこないというのは、観光局の事業、何をしましたかって必ず聞くとＦＷ、今年はＱです、国内の。それを行なって海外に発信しました。海外に発信しても、今お客様は来ません。

だから、海外に発信してというけれども、もちろん今まで観光局の皆さんがインバウンドをされてきて、ここまで白馬村がインバウンドに頼ってきた村というふうに、私は観光局の事業に対しての成果はとても大きいと思っています。

そこで、もう今ここに、これだけの外国人の事業者の皆さんが増え、外国からお客様を呼ぶのはこの事業者の皆さんがやってくれています。観光局のやるインバウンドというのは、もう事業として私は役目は終わったのかな、白馬村のインバウンドとしての観光局の使命はもう終わっているのではないかというふうに思っています。

ぜひ、観光局の皆さんは、国内に向けた、それから村の底辺の宿に対しての手を差し伸べるような事業をしていっていただきたいなと思っています。

外国人の事業者の皆さんは、ＨＩＢＡの会とかいろんなことを立ち上げられ、また海外にも、自分のお国のほうにも発信していただいていますし、今回まだコロナで外国の皆さんが来れないならば、その辺のところはぜひ観光局としての事業としての見直しをお願いしていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

時間がありませんので、先ほどから新型コロナウイルス感染症はワクチン接種が全国に行き渡ると終息への兆しが見えてくるかと思いますが、感染防止策として、白馬村の観光再生にはまだまだ時間を要する課題であります。

昨年の４月９日に、感染の終息を見極めつつ、適切な時期に適切な量で、適切な施策を打つと力強く発した村長メッセージを確実に実行していただき、コロナに打ち勝つ白馬村に導くために、強いリーダーシップと豊富な政治手腕を発揮されますことを大いに期待しております。

この任期の最後の一般質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君）　質問時間が終了しましたので、第１１番太田伸子議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから、午後１時まで休憩といたします。

休憩　午後　０時０９分

再開　午後　１時００分

議長（北澤禎二郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

第１番太谷修助議員の一般質問を許します。第１番太谷修助議員。

第１番（太谷修助君）　最後の議員の一般質問に入ります。

１１回一般質問のチャンスがありまして、１０回ここの席に立たしていただいてるんですが、今まで大した質問をしてこなかったもんですから、また今日も似たようなもんで、同僚議員から最後だから早く終わらせろって言われてますんで、なるべくスピーディーにやりたいと思いますんで、よろしくお願いします。

今日は、私、２つの質問をさしていただく、まず、第１番です。

新型コロナ禍収束後の村の基本方針について。

全国的に新規感染者数が減少傾向にあり、県内、村内も落ち着きを取り戻しつつあります。精神的にもほっとしてるとこではありますが、第４波も予想されるという専門家の話もあり、引き続き気を引き締めつつ、今後の対応をしていかなければなりません。ワクチン接種をすることで一つの区切りがつくのではないかと考えられるんですが、変異種も数多く見られるようで、気を許すわけにはまいりません。

発生から１年５か月、世界中が大混乱に巻き込まれ、医療の逼迫も喫緊の課題ですが、それ以上に経済の打撃は計り知れないものがあります。２月１７日には商工会主催の白馬の現状を訴える緊急懇談会が開かれ、索道をはじめ、宿泊業、飲食業、関連するもろもろの事業者からの悲痛の叫びが聞こえてきました。特に１２月に入って、ＧｏＴｏキャンペーンの中止により、上向き始めた村の景気は、一変して奈落の底に突き落とされました。国の施策であったＧｏＴｏトラベル、ＧｏＴｏイート、ＧｏＴｏ商店街と全てが取りやめになり大打撃です。政府もできるだけの支援はしてくれているのですが、全ての人たちに手厚い支援が行き届いてるわけではありません。自助努力にも限界もあり、このまま行けば倒産・廃業は避けられないのではないでしょうか。

そこで、これらを踏まえ、今後、村の基本方針としての考えをお聞きしたいと思います。

１、税収等の落ち込みが予想される中、財源確保については。

２、借入返済が迫る中、経済活動の維持継続の手だては。

３、環境保護をうたいながら、ゼロカーボンシティの宣言やＳＤＧｓ目標をクリアすることが、財源不足の中、果たしてできるのか。

以上、お伺いします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　太谷修助議員から、新型コロナ禍収束後の村の基本方針について３項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、税収等の落ち込みに対する財源確保についてでありますが、議員がおっしゃるとおり、税収につきましては、新型コロナウイルス感染症による経済への影響等を踏まえ、どの税目も減額を見込んでいるところでありますが、特に固定資産税は事業用家屋及び償却資産に対する特例措置により、昨年度、当初予算比で２億３００万円の最も大きな減額となる見込みで、村税全体では２億

３，８００万円余りの減額を見込むものであります。

そのうち、固定資産税の特例措置による減額分につきましては、全額国費で補填されますことから、新型コロナウイルス感染対策地方税減収補填特別交付金に１億９，６００万円余りを見込んでおります。

財源の確保で重要であると考えているのは、ふるさと納税です。常に白馬村の地場産業に目を向けて、寄附者のニーズで合った返礼品を増やした結果、令和２年度一般会計補正予算（第７号）の時点で３億９，０００万円の収入を見込んでおり、昨年度末と比較して６，５００万円の増額となっています。このふるさと納税の需要は各自治体ともますます増しておりますし、今後もより一層ＰＲ活動を重視をし、全国の方に白馬村の魅力を感じていただき、寄附していただけるよう努力してまいりたいと考えます。

また、白馬クロスカントリー競技場の圧雪車やウイング２１の除雪機の売却も進めましたし、土地を含めてこのような未利用財産の売払いを行なうことでも、自主財源の増加に図りたいと考えております。

特定財源においても国や県の動向に注視をし、今まで以上に補助金等の確保に努めてまいりたいと考えておりますし、地方債の発行につきましては、抑制を貴重とするものの財源とせざるを得ない場合は、地方交付税措置のある有利なものを活用できるように、庁内で情報を共有をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

２点目の、借入返済が迫る中、経済活動の維持継続の手だてはとの質問についてお答えをいたします。

村内の中小企業及び小規模事業者を取り巻く経営状況については、冬季シーズンの入込客数の大幅な減少により、資金繰りを経営課題とする事業者数が大幅に増加しているものと推察をしております。

現に、今年度１月末現在の長野県制度資金融資及びマル経融資の取扱件数だけを見ても、あっせん件数は１０９件、融資総額は１６億９，３１０万円に上り、昨年度同じ時期の４７件、３億３，９２２万円を大幅に上回っています。これに制度資金等融資以外の民間対応資金の融資実績を合わせれば、過去最高水準規模の資金需要が発生しているものと思われます。

こうした状況を踏まえて、本村では中小事業者の利子補給金制度の補充を図り、管内の事業者の資金繰り支援を行なってまいりました。

コロナ禍の経済活動縮小の影響が長期化しているため、先手を打って資金調達を行なった事業者の中には、据置期間の満了で返済負担が増加する、あるいは、新たな資金調達が必要となっている状況があることも承知をしております。

本村としては、引き続き村内金融機関や商工会との連携を密にし、事業者ニーズを踏まえた必要な施策の検討と、県をはじめとした関係各所へ管内事業者の経営状況の共有、そして、支援策の要

望を行なってまいります。

最後に、ゼロカーボンシティ宣言やＳＤＧｓの目標を財源不足の中クリアすることができるのかについてお答えをいたします。

気候非常事態宣言やゼロカーボンシティ宣言の具体的な行動計画につきましては、本年度、再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会設立準備会を設立をし、現在、再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会の開催に向け準備を進めているところであります。

長野県コロナウイルス感染症警戒レベルの引上げにより、第１回の開催が延期をされておりますが、この協議会の中で来年度、具体的な行動計画が策定をされる予定です。

ここで策定される目標や行動計画は、行政だけが行動するのではなく、事業者や村民が一緒に行動をしていく内容になる予定となっております。

ＳＤＧｓに関しましては、予算をかけなくてもできることはたくさんあると考えます。まずは、ＳＤＧｓを意識することからスタートをすることが大事と考え、この第５次総合計画後期計画も、その観点から策定をしているところであります。

何の事業に対して財源不足とおっしゃっているか分かりませんが、当然のことではありますけども、財政状況と照らし合わせながら、必要な事業については取捨選択をする中で、限られた予算を有効に活用できるよう事業を実施をしていきたいと考えております。

太谷修助議員の新型コロナ禍収束後の村の基本方針についての答弁とさしていただきます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第１番（太谷修助君）　答弁書が短くて、大変うれしく思います。

先日の予算編成の基本方針としての予算の概要を、先日、予算委員会の中で説明を受けまして、昨年に続いて枠配分方式ということで、とても、前年度の踏襲を極力抑えて３％抑えてっていうようなことで、非常に前向きな形で行政のほうは頑張ってるっていうのは、私も正直認めます。

そして、先ほど村長がおっしゃったように、やっぱり固定資産税の大きな減収っていうのも響いてきますので、そういったものをいろいろなもので組み合わせて予算をつくっていくんだと思ってますし、また、そうしてほしいと思います。

それで、年度途中での補正っていうのは、災害発生だとか、それから、法律が変わるとか、特別な何かがない限りは補正は行なわないという姿勢が感じ取れてるというのは、私はとてもいいことだなと思ってるんです。

そこで、一つお聞きしたいんですが、災害がまた新たに、神城断層地震のようなことが突発的に、もしこのぎりぎりの予算の中で出た場合の対応の仕方を、村長、教えていただけますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　災害が発生したときの予算措置というところでございますけども、当然のことながら原計予算の中では対応できないというふうになりますので、先ほどの太谷議員の

説明にもありましたとおり、総計予算主義ではありながら、災害等突発的なものがあったときには、補正予算、場合によっては専決というようなことを考えなければならないというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第１番（太谷修助君）　６年前の神城断層地震のときもそうだったと思うんですけど、激甚災害に指定されたら、３年間ぐらいの間に対応すればいいというような、ちょっと私の素人的な考えで申し訳ないんですが、その辺りをちょっと教えていただけますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　災害復旧に関しましては、激甚等関係なく、基本的には３年間で実施をするということで事業が組まれる。ただ、当然事業の規模によって終わらないようなものがあるとは思いますので、その場合には、国の予算の手続等を経て、場合によっては繰越しをしながら、さらに年度を追加するということもあろうかというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第１番（太谷修助君）　そんな特別な災害なんか起きないことは望んでるんですけれども、今回の新型コロナ禍っていうのは、もうとんでもなく、いつまで続くか分からないというような状況の中で、もう一つお聞きします。新型コロナウイルスがこのまんまもし収束しないという状態があと１年とか２年続く状態になったときの予算というのは、どういうふうに組み込んでくか教えていただけますか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　まず、国の考える地方財政計画の中で、地方交付税として国が交付税、いわゆる地方に地方交付税として出す特別会計というものがありますので、それは法定交付税の中での収入を、いわゆる市町村の財政計画、いわゆる地財、地方財政計画に充てるという考えですので、この辺が示されないと、私どももちょっと何とも方針が見えないというところが正直なところではございます。

先ほど村長の答弁にもございましたとおり、令和３年度については、特例措置として固定資産税の減収分にかかる財政措置というのがなされているというのは、これは国のほうの制度で決まっておりますが、これが、じゃあ、来年がどうなるのかという部分については、またこの状況を見極めながら国の経済財政諮問会議等で図られることだと思いますので、現時点でどうなるのかというところについては、ちょっとお答えができないという状況でありますので、その点はご理解いただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第１番（太谷修助君）　そうですね。予想ができないことがどんどん続いてくると村も困るわけで、それに対応する国の制度とか、いろいろなものを使ってやってかなきゃいけないというふうに思うんですが、先ほど村長の答弁の中に、ふるさと納税が幸い白馬村はそういうファンの皆様がいらっしゃって、返礼品の質の高い、そういったものの問題もあると思うんですけれども、やっぱり３億９，０００万ものふるさと納税をしていただけるっていうのは、とてもありがたいことで、ただ、財政調整基金と一緒で、やっぱりきちんと、何でもかんでもここに財源があるから、ほれ、これだあれだっていうんじゃなくて、ある程度きちんと詰めて、これはもう最悪のときにしか使えないものだっていうくらいの考え方を、やっぱり危機感を持ってやってっていただけたら、とてもうれしいというふうに一般の人たちみんな思ってると思うんですね。それはなるべくいろんなことに、サービスや何かが質の落ちない程度にやりながらっていうことですが、例えば、大変かじ取りは難しいと思うんですけれども、ぜひそういうことでやっていってっていただければと思います。

３年度に計画した事業の中でも、もう４年以降に先送りできるものは極力っていうような、こういう考え方もとても大事ですし、今、緊急事態という状態ですので、そこはぜひ行政の皆さんも、村民の皆さんの考えてる考え方に沿ってやってっていただければ大変ありがたいと思っております。

それでは、２番のあれに移りますね。

借入金を返済する中、経済活動の維持管理を、維持継続をどうするにっていうことで、先ほど村長のほうからは、県や何かのいろいろな制度資金だとか、中小企業の融資、利子の補給だとか、それから、信用保証協会の補給ですか。負担事業あると思うんですが、こういったものでカバーするというようなお話をされて、現在も元金の返済にもう回ってる方もいるし、昨年度、例えば金融機関から、まあ信用保証協会なんかから使ってお借りした方たちは、今度２度目にやろうと思ったら、なかなか借入れが難しい状態になってると思うんですね。既にちょっと難しいっていうお話もちらっと聞いたりするんで、そういう問題はいずれは出てくるだろうということで、昨年の一般質問の中でもちょっとさしていただいたんですが、それは、今、村がやってることは、県のそういうお金を使ったりしてあれなんですけど、村独自で何かやるっていうことは考えていませんでしょうか。非常に財政が厳しい中なんですが、そういうお考えはないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　お答えします。

事業者の資金繰り支援という点でお答えさせていただきますと、先ほど村長答弁にありましたとおり、県の制度資金またはマル経資金を借り入れた方の２年分全ての利子を補給するという、これは村独自の支援策として実施しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第１番（太谷修助君）　すいません。太田課長、ちょっとマスクをされているので、ちょっと今、私

も耳が遠いかもしれません。もう一回、すいません、お答えいただけますか。

観光課長（太田雄介君）　事業者の資金繰り支援という点からお答えさせていただきますと、先ほど村長の答弁にありましたとおり、村独自の支援策としまして、事業者が県の制度資金であったり、中小企業、マル経資金を借り入れた場合、２４か月分、２年分ですね。利子を全額補給するというものを昨年２月から実施しております。これは地方創生推進交付金か。コロナ対応のものを充当しつつ、そういう制度を独自に行なってるというふうにお答えしました。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第１番（太谷修助君）　そうですね。２年そういうように対応していただけるような、僅かでも村の中、独自の体制が取れれば、村民の皆さんもある程度理解していただけるんではないかなというふうに思ってます。

先ほど村長がお話した中にも件数のこととか金額のことも出てて、大体私どもそんな数字あれしてるんですが、ただ、商工会なんかを通しての借入れをされてる方もそうですが、それ以外に直接金融機関だとかっていうとこからお借りしてる方たちの数字がちょっと見えないんで、それは掛ける２くらいでの数字になるんじゃないかなというふうにちょっと心配してるんですが、いずれにしてもコロナが早く収束してもらわなきゃいけないと思ってます。

それで、そういう中で、ＧｏＴｏがある程度うまくいってたのに、１２月辺りのとこからコロナが出てきて、ストップしてしまったっていうことも、皆さん事業者の方たちはみんな大変ショック受けてるんですが、私もそういう立場で言っていいのかどうか分かりませんが、ＧｏＴｏが早く再開することを、最大のコロナ対策をしながらお客さんに来ていただきたいっていう姿勢を、この村の中から発信できる仕組みを観光課のほうでも何か考えているか、ちょっとそこだけお答えいただけますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君）　恐らく村内の事業者全ての方がＧｏＴｏ再開を、長期再開を期待しているところだと思います。ただ、なかなかまだ１都３県でしたっけ、関東方面の緊急事態宣言が解除されるそれが２週間延期になったというような状況、それから、年度末年始にかけて感染状況、感染広がりが危惧されるという中では、すぐに昨年秋のような状態でＧｏＴｏが再開されるのかっていうのは不透明な部分がありますので、村として、また県として身近な近県を含めた県内、身近な内需というものに焦点を当てて、そこでこれまでちょっと動いてたんですけれども、夏と冬に頼らない通年型観光、それに向けて取組を進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第１番（太谷修助君）　そうですね。一日でも早いＧｏＴｏの再開、それから、白馬割とか県民割とかいろいろなものを組み合わせて、業者、私どもも含めたスキー産業に携わってる人だけではなく

て、この村の全ての経済が回ってくような方法につないでいっていただければ、とてもありがたいなと思ってます。ぜひ私どもも期待してますし、村もそういう体制でやりたいっていうことですので、ぜひぜひよろしくお願いいたします。

それでは、３番目の項目に移りたいと思います。

環境保護をうたいながらゼロカーボンシティ宣言やＳＤＧｓ目標をクリアすることが、財政不足の中、果たしてどこまでできるのかっていうことに対して、村長のほうからの答弁も大体お図りいただいてるんですが、ＳＤＧｓについては、先ほど村長の答弁にありましたように、何もお金かけなくてもできることはたくさんありまして、今回は私もそこをちょっと使わしていただきたいんですが、先ほど同僚議員なんかも少子化問題のことだとかっていうようなお話で、村の人口がどんどん減ってて、移住者を受け入れるしか、今、体制がないみたいなお話もあったりするんですが、私は、ＳＤＧｓの１７の開発目標と、それから、１６９のターゲットっていうものの中には、細かくあれしてきましたら、先ほど村長が言ったように、お金をかけなんでもできること、少子化のことに関しては、子供さんが生まれてこなければなかなか人口も増えないんですが、この村で生まれ育った子供たち、まあこの村に限らず、ここへ移住された方たちも含めて、ここで白馬っていうものを理解して生活をしてきて生まれた子供たちが、また自分の生まれたふるさとに戻ってきたいなと思わせるような、何ていうんですか、自然環境を保全、保護するとか、それから、私どもの年代でいいましたら、兎追いしかの山、それから、小鮒釣りしかの川じゃないですけど、ふるさとというものに非常に愛着を持ってて、自分の生まれ育ったとこに錦を飾らなくても、帰ってきたいという気持ちになるような学校での教育っていうんですかね。地域が昔は子供を育てるっていうように言ったと私は思って、そういう中で生活を私どもはしてきたつもりです。今、白馬村の子供たちも、学校の中ではいろいろなものを、地域の人たちの交流を深めたり、それから、この前の計画の中、平成３年度の計画の中に、放課後子どもプラン事業なんていう非常にすばらしいものが出来上がってますので、そういうとこに地域のお年寄りなんかが交流を深めて、この村の生い立ち、歴史、風土、習慣、生活様式、もろもろのことを、昔はこうだったんだよ、今はこうだけど昔はこうだったんだよねっていうとか、文化とか、そういったものを全部子供たちに教えてあげられるような、子供たちのふれあいっていうんですかね。そういうものをもってして、子供たちが将来大学のとか、仕事とかでもいいんですが、外に出てった人たちがふるさとへまた帰ってきて住んでくれるというような仕組みを、私は、そのＳＤＧｓの何も、何ですか、気候変動のことだけではなくて、そういったもろもろの細かい小さなことがＳＤＧｓにつながっていくんだっていうことを、私はとても大事にしたいなというふうに思っております。

ちょっと突然であれして申し訳ない。教育長、その辺りはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君）　子供たちには、現在のところ副読本を一応作成して、子供たちの学習のために、

村の文化財、あと資産と、白馬村にあるものをそこへ載せてく、現在やってます標本もそうですけれども、まだまだある程度このような形の中で副読本を作成し、学校で取り扱っていったらどうかということで現在考えております。

子ども教室については、生涯学習と合わせた中で、元気なお年寄りがたくさんいますんで、その方から、今のところ週２回でありますけれども、何かこんないい方法があるかどうか、そこらを含めた中で３年度やっていきたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第１番（太谷修助君）　そうですね。今、教育長言っていただいたように、地域の方たちが交代交代でもいいし、それからボランティアでも、あるいは、このことで名乗りあげて、ぼけ防止のために俺もぜひ子供たちと接していきたいなというふうな方がいたら、ぜひ前向きにそういう方たちもメンバーに加えていただいて、やってっていただければいいかなと思ってます。

それで、ＳＤＧｓに関してのことで言えば、小水力発電がまた予算がついて、いろいろ皆さんが真剣にお考えいただいたということ、これはとてもありがたいことで、えらい大きな金額をかけずして、ある資源を活用するっていうこと、私もこれも大事なことで、同僚議員も近くのソーラーパネルの設置が昨年ですか、されたとこへ行ってみましたら、今年の大雪でソーラーパネルがみんな曲がってしまったりとか、高さがありませんので上に乗った雪が下へおって、全然その機能を果たしてないというような、そういう環境的な、あるいは、見苦しさみたいのもあると思うんですが、そういうものよりも、とりあえず今、手につけられるこれからの将来の自然環境や、何ていうんですか、風景を壊さないというような意味でも、小水力発電というのは、とても私、大事なエネルギーの開発につながってくと思います。今、幸いここには、酒井課長なんか非常にそういうこと詳しくて、これからどうなさるかちょっと分かりませんけども、ぜひ持ってるノウハウを村の中のエネルギー開発に残りの人生かけていただいたら、とてもいいんじゃないかと思うんですが、ちょっとその辺りあれがありましたら、お話いただけますか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君）　通告なく突然振られましてびっくりしてますが、小水力発電の研究会のほうのチームリーダーということで携わってきたということでお答えさしていただきますが、今回も農政課のほうの補助事業を使いながら、少しでも自然エネルギーができたらいいかということで、私も側面のほうではお手伝いをさしていただいたという経過がありますので、来年から事業本格化になりますが、何らかの形で私も、まして私の地元の地区でございますので、地域の一人としてしっかり、こういったゼロカーボンを目指すような活動につきましては、しっかり協力をしていきたいというふうに考えてるところです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第１番（太谷修助君）　突然で、ありがとうございました。いずれにしても、この自然豊かな村が生き残ってくために、お金をかけずに、まあお金かかるんですが、すぐ莫大なお金をかけなくてもできる仕組みってあると思いますんで、それをみんなで模索しながら、協力し合ってやっていけたらいいと思います。

ＳＤＧｓだけではないんですが、例えば、ＳＤＧｓについて言えば、まず、１７の開発目標があるんですけど、一番今問題になってるのは、コロナで貧困がどんどん増えて、いわゆる３％以下に抑えようと思って、数字を下げようと思ってるのに、逆にどんどん上がってきて、また、この１年間で１億５，０００万くらいの世界の人たちが貧困に苦しむ方向に向いてるそうです。それも特に中所得の国ですか。そういうとこに広がってて、サハラ砂漠以下のアフリカとか、それから、南アジアと言われるカンボジアを含めたあの辺りのとこに、貧困が非常に深刻な状態になってるそうです。私ども日本人はまだそこまでいかなくていいのかななんて勝手に思ってたら、それこそきがついたら、とんでもないことになってるっていうことで、お互いにみんなが助け合って、世界中が幸せな道を選ぶために協力し合うことがとても大事だなというふうに思ってますので、引き続き私どもができることから、無駄なことをやめて、基本の原点に戻ってやっていければいいなって思ってますんで、行政のほうも協力して、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、２つ目の質問、移ります。

公職選挙法改正に伴う選挙の在り方について。

公職選挙法が改正されて、４月の村議会議員選挙から適用されるんですが、メリット、デメリットというののどういうことが考えられるかご答弁いただきたいんですが、本当は村長にご答弁いただきたいと思ったら、村長も二元代表制の当事者の一人でありますので、ここは選挙管理委員長、中西さん、大変突然で申し訳なかったんですが、選挙管理委員長としてお答えいただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。中西選挙管理委員長。

選挙管理委員長（中西滋君）　太谷修助議員から、公職選挙法改正に伴う村議会選挙適用へのメリット、デメリットに関する質問について答弁いたします。

令和２年の公職選挙法改正により、大きく分けて３つの法改正がありました。１つ目として、町村議会議員選挙及び町村長選挙の選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が選挙公営の対象になったこと。２つ目として、町村議会議員の選挙運動用ビラの頒布の解禁。３つ目として、町村議会議員選挙における供託金制度の導入です。

総じて言えば、メリットは、立候補者の費用負担軽減です。デメリットは、村の財政負担増と候補者及び選挙管理事務局の事務量の増加だと考えます。

１つ目の、町村議会議員選挙及び町村長選挙に関わる選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公営については、全国的に地方では議員や首長の成り手が不

足しており、選挙に立候補しようとしても一定の費用がかかることから、選挙費用を公費負担することで立候補を喚起し、機会均等を図ることを目的とされております。

参考に、平成２９年の村議選では、法定の制限費用は約１５８万円、候補者の平均選挙運動費用は約５０万円でしたが、そのうち約２０万円が公営対象となり立候補者の負担が減り、少しでも多くの人が立候補するきっかけになればと考えます。

２つ目のビラ頒布解禁については、経過として、町村長選挙は既に過去から頒布が可能でしたが、平成３１年に市議会議員選挙でも頒布が可能になり、今回、町村議会議員選挙でもビラの頒布が解禁され、上限枚数は１，６００枚です。

そもそも文書図画による選挙運動については、議員の皆様はご存じかと思いますが、掲示できるものとしてポスターや立て看板など、また、頒布できるものとしては郵便はがきやインターネットなどがありますが、いずれにしても公職選挙法にてその種類や大きさ、数量等が厳格に定められています。また、村議選は選挙運動期間が５日間しかないため、今回、ビラ頒布の解禁により、有権者に対して立候補者の政策を訴える手段が増えたことになりますので、一定の効果を期待するものです。

３つ目の、供託金制度の導入ですが、供託金額は１５万円です。

そもそもの制度の概要は、立候補者に選挙前の供託金寄託を義務づけ、一定の得票数に達した場合は供託金を払い戻し、達しなかった場合には没収する制度です。

供託物没収点は、現行法の市議会議員選挙と同様で、白馬村の場合は有効投票数の１０分の１を議席数１２で除した票数です。過去の村議選でいうと、おおむね３０から４０票程度となります。当選の可能性が極めて低い泡沫候補の乱立や、選挙を利用した売名行為を防ぐのが制度の目的とされています。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第１番（太谷修助君）　中西委員長、ありがとうございました。慣れないとこで大変だったと思います。ありがとうございました。

それで、今、中西委員長がお読みいただいたものの中で、やはりメリット、デメリットっていう言葉を私使わしていただいたんですが、やはり議員の成り手不足というのが根底にあるということから発したことが、今回の選挙公営の拡大ということで、３つのものが公費で見てもらうということになって、行政側にしてみたら逆に出費ですから、デメリットなんでしょうかね。そういうことで、デメリットとしては、供託金の導入がなされたというのは今ご説明いただいたとおりなんですが、このご時世に幾ら、国政選挙から始まって供託金制度があるっていうのは、意味は分からんでもないんですが、今、委員長ご説明あったように、泡沫候補が出てきても選挙に名前を借りた売名行為をしても困るっていうことで、今どきそんな人もあまりいないと思うんですが、これも一つのルールだから、仕方がないかなと思います。

私、今回この質問をどうしてしたかっていいますと、今、公職選挙法の中では、立会演説会というのが昭和５８年でしたかね、から禁止になってますよね。でも、私はいつも思うんですが、選挙に出る人の顔が見えないって言って、車に乗って名前を連呼するのはただうるさいというだけで、実際その方がどんな考えをされてる、あるいは、政治的なセンスだとか資質というものがどのくらいあるのか、それから、どういう考えをその人個人がしてる、その人となりも含めて、やはり臨場感あふれるとこで、やはり討論をする、立会演説会でもいいんですが、そういったことで復活してもらえばというように私は常々思っていて、一般の方たちはなかなか人に、この人はこういう人でって言って、どんな考えをしてるかって、なかなか議論するチャンスなんてないと思うんですね。ですから、そこを立会演説会が今、法律で廃止になって駄目になったら、逆にそれに代わる、例えば公開討論会、こういったものを選挙管理委員会主導の下に第三者として立ち上げて、そこに選挙の、いわゆる啓蒙、たくさんの立派な多様性のある人たちがいろいろなとこから出てきてほしいという啓蒙をするという意味では、多分選挙管理委員会も多くの人に声をかけていきたいと思ってると思いますんで、そこを少し柔らかくの感情で、公開討論会っていうようなものが催しできないか、そこをちょっとお聞きしたくて今回の一般質問をしたんですが、ご答弁はどなたでしょうか。すいません。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。中西選挙管理委員長。

選挙管理委員長（中西滋君）　立会演説会について、以前は市町村長と都道府県議会議員等の選挙において開催できたと聞いており、昭和５８年の公職選挙法の改正により廃止された経過があると伺ってます。

廃止後４０年ほど経過していますが、現在のところ立会演説会について再度法制化されていません。現状、法律の範囲内で可能なのは、公職選挙法第１６１条により定められている立候補届出受理後から実施できる選挙運動中の個人演説会です。公職選挙法の範囲内において、第三者でなく立候補者同士が主催して、合同の個人演説会を開催することも可能ですが、個人演説会を合同で行なうことができるということのみであるため、討論会形式では開催できません。

なお、同法１６４条の３第１項により、個人演説会以外の開催は、いかなる名義をもっても禁止されていること、また同条第２項により、候補者以外の者が２人以上の合同演説会を開催することも禁止されています。

議員の提案する公開討論会については、公選法上の政治活動の一種である政談演説会に該当するものと考えられます。政談演説会は、政治活動を行なう団体がその政治活動として政策の普及を図るために行なう演説会のことであるため、村や選挙管理委員会が開催、もしくは開催の指導をすることは法律上できません。

なお、余談ですが、令和３年４月の白馬村における選挙では、同法第２０１条の７に規定される選挙時における政治活動の規制に該当し、参議院補選の告示日４月８日以降は政談演説会等の政治

活動は制限されます。

また、魅力ある政治のための仕組みということですが、村選挙管理委員会が執行する地方選挙は、あくまでも村長や議会議員を選ぶための手段です。選挙管理委員会は、公職選挙法に基づき選挙の適正な管理執行をするための機関であることから、立候補者に違反のない明るい選挙をするよう指導することや、有権者への投票を促すことが責務です。

そのために、村選挙管理委員会では、立候補予定者への説明会や、ホームページにて制度の説明、また大型店舗や保育園などでの有権者へのチラシ配布をはじめとする啓発活動を実施し、より多くの村民の意見が村政に反映されるよう努めています。

また、選挙年齢が１８歳以上に引き下げられたことをきっかけに、白馬高校の３年生を対象に主権者教育を実施しており、少しでも若い世代へ選挙に関心を持ってもらえるよう取組を行なっております。

近年、選挙を執行するたびに投票率が低下している状況ですので、今後も有権者へ投票への啓発活動は継続及び強化していく必要があると考えています。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第１番（太谷修助君）　立会演説会はだめにしても、今の個人演説会というのは選挙の告示をした村議会議員でしたら５日間は制約を受けるけども、その公示日の前に当たる時点では公職選挙法には公開討論は引っかからないと思うんですが、ちょっと私の見解が間違っていたら、総務課長ですか、ちょっと聞いてみます。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田選挙管理委員会書記長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　それでは、選管の書記長としてお答えをさせていただきます。

先ほど委員長も後段で触れましたが、今回の令和３年４月の本村における選挙については、公職選挙法第２０１条７に規定される、選挙時における政治活動の規制に該当し、参議院補選の告示日である４月８日以降は政談演説会等の政治活動は制限されますという、このとおりでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第１番（太谷修助君）　ですので、４月８日前のとこでの公開討論会は、公職選挙法には引っかからないんだと私は調べてきたんですが、そうじゃないんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君）　答弁を求めます。吉田書記長。

参事兼総務課長（吉田久夫君）　先般、選挙管理委員会を開きまして、細かい日程等を詰めているところであります。この場で間違った言い方をしてもいけないので、個別にご相談をいただき、どの日にどういう活動をするのかという内容までお示しをしていただき、そこで判断をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君）　答弁が終わりました。太谷議員。

第１番（太谷修助君）　お立場もありますので、しっかり、私もちょっと勉強不足というところがあって質問しているからいけないんですが、いずれにしても多くの村民の皆さんに、これだけ村がいろいろな問題を抱えてきて、もう地域から選ばれるとかという時代じゃなくて、全村的な中である問題をみんなで議論していい村につくっていかなきゃいけないという意味では、私は多様化で老若男女を含めて、たくさんの方が立候補していただきたいと思っている。そのためには、やはり施策論争というものを含めて議論して、「この人はこういう考えをしているんだ」と、そこがとても私は大事なことで、この村にこれから与えられた使命じゃないかなというふうに思っています。

ですから、せっかく選挙公営の拡大によって、このかかる負担が公費で見ていただいていくわけですから、供託金の問題は別にしても、そういうチャンスがあるときにたくさんの人が出て、やっぱり議論を戦わせた中からこの人に４年間託したいという人をぜひ選んでいただくためにこういうことを、前々から思っていたんですが、やってといただければということで考えていたわけですので、今、総務課長がよく調べて個々にということでありますので、私ももうちょっと勉強してやりたいと思います。

いずれにしても、繰り返すようですが、この村が本当にいろいろな意味で豊かな村になって、また子供たちが戻ってきて住みたいと言ってくれるような村にするために、私たちが今、与えられた仕事はそういう、この議会を、先ほどの太田伸子議員のお話の中にあったように、議会の責任というものが後に残るようなことがあってはいけないので、そこを私どもは必死になって訴えているわけで、これは行政の皆さんも私どもも車の両輪といいますが、片方だけで勝手に走ってもいけないし、お互いが協力し合っていい村をつくっていくというのが大前提にありますので、どうかその辺りのことはひとつお含みをいただきまして、前向きにやっていっていただきたいと思います。

私もちょっと、とりとめのないような話の中から、選挙管理委員長にもお越しいただいたりして、選挙管理委員長もたまにはこういったものに出てきてもいいかと思うんですけど、そういうことで、テレビでは皆さん見ていますので、こういう機会を与えていただいたというのはとてもありがたいなと思っていますし、今後も精進していろんなことに頑張っていきたいと思います。

私、最後の質問者と同時に、これで終わらせていただきますけども、引き続き村のことについては協力してやっていきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君）　質問がありませんので、第１番太谷修助議員の一般質問を終了いたします。

これで、本定例会第３日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から３月１７日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり委員会等を行ない、３月１８日午後１時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　異議なしと認めます。よって、明日から３月１７日までの間を休会とし、そ

の間、定例会会期日程表のとおり委員会等を行ない、３月１８日午後１時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会　午後　１時５６分

令和３年第１回白馬村議会定例会議事日程

令和３年３月１８日（木）午後１時開議

（第４日目）

１．開　議　宣　告

日程第　１　常任委員長報告並びに議案の採決

日程第　２　予算特別委員長報告並びに議案の採決

令和３年第１回白馬村議会定例会議事日程

令和３年３月１８日（木）

（第４日目）

追　加　日　程

日程第　１　発議第　１号　議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議について

令和３年第１回白馬村議会定例会議事日程

令和３年３月１８日（木）

（第４日目）

追　加　日　程

日程第　３　同意第　１号　白馬村教育委員会委員の任命について

日程第　４　同意第　２号　白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第　５　発委第　１号　７５歳以上の医療費窓口負担について原則１割負担の継続を求める意見書

日程第　６　常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第　７　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第　８　議員派遣について

令和３年第１回白馬村議会定例会（第４日目）

１．日　　時　令和３年３月１８日　午後１時より

２．場　　所　白馬村議会議場

３．応招議員

第１番	太谷修助	第７番	加藤亮輔
第２番	丸山勇太郎	第８番	津滝俊幸
第３番	田中麻乃	第９番	横田孝穂
第４番	太田正治	第１０番	田中榮一
第５番	伊藤まゆみ	第１１番	太田伸子
第６番	松本喜美人	第１２番	北澤禎二郎

４．欠席議員

なし

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村長	下川正剛	副村長	横山秋一
教育長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
農政課長	下川啓一	観光課長	太田雄介
税務課長	田中克俊	上下水道課長	酒井洋
教育課長	横川辰彦	住民課長	山岸茂幸
生涯学習スポーツ課長	関口久人	子育て支援課長	下川浩毅
総務課長補佐兼総務係長	田中洋介		

６．職務のため出席した事務局職員

議会事務局長　　太田洋一

７．本日の日程

１）常任委員長報告並びに議案の採決

２）予算特別委員長報告並びに議案の採決

３）追加議案審議

発議第１号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第１号及び同意第２号（産業経済委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第１号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

４）常任委員会の閉会中の所管事務調査について

５）議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

６）議員派遣について

８．地方自治法第１４９条第１項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

１．同意第　１号　白馬村教育委員会委員の任命について

２．同意第　２号　白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について

３．発委第　１号　７５歳以上の医療費窓口負担について原則１割負担の継続を求める意見書

開議　午後　１時００分

１．開議宣告

議長（北澤禎二郎君）　皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は１２名です。

これより令和３年第１回白馬村議会定例会第４日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君）　本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１　常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君）　日程第１　常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より、審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第１１号　令和３年度白馬村一般会計補正予算（第８号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　異議なしと認めます。議案第１１号　令和３年度白馬村一般会計補正予算（第８号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第２番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君）　令和３年度第１回白馬村議会定例会、総務社会委員会審査報告をいたします。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案１１件、陳情１件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第２号　白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定についてです。

同施設の指定管理者として、引き続き堀之内区長に指定管理したいものです。期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までです。

質疑、意見では、いつまで村の財産かの決まりはあるのかに対し、実質は区が１００％管理であるが、地縁団体なので登記ができない。補助金上の縛りは確認が必要との答えがありました。意見として、補助金の縛りがあれば仕方ないが、公共施設管理コスト削減上、ルールとして決めておいたほうがいいとの意見がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第２号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第３号　白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定についてです。

議案第２号同様で、同施設の指定管理者を、改めて白馬町区長として指定管理したいものです。期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第３号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第５号　白馬山麓事務組合規約の変更についてです。

４月から、北アルプス広域連合による白馬リサイクルセンター開設により、白馬山麓事務組合としてのごみ処理業務が終了するための規約の変更です。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第５号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第６号　白馬村放課後子ども教室設置条例の制定についてです。

放課後における子供たちの安心・安全な居場所を提供するもので、名前は北小放課後子ども教室、位置は役場横の多目的ホール、対象は１年生から６年生まで、使用料は年間１，０００円との説明でした。

質疑では、地域の大人との交流は大切だが、周知の方法はに対し、広報誌やホームページ、学校を通じて募集の周知を行なうとの答えでした。

南小での対応はに対し、南小保護者アンケートでは利用する回答が少なかった。北小をやってみて、南小でもとなれば開設する。

多目的ホールはコロナの集団接種の場所になるが、調整できているのかに対して、調整はできていない。多目的ホールが使えないようであれば、別の場所を探していきたいとの答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第６号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第７号　白馬村特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてです。

学校薬剤師の５万円を７万円に引き上げる。大北管内教育委員会の調整の中で一律７万円とした。地方交付税の算定基準の中にも含まれるとの説明でした。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第７号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第８号　パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

視能訓練士を日額９，０００円以内で規定で定める額を追加した。視能訓練士は、目に関する治療、検査、リハビリの専門職。園児の視力検査を行なっていて、３歳児健診と年長で行なっている。大町市立総合病院の視能訓練士が来ていただくことになったとの説明でした。

質疑、意見としまして、子供の目が悪いのは全世界的である。子供の目を悪くしない取組を、この村が先進的に行なってもらいたい。庭で遊ばせることが目にいいようなので、課の横断的連携をして取り組んでもらいたいに対し、ユーチューブなどを見過ぎて目が動かず訓練を行なっている子

供もいる。外で遊ぶことをやっていきたいとの答えでした。意見としましても、とても良いことだと思うので進めてほしいとありました。

討論はなく、採決したところ、議案第８号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第９号　ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてです。

事業区分に「豊かな心を育てるための文化・芸術の振興に関する事業」を追加する。図書館などを含め、新たにこの分野の寄附を募るものとの説明でした。

質疑では、特定名目基金ではなく、ふるさと納税の項目で財源を確保する考えかに対し、スタートとしては、ふるさと納税の項目から始めたいとの答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第９号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第１０号　白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてです。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたことに伴う所要の改正で、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第１０号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第１１号　令和２年度白馬村一般会計補正予算（第８号）の所管事項についてです。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８，３７１万４，０００円を減額し、予算総額を７５億９，０４４万円とするものです。

全般に年度末の精算減額があること、コロナ感染症による事務事業の未実施分の減や、交付金対応のコロナ感染症対策による消耗品や備品購入などは、各課共通でたくさんありますが、これらの報告は省略します。

総務課では、特別定額給付金事業で２，００３万５，０００円の減が、特出しすべきものです。

質疑では、特別定額給付金２，０００万円減額は、給付を辞退ということかに対し、辞退もいるが、当初これくらいの人数であろうという人数であったが、精算で減額したとの答えでした。

白馬村に住所があるとか、ないとか、外国人も含め全員に通知したということでいいのかに対し、賦課期日があり、基準日に白馬村に住所がある者の基準にのっとって支払いをしているとの答えでした。

予算がないときにリースで買うが、リースの決めごとはあるのか。安易にリースの選択をしないほうがいいと思う。トータルでは高くなるとの問いに、車両は買取りとしている。パソコンは台数が多く、また、ＯＳの関係でサポートが終わるなどがあるため、今回はリースとした。明確な基準はないが、金額が多く、平準化するのが目的。長期リース契約は、業者選定委員会を通さなくてはいけない。ご意見として承るとの答えがありました。

住民課では、債務負担行為補正は、清掃センター等用地賃貸借契約を廃止するもの。

戸籍住民基本台帳事業３２３万３，０００円の減額は、住基電算委託料５１１万円を減額し、番号カード関連事務交付金１８７万７，０００円の増額によるもので、これは、地方公共団体情報システム機構からの通知により増額という説明でした。

税務課では、繰越明許費、賦課徴収事業２６４万円は、令和２年度コンビニ収納業務として７２６万円で電算に委託したけれども、令和３年度からの開始に当たり、工期の延長請求があり、妥当とし、変更契約を行なったためとの説明でした。

質疑では、確定申告の日々の状況はに対して、予約制で実施した。１人の確定申告は１５分として行ない、待合室の密は避けられている。１５日目までの実績で、１，２２１人が申告。うまくいっているので、来年度も行なうとの答えでした。

健康福祉課では、高齢者移動支援事業タクシー券使用料７８０万円の減は、４５６世帯に１世帯２万円、４０枚配布したが、４１１世帯３６％、利用枚数は全体の１２％にとどまった。

介護保険費、地域包括支援センター・地域支援事業２６２万５，０００円の増は、高齢者施設の感染拡大防止のため、ＰＣＲ検査の自主検査をした費用補助で、県が３分の２、残りを村が補助。白嶺を除く事業所の職員１６６名が対象。インフルエンザ接種補助金６８万円の減は、子供と高齢者を除く２，４８０名に対し、１，０００円補助を実施したが、実施者が１，８６９名であったので減額との説明でした。

質疑では、タクシー券使用料７８０万円の減額は、事業をやめるのが２月いっぱいで、それが早かったのでは。１月初旬からコロナの感染症が多くなり、外出しなくなった。１か月延ばす考慮はできない事業だったのかに対し、地方創生臨時交付金を使っており、支払いを３月３１日に完了しなければいけないため２月末としたとの答えでした。

小児夜間急病センターの利用者３２人は、どんな人が利用しているのか。これがなくなっても支障がないかについて、利用人数は減ってきている。先生方の、コロナと小児夜間救急センター両方の対応が難しくなってきた。いつ再開になるか分からないとの答えでした。

教育課では、教育委員会事務局一般事業１６２万３，０００円の減は、ＧＩＧＡサポーターの応募者がなく減額。

学校環境整備事業５７２万６，０００円の減は、ＧＩＧＡスクール構想の小学校への１人１台のパソコンが１月末に納入された。共同調達により安く上がり、減額する。学校給食費、学校給食センター事業８２万５，０００円は、給食センターの消毒作業を２月５日に緊急実施した業者委託料との説明でした。

質疑では、ＧＩＧＡスクールサポーターは応募なしでいいのかに対し、セッティングのサポーターだったが、今年度は運用までいかなかった。４月以降はめどがついているとの答えでした。

子育て支援課では、児童手当等給付事業５９０万円の減は、児童手当の不用額５００万円と、家

庭的保育事業が２月からスタートしたため減額するものとの説明でした。

質疑では、放課後子ども教室の費用徴収は、半年でも１，０００円は理解されているのかに対して、主なものは保険料であり、年度当初でも年度途中でも８００円で変わらない。通しで１，０００円としているとの答えでした。

生涯学習スポーツ課では、繰越明許費、スポーツ振興事業８５万円は、聖火リレーに係る費用の繰越し。

ジャンプ台リフト使用料１，３５３万３，０００円の減額は、新型コロナウイルスによる利用者の減。物品売払収入は、スノーハープにある圧雪車１３９万円、除雪機を１６万３，０００円でそれぞれ売払った収入。

スキー大会推進事業２９０万円の減は、新型コロナ感染拡大のため、全日本ノルディックコンバインドの開催地の変更により、白馬村で開催しなかったための減額。

文化財保護事業の氷河調査委託料１８８万円減額は、県からの直接支払いになったための減額との説明でした。

全体を通しまして討論はなく、議案第１１号の総務社会委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第１２号　令和２年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）です。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１，１７６万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を１０億９，３６８万８，０００円とするもので、長野県への納付金額が確定したことによる減額補正と、財源の組替えを行なうものとの説明でした。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第１２号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第１３号　令和２年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３０万円を増額し、歳入歳出予算の総額を１億３２３万２，０００円とするものです。

歳入で普通徴収保険料の伸びを見込み、それを歳出で広域連合保険料等負担金とするものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第１３号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

陳情第１号　７５歳以上の医療費窓口負担について原則１割負担の継続を求める意見書提出の陳情です。

提出者は、大北生活と健康を守る会会長、松島吉子さんです。

要旨は、７５歳以上の医療費窓口負担について原則１割負担の継続を求める意見書提出の陳情で、国に意見書の提出を求めるものです。

内容は、７５歳以上の高齢者で単身者の場合年収２００万円以上、複数世帯で後期高齢者の年収

合計が３２０万円以上の場合、医療機関の窓口で支払う自己負担額を現行の１割から２割に引き上げることを盛り込んだ医療制度改革関連法案が閣議決定され、通常国会での成立を目指している。高齢者の所得の８割は公的年金が占め、約７割の世帯は公的年金のみで生活している。後期高齢者の医療保険窓口負担２割化は、高齢者の暮らしと命、健康を守る上で大きな影響を及ぼす。高齢者の負担増は、介護に関わる現役世代の生活をも圧迫することになり、全世帯に多大な影響を及ぼすといった内容です。

質疑、意見では、まず意見としまして、高齢者は、年金だけでそのときの物価によるため目減りしてきている。２割ラインが２００万円ちょっとになるから、値上げはやめてほしい。兵器爆買い表現は、それを止めれば福祉に金が回ると善意に取ってほしい。２年後には後期高齢者はますます増えていく。切り詰めるところが違うという意見でした。

２割に増えたところで、国が負担する財源がどのくらい減るのかに対し、２割引き上げると１，８８０億円の減額になる。今も全員が１割負担ではない。現在は２階層であるが、法案が通れば３階層になるとの答えでした。

別の意見では、国民皆保険であればしょうがないと思う。コロナで赤字国債のツケは将来の若い世代に行く。制度の維持上、収入に応じた負担はやむを得ない。

別の意見では、認めていいと思うが、意見書案の下から６行目、「兵器爆買い」云々の表現は関係ない。１割負担を求めるだけでいいと思う。

討論に入りまして、まず採択。後期高齢者制度ができたときは４５％国庫負担で賄い、今は３５％で、その分のしわ寄せが来ている。２５０万円で生活している人は生活に響く。若い時代にたくさん税金を払ってきた高齢者なのだから、政治の失政であり、地方議会から意見を言いたい。

別の討論としまして、若い人に負担をかけるのはかわいそうだが、弱者に寄り添うことは必要だから採択。

また、別の討論では、文章の書き方が問題。単純に１割維持を言えばいい。文章を直せば賛同する。

採決したところ、委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

これにより、最終日に意見書を提出します。

以上で、総務社会委員会の報告を終わります。

議長（北澤禎二郎君）　ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

議案第２号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２号　白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

議長（北澤禎二郎君）　挙手全員です。よって、議案第２号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第３号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第３号　白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

議長（北澤禎二郎君）　挙手全員です。よって、議案第３号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第５号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第５号　白馬山麓事務組合規約の変更については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

議長（北澤禎二郎君）　挙手全員です。よって、議案第５号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第６号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第６号　白馬村放課後子ども教室設置条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

議長（北澤禎二郎君）　挙手全員です。よって、議案第６号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第７号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第７号　白馬村特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

議長（北澤禎二郎君）　挙手全員です。よって、議案第７号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第８号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第８号　パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

議長（北澤禎二郎君）　挙手全員です。よって、議案第８号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第９号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第９号　ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

議長（北澤禎二郎君）　挙手全員です。よって、議案第９号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第１０号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１０号　白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

議長（北澤禎二郎君）　挙手全員です。よって、議案第１０号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第１２号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１２号　令和２年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全　員　起　立）

議長（北澤禎二郎君）　起立全員です。よって、議案第１２号は、委員長報告のとおり可決されまし

た。

議案第１３号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１３号　令和２年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全　員　起　立）

議長（北澤禎二郎君）　起立全員です。よって、議案第１３号は、委員長報告のとおり可決されました。

陳情第１号の討論に入ります。討論はありませんか。

まずは、原案に反対の方の発言を許可します。第１０番田中榮一議員。

第１０番（田中榮一君）　１０番田中榮一です。私は、この陳情第１号に対して反対の討論を行ないます。

団塊の世代が７５歳以上になり始める２０２２年以降、日本の皆保険制度をどのように維持していくのか、高齢者の医療費増大は、日本の大きな社会問題の一つです。今日まで、国の発展に貢献してくれた高齢者たちは、病気やけがを完治し、健康で元気な生活を取り戻すことは当然の権利でもあり、誰もが認めることだというように思います。

一方で、減り続ける現役世代に支えられている後期高齢者医療制度の内容を、高齢者ばかりでなく、全ての国民がよく熟知して、安心して老後を過ごせる環境を整えていくことも大事なのではないでしょうか。

人生１００年と言われる超高齢化社会、日本。世界に誇れる日本の皆保険制度を、何としても維持していかなければなりません。

そのためにも、年収２００万円以上の後期高齢者が支払う医療費の窓口負担を１割から２割に引き上げる選択も、やむを得ないことと思います。

現役世代への配慮も必要です。よって、この陳情に対して反対するものです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　次に、原案に賛成の方の発言を許可します。第７番加藤亮輔君。

第７番（加藤亮輔君）　７番加藤亮輔です。陳情第１号　７５歳以上の医療費窓口負担について原則１割負担の継続を求める意見書提出の陳情について、賛成の立場で発言します。

菅内閣は、２月５日、７５歳以上で年収２００万円以上の人の窓口負担を、現行１割から２割に倍増する医療制度を閣議決定し、今国会で提出しました。

まず、負担増になる対象者は、１、単身者で２００万円以上から３８３万円未満の方、２、夫婦

で年収が３２０万円以上の方、約３７０万人が対象になります。

負担は、外来受診者の約６割が自己負担の２倍になると試算されています。

高齢者の生活実態ですが、総務省の２０１９年家計調査によりますと、世帯主が７５歳から７９歳の平均夫婦世帯の場合、月の収入２３万３，０００円に対し、月の支出は２５万５，０００円で、月２万２，０００円の赤字。多くの高齢者が貯金を切り崩し、消費を切り詰めて生活しています。

これ以上の負担増になれば、体が悪くても病院に行くことをためらうと答え、受診抑制が働き、早期発見、健康悪化が懸念されています。

また、２割負担にすると、現役世代の負担軽減につながると菅首相は言っていますが、田村厚労大臣は、現役世代の負担増は年７２０億円、１人当たり年７００円と国会で答弁しています。

保険料の半分は事業主負担ですから、本人の負担額は３５０円で、月に３０円弱の話です。

試算によりますと、３７０万人の高齢者医療費負担は２倍になる一方、現役世代は月３０円の保険料が減るだけです。

最も負担が減るのは国の公費で、９８０億円が減少します。

議員の皆さん、高齢者に負担を押し付ける、こんな制度は撤回すべきと思いませんか。

また、高齢者の医療費負担は、後期高齢者医療制度が導入以前は、国庫負担が４５％でしたが、制度導入時に３５％に減額したことが財源不足の最大の原因です。

政府は、リニア新幹線工事や沖縄辺野古の基地建設など、不要不急な支出を抑える、また、減らし過ぎた法人税の回復、証券優遇税制の是正などで財源確保を図ることなど、税金の集め方、扱い方を変えれば、窓口１割負担の継続は十分可能です。弱者に負担を強いるのではなく、国庫負担を元に戻すことが唯一の解決策です。

議員の皆さん、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君）　他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第１号　７５歳以上の医療費窓口負担について原則１割負担の継続を求める意見書提出の陳情の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（多　数　挙　手）

議長（北澤禎二郎君）　挙手多数です。よって、陳情第１号は、採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第５番伊藤まゆみ産業経済委員長。

産業経済委員長（伊藤まゆみ君）　令和３年第１回白馬村議会定例会、産業経済委員会の審査報告をいたします。本定例会において産業経済委員会に付託された案件は、議案４件、陳情１件です。付託されました議案について、審査の概要と結果をご報告いたします。

議案第４号　白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定についてであります。

指定管理者として飯田区長を引き続き指定したいもので、期間は令和３年４月１日から令和８年３月３１日までであります。

討論はなく、採決したところ、議案第４号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第１１号　令和２年度白馬村一般会計補正予算（第８号）所管事項であります。

まず、農政課関係であります。

主なものは農業振興費で、事業の利用がなかったため、経営体育成事業補助金３００万円の減額、圃場整備北城南部地区６４名、３２５筆、２，１１５ａの農地が農業開発公社へ集積された協力金として４６２万２，０００円を増額し、総額５９２万２，０００円を交付。青年就農給付金交付事業で、１名が所得超過で不交付となったため１５０万円の減額。

農地費では、交付金の確定によるものと新規予定地区が活動団体設立を断念したため、多面的機能支払交付金事業３２４万９，０００円を減額。

林業振興費の主なものは、資料策定を予定していた林業台帳を広域連携で行なうこととなったため、林業台帳システム改修委託料１１０万円を減額。この減額分は森林整備基金積立金へ積み立てるとのことでありました。

質疑、意見では、多目的機能支払交付金を断念した理由はの問いに、事務が煩雑でやり手がいない。長野技研が事務を受託してやっていると聞いており、今後紹介できるようであれば紹介したいとの答えでした。

また、地区にとってはありがたい交付金だ。資料作りは大変だが、各地区で取組んでもらいたい。初めの導入段階で指導はやっていかなければならないのではないかとの問いに、県で説明会は行なっている。村も聞かれれば答えている。個別のやり取りや説明会は検討していく。以前よりは様式の簡素化はされているとの答えで、事務が煩雑なので地区は断念したとのことだが、こういうときのために地区集落支援員がいるのではないか。また、地区担当職員もおり、外部へお金を支払ってやる必要があるのかとの問いに、新年度は農政課の集落支援員を２人体制に戻したいと思っている。地区担当職員もこのようなことを担当すべきと考えるので、推奨していきたいとの答えでした。

また、意見として、事務受託を村が請け負うというのはどうか。担い手が多くの土地を運営しているが、地域絡みで満足いく管理はできていない。集落がきちっと申請して、農村の環境を守ることが大切だ。集落支援員が指導ではなく、村が事務受託することを検討してほしいという意見や、総務課の集落支援員はこういった提出物を専門にやっていると聞く。各課の垣根を取り払い、その集落支援員に集中させ、同時に新人も養成していくという形がいいと思うというものがありました。

また、農地集積金交付事業は、６４名で４６２万２，０００円だが、どこに協力金を支払うのかと

の問いに、地元の実行委員会へ支払うとの答えで、その後どうするのかについては、この補助金の使途は自由と聞いている。地権者地主会で検討し、木の伐採で使うとか、手直しをするとかに使ってもらう。１工区と２工区が対象であるとの答えでした。

１担い手に農地を集積した協力金という理解でいいかに対しては、農地中間管理機構に農地を貸した実績に対して集積金が出る。農地中間管理機構が、農地を認定農業者に分配する形。担い手への貸し出す割合８５％を目指しているとの答えです。

担い手は村内に何人かいるが、担い手は決まっているのかに対しては、計画の段階で人農地プランの計画を出しているので決まっているが、地域の話合いの中で参入が可能と聞く。地権者負担をゼロにするために集約率を８０％にしなくてはいけない。１人の認定農業者が１ha以上のまとまった農地を借りなくてはいけないという制約がある。ある程度担い手を限定していかなくてはいけないとの答えでした。

討論はありませんでした。

続きまして、観光課関係であります。

観光施設整備費、平地観光施設管理事業２４１万６，０００円の減額は、辺地対策事業債活用の落倉自然園遊歩道改修事業の工事請負額確定によるものであります。

特定財源である指定管理対象施設貸付収入の減額は、指定管理者の白馬村振興公社の厳しい経営状況に伴い、賃借料の支払免除の依頼があり、雇用維持と施設維持を優先すべきとの判断から５７０万円を減額。

観光費、観光宣伝振興費の減額の主なものは、地方創生推進交付金事業（観光）１，５９０万円の減額で、内容は、ドローン事業のハード事業で予定していた頂上宿舎トイレ改修が、ヘリの荷揚げができず、計画を令和３年度に行なうため減額。交付金事業負担金１，２９０万円の減額は、ドローン事業でアウトドアアクティビティのプロモーション活動費の事業確定による減額と、グランピング事業のソフト事業におけるオールシーズンアクティビティのプロモーション事業費、新たなグランピングアクティビティの追加開発支援経費の確定による減額が１，２００万円であります。

観光割引クーポン発行支援事業９００万円の減額は、６号補正においてリフト券付宿泊パック３，０００万円を予算化したが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、今年度の執行が不可能と判断し、減額。

商工振興費の新しい生活様式対応促進支援金１００万円の減額は、泊食分離携帯促進の支援としてデリバリーを予定していたが、宿泊客の減少によりニーズが伸び悩み、これまでの実績から見て、年度内執行が不可能と判断したため減額。

事業継続緊急支援交付金９６万円の増額は、村内タクシー３事業者へ緊急支援として交付するもので、１事業者１０万円と所有台数１台３万円で、３事業者全部で２２台分を予定しています。

質疑、意見では、観光割引クーポンの減額は９００万円だが、６号補正では３，０００万円だった

ので、差額の２，１００万円は何かに執行したのかの問いに、２，１００万円は大盤振る舞いキャンペーンで１万６，０００人の応募があり、抽選で１万人に当選券を発送、３月１日から利用しているとの答えでした。

また、１日券は２，１００円でいいのかに対しては、リフト券の精算は３，０００円で、７，０００人の利用を見込み、見込みより多くなった場合は観光局が負担するとの答えでした。

討論はありませんでした。

続きまして、建設課関係であります。

道路維持費、除雪事業委託料では、今年度の除雪費を２億５，０００万円と見込み、現予算が２億円であるので、過去の実績を勘案し、５，０００万円の増額。

道路新設改良費では、村道改良国庫補助金事業の実施設計等委託料１７８万８，０００円を減額し、工事請負費へ組替え。道路改良起債事業１，３１３万８，０００円の減額は、精算によるものであります。

住宅管理費、村営住宅管理事業、工事請負費では、調査の結果、吹きつけアスベストが検出されなかったため３８３万３，０００円を減額。工事請負費を令和３年度に繰越し、５月までに解体を完了する予定とのことであります。

道路橋梁費、村道改良国庫補助事業では、橋梁の修繕工事で、通橋、中込橋、木流し２号橋の３か所、また、オオワデ踏切の設計委託も本年度と来年度に行なうため、総額で１億２３０万円の繰越しを予定しているとのことでありました。

質疑、意見では、残雪対策や除雪出動回数も、これからは経費節約を考えて住民に我慢してもらうことも必要ではないかとの問いに、除雪の要望や残雪対策の要望があれば担当が現場を確認する。残雪対策は重機が入るので、雪がたくさんあるときでないと田を荒らしてしまう。現場を確認してから取りかかるとの答えでした。

除雪に対する国からの特別交付税はどのくらいかに対しては、国からの交付金で１，９００万円ほどを予定。今年は、福井等で降雪が多かったので分からないが、雪寒事業での増額の要望はしているとの答えでした。

また、道路改良起債事業の減額の内訳はに対しては、どんぐりの雪崩防止柵の精算、ワカタ踏切の付け替え道路を予定していたが、ＪＲと協議の結果延期し、合計で５，７９０万円ほど減額。用地費は、広域のセンター建設のための道路として共有地を買収したが、精算されたので減額との答えでした。

また、住宅は２棟なのに、工事単価は高い気がする。処理費も含め６００万円くらいではないかに対しては、複数の業者から見積りを取って積算した。警備員、産廃処理分も含め１００万円くらい安くなっており、ぎりぎりの契約。産廃は処分した後でないと金額が出てこないとの答えでした。

討論はありませんでした。

続いて、上下水道課関係であります。

保健衛生費、環境衛生費の合併処理浄化槽整備事業で２６２万４，０００円の減額。補助対象件数は３５件で、うち国費対象とならない営業施設のものが７基。減額補正は交付決定通知が出ていたものの、実施に至らず取り下げたものが２件あったため。国費１５４万円、県費８７万４，０００円、ふるさと白馬村を応援する基金を３０万円それぞれ減額しております。

全体を通して討論はなく、採決しましたところ、議案第１１号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第１４号　令和２年度白馬村水道事業会計補正予算（第３号）であります。

収益的収入及び支出の収入では２２０万４，０００円を増額し、合計で３億９１０万４，０００円、支出では３８８万４，０００円を減額し、合計で２億６，７２８万１，０００円になります。

収入の主なものは、実績により加入分担金２１０万円を増額など。

支出の主なものは、配水量の減少による動力費３００万円の減額などであります。

また、資本的収入及び支出の収入では２，１９１万２，０００円を減額し、合計４，５６７万８，０００円に、支出では１，１７０万円を減額し、合計で１億３，８８２万９，０００円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する９，３１５万１，０００円は、損益勘定留保資金、建設改良積立金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

収入の主なものは、補償対象工事終了で補償額が確定したことによる１，８８１万２，０００円の減額、借入予定工事の完了に伴い借入額が確定したため、企業債３１０万円の減額。

支出では、工事終了により額が確定したため、工事請負費１，１２０万円の減額などであります。

討論はなく、採決したところ、議案第１４号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第１５号　令和２年度白馬村下水道事業会計補正予算（第３号）であります。

今回の補正の主なものは３つありまして、１つ目、コロナウイルス感染症により下水の処理量が減少したことによる電気料や汚泥の処理料の減額、２つ目、白馬美麻線の反田橋の橋梁架け替えの布設工事に伴う精算、３つ目、一般会計繰入金３億５，０００万円の一部を収益的収入から資本的収入に組み替えるものであります。

まず、収益的収入及び支出の収入では４００万円を減額し、合計５億２，０１８万円。

支出では２３０万円を減額し、合計で５億２，０１６万６，０００円であります。

収入の主なものは、決算見込みから繰入金４００万円を資本的収入へ組替え。

支出の主なものは、処理水量の減少等より１３０万円、動力費も同様の理由で１００万円を減額しております。

資本的収入及び支出の収入では６２３万７，０００円を減額し、合計３億７，７３０万３，０００円。

支出では１，０３７万４，０００円を減額し、合計５億１，１０１万７，０００円とし、資本的収入

が資本的支出に対して不足する額１億３，３７１万４，０００円は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

収入の主なものは、数年度にわたる反田橋架け替えに伴う下水道管布設工事の今年度分が精算となり、下水道企業債７７０万円の減額、物件移転補償費３８６万４，０００円の減額。区域外流入分担金、受益者負担金は各２件分で１３０万円余りを計上しております。

支出の主なものは、工事請負費の１，１００万円の減額に、白馬駅前無電柱化工事で県の補償にならない工事に１００万円が必要になったことから、合計で１，０００万円の減額となっております。

質疑、意見では、受益者負担金は、賦課されてから５年、時効の中断が行なわれたところしか発生しない。猶予地を加入することによって受益者負担金は発生するが、それ以外は区域外流入分担金しかないが、あてはまるかとの問いに、猶予地になっているものが、住宅建設に伴い猶予地を解除したものとの答えでした。

意見として、猶予地は更新していかないといけないので、猶予地を確認してほしいとの意見がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第１５号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第２号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書であります。

提出者は、長野県労働組合連合会議長、細尾俊彦氏。

要旨は、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書で、内容は、１、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。２、労働者の生活を支えるため、最低賃金１，５００円以上を目指すこと。３、最低賃金を引き上げても経営が継続できるように、中小企業への支援策を適切に拡充し、中小企業の経営と労働者の生活と命を守ること。

以上、早期実現を求め、国に対し意見書提出を求めるものであります。

質疑、意見では、長野県労働組合連合会はどういう団体かに対し、労働組合組織であるが、ホームページもあるし、全国組織もあるとの答えでした。

意見として、経営者側から見ると、本業の経営が厳しい中で一気に１，５００円は厳しい。労働者側とすれば、上げてほしいということだが、一番高い東京が１，０１３円、長野県の最低賃金は８４９円で、全国的には７００円台が東北、福岡を除く九州など。物価上昇率を考慮しても、全国一律７００円を上げることは過去になく、中小企業が存続できるよう支援していく必要もあり、賛同しかねるというものがありました。

また、同じく意見として、生活していくのに１，０００円以下は苦しい。１，５００円を目指す運動はしていいと思う。今の経済状況は非常に困るというものがありました。

討論に入りまして、不採択の討論として、個人事業主としてやっているが、時給だけでなく手当

で補うことが結構ある。事業が立ち行かなくなる可能性があるため不採択。

また、労働者側か経営者側かという論点だが、これから村内では、事業主が廃業するなど経営体質が変わり、雇われる側になっていくと考えられる。そうすると、最低賃金は保障されなくてはいけないが、今の経営者が頑張っていくためには不採択でやむを得ないという不採択の討論がありました。

また、採択の討論では、労働者の要求であるので賛成。

また、労働者として働き、組合活動もしてきた。コロナ禍で大変な時期であるので、上げたほうがいいと思うという採択に賛成の討論がありました。

採決したところ、陳情第２号は、委員長を除く委員少数の賛成により不採択すべきものと決定いたしました。

産業経済委員会の報告は以上であります。

議長（北澤禎二郎君）　ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

議案第４号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第４号　白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

議長（北澤禎二郎君）　挙手全員です。よって、議案第４号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第１４号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１４号　令和２年度白馬村水道事業会計補正予算（第３号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全　員　起　立）

議長（北澤禎二郎君）　起立全員です。よって、議案第１４号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第１５号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１５号　令和２年度白馬村下水道事業会計補正予算（第３号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多　数　起　立）

議長（北澤禎二郎君）　起立多数です。よって、議案第１５号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第２号の討論に入ります。討論はありませんか。どちらですか。

第７番（加藤亮輔君）　原案採択すべきという意見です。

議長（北澤禎二郎君）　まず、原案に賛成の方の発言を許可します。第７番加藤亮輔議員。

第７番（加藤亮輔君）　７番加藤亮輔。陳情２号に賛成の立場で意見を述べます。

この陳情書の要求は、１、現在、都道府県で差がある最低賃金を全国一律に改正すること。２、最低賃金額、１，５００円以上を目指すこと。３、最低賃金引上げで経営継続に大変な中小企業は、政府が適切な支援策を行なうことの３点で、至極当然の要求です。

例えば、現在の長野県の時間給は８４９円で、８時間、２０日働くとして計算すると、月１３万５，８４０円、年収１６３万円で、２００万円にも届きません。１，５００円の場合、８時間の２０日間で、月２４万円、年収で換算すると２８８万円です。ここから健康保険、介護保険、雇用保険、年金、所得税、住民税などが差し引かれます。さらに、アパート、光熱費などの住居費、プラス食費も必要です。健康で文化的な生活を維持するには最低年収３００万円は必要です。

ここにいる職員の皆さんの自分の給料は幾らか考えてください。議員の皆さんも自分が現役の頃、幾らの年収で働いていたかを考えてください。３００万円以下で働いていなかったと思います。

また、この陳情の第３の要求に、時間給１，５００円の支払いができない中小企業には、政府が税や補助金で支援して、経営と労働者の生活と命を守ることを訴えています。

さらに、１，５００円以下、年収２００万円以下で働く若い非正規労働者が約４割もいます。これらの底上げを図らない限り、消費の拡大、ＧＤＰの上昇も少子化問題も解決できません。

また、２００万円労働者が増えれば、白馬へ訪れる観光客はさらに減少するでしょう。

議員の皆さん、白馬への観光客を増加させるためにも、１，５００円を目指すこの陳情は採択すべきと考えます。議員の皆さん、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　次に、原案に反対する方の発言を許可します。第６番松本喜美人議員。

第６番（松本喜美人君）　６番松本喜美人です。私は、陳情第２号について、採択反対の立場から討論をさせていただきます。

最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低賃金額を定め、使用者は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない制度です。

地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審

議会に対し、金額改定の引上げ額の目安が示され、１、労働者の生計費、２、労働者の賃金、３、事業の賃金支払い能力等を総合的に勘案して決定されます。

今回の陳情趣旨は、１、全国一律の最低賃金の導入、２、最低賃金額１，５００円以上の獲得を目指すものであります。

全国一律の最低賃金額の導入は、長野県の令和２年都市別消費者物価指数では、平成２７年を１００とすると１０２．９、対前年比０．２％上昇、全国平均１０１．８、対前年比０．２％の減少、東京都では１０１．７、対前年比０．２％減少で、際立った地方の消費者物価指数の上昇は見られないこと、また、現在、長野県の地域別最低賃金は８４９円で、これを１，５００円にすると、増加率１７７％で、全国的には１６の県が７００円台で、最大増加率は１８９％に達し、産業界の混乱は明らかであり、コロナ禍における日本経済は深刻な危機に直面しており、到底賛同できる陳情ではないので、私は反対であります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決をいたします。陳情第２号　「最低賃金の改善と中小企業の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の件は、原案のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（少　数　挙　手）

議長（北澤禎二郎君）　挙手少数です。よって、陳情第２号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第１１号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。議案第１１号　令和２年度白馬村一般会計補正予算は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全　員　起　立）

議長（北澤禎二郎君）　起立全員です。よって、議案第１１号は委員長報告のとおり可決されました。

ただいまから５分間休憩といたします。

休憩　午後　２時０５分

再開　午後　２時１０分

議長（北澤禎二郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

最初に、先ほど報告がありました総務社会委員長より訂正の申出がありましたので、発言を許可

します。丸山総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君）　２番丸山総務社会委員長です。申し訳ございませんが、議案第２号の問い、いつまで村の財産かの決まりがあるのかの答えの中で、「地縁団体なので登記ができない」とありますが、正しくは、「地縁団体だけれども、村の財産なので登記ができない」ですので、訂正お願いいたします。

△日程第２　予算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君）　続きまして、日程第２　予算特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

予算特別委員長より報告を求めます。第１１番太田伸子予算特別委員長。

予算特別委員長（太田伸子君）　予算特別委員会の審査報告をいたします。

本定例会におきまして、予算特別委員会に付託された案件は予算審議６件です。５日間にわたり審査いたしました。

各会計の予算書、主要な施策の予算説明書、その他説明資料に基づき、予算の適正かつ効率的な執行と事業を主眼に審査を行ないました。自由討議をはじめ、委員会日程を組み替え、慎重に審査いたしました。

議員の皆様には、予算委員会の報告書をお届けしております。金額の読み違いなどありましたら、ご指摘いただきますようお願い申し上げます。

初めに、議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算についてであります。

令和３月年度当初予算編成に当たっては、長期的に健全財政を堅持するため、歳出の徹底した圧縮を行ないました。手法としては、昨年度と同様に一般財源の枠配分方式を用いました。各課は配分された一般財源の範囲内で創意工夫のもと、予算を組み立てることとして、予算要求します。また、地方債の新規発行額は、元金償還額以下とすることで、地方債残高をこれ以上増やすことのないように努め、財政調整基金の繰入れを前提としない予算編成を目標にしました。

今年度の予算規模は５６億３，６００万円で、前年度当初予算と比較して３億９００万円の減です。村税は１２億１，８００万円で、昨年度比２億３，８００万円の大幅な減です。個人住民税は２，４００万円の減、法人村民税は１００万円の減、特に、固定資産税は、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する課税基準の特例措置から、２億３００万円の最も大きな減で計上しています。

次に、各課の審査において質疑、意見は次のとおりです。主なものを課ごとに報告いたします。

総務課関係では、塩島コミュニティーセンターの総額と財源内訳はとの問いに、総額３，３００万円、コミュニティー助成金１，５００万円、村から５００万円、残りは地元負担との答弁でした。

施設は、総務課所管施設になるかとの問いに、補助金として出すので、塩島区が事業主体で所有は塩島区となるとの答弁でした。

補助金の返還義務が切れたら、地元に移管すべき。ルールを決めていかないと、村の公共施設管

理のコスト削減になっていかないという意見がありました。

地球温暖化対策事業は、村民全体として取り組むことを啓発していかなければいけない。この村だからこその取組は、役場職員が考えなければいけないと思うが、特定財源の範囲しかやらないのかとの問いに、委託は全部を丸投げにはしない、住民も入って令和３年度でまとめるとの答えでした。

国は、企業版ふるさと納税システムを市町村に呼びかけているがとの問いに、国では企業版ふるさと納税はコロナの関係なのか進んでいない。白馬村では企業版ふるさと納税は頂いている。白馬高校から地元に戻ってきた方に、奨学金を支給する助成制度に使用しているという答えでした。

税務課関係では、歳入について、固定資産税のコロナ減免の内容はとの問いに、固定資産税の減額は、評価替えがあり増えたものは据置きになる。中小企業等の事業用家屋と償却資産を売上げによって２分の１あるいは全額減免とする。これについては、国が全額補填するとの答弁でした。

歳出について、コロナによる徴収猶予は滞納につながっていくと思うが、倒産、廃業の情報はとの問いに、特例な猶予は終わるが、納税相談をしながら徴収率向上に向けていく。村内倒産の情報はないとの答弁でした。

建設課関係では、景観行政団体にならなければいけないのか、いま一度、考えてもらいたい。県の関与を失うことになるのではないかという問いに対し、住宅の色など強制するには難しい。景観行政団体に移行することで、規制できるのではないかということで取り組んでいるという答弁でした。

景観行政団体になって、村は指導体制を取れるのかとの問いに、村が独自の基準を設ける以上、村が主体的に行なっていかなければいけない。景観策定委員に業者も入っているので、体制を整備していくとの答弁でした。

都市計画マスタープランを２年で作成するとのことであるが、コンサル委託料だけで４５０万円かかるのかとの問いに、都市計画審議会主体に検討していきたい。都市計画審議会から作業部会をつくって、設計していく体系になると思う。コンサルに丸投げは考えていないが、専門的な知見がないと難しいため、国・県の機関と調整していくには必要であるとの答弁でした。

国は農地転用し太陽光発電を造ろうと言っているが、村はどう受け止めるのかとの問いに、県の景観条例でも一定規模の太陽光発電は届出が必要である。４月１日から地元と協議を先行していく予定であるとの答弁でした。

農政課関係では、中山間地域等直接支払事業だけでなく、平場の農地の管理をしっかりやってもらいたいがとの問いに、認定農業者の方に委託をして草刈りをし、少しずつは改善しているが、県のいい助成金があればと探しているとの答弁でした。

本気で探してほしい。担い手が担い切れるのかとの問いに、中部地区は圃場整備が進んでいないので、大変だと聞いている。圃場整備をして条件をよくするためにということで取り組んでいる。

農振地域は簡単に外すことはできない。草刈りは多面的支払事業を使えるとの答弁でした。

犬川用水電動ゲートはどこに造るのかとの問いに、五竜スキー場の南ですとの答えでした。

松川についても、他の民間から問合せが来ていると聞くが、村としてやっていくべきと思うがとの問いに、環境省の補助金は４割しかない。国でも、２０５０ゼロカーボンに取り組んでいるので、有利な補助制度や水源が確保できれば取り組んでいきたい。民間でもやりたいという意向もあるようだが、具体的にはなっていないとの答弁でした。

森林管理制度の令和３年度に積立金は幾らで、どんな事業を行なっていくのか。ペレットの管理は村でやらなくてもいいのではという問いに、昨年度２７０万、今年度で２７０万、令和３年度で３３０万円です。令和３年は、住宅周辺のナラ枯れ対策とシステム改修は毎年かかる。来年度以降は、森林管理制度に基づいた事業を推進していく。また、ペレットは、来年度は大北森林組合が直接村に出向いて、組合が販売する日を決めて行なうという答弁でした。

健康福祉課関係では、新型コロナウイルスワクチン接種の概要説明がありました。死亡者や重症者の発生を減らし、新型コロナウイルスの蔓延を防止する。努力義務なので、本人の意思のもとに接種することになる。村は、接種の実施を行なう。接種者は、住所のある１６歳以上が対象、例外的に住所がなくても、市町村長が認めれば接種は可能。

ワクチンが入荷の見通しが立たない状況で、医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方、それ以外の方の４段階で接種。大北管内の医療従事者の接種完了が４月２２日になる見込み。ワクチン接種は令和４年の２月２８日までとされている。接種費用は無料で２回接種。同じ会社のワクチン接種が原則。村の進捗状況はずれ込んでいるので、コールセンターは４月１日に立ち上げる予定。

接種方法は、個別接種と集団接種の併用で進めていく。集団接種は平日の昼休みの時間帯に１時間程度、５人の医師が並行して行なう予定。４月２６日の週にワクチンが入って高齢者に接種となるが、初めに施設入所の方から行ないたいと思う。

医療機関から看護師２名も一緒に来てもらうようにする。

高齢者の接種は、５月連休明けから行なう予定。１日１５０名の方を実施できれば、１０月をめどに終わらせることができるという説明がありました。

質疑に入り、コールセンターの場所と想定問答集等の回答の体制はとの問いに、庁舎内の相談室に設置する。コールセンター職員は、準備作業を進め、勉強する時間を充てて４月から入れるようにしたいとの答弁でした。

集団と個別の対応であるが、持病を持っている方は、集団より個別接種を希望されるのではないかと思う。かかりつけ医が白馬でない場合の説明は、十分に行なわないと混乱するのではとの問いに、先生方の意向は、住民の要望に合わせた接種は難しいと思われるため、住民に理解を頂いて、こちらで割り振りしていかないと回らないだろうということです。住民によく周知し、主治医に事前の予防接種の確認を各自行なうようにしていきたいとの答弁がありました。

シミュレーションをやったらどうかという問いに、小谷と共同で行ないたいと考えているという答えでした。

デマンドタクシー利用者は増えているのかとの問いに、コロナの影響があり、４月、５月は１日２０人位しか利用がなかった。秋は増えたが１月から減って、１日当たり１８人になり、コロナの影響とタクシーチケットの配布もあり利用者が減った。

小規模多機能型施設の計画はとの問いに、小規模多機能型施設は、第８期介護保険計画に北部地区に造るという計画。通所事業を行なっている方が土地と建物を借りているが、契約が切れるため小規模多機能型施設を造るとの説明がありました。

住民課関係では、白馬村のマイナンバー普及率はとの問いに、２０％を超えているという答弁でした。

ごみ集積場の予定地区はとの問いに、白馬町区と塩島区との答えでした。

教育委員会子育て支援課では、施設型給付費委託料は、白馬幼稚園が新制度に移るためと言ったが、新制度移行に伴う幼稚園の特徴はとの問いに、補助制度が変わり、国・県・市町村で運営費を助成する。白馬幼稚園は新制度の幼稚園に移行。運営は変わりない。市町村のメリットは、助成金が入ってくるので長く安定してできる。市町村の負担金は普通交付税に算入されるとの答弁でした。

認定こども園に持っていけないのかとの問いに、白馬幼稚園と協議をしたが、幼稚園の事情でなれなかったとの答弁でした。

集落支援員が２０万円であるならば、有資格者の保育士等の賃金はもっと多くなければ、市町村間の人材の奪い合いになるのではとの問いに、処遇改善として、非正規職員が担任を持っていたが、臨時的職員ということで正規職員と同等とした。延長保育の補助ということで白馬高校生を雇用している。保育士確保に向けて保育士に興味を持ってもらうこともやっているとの答弁でした。

白馬高校生の雇用はすばらしいという意見がありました。

教育委員会教育課では、学校建設基金づくりはどうするのか。学校のあり方検討委員会のスピード感がないがとの問いに、基金は財政的判断がある。箱物の減価償却分ぐらいは、毎年積んでいかなければと思うが難しかった。学校のあり方検討委員会は３月に行なうが、学校を理解していただいて１０月くらいには答申に持っていきたい。教育委員会では答申を受けて基本方針を策定していく。その中で、学校はどうするか、財政はという別の話が出てくるので、新しく委員会を立ち上げるとか進めていきたいと思うとの答弁でした。

スクールバス試験運行は、議会でも意見が分かれて財政を心配している。コロナの厳しい財政の中でやらなければいけないのか。今回の予算も政治的意図を感じるがとの問いに、冬４か月の検証ができたが時期をずらしたほうがいいということで予算を認めたとの答弁でした。

今年の検証は。特に遠距離通学費を出していた保護者のアンケート。しろうま保育園は通園バスを走らせたが、利用者がなく廃止した。めいてつや落倉は出す必要があるが、みそら野は必要か。

自家用車で送ったほうが楽という意見もあるのではないかとの問いに、今アンケートを行なっている最中。様々な意見を聞く中で判断していきたい。路線バスとして使えるか地域公共交通会議にも図っていかなければいけない。今あるのは乗車率程度。まとまれば当然保護者にも知らせていくという答弁でした。

保護者は、中学を含めた要望をしていきたいと言っているので、保護者とともにつくってもらいたい。昔と今では観光地の白馬村は状況が違うという意見。

公共交通網形成計画を立てたが、６年先まで先送りし、６年後に検討するとなっている。スクールバスが先行していて、村民の足が置き去りにされているという意見もありました。

教育委員会生涯学習スポーツ課では、スノーハープクロスカントリー大会は、令和３年度の開催は中止になったが、地元は参加者の半分ぐらいは宿泊すると期待していると思うが、観光協会の了解は取れているのかとの問いに、常任委員会に佐野坂観光協会長、五竜観光協会長も入っていただいて判断したとの答弁でした。

Ｂ＆Ｇ体育館、雨漏りは本当かとの問いに、結露と思っていた。１月に雨漏りがあり、その部分をテープで止めて雨漏りを止めた。

設計業者に瑕疵担保があるのではの問いに、雨漏りは想定していなかったので、瑕疵担保にはならない。

見抜けない責任はどこにあるのかとの問いに、契約者になるという答弁がありました。

観光課関係では、白馬駅前の観光案内について、白馬館がやめたいとのことであるがとの問いに、白馬館から駅前支店を閉店するという話があった。駅前の観光案内業務は必要と考える。観光局が駅前の案内業務をやる考えでいるとの答弁でした。

道の駅の土地は村が買い上げるのかとの問いに、道の駅の土地は２名から借りている。契約が来年７月に切れるが、所有者から譲渡したいとの意向をお聞きしたので、そのための土地鑑定を行なうとの答弁でした。

意見として、庁内統一の不動産鑑定士を入れていただくことを検討してほしいという意見がありました。

コロナ感染に対し予想を立てて予算組みをしているのであるならば、観光地経営計画が修正になっていくのではないか。外国からお客が来ないなど見えている部分がある。シビアな考え方を持っていたほうがいいのではないかとの問いに、コロナ収束に関しては数年かかると見ている。危機感を持って臨み、秋から冬に向けて肝に命じて行なう。国内向けにプロモーションを行なっていくとの答弁がありました。

地方創生推進交付金事業は導入当時、事業の相手先が白馬観光開発と八方尾根開発であったが、現在は、ほぼ白馬スノーピークのための事業に思える。ソフト事業はどこに行くお金かとの問いに、国内プロモーションを想定している。観光局やスノーピークが行なうプロモーションを行なう。村

内広告代理店、県内テレビ、映像制作は村内・村外の事業者となるとの答弁でした。

観光局の負担金については、自由討議で議員間の意見を伺い協議したい、観光局の総会資料を提出していただきたいという動議が出されました。委員から、議案第１６号の採決に向けて自由討議の動議が出され、委員全員の賛成により観光課の審査を中断し、３日目の他の課の審査が終わったところで自由討議を行ないました。

自由討議の意見としては、局の負担金は、事業経費と運営経費を分けるのは分かりやすくよいと思う。事業経費の中身が分からないので説明が必要。

また、観光は、先取りした運営をしていかなければいけない。冬には夏のものができ、行動しなければいけないができていない。今はコロナ禍であるが、観光局のビジョンが見えない。観光を推進していく気構えがあるのか。

コロナ感染確認時の対策は、シーズン前に観光局が考えることであった。コロナ危機において観光局は何もやっていない。

事業費は見ていいが、運営経費は対象経費から前年度の事業収入を引いた分が負担金となるが、人件費の８割を持って負担するとか。観光局を振興公社と一緒にしてもよいと思うという意見もありました。

また、別の意見では、人件費の８０％で切る。修正案が一番いいと思うという意見もありました。

また、危機感、スピード感のなさで反対討論しようかなと思うが、産業経済委員がそう思うなら、修正するか否決しなきゃいけないと思うという意見もありました。

観光局と振興公社は一緒になれと一般質問でも言っている。持続可能な観光地づくりとして観光局ができた。村民がどう思っているのかという意見もありました。

また、産業経済委員会で考え方をまとめて修正案を出したいと思う。負担金を丸々認めるのは考えていない。修正案を出したいと思う。予算特別委員会５日目に案を出したいという意見がありました。

４日目の各課審査が終わったところで、緊急の産業経済委員会の緊急懇談会を開き、再度、観光係長から観光局の負担金について説明を受け、意見交換しました。

予算特別委員会最終日、観光課の審査を再開し、産業経済委員の懇談会から、村の負担金は、事業費に対し分担金と事業収入を充てて、事業費全体から引いた残り１，３３２万５，０００円。人件費は、自助努力が必要で、上限額８０％、商工会も補助金の団体で人件費のおよそ８０％である。人件費は３，３３７万１，０００円。合計４，６６９万６，０００円で、村の予算から３２５万４，０００円の減という案。しかし、すぐ修正案のようになるとは思っていないので、参考資料にしていただきたい。令和３年度の観光局の運営は不安に思っている。令和２年度、社員の分担金をゼロにした。実態は来期のほうが厳しい状況で、１，５５０万円の分担金が納入されるか不安に思うという懇談会の意見が報告されました。

審議を再開し、ほかにグリーン期のシャトル運行事業を計上しているが、冬は一般財源で計上しており、統一したほうがいいと思うが。バスは空で走っている、予算をカットしてもいいのではという問いに、グリーン期は実証運行の取扱いである。この冬から白馬シャトルで行なっていくので、年間を通してのシャトルバスとして行なうことになるという答弁でした。

グリーン期とナイトシャトルバスで２，０００万円。そのほかにスクールバスがあり、乗合タクシーがあり、公共交通網との関連はどうなっているのかとの問いに、グリーン期のシャトルバスは網計画ではない。令和４年度からの実施に向けて調整していくとの答弁がありました。

観光目線で言うのは分かる。村民の足も含めて公共交通網をつくり上げて、一緒に考えてもらいたいがとの意見で、グリーン期のバスは、もともとは花三昧で運行。公共交通の中で、観光の足と住民の足とは違うということで、観光の足を特化した。交付金の５か年計画。行く行くは１本化の意見は、ごもっともですとの答弁がありました。

観光局の修正案はのめるかとの問いに、観光局を回していくには２，０００万円は残していきたいので、このままでお願いしたいという答弁がありました。

令和２年度のコロナ対策で局が出したお金はとの問いに、コロナに限れば５００万円という答弁がありました。

３年度以降もコロナの影響が続くと思うが、さらにコロナ対策のために負担が増えるのではという問いに、観光局ではコロナ対策を見据えていないと答弁がありました。

観光局の組織を改める時期が近づいている。２年後の地方創生交付金がなくなる時期、あしき前例踏襲はやめてこの機会を捉えて、代表理事が替わる時期に組織再編を考えていくべきとの意見が出されました。

各課の審査が終わり、全体を通しての討論に入り、賛成討論として、消極的賛成。観光局予算が昨年に比べ２００万円しか減っていない。他の課では、頑張っていただいているので賛成。

反対討論として、３月２日の予算概要の説明のときから、コロナ禍の予算編成は、危機感を持って予算を編成するかと思ったら、そうではない。コロナ対策は臨時交付金で賄っているにもかかわらず、財政調整基金等を繰り入れている。財政の赤信号直前と思う。議会は指摘する義務があると思うので、予算は反対という討論でした。

また、賛成討論として、予算なので、職員の人件費も絡むので賛成したい。スクールバスの運行は同じ予算を組んだ。もろもろのところは反対しなければいけないし、これまでの延長線上の予算づくりという気がする。第５期総合計画後期計画がスタートするが、覚悟を持ってスタート地点に立っていない。賛成はするが、問題点は山積み。他の自治体の人口規模の同じ自治体と比べ、１０億円ぐらい大きい予算で、方向転換するよう組織内でつくってほしいという討論がありました。

採決したところ、議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算は、委員長を除く委員多数の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１７号　令和３年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額は、それぞれ１０億５，３８９万円。国民健康保険税は２億２，１３６万３，０００円。保険給付費等交付金、普通交付金６億７，９３７万５，０００円、特別交付金１，６０３万６，０００円は、保健事業の実績等によるものと新型コロナウイルス感染症による国保税減額分が含まれています。

慎重審査し、討論はなく、採決したところ、議案第１７号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第１８号　令和３年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出総額は、それぞれ１億５５５万６，０００円。後期高齢者医療保険料は８，１５５万９，０００円。特別徴収５，１７０万３，０００円、普通徴収２，９０８万３，０００円、過年度普通徴収７７万３，０００円。一般会計繰入金２０１万円。保険基盤安定繰入金２，１７０万４，０００円であります。

慎重審査し、討論はなく、採決したところ、議案第１８号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第１９号　令和３年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算についてです。

歳入歳出総額は、それぞれ４５４万９，０００円、維持管理を行なうための予算となります。使用料収入８９万６，０００円。一般会計繰入金３５９万１，０００円。

慎重審査し、討論はなく、採決したところ、議案第１９号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第２０号　令和３年度白馬村水道事業会計予算についてです。

収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益３億１，０３１万９，０００円。水道事業費用２億５，８０４万１，０００円。資本的収入６，７８９万７，０００円、資本的支出１億６，０９０万６，０００円を予定しています。

資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額９，３００万９，０００円は、損益勘定留保資金、建設改良積立金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものです。

主な建設工事として、反田橋橋梁工事、白馬駅前無電柱工事に伴う配水管布設替え工事、北城南部圃場整備に伴う配水管布設工事を行なう予定です。

質疑に入り、加入分担金の大型施設はどこかとの問いに、飯田地区で２０棟ほど新設されているという答弁でした。

水道工事請負費は、有収水量率を向上していくということだが、水道計画の一環かとの問いに、更新計画で老朽管の洗い出しを行ない、向こう１０年間の洗い出しをした。優先順位を決めて行なうという答弁でした。

討論はなく、採決したところ、議案第２０号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第２１号　令和３年度白馬村下水道事業会計予算についてです。

収益的収入及び支出は、下水道事業収益５億１，２３３万３，０００円、下水道事業費用５億１，２３３万３，０００円、資本的収入３億４，１８５万２，０００円、資本的支出４億５，６９２万３，０００円です。

収益的収入及び支出の予定額は、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額１億１，５０７万１，０００円は、損益勘定留保資金で補填するものです。

主な建設改良事業は、反田橋架け替え工事に伴う水管橋移設工事、白馬駅前無電柱化に伴う配水管布設工事を行なうものです。

下水道事業収益は、対前年比１，１２２万３，０００円減額の５億１，２３３万３，０００円で組んでいます。これは、下水道使用料と雑収益の減額が主な要因となりますが、下水道使用料はコロナウイルスの影響もある程度考慮して計上しました。

下水道会計は、水道会計のように積立金がないことから、今年のような想定もしない使用料収入の減少は事業に多大な影響を及ぼします。そのため、今年度の実績を鑑みて編成しました。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第２１号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員会の報告を終わります。

議長（北澤禎二郎君）　ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

議案第１６号の討論に入ります。討論ありませんか。どちらですか。

（「反対です」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　まず、原案に反対の方の発言を許可します。第２番丸山勇太郎議員。

第２番（丸山勇太郎君）　２番丸山勇太郎です。議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算に反対の立場で討論します。

今回の予算は、近年再び悪化している財政状況の中で、未曾有の災害とも言えるコロナ禍に見舞われている年の最も心してかからなければならない新年度予算編成です。そのコロナ対策費用は、ほとんど国の地方創生臨時交付金で賄い、緊縮財政を意識してか、これといった目玉事業もないのにもかかわらず、財政調整基金と減債基金で合わせて２億円、ふるさと基金で３億円など大きく基金を取り崩しての予算編成は、財政硬直化の顕著な表れであり、明らかに赤信号寸前の状態と言えます。私には、財政破綻の道をまっしぐらに進んでいるように思われます。

予算書全体を通じて、村長の思いが職員に浸透しての予算組みとは到底思えず、危機感とスピー

ド感が圧倒的に不足しています。理事者も職員もそして議員も、違う時代に入った、違うフェーズになったという認識を持たなければなりません。私は、平成１０年代の白馬村財政の危機の時代を経験しましたが、その経験から言っても、コロナ災禍の今こそ数字的にも、行動的にも軌道修正しなければ、この先、健全財政に乗せるチャンスはありません。村民にも理解と協力を求め、前例踏襲を断ち、当初予算の段階から改革を断行し、壊滅的状態になる前にそれをなさなければならず、逆に言えば、今般のコロナは、そのためのチャンス、ピンチをチャンスに変える絶好の機会と言えます。それを怠ったならば、報道されているような池田町の財政危機と同じことがこの村でも近い将来に起きます。その池田町は、今見事に機敏に対応している最中です、ただし、痛みを伴いながら。

平常時の新年度予算案であるなら人件費や扶助費などの義務的経費を含むものであり、通過させることが慣例です。賛成する議員も多いとは思いますが、今回の予算案に、もろ手を挙げて賛成する議員はさすがにいないのではないでしょうか。いわゆる消極的賛成のはずです。しかし、消極的賛成という判断は議会のする判断でしょうか。十分納得した上で自信を持って認めるか、さもなくば認めないかではないかと私は思っています。議員が忖度などすべきではありません。

前述の池田町においても、昨年３月の予算議会で財政危機を察したある議員は、勇気を持って一人だけで当初予算に反対したそうです。私は、義務的経費を含んだ大切な予算であることは百も承知です。その上で、３月末までに再度組み直し、４月に間に合わせることはできないことはないとの判断から、そして心を鬼にして苦言を呈することが議会の責務、議員の責務であるとの思いから、上程された令和３年度一般会計予算に反対します。議員各位のご賛同をお願いします。

議長（北澤禎二郎君）　次に、原案に賛成の方の発言を許します。第８番津滝俊幸議員。

第８番（津滝俊幸君）　私は、議案第１６号　令和３年白馬村一般会計予算に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

令和３年白馬村一般会計予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により、村税や交付金、施設使用料等が大きく減少する見込みと想定され、各種事業の財源にふるさと納税の基金の繰入れや村債発行を充てており、不足する一般財源を補うため、財政調整基金や減債基金から繰り入れており、苦しい財政状況であることは事実です。しかし、このコロナウイルス感染症の対策は継続し、村民の生活や地域経済は守っていかなければなりません。

予算編成の方針は、前年踏襲主義を廃して、行政が行なうべき事業かコロナ禍で行なう事業かを見極めながら、昨年度から行なわれている枠配分方式により編成されました。具体的には、令和２年度当初予算に対して９７％を乗じた額を最低限度額とし、地方債の新規発行額を元金償還額以下とすることで、地方債残高をこれ以上増やすことのないよう基本とされています。さらに、令和４年度へ実施可能な事務事業を延期しています。

予算の中には、村民の生活を支える福祉、教育などの予算や、新型コロナウイルス感染症のワク

チン接種や「ゼロカーボンシティ」宣言に基づく小水力発電建設費が予算化されています。行財政改革について課題がたくさんありますが、特に観光局と振興公社の事業見直しや統廃合、山小屋の運営の在り方など、コスト管理と経営感覚を持って十分検討し、新たな自主財源の確保などさらなる行財政改革を進めることを望み、この令和３年度白馬村一般会計予算には賛成するものです。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　次に、原案に反対の方の討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　原案に反対の方の討論がありませんので、次に、原案に賛成の方の発言を許可します。第５番伊藤まゆみ議員。

第５番（伊藤まゆみ君）　５番伊藤まゆみです。議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算に、賛成の立場で討論を行ないます。

昨年から１年以上も続いている新型コロナウイルス感染症は、世界経済を混乱の渦に巻き込み、私たちに今までの考え方、生活様式を改めることを余儀なくさせています。当然、この村の予算もこの未曽有の経済危機に沿った形で組み立てられるべきであるにもかかわらず、そういった危機感は、この予算編成からは伝わってこないというのが大方の議員の見方であります。

特に、今回の予算委員会で問題になったのは、観光局への負担金で、かなり精査した金額とのことでありましたが、蓋を開けてみれば、昨年の負担金よりたった２００万円減額されただけで、大幅な減額予想の期待があっただけに、落胆は非常に大きいものでありました。

一番問題だと思われるのは、この１年間、執行部が豪語していた、この村を牽引する観光のトップランナーとしての役割を観光局は本当に果たしていたのかという点であります。私が見る限り、この１年は、静かな教会の片隅でじっとしているチャーチマウスのように鳴りを潜め、自ら考え会員のために必要な行動を取り、トップランナーとして観光業者を牽引するといった動きは残念ながら見られませんでした。ゆえに、議会の中では、単独での観光局は不要との意見が多く出され、振興公社との一体化などを望む声が主流となっております。

しかし、代表理事交代まであと１年４か月ほどあり、その間に、私が予算委員会で提案した、観光局職員を白馬駅前、道の駅、各ゴンドラ駅や八方のバスターミナルなど主立だった観光拠点に配置する。そこでこの村が必要としている観光客の統計データを地道に取るなど、今までコンサルに任せていた業務をやるなどして、ＦＷＴのような派手なパフォーマンスで存在感を示すのではなく、ただひたすら会員の利益の追求のために黒子となり、自ら考え、組織を改革できる可能性もまだ残っています。令和３年度の予算にはほかにも多くの不満と異論がありますが、特に観光局にはそういった自らのイノベーションの機会を与えるべく、消極的ですが賛成したいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多　数　起　立）

議長（北澤禎二郎君）　起立多数です。よって、議案第１６号は委員長報告のとおり可決されました。

第８番津滝俊幸議員。

第８番（津滝俊幸君）　ただいま令和３年度の一般会計予算が成立したことを受け、動議を提出したいと思います。

動議の内容は付帯決議。３名の連名の上、提出をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君）　津滝俊幸議員から発議第１号　議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議が提出されました。

この動議は、ほかに２名以上の賛成者がありましたので、成立いたしました。

ただいまより暫時休憩といたします。

休憩　午前　３時０５分

再開　午後　３時１３分

議長（北澤禎二郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

△追加日程第１　発議第１号　議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議について

議長（北澤禎二郎君）　議会運営において提出されました発議第１号　議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算に対するの付帯決議についてを日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。会議規則第２２条の規定により、発議第１号　議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議についてを日程に追加し、追加日程第１として直ちに審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　異議なしと認めます。よって、発議第１号　議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議についてを追加日程第１として、直ちに審議することにいたしました。

ただいまから資料を配付いたします。

（資　料　配　布）

議長（北澤禎二郎君）　配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　配付漏れなしと認めます。

追加日程第１　発議第１号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

追加日程第１　発議第１号　議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議については会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（多　数　挙　手）

議長（北澤禎二郎君）　挙手多数です。したがって、委員会付託を省略し、質疑等の採決をすることにいたしました。

追加日程第１　発議第１号　議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第８番津滝俊幸議員。

第８番（津滝俊幸君）　第８番津滝俊幸です。それでは、議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議について、上記の議案を白馬村議会会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議。

令和３年度白馬村一般会計予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により、村税や交付金、施設使用料等が大きく減少する見込みと想定され、各種事業の財源にふるさと納税の基金の繰入れや村債発行を充てており、不足する一般財源を補うため財政調整基金や減債基金から繰り入れており、苦しい財政状況であることは事実です。しかし、このコロナウイルス感染症の対策は継続し、村民の生活や地域経済を守っていかなければなりません。そこで、予算執行に当たり、以下を決議するものであります。

記。１、財調整基金の取り崩しや過度なふるさと納税基金への依存、村債発行による財政運営に不安が見られる。前例踏襲を廃して、行政が行なうべき事業か、コロナ禍で行なう事業かを見極めながら、熟慮して事業執行を図ってほしい。

２、行政財政改革の推進として、観光局と振興公社の事業見直しや統廃合、山小屋の運営の在り方や少子化や老朽化による小学校校舎建設について方針決定、老朽化による子育て支援ルーム建て替え並びに図書館複合施設の一体的検討と方向性の確立、スクールバス・ナイトシャトル・グリーン期シャトルバス・デマンドタクシーなどの運行を一元的にした効率的な公共交通網の早期実現を要望する。

以上を決議する。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。ただいまの提案理由に対して質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発議第１号　議案第１６号　令和３年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（少　数　挙　手　）

議長（北澤禎二郎君）　挙手少数です。したがって、発議第１号は否決されました。

議案第１７号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１７号　令和３年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全　員　起　立）

議長（北澤禎二郎君）　起立全員です。よって、議案第１７号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第１８号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１８号　令和３年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全　員　起　立）

議長（北澤禎二郎君）　起立全員です。よって、議案第１８号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第１９号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１９号　令和３年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定すること

に賛成の方の起立を求めます。

（全　員　起　立）

議長（北澤禎二郎君）　起立全員です。よって、議案第１９号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第２０号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第２０号　令和３年度白馬村水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全　員　起　立）

議長（北澤禎二郎君）　起立全員です。よって、議案第２０号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第２１号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２１号　令和３年度白馬村下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全　員　起　立）

議長（北澤禎二郎君）　起立全員です。よって、議案第２１号は、委員長報告のとおり可決されました。

村長から同意案件の申出、総務社会委員長より発委の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長においてこれを受理いたしました。

よって、会議規則第２２条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

（資　料　配　付）

議長（北澤禎二郎君）　配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第３　同意第１号から日程第５　発委第１号までは、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決をいたします。この採決は挙手によって行ないます。

日程第３　同意第１号から日程第５　発委第１号までは、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

議長（北澤禎二郎君）　挙手全員です。よって、日程第３　同意第１号から日程第５　発委第１号までは、委員会付託を省略することに決定いたしました。

同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第３　同意第１号から日程第４　同意第２号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決をしたいと思いますが、これについて採決をいたします。この採決は挙手によって行ないます。

同意第１号から同意第２号は、会議規則第３９条第３項の規定により、質疑、討論を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

議長（北澤禎二郎君）　挙手全員です。よって、同意第１号から同意第２号は、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

△日程第３　同意第１号　白馬村教育委員会委員の任命について

議長（北澤禎二郎君）　日程第３　同意第１号　白馬村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　同意第１号　白馬村教育委員会委員の任命について、次の者を白馬村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

記。氏名、幅下守、住所、北安曇郡白馬村大字神城２５３６５番地、生年月日、昭和２７年１０月２５日。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。採決いたします。この採決は起立によって行います。同意第１号　白馬村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全　員　起　立）

議長（北澤禎二郎君）　起立全員です。よって、同意第１号は、原案のとおり同意されました。

△日程第４　同意第２号　白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（北澤禎二郎君）　日程第４　同意第２号　白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君）　同意第２号　白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の者を白馬村固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、北安曇郡白馬村大字北城１６１２６番地、氏名、松沢薫、生年月日、昭和２５年２月２７日。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。採決いたします。この採決は起立によって行います。同意第２号　白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全　員　起　立）

議長（北澤禎二郎君）　起立全員です。よって、同意第２号は、原案のとおり同意されました。

これより議案の審議に入ります。

△日程第５　発委第１号　７５歳以上の医療費窓口負担について原則１割負担の継続を求める意見書

議長（北澤禎二郎君）　日程第５　発委第１号　７５歳以上の医療費窓口負担について原則１割負担の継続を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。第２番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君）　発委第１号　７５歳以上の医療費窓口負担について原則１割負担の継続を求める意見書、陳情第１号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものです。

後期高齢者の医療費窓口負担２割化は、高齢者の暮らしと命、健康を守る上で大きな影響を及ぼし、高齢者の負担増は、介護に携わる現役世代の生活をも圧迫することになり、全世代に多大な影響を与えることから、７５歳以上の医療費窓口負担について原則１割負担の継続を求め、地方自治法第９９条の規定により、別紙により意見書を国に提出したいものであります。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣です。

以上です。

議長（北澤禎二郎君）　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第１号　７５歳以上の医療費窓口負担について原則１割負担の継続を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（多　数　挙　手）

議長（北澤禎二郎君）　賛成多数です。よって、議案第１号は、原案のとおり可決されました。

△日程第６　常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（北澤禎二郎君）　日程第６　常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第７　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（北澤禎二郎君）　日程第７　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第８　議員派遣について

議長（北澤禎二郎君）　日程第８　議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君）　異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長（下川正剛君）　令和３年第１回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月３日に開会をして以来、本日まで１７日間にわたり、令和３年度一般会計予算をはじめ条例改正などに慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。

議員の皆様から頂きましたご意見、ご指摘等につきましては、いずれも厳正に受け止め、対応してまいりたいというふうに思います。

特に、議決を頂きました新年度の各予算につきましては、村民の生活、福祉の向上のため、重点事業を中心に適正に執行させていただきたいと考えておりますので、議員各位をはじめ、村民の皆様のご支援、ご協力をお願いを申し上げるところでございます。

本定例会会期中の３月１１日には、２０１１年の東日本大震災という未曽有の大震災から１０年という月日が過ぎました。この震災でどれほどの被害があり、それをどのように乗り越えてきたか、徐々に記憶が薄らいでいることではないでしょうか。神城断層地震により被災を受けた本村においても、これからも発生し続けるであろう多様な災害に備え、住民の生命を守っていくことは、規模は違うとはいえ、震災を体験した私たちの責務であり、経験や教訓を未来へ伝えていかなければならないと思い返しました。

新型コロナウイルスワクチン接種体制整備の進捗状況につきましては、国の指示に基づき県と調整を図りながら、迅速に接種が開始できるよう２月の第７号補正で認めていただき、予算に基づき接種会場等で必要となる各種物品の購入、コールセンターへの専用電話の設置など、ワクチン接種の体制整備を進めております。

県からの最新の情報では、高齢者向けワクチンが県内全ての市町村に配布をされるのは、来月２６日以降の予定で、その数も１箱約４８７名分と少なく、その後の配布については、今のところ示されておりません。したがいまして、本村での高齢者への接種開始は、早くても５月の連休明けにずれ込む見込みであり、明日、北部地区医療機関との２回目の打合せで、スケジュール等実施体制について確認をさせていただき、詳細については、随時ホームページ等でお知らせをしてまいりたいというふうに考えております。

議員の皆様方にとりましては、この定例議会が任期最後の議会となられますが、これまで４年間のご支援、ご尽力に厚く御礼を申し上げます。皆様方におかれましては、引き続き立候補をされる方、また今期をもって後進に道を譲られる方もいらっしゃるわけですが、引き続き立候補される皆様には、ご当選されますことを心からご祈念を申し上げます。また、勇退される皆様方におかれましては、今後とも在任中と変わることなく、白馬村発展のためご指導とお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、皆様方のますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶と

させていただきます。

誠にありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君）　これをもちまして、令和３年第１回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会　午後　3時３９分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和３年　３月１８日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員